



岐阜市歴史の風致維持向上計画 (第2期)



令和8年3月

岐 阜 市

目次

序章	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	2
3 計画の策定体制	2
4 計画策定の経緯	4
第1章 岐阜市の歴史的風致形成の背景	5
1 自然的環境	5
(1) 位置等	5
(2) 地形概況	6
(2)－1 地質	7
(2)－2 水系	8
(3) 気候	9
2 社会的環境	10
(1) 市町村の合併経緯	10
(2) 土地利用	12
(3) 人口動向	14
(4) 交通	15
(5) 産業動向	16
(6) 観光動向	17
3 歴史的特性	19
(1) 岐阜市の歴史	19
(2) 岐阜市の都市形成の歩み	21
(3) 長良川の歴史	31
(4) 長良川鵜飼漁場の歴史	33
(5) 岐阜市の歴史的風致に関わりのある主な人物	35
4 文化財等の分布状況	38
(1) 指定等文化財	38
(2) 指定等以外の文化財	42
(3) 伝統的工芸品	44
(4) 日本遺産の認定	45

第2章 岐阜市の維持及び向上すべき歴史的風致	52
○ 「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致	53
1 ぎふ長良川の鶺鴒と鶺鴒匠の家まつわる歴史的風致	55
(1) 歴史的風致の概要	55
(2) 歴史的建造物等	55
(3) 活動	59
(4) まとめ	68
2 岐阜まつりと岐阜城下町まつわる歴史的風致	70
(1) 歴史的風致の概要	70
(2) 岐阜城と城下町の形成	70
(3) 歴史的建造物等	71
(4) 活動	76
(5) まとめ	79
3 岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家まつわる歴史的風致	81
(1) 歴史的風致の概要	81
(2) 川原町の成り立ち	81
(3) 歴史的建造物	82
(4) 活動	84
(5) 川原町の風景	87
(6) まとめ	87
○ その他の歴史的風致	90
4 加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町まつわる歴史的風致	90
(1) 歴史的風致の概要	90
(2) 加納城と城下町の形成	90
(3) 歴史的建造物	91
(4) 活動	92
(5) まとめ	96
5 手力の火祭りと手力雄神社まつわる歴史的風致	98
(1) 歴史的風致の概要	98
(2) 歴史的建造物	98
(3) 活動	99
(4) まとめ	100
6 小紅の渡しと鏡島弘法まつわる歴史的風致	102
(1) 歴史的風致の概要	102
(2) 歴史的建造物	102
(3) 活動	102

(4) まとめ	104
7 三輪祭りと三輪神社にまつわる歴史的風致	106
(1) 歴史的風致の概要	106
(2) 歴史的建造物	106
(3) 活動	107
(4) まとめ	108
第3章 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	110
1 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	110
(1) 歴史的資産の保存・活用に関する課題	110
(2) 伝統的な活動の保存・継承に関する課題	110
(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する課題	111
(4) 歴史的資産の周辺環境に関する課題	111
2 関連計画	112
(1) 岐阜市未来のまちづくり構想	113
(2) 岐阜市都市計画マスタープラン	114
(3) 岐阜市景観基本計画	115
(4) 岐阜市景観計画	116
(5) 岐阜市文化財保存活用地域計画	117
(6) 岐阜市観光ビジョン	118
(7) 岐阜農業振興地域整備計画	119
3 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	120
(1) 歴史的資産の保存・活用に関する方針	120
(2) 伝統的活動の保存・継承に関する方針	120
(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する方針	121
(4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する方針	121
4 計画の実施・推進について	121
第4章 重点区域の位置及び区域	123
1 重点区域の位置及び区域	123
(1) 歴史的風致の分布	123
(2) 重点区域設定の考え方	124
(3) 重点区域の位置及び範囲	124
2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果	126
3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策	126
(1) 都市計画法に基づく措置	126

(2)	岐阜市景観計画	129
(3)	岐阜市屋外広告物条例	133
(4)	長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画、 長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画	135
(5)	ぎふ長良川鵜飼かわまちづくり計画	137
(6)	史跡岐阜城跡保存活用計画、史跡岐阜城跡整備基本計画	138
第5章	文化財の保存及び活用に関する事項	140
1	岐阜市全体に関する方針	140
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の方針	140
(2)	文化財の修理・整備に関する方針	141
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	141
(4)	文化財の周辺環境に関する方針	142
(5)	文化財の防災に関する方針	142
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	142
(7)	埋蔵文化財の取扱いに関する方針	143
(8)	文化財の保存・活用に関わる文化財保護部局の体制と今後の方針	143
(9)	各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	144
2	重点区域に関する具体的な計画	145
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	145
(2)	文化財の修理・整備に関する具体的な計画	146
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	146
(4)	文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	147
(5)	文化財の防災に関する具体的な計画	147
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	148
(7)	埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	149
(8)	各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	149
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	150
1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	150
2	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業	150
(1)	歴史的資産の保存・活用に関する事業	150
(2)	伝統的活動の保存・継承に関する事業	150
(3)	歴史的資産の調査と情報発信に関する事業	150
(4)	歴史的資産の周辺環境整備に関する事業	151

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	173
1 歴史的風致形成建造物の指定方針	173
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	176
1 歴史的風致形成建造物管理の基本的な考え方	176
2 個別事項	176
3 届出不要の行為	177

序章

1 計画策定の背景と目的

本市は、斎藤道三や織田信長など、わが国の歴史上の転換点となる人物が活躍した地であり、当時、築かれた城下町の町割りや江戸後期から戦前に建てられた町家が連続して残るまちなみのほか数多くの神社仏閣が残っている。さらに、郊外部には里山の自然が広がり、都市部には長良川や金華山などの美しい自然環境が残っている。その豊かな自然環境や歴史的な雰囲気を醸し出す城下町のまちなみのもとで、1300年以上の歴史を持つ「ぎふ長良川の鶺鴒」や江戸時代から受け継がれているといわれている「伊奈波神社祭礼に伴う岐阜まつり行事(以降「岐阜まつり」という)」の山車の曳き込み、伝統の技術を用いた岐阜提灯・岐阜和傘の生産など、人々の営みが現在もおお息づいており、良好な歴史的風致が形成されている。

一方、社会情勢の変化による歴史的建造物の取壊しや、職人離れなどによる伝統産業や祭りの担い手不足等の問題も発生し、良好な歴史的風致の維持に向けた対策を講じていくことが求められるようになってきた。

こうした状況の中、平成20年(2008)5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という。)が制定された。

本市では、脈々と継承されている歴史・文化・自然、そしてそれらが織りなす歴史的風致を将来世代へ受け継いでいくことを目的として歴史まちづくり法第5条の規定に基づき「岐阜市歴史的風致維持向上計画」(平成25年(2013)4月～令和5年(2023)3月)を策定し、平成25年(2013)4月に国の認定を受けた。

この計画の主な取組として、史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園においては、公園内にある三重塔の復原や、戦国時代をイメージした意匠を取り入れた遊具広場の整備をするなど、歴史を感じることができる公園として再整備を進めた。また、史跡岐阜城跡区域内において発掘調査を実施し、調査の様子や石垣の分布調査成果等を一般に公開することで、文化財等歴史的資産の保存と活用をPRする取組も行ってきた。また、道路の無電柱化や歴史的建造物の維持保存工事への助成も併せて実施し、景観の維持向上を図った。

これらの取組により、歴史的建造物の減少に一定の歯止めがかかり、歴史や文化に対する市民の意識にも向上が見られ、シビックプライド※の醸成が図られたほか、観光客の増加にもつながり、岐阜公園の来園者は、コロナ禍前には年間100万人を突破した。

そして、本市の歴史的資産を物語る『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』が平成27年4月に日本遺産に認定された。

このような成果が見いだせる一方、伝統的な活動の担い手不足は引き続き課題となっているほか、第1期計画で進んだ整備についても、市民の誇りにつながる本物志向の観光まちづくりとして更に重点的に取り組む必要がある。

今までの成果を継続させるとともに、残された課題に取り組み本市の誇るべき歴史的風致の一層の維持向上を図るため、岐阜市歴史的風致維持向上計画の第2期計画を策定することとする。

※シビックプライド：都市に住んだり、働いたり、訪れたりする人が、その都市に対して持つ愛着や誇りのことで、郷土愛とは異なり、都市をより良い場所とするために自分自身が関わっているという当事者意識に基づく自負心を指す。

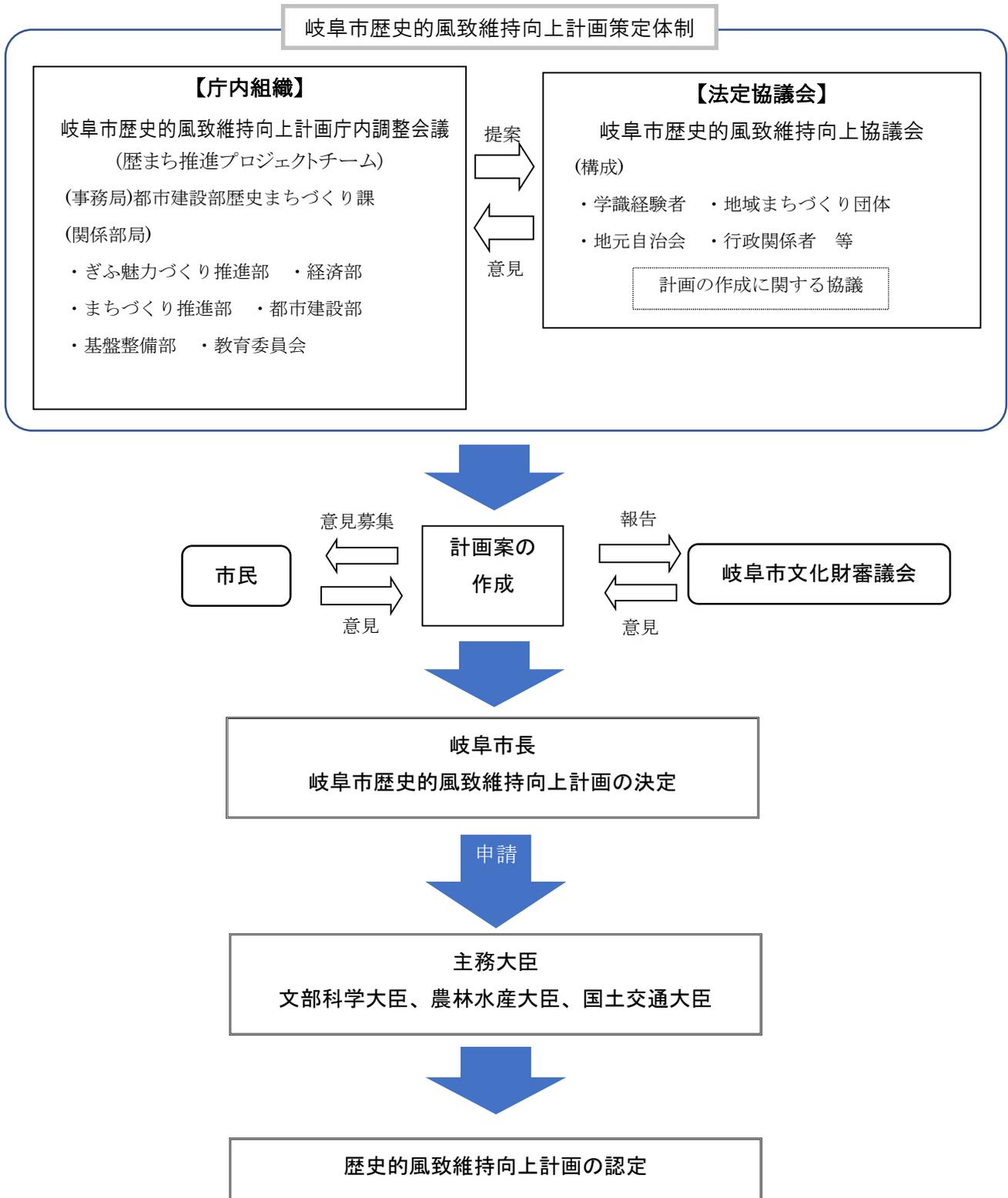
2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間とする。

3 計画の策定体制

第2期計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成された岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議（歴まち推進プロジェクトチーム）において検討を行い、庁内の合意形成を図った。

その後、岐阜市文化財審議会及びパブリックコメントによる意見聴取、法定協議会である岐阜市歴史的風致維持向上協議会での協議を行い、「岐阜市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定した。



岐阜市歴史的風致維持向上協議会委員

氏名・団体名・役職名等		備考
丸山 宏	史跡岐阜城跡整備委員会委員 名城大学 名誉教授	学識経験者
清水 重敦	岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会委員 京都工芸繊維大学 教授	
菊本 舞	岐阜市自然環境保全推進委員会委員 岐阜協立大学 准教授	
瀬戸 敦子	岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会委員 岐阜女子大学 講師	
高木 幹雄	岐阜市金華自治会連合会 会長	地元自治会
山岡 典子	岐阜長良川温泉旅館協同組合若女将会 副会長	地域まちづくり団体
国土交通省	中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長	行政関係者
農林水産省	林野庁 中部森林管理局 岐阜森林管理署長	
岐阜県	岐阜土木事務所長	
岐阜県	観光文化スポーツ部 文化伝承課長	
岐阜市	ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課特任研究員	
岐阜市	理事兼都市建設部長	

4 計画策定の経緯

本計画の策定経過は以下のとおりである。

【第1期計画】

平成 20 年(2008) 11 月 4 日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
平成 25 年(2013) 3 月 6 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 25 年(2013) 4 月 11 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画認定
平成 26 年(2014) 3 月 7 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 26 年(2014) 3 月 31 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 28 年(2016) 3 月 15 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 28 年(2016) 3 月 31 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定

【第2期計画】

令和 4 年(2022) 12 月 27 日	令和 4 年度岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議
令和 5 年(2023) 1 月 6 日	令和 4 年度第 1 回岐阜市歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)
令和 5 年(2023) 1 月 16 日	パブリックコメント(令和 5 年 2 月 15 日まで)
令和 5 年(2023) 1 月 19 日	岐阜市文化財審議会への意見聴取 (書面協議 令和 5 年 2 月 10 日まで)
令和 5 年(2023) 2 月 27 日	令和 4 年度第 2 回岐阜市歴史的風致維持向上協議会(法定協議会)
令和 5 年(2023) 3 月 3 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)の認定申請
令和 5 年(2023) 3 月 29 日	岐阜市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)認定

第1章 岐阜市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置等

岐阜市は、名古屋から約 30 km、東京から約 250 km、大阪から約 140 km の距離に位置し、せき 関、はしま 羽島、かかみがはら 各務原、やまがた 山県、みずほ 瑞穂、もとす 本巣、おおがき 大垣の 7 市及び羽島、はしま 本巣の 2 郡に隣接している。市域の面積は 203.60k m²、東西 18.8 km、南北 21.3km に広がる。

名古屋市を中心とする大名古屋圏(グレーター・ナゴヤ)に属し、伊勢湾内陸部の拠点都市として東海道沿線の主要都市であるとともに、北陸を結ぶ高山線の起点ともなっている。(図 I-1-1)

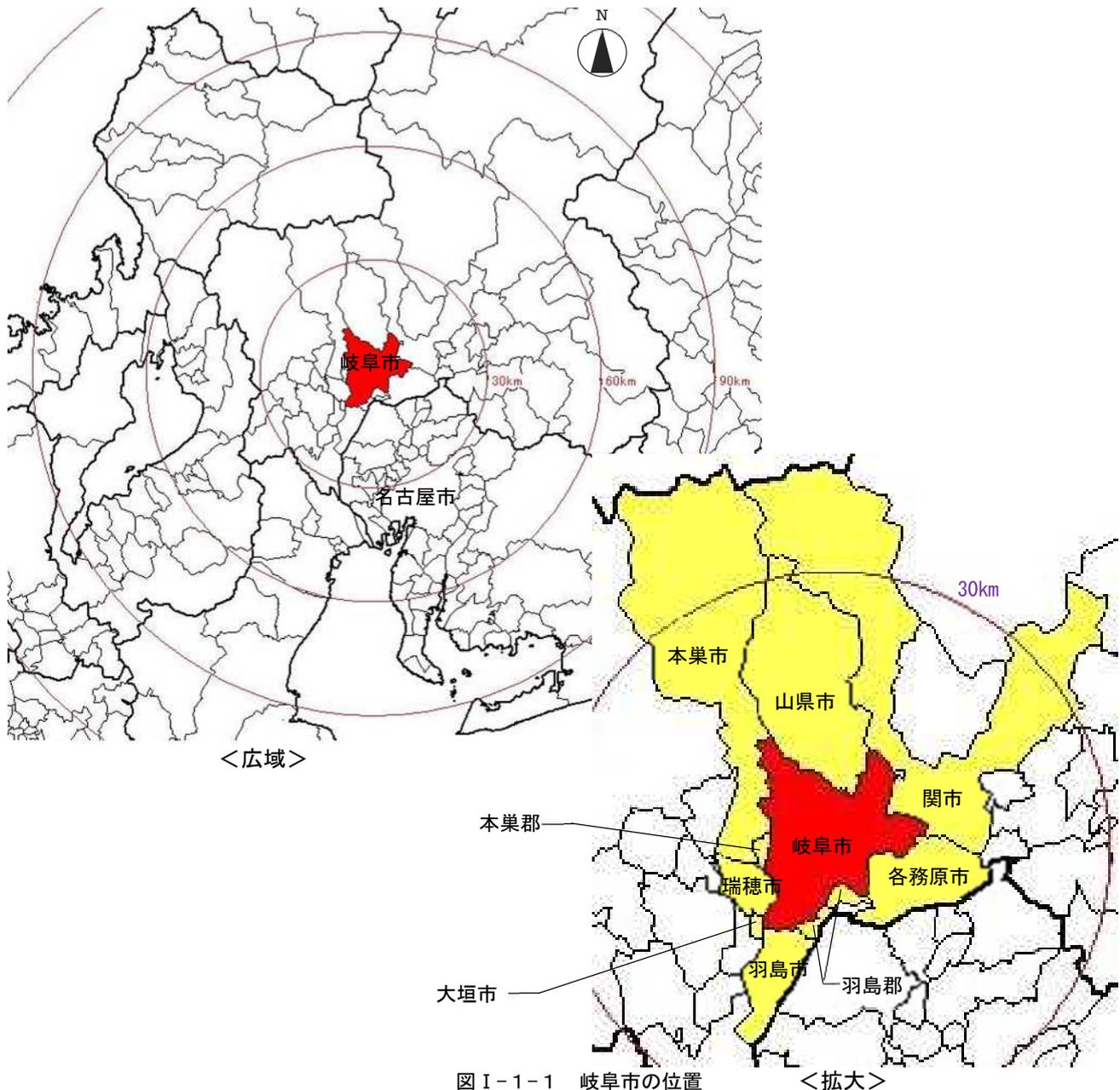


図 I-1-1 岐阜市の位置

(2) 地形概況

岐阜市の地形は、美濃山地と南縁にあたる孤立化が進んだ低起伏山地と、濃尾平野の北縁部にあたる平野から形成されている。

山地地形のうち、主なものは西北西～東南東に延びる岐阜～各務原山地で、その最高峰は百々ヶ峰^{どどがみね}の 417.9m である。また、小規模な残丘状独立山体が市の南東部に点在しており、市街地から緑豊かな景観を眺めることができる。

一方、美濃山地を侵食して南西へ流下する長良川・木曾川等が、砂礫を運搬し、沈降して低地をつくったのが濃尾平野である。

海拔高度は、可住地の北部においては約 70m、南部低地において 5.5m を示し、勾配は北から南へ 1/500～1/1500、東から西へ 1/1000～1/1500 となっている。(図 I-1-2)

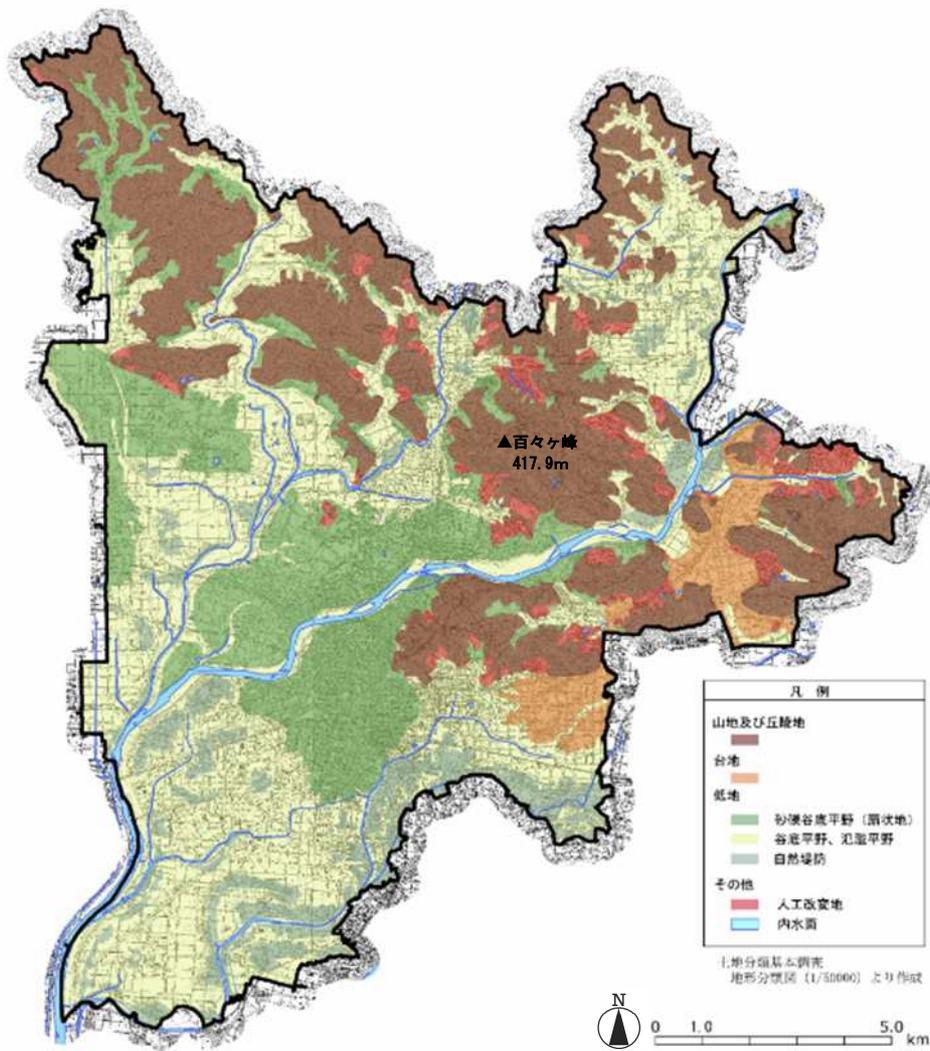
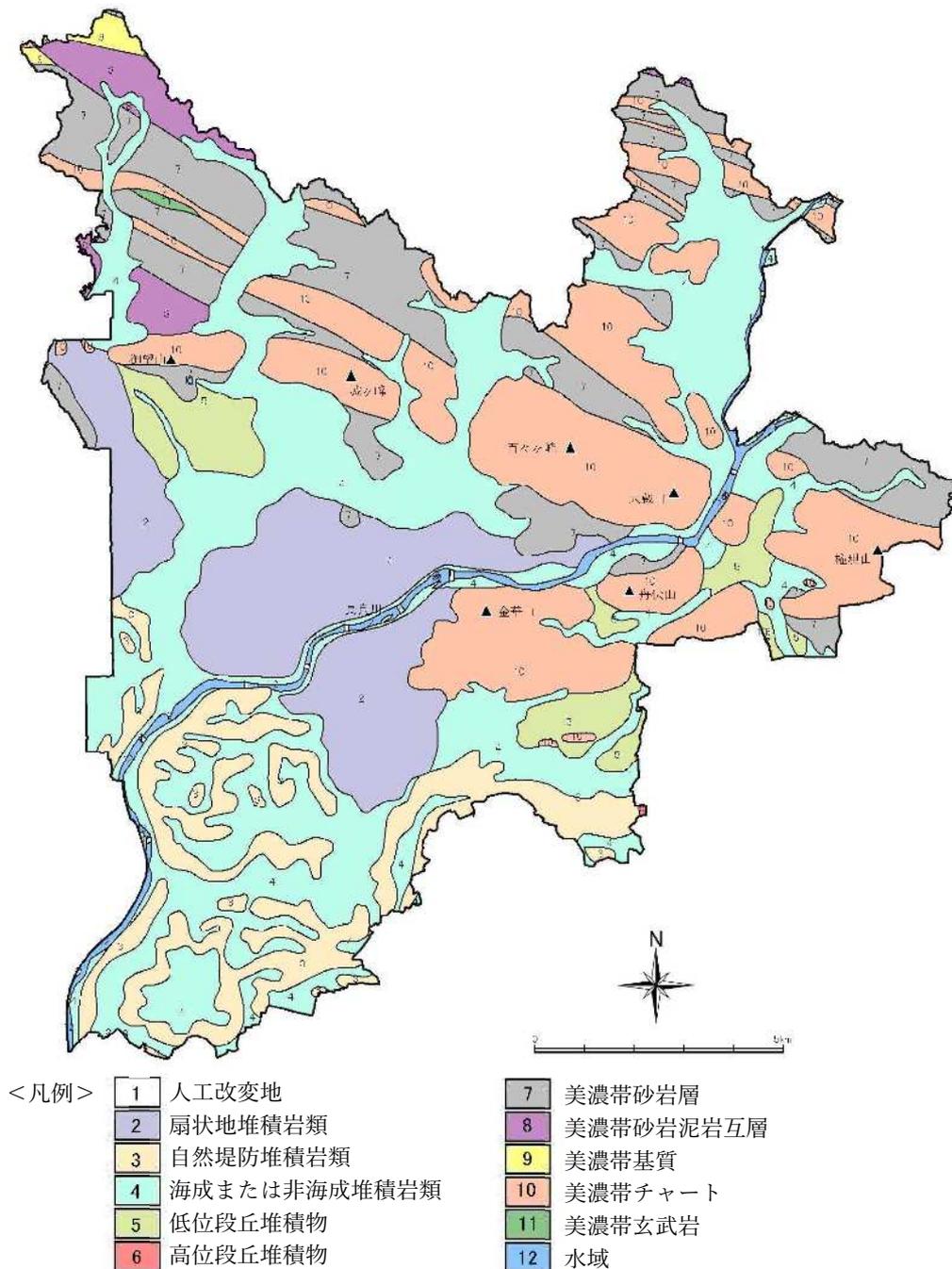


図 I-1-2 地形分類図

(2)-1 地質

美濃山地は、地質的には主として古生層の岩石によって構成され、濃尾平野を構成する地質は、第四紀(約 200 万年前から現在)の新しい堆積物によりなる。そのうち岐阜市中心部は、長良川が形成した緩やかな扇状地上にあり、その下流域には氾濫原^{はんらんげん}が広がり、木曾川、長良川を始めとする河川が形成した自然堤防の高まりが分布している。

(図 I-1-3)



<資料>

産業技術総合研究所地質調査総合センター(編)(2012)20 万分の 1 日本シームレス地質図データベース(2012 年 7 月 3 日版)
産業技術総合研究所研究情報公開データベース DB084、産業技術総合研究所地質調査総合センター

図 I-1-3 地質

(2)-2 水系

岐阜市では、長良川が市域を北東部から南西部に貫いて流れ、その流路延長は約 25 km である。市域の水系は、ほぼ全てが長良川の支流である。長良川の支流としては、武儀川、津保川が市域の北東部で合流し、伊自良川が長良川扇状地下端の河渡にて合流し、市域の最下流部において荒田川、境川が合流する。市域南部を流れる境川は、かつての

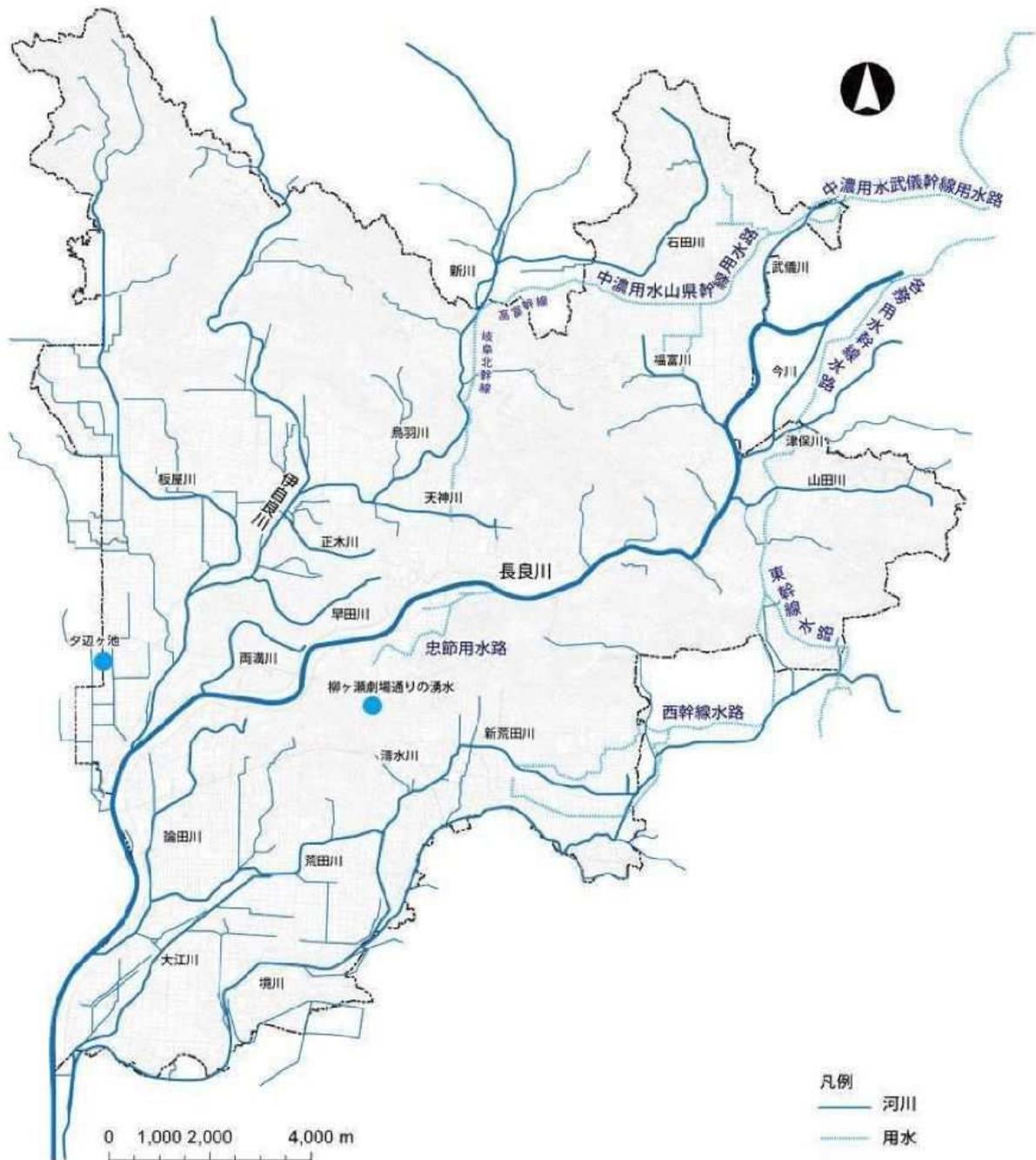


図 I-1-4 岐阜市域における水系

(「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存調査報告書」より引用・加筆)

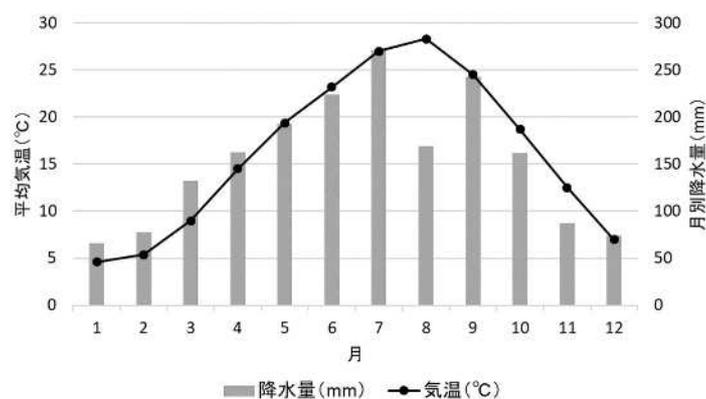
木曾川本流で尾張国との国境であったが、現在は長良川の一支流となっている。

岐阜市を含む美濃地方では、浸食などにより山地が開かれた谷地形を「洞」と呼び、地名としても多く現存する。洞には農業用水の確保を目的とした溜池が多く造られ、現在で30箇所余の溜池が確認できる。また、扇状地では流水が伏流水となり、扇端や旧河道において湧水として見られる場合が多い。長良川扇状地では、清水川の源流となる柳ヶ瀬劇場通りの湧水や市域西方の曾我屋地区の「夕辺ヶ池」などが、現存するものとして挙げられる。また、扇状地上の市街地等では、水道が普及する近年まで、伏流水を利用するために、井戸が多く用いられた。(図I-1-4)

(3) 気候

岐阜市の1991年から2020年の30年間における平均気温は、16.2℃で、年間降水量は1861mmである。

また気候は、概ね夏期は多雨多湿であり、冬期は少雨乾燥という太平洋岸気候の特徴を示すが、年の温度較差が大きいという内陸性気候の特徴も示す。海岸に位置する愛知県伊良湖、三重県の尾鷲などと比べ、夏は最高気温が高い。逆に冬は最低気温が低く、冬の積雪量は日本海側ほどではないが、太平洋岸の主な都市と比較した場合かなり多くなっている。(図I-1-5,表I-1-1,2)



図I-1-5 岐阜市の気温と降水量

資料：岐阜地方気象台観測データ(1991～2020年における月別平均値)

表I-1-1 気温の8月の年平均値(30年間の平均値)の比較

観測地点	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)
岐阜(岐阜市)	28.3	33.9	24.6
名古屋(名古屋市)	28.2	33.2	24.7
伊良湖(田原市)	27.4	31.6	24.5
津(津市)	27.9	31.6	25.0
尾鷲(尾鷲市)	26.8	30.9	23.5

表 I-1-2 気温積雪の1月の平年値(30年間の平均値)の比較

観測地点	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	積雪深さの最大
岐阜(岐阜市)	4.6	9.1	0.7	10
名古屋(名古屋市)	4.8	9.3	1.1	3
伊良湖(田原市)	6.0	9.4	2.9	0
津(津市)	5.7	9.5	2.4	2

2 社会的環境

(1) 市町村の合併経緯

明治22年(1889)の市制施行後、戦前までに1町12村を編入し、第二次世界大戦時の市域面積は70.73k㎡であった。戦後、昭和24年(1949)及び25年(1950)に合計9村を編入、昭和の大合併期(昭和28年～昭和36年(1953～1961))には合計6村を編入した。その後、高度経済成長期にも1村1地区を編入し、平成の大合併期(平成11年～平成18年(1999～2006))には、1町を編入し、現在の市域面積は、203.60k㎡となっている。

(図 I-2-1,表 I-2-1)

表 I-2-1 岐阜市域の変遷

編入等年月日	編入等地域	編入等後の面積(k㎡)	編入された人口(人)	人口(人)
明治22年 7月 1日	市制施行	10.00	-	25,750
36年 4月 1日	稲葉郡上加納村	10.05	...	39,403
昭和 6年 4月 1日	稲葉郡本荘村、日野村	18.74	8,337	100,946
7年 7月 1日	稲葉郡長良村	30.84	9,268	112,963
9年 12月 5日	稲葉郡島村	37.85	6,481	119,949
10年 6月 15日	稲葉郡三里村、鷺山村	44.56	4,271	128,721
15年 2月 11日	稲葉郡加納町、則武村	48.81	23,932	
15年 7月 1日	稲葉郡南長森村、北長森村、木田村、常磐村	70.73	14,663	185,341
24年 7月 1日	山県郡岩野田村	80.34	3,265	187,584
25年 8月 20日	稲葉郡黒野村、方県村、茜部村、鶉村、市橋村、本巣郡七郷村、西郷村	125.08	19,933	
25年 12月 10日	稲葉郡岩村	129.51	2,209	211,845
30年 2月 11日	稲葉郡鏡島村、厚見村	136.65	11,293	259,047
33年 4月 1日	稲葉郡日置江村、芥見村	155.69	6,937	287,106
34年 4月 1日	本巣郡合渡村	160.70	2,840	297,693
36年 4月 1日	山県郡三輪村	183.03	6,307	318,291
38年 4月 1日	本巣郡網代村	195.11	1,798	340,793
44年 2月 1日	本巣郡本巣町大字外山地区の一部	196.20	64	383,968
平成10年 10月 1日	岐阜市と武芸川町との境界修正	195.12	-	-
18年 1月 1日	羽島郡柳津町	202.89	13,436	413,367

(注)昭和15年以前は12月末日、昭和24年以降は国調結果又は推計人口

(注)昭和51年以前は12月末日、昭和24年以降は国勢調査結果又は推計人口

出典：平成19年度 岐阜市統計書

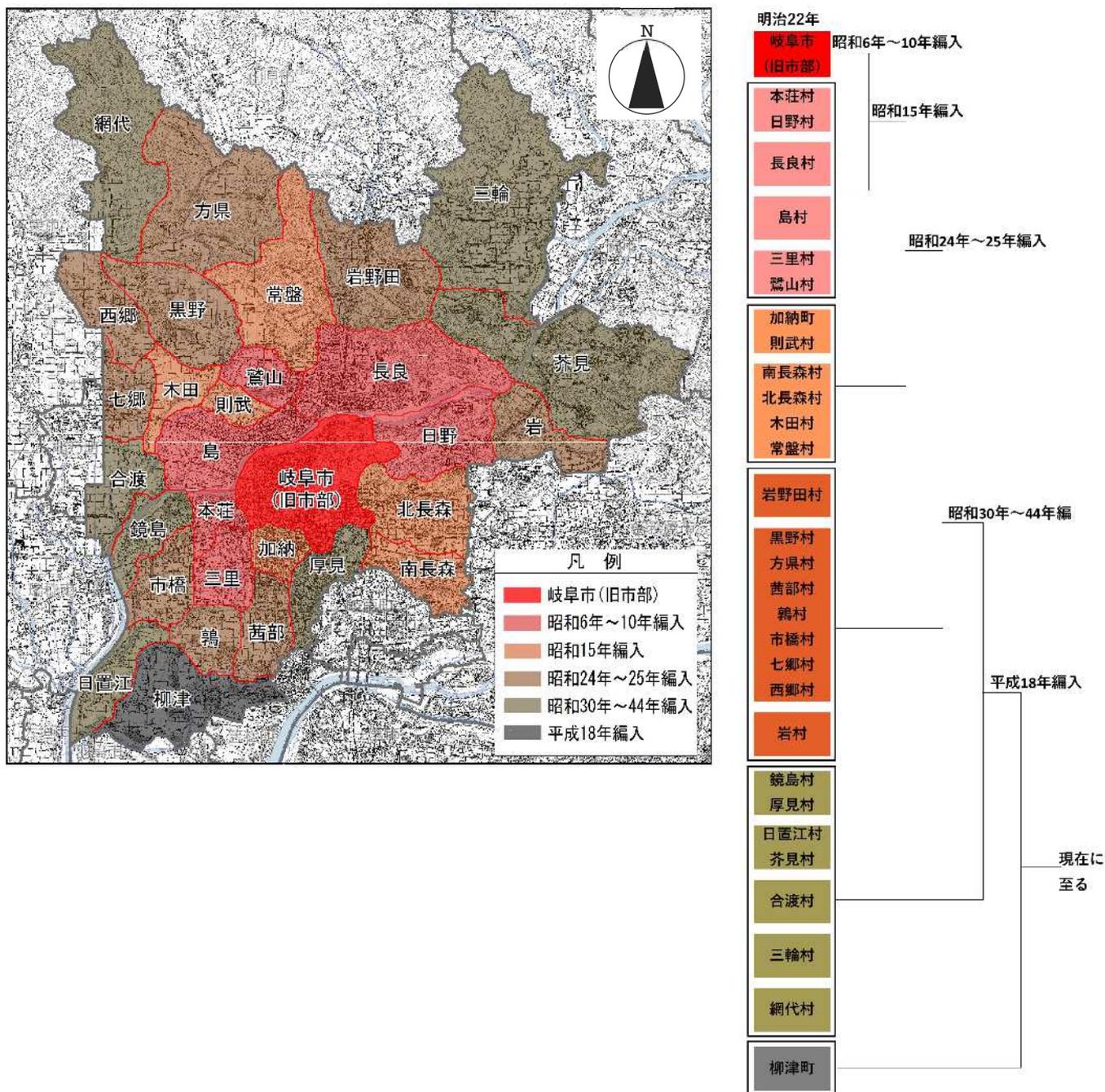


図 I-2-1 岐阜市域の変遷

(2) 土地利用

岐阜市の土地は、市の面積 20360ha のうち、山林が 5898.98ha(29.0%)で1番割合が多く、2番目に住宅用地が 3594.92ha(17.7%)、3番目に田が 2537.07ha(12.5%)等となっている。(図 I-2-2, 3)

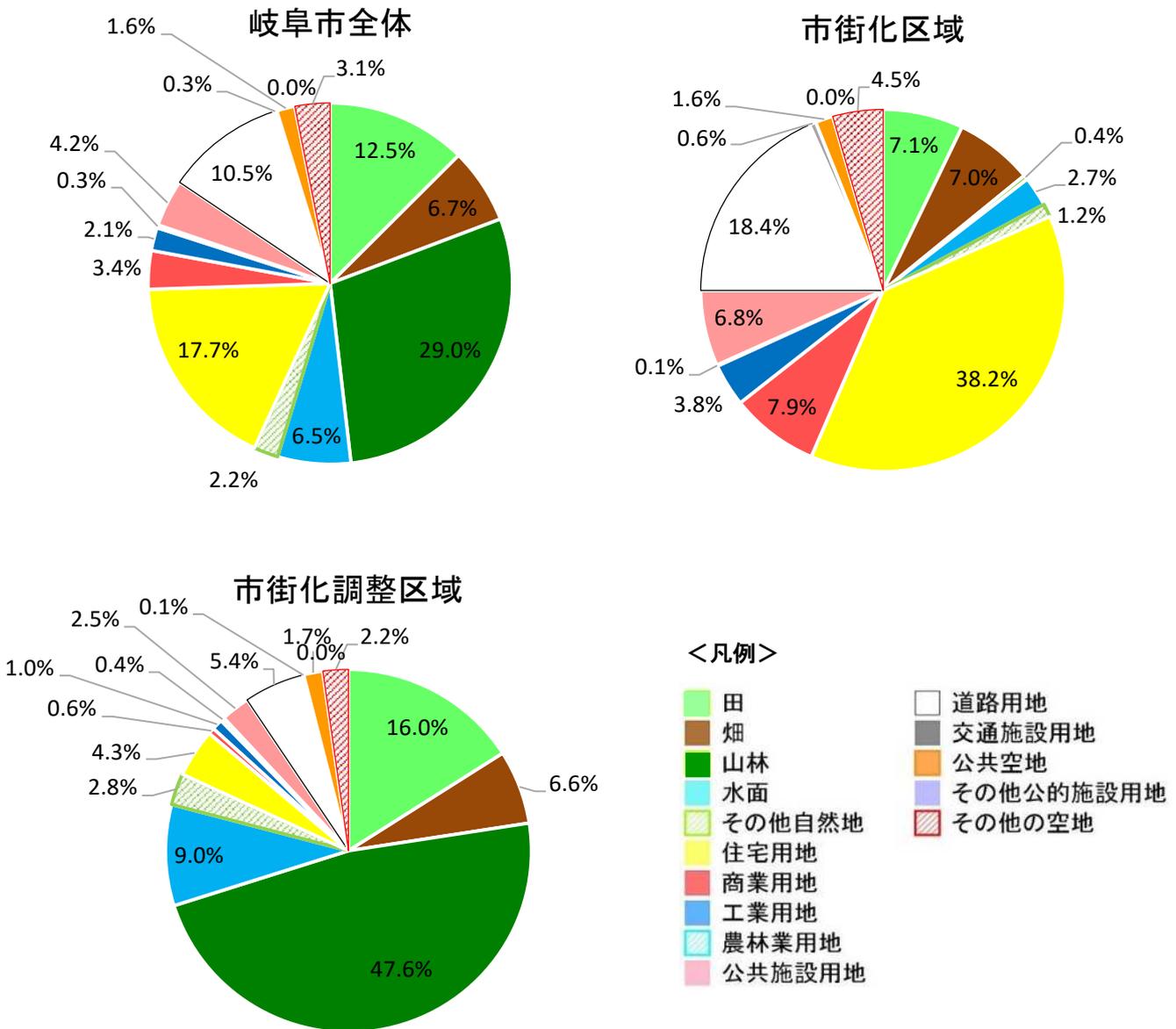


図 I-2-2 平成 29 年度 都市計画基礎調査

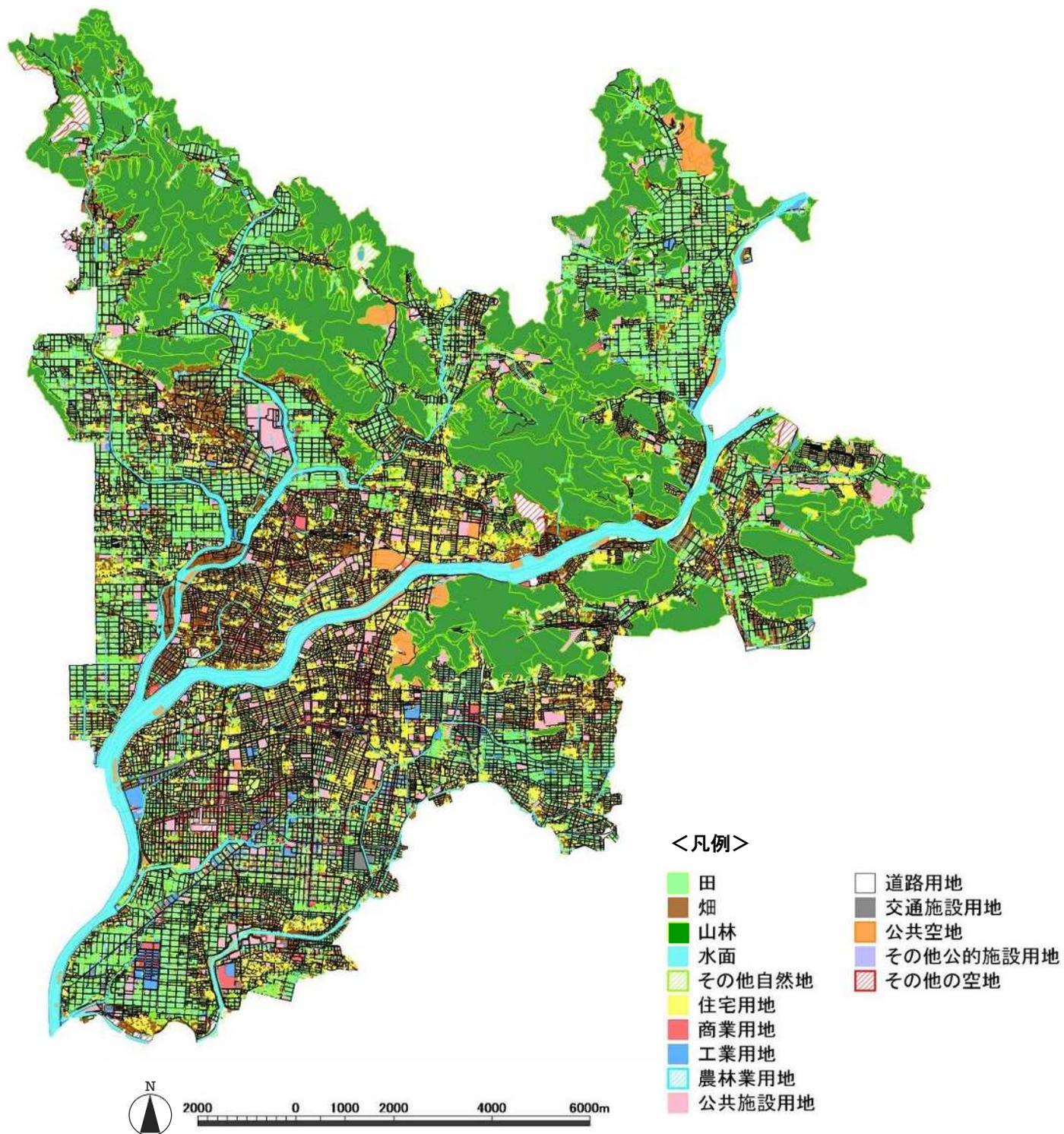


図 I-2-3 平成 29 年度 都市計画基礎調査

(3) 人口動向

岐阜市の人口は、大正後期(1920年代)から第二次世界大戦までの期間、繊維大工場の進出に伴う繊維産業の進展や都市計画指定都市(大正12年(1923))として幹線道路の整備や土地区画整理事業の実施、周辺町村との合併により増加している。第二次世界大戦により一時激減したが、戦後、戦災都市に指定され戦災復興土地区画整理事業などにより復興が進められるとともに、駅前繊維問屋街の形成による既製の一大産地として発展した。また、周辺町村との合併により人口は急増し、昭和50年(1975)には40万人に達している。昭和50年(1975)以降は、アパレル産業の撤退、拠点施設の郊外移転等による中心市街地の人口減少を周辺部での新規住宅地開発等による人口増加が補い、40万人台でほぼ横ばいとなっている。現在、岐阜市では郊外への拠点施設の移転や住宅地の開発等による中心市街地の人口の減少が課題となっている。(図I-2-4, 5, 6)

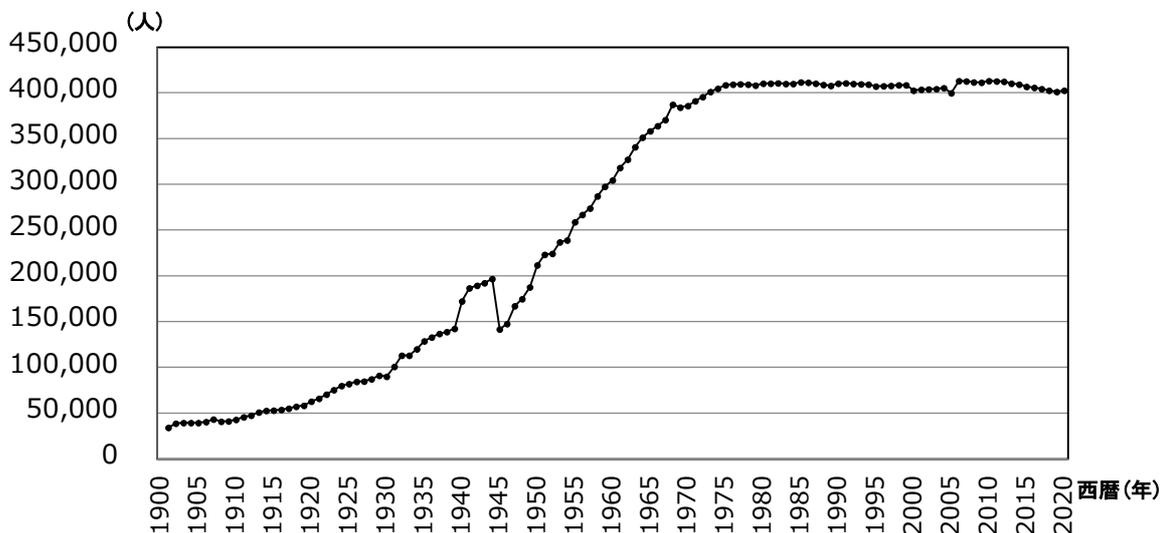


図 I-2-4 岐阜市の人口動向 資料：国勢調査又は推計人口

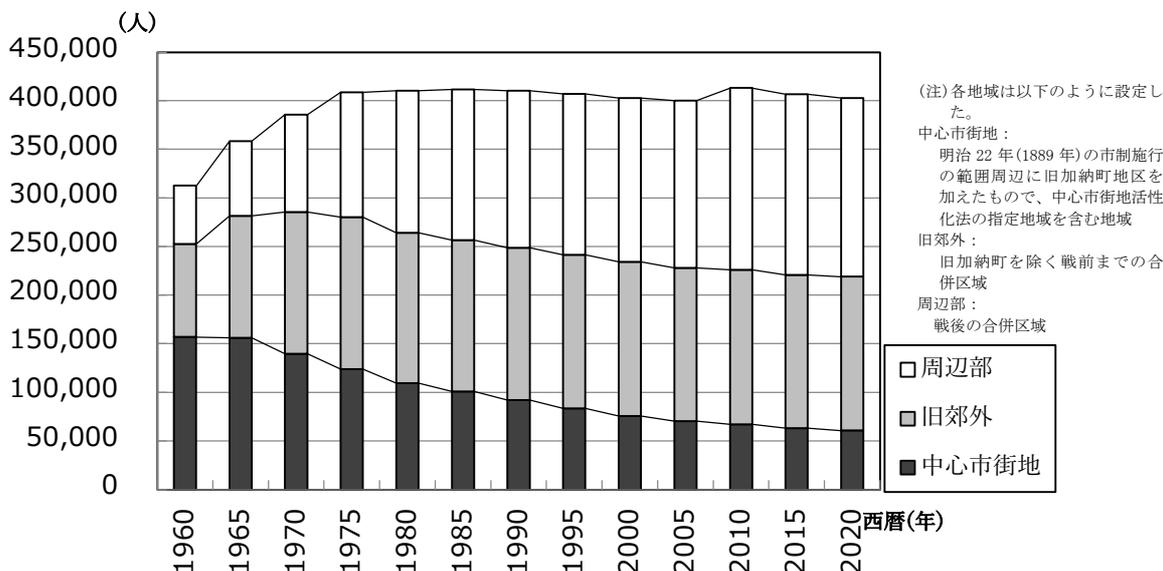


図 I-2-5 岐阜市内地帯別人口の推移 資料：国勢調査・岐阜市統計書

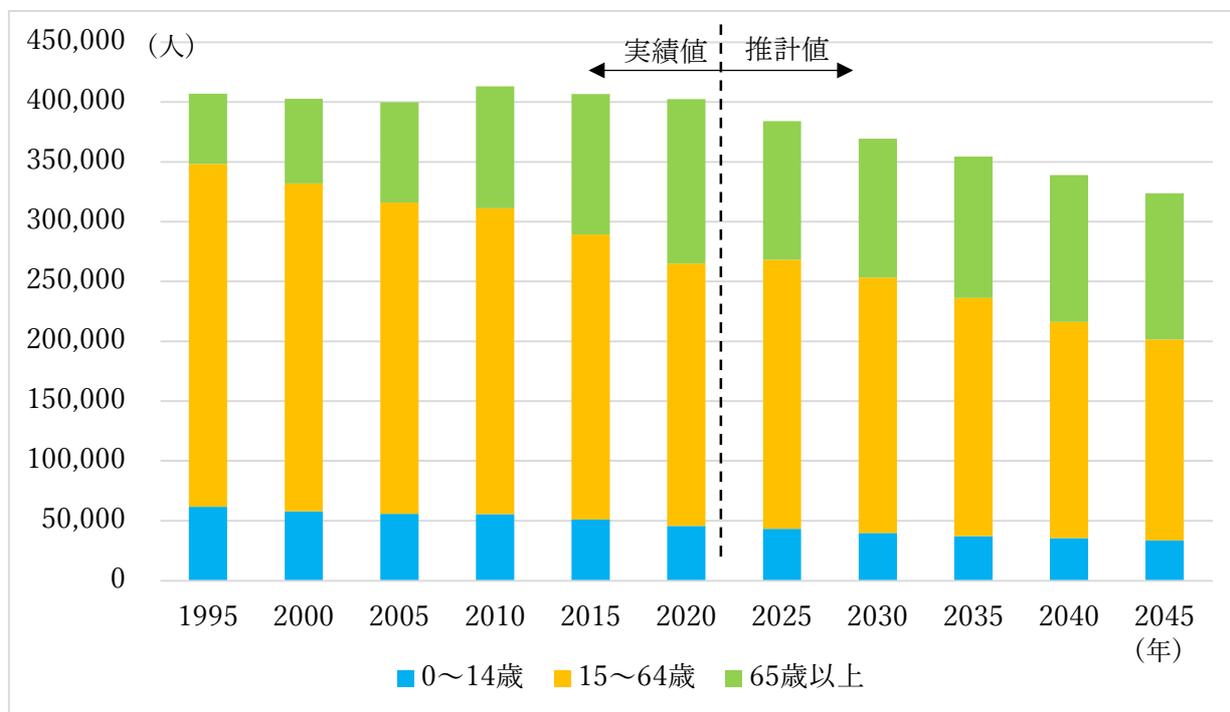


図 I-2-6 年齢区分別人口の推移と将来推計

資料：国勢調査・岐阜市統計書、国立社会保障・人口問題研究所

(4) 交通

岐阜市の道路交通網は、岐阜市の中心部から放射状に道路が整備され、これらを連携する環状道路も整備がなされている。また市の南部では、地域高規格道路である岐阜南部横断ハイウェイが一部整備され、高規格幹線道路である東海北陸自動車道と結ばれている。さらに市の北部では高規格幹線道路の東海環状自動車道の整備が進められている。

鉄道は、東海旅客鉄道(JR東海)東海道線が西から岐阜市中心部で南に折れ、名古屋市方面に運行している。また、名古屋鉄道(名鉄)は、市の中心部から東海旅客鉄道と並行する形で名古屋市や各務原市方面に運行している。これらの鉄道は岐阜市の発展に大きな役割を果たしてきた。現在でも岐阜市中心部にあるJR岐阜駅、名鉄岐阜駅の2駅の乗車人員は1日当たり約4.9万人(令和元年度(2020))である。(図 I-2-7)



図 I-2-7 道路整備方針図
「岐阜市都市計画マスタープラン」より引用

(5) 産業動向

令和元年(2020)国勢調査によると、15歳以上就業者数の合計194,500人(188,168人)のうち、第1次産業就業者は1.5%(1.5%)2,854人、第2次産業就業者は23.0%(23.8%)44,827人、第3次産業就業者は72.2%(74.7%)140,487人と、第3次産業就業者が多くなっている。また、1990年以降の産業大分類別の就業者数の推移によると、第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業が増加傾向にある。(図I-2-8)※()書きは、分類不能を除いた数値

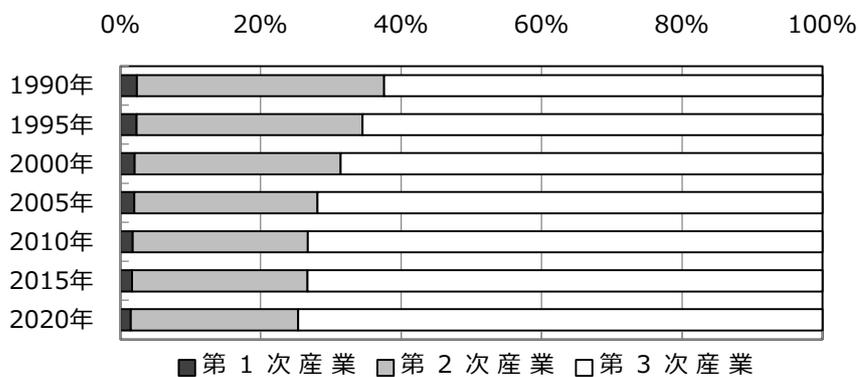


図 I-2-8 産業大分類別の15歳以上就業者数の推移 資料：国勢調査

(6) 観光動向

○観光施設の分布

令和3年度岐阜県観光入込客統計調査では、岐阜市内の観光地点として、岐阜城や岐阜公園などの施設型の観光地点17地点、手力の火祭やぎふ信長まつり(令和4年度から「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」に名称変更)などのイベント型の観光地点6地点の合計23地点が挙げられている。(図I-2-9)

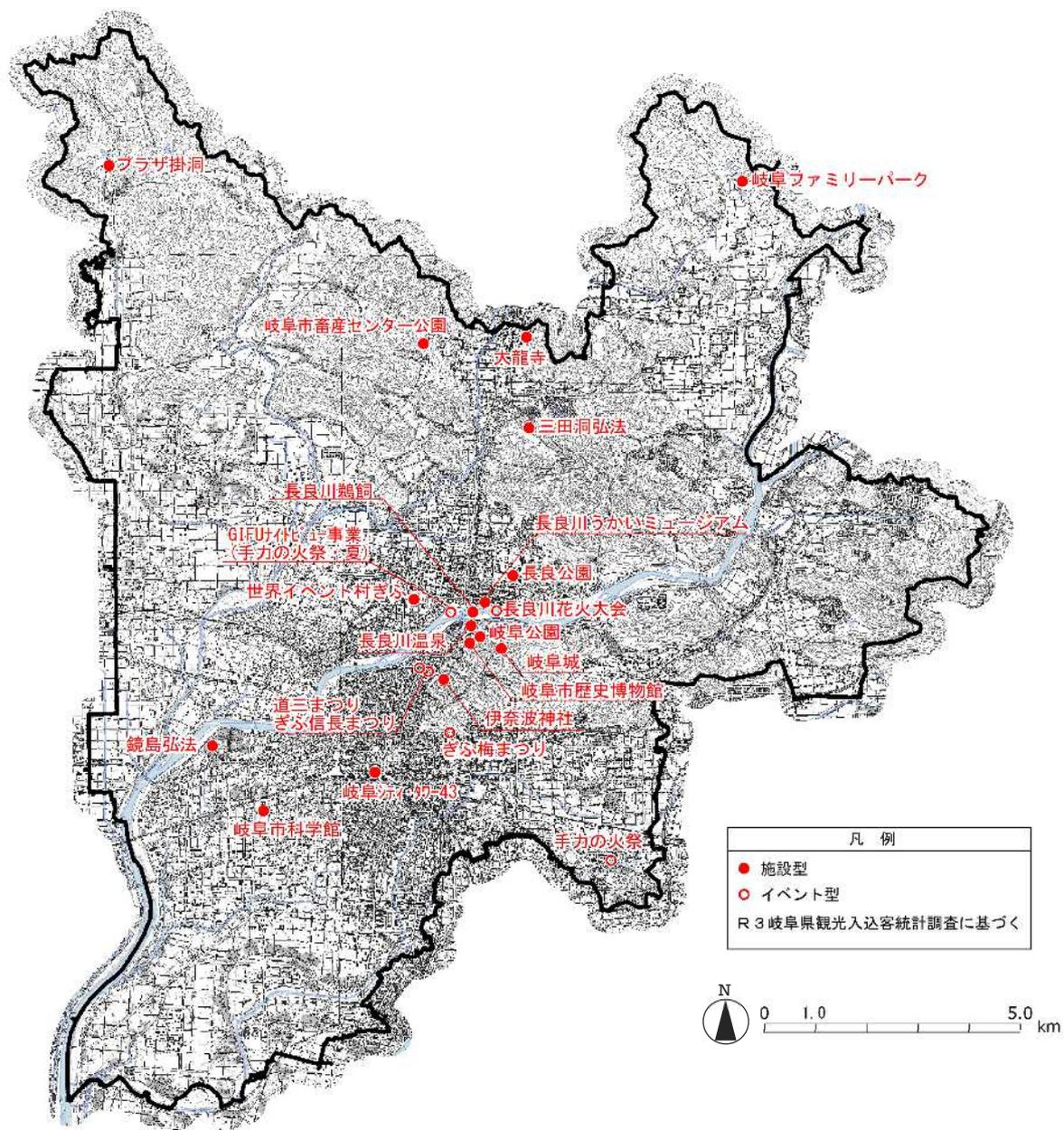


図 I-2-9 観光施設分布図

○入込客数の推移

施設型観光地点については、伊奈波神社、岐阜公園、世界イベント村ぎふの入込客数が突出して多くなっている。近年、岐阜公園の入込客数は増加傾向にあり、このほか、伊奈波神社、世界イベント村ぎふについては横ばい状態である。(図 I-2-10)

イベント型観光地点については、長良川花火大会(令和2年・令和3年(2020・2021)は中止)、ぎふ信長まつり、道三まつり(令和2年・令和3年(2020・2021)は中止)の入込客数が突出して多くなっている。

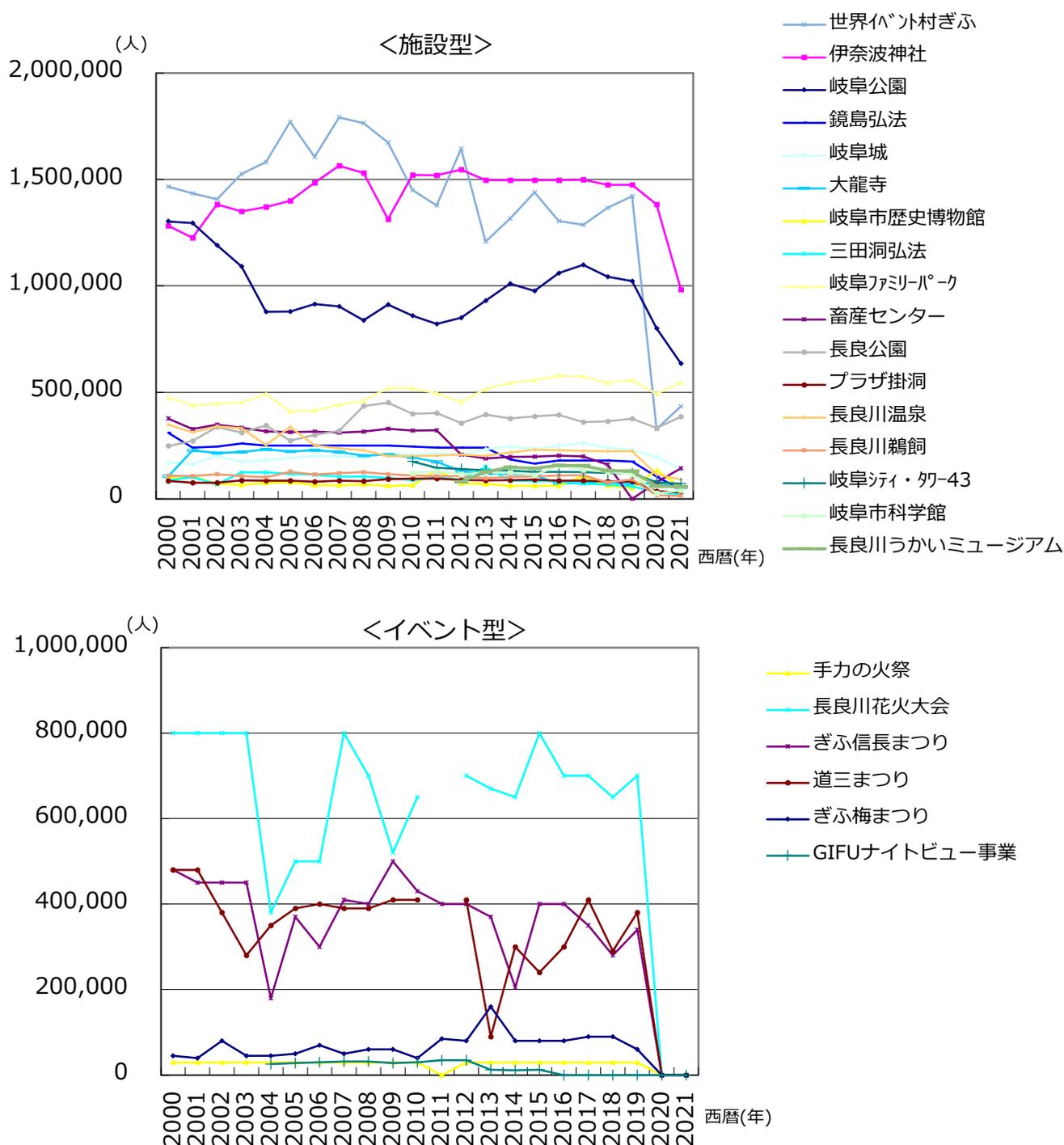


図 I-2-10 観光地点別入込客数の推移 資料：岐阜県観光入込客統計調査

3 歴史的特性

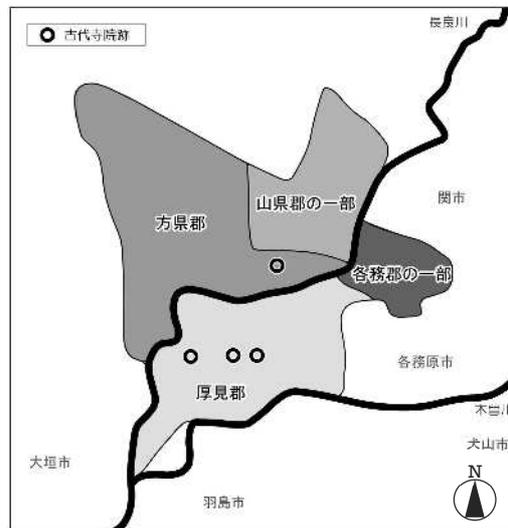
(1) 岐阜市の歴史

① 旧石器時代～古墳時代

岐阜市は木曾三川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、旧石器時代の遺物が発見されていることから、既に1万5千年以上前に人々が居住していたことが明らかになっている。また、市内各地から縄文・弥生時代の土器や文化的遺物が数多く発掘されているため、2000年以上前から開拓され、多くの住民が生活していたと考えられている。

② 奈良時代・平安時代

奈良・平安時代、現在の岐阜市域は美濃国に含まれ、4つの郡(方県郡、山県郡、厚見郡、各務郡)が所在していた。このうち、長良古川の北部にあった方県郡と南部にあった厚見郡の2つで岐阜市域の大半を占める。方県郡と厚見郡は古代寺院の密集地帯で、方県郡に1箇所、厚見郡に3箇所の古代寺院跡が確認されている。市南部には、東大寺領の広大な荘園がおかれていた。(図I-3-1)



(『ぎふ・まちづくり研究2005』ぎふまちづくりセンター
まちづくりの歴史からみた岐阜市(内堀信雄)より作成)
図I-3-1 岐阜市域の古代4郡

③ 鎌倉時代～室町時代前半

鎌倉時代・室町時代前半期は、直接・間接に古代のまちづくりを受け継いだまちづくりが行われていたと考えられている。鎌倉時代には、二階堂行政が幕府から派遣されて稲葉山城を築いたとも伝えられているが、現在の岐阜市に直接つながるまちづくりは、今から570年ほど前(1450年頃)から、480年ほど前(1540年頃)まで、90年ほど続いた土岐氏の時代に始まる。室町時代に入り美濃国の支配をまかされた清和源氏の末流土岐頼遠がこの地を治め、土岐氏は一時期美濃・尾張・伊勢三国の守護職を兼ねるなど、その勢力は細川・斯波・畠山の三管領を凌駕したともいわれている。



まちづくりの歴史からみた岐阜市(内堀信雄)より作成)
図I-3-2 15世紀後半～
戦国時代の政治の中心地

土岐氏のまちづくりの特徴は2点に要約できる。ひとつは、政治の中心地(守護所)が経済の中心地と離れて所在すること、もうひとつ

つは、守護所が点々と場所を変えることである。15世紀後半の応仁の乱以降、16世紀前半にかけて守護所は革手・加納→福光→^{えだひろ}枝広→^{おおが}大桑と3度も変転している。(図I-3-2)

④ 戦国時代～江戸時代

戦国時代、長良の館(枝広館)が洪水で壊滅した後、土岐氏が本拠地を大桑城に移すと、この頃から斎藤道三が独自の勢力として台頭し、土岐氏と抗争を繰り返し、最終的には土岐氏を美濃から追放し、自らの覇権を確立した。道三は稲葉山城を改築して、元来経済の拠点だったと見られる井口^{いのくち}に城下町を建設した。道三の井口城下町建設は1530年代後半から1540年代の前半にかけてであったと考えられている。

永禄10年(1567)、織田信長は斎藤道三の孫龍興の居城稲葉山城を攻め落とし、斎藤氏は滅びた。信長は稲葉城山に入城し、天下統一の本拠地とするに至り、金華山西麓に居館を建設した。信長は、井口と呼ばれていた地名を中国の周時代の故事にちなんで「岐阜」と改めて天下に広めるとともに、道三の志を継承して岐阜のまちづくりに努め、今日の都市計画的手法を用い、秩序ある城下町の形成を図り、「楽市楽座」制を設けるなど産業の育成に尽くし、経済の振興に意を注いだ。

慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦の前哨戦で徳川の軍勢に敗れ、織田信長の孫である織田秀信の居城であった岐阜城は陥落し廃城となる。岐阜城の城下町であった岐阜町は元和5年(1619)に尾張藩領に組み込まれ、元禄8年(1695)には岐阜奉行所が置かれた。江戸時代の岐阜町は、道三や信長によって築かれた岐阜の町の骨格を残しつつ、町人主体の町へと変化したものといえる。一方、徳川家康の娘婿の奥平信昌により、慶長6年(1601)に中世加納城の跡地に加納城が築かれ、加納城下町が建設された。加納城下町は中山道の加納宿も兼ねており、身分によって住む場所が厳然と区分される近世城下町の典型的な姿を呈していた。このように、金華山山麓の岐阜城下町を受け継いだ岐阜町、南部に加納城下町という2つの中核都市がわずか4kmという近距離で並立していた。

⑤ 近代以降

尾張藩の一部と、加納藩は、明治4年(1871)の廃藩置県により笠松県に属したが、同年岐阜県に改められ、明治6年(1873)岐阜町に隣接する今泉村に岐阜県庁が置かれ、昔から続く商業都市に併せ県政の中心として発展していく。さらに、明治21年(1888)1月には、旧国鉄の東海道線の開通により岐阜駅が開設され、市街地も次第に南へと広がり、同時に駅周辺地区の発展拡大がみられた。明治22年(1889)7月1日市制を施行し、岐阜市役所が岐阜県庁のすぐ近くに建てられ、その他、裁判所や警察、監獄、病院など県庁の周囲には官庁街が形成された。官庁街南の国鉄岐阜駅と官庁街、旧岐阜町を結ぶ道路が建設されて、近代岐阜町が拡大していった。官庁街南(今の西柳ヶ瀬)に金津遊郭ができ、柳ヶ瀬一帯は、その後中心市街地として発展していく。一方、加納では、明治30年(1897)に加納町が成立し、昭和15年(1940)には加納町と岐阜市が合併する。

近代以降の岐阜市は、明治24年(1891)の濃尾震災と昭和20年(1945)の岐阜空襲による戦災の二度の大きな災害にみまわれた。昭和20年(1945)7月の空襲では、岐阜市街のほとんどが焼失したが、戦後直後には、岐阜駅前（現）に古着の商店ができ、織維問屋街が形成され、東京、大阪に並ぶ既製服の一大産地として発展した。柳ヶ瀬も焼け残った映画館をいち早く再建する等、復興が目覚しく、瞬く間に全国的に有数の繁華街となった。その後、昭和30年(1955)には、金華山ロープウェーが開通、翌年に岐阜城の再建と、岐阜市は観光都市として発展してきた。また、岐阜市は戦後の大合併により市域をさらに拡大し、高度成長期には、松籟（現）や三田洞（現）等で団地開発が進められるとともに、島地区や則武地区等で区画整理が行われ、市街地を拡大させてきた。

現在の岐阜市は、アパレルを中心とする産業都市、1300年以上の歴史と伝統を誇る「ぎふ長良川の鵜飼」と風光明媚な自然環境を名物とする観光都市、そして世界イベント村を標榜しあらゆるイベントが開催できる国際コンベンション都市として、中部地方の政治経済、学術、文化等の一翼を担う主要都市となっている。

(2) 岐阜市の都市形成の歩み

岐阜市の中核部は、長良川扇状地を舞台に成立・発展してきた。『岐阜市史』等による記載を基本に、近年の発掘調査、歴史地理学的研究成果を加味して、古代から近代に至る変遷を概観すると、岐阜市の都市の成り立ちには下記の8つの画期がある。岐阜城下町の形成は第4期の戦国後半期になる。(表I-3-1)

表 I-3-1 岐阜市における都市形成の画期

画期名	時 期		概 要
第1期	3世紀	弥生時代終末期～古墳時代初頭	規模の大きな村が現れる
第2期	7世紀後期～8世紀前期	白鳳～奈良時代	寺や道が整備される
第3期	15世紀中期～後期	戦国前半期	守護所が移り変わる
第4期	16世紀中期	戦国後半期	井口・岐阜城下町が成立する
第5期	17世紀前期	江戸時代初頭	二都市の形成が進む
第6期	19世紀後期	明治期	県都が形成される
第7期	1920年頃～1945年	大正期～第二次大戦以前	現市街地の原型が成立する
第8期	1945年～	第二次大戦以後	都市域が拡大する

守護所が形成され、さらに相次ぐ内乱により、革手、福光、枝広にその場所を移転させた戦国前半期が該当する。(図 I-3-5)

守護所が福光あるいは枝広に所在した頃、長良川左岸の稲葉山城は、長井氏や齋藤道三の父長井新左衛門尉^{しんざい ねまんのじゆう}の拠点となっていた。



図 I-3-5 齋藤氏が井口城下町を建設する以前の都市構造

④ 第4期(16世紀中期：戦国後半期)井口・岐阜城下町が成立する

○井口城下町(齋藤道三)

その後、守護所が「大桑」に所在した時に、齋藤道三による井口城下町の建設が始まったと思われ、井口に大桑の要素を加えた城下町が建設されたものと見られる。

(図 I-3-6)

道三に始まり義龍、龍興の後齋藤氏3代にわたり築いてきた稲葉山城と井口城下町は、尾張の戦国大名織田信長による永禄10年(1567)の稲葉山城占領によって、新たに岐阜城と岐阜城下町として再出発することとなった。信長が安土に移った後、子の信忠、信孝、池田元助、池田輝政、豊臣秀勝が岐阜城主となり、慶長5年(1600)、信長の孫織田秀信が城主の時、関ヶ原の合戦の前哨戦で落城し、廃城となった。

井口城下町あるいは岐阜城下町の空間構造は、総構の内と外に大別できる。総構内部は、金華山西山麓の居館部と、その西に隣接する武家屋敷及び寺院からなる地区、南北の梶川堀を挟んだ西側の町家地区からなる。町家は、東西方向では二本の街路(百曲道^{ひやくまがり}と七曲道^{ななまがり})沿いに及び、その間の新町筋に形成される。南北方向は、東の今町の通りと

○岐阜城下町(織田信長)

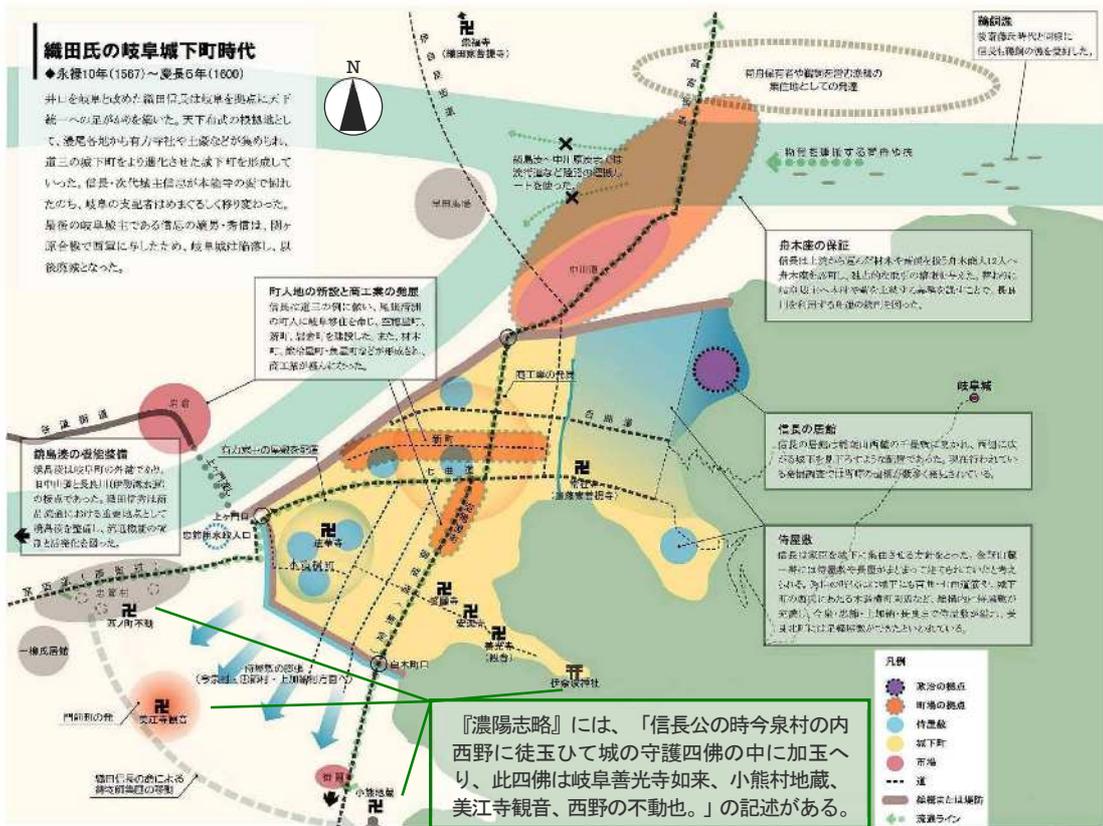
『^{なかじまりょうい}中嶋両以記文』(延宝3年(1675))には、斎藤道三の時期に山上の伊奈波神社を現在地に移転させ、城下には東西方向に二本の道路を作った。北側の百曲道には大桑の町人を、南側の七曲道には井口の町人を集めて町を建設し、これらの町の周りには堀と土塁からなる総構を建設した。その後、織田信長は尾張の町人を呼び寄せ、^{うつぼや}空穂屋町、新町を作った、と記されている。

永禄10年(1567)に織田信長が楽市場の制札を出した場所については、浄泉坊あるいは御^み菌^{その}とされる。この付近の地籍図には、やや不明瞭ながら方形の地割が認められ、多数の寺社は地割に規制されて立地している。(図I-3-7, 8)

総構の南には、東から^{おぐま}小熊、美江寺、西野の3箇所の寺院や居館からなる空間が存在する。小熊は斎藤道三のとき、井口道場があったと推定されている場所で、信長が羽島の小熊から地蔵を移し、小熊と名づけたとされる。美江寺は斎藤道三が美江寺宿にあった同名の寺から観音を移したとされる。西野は信長の時、柳ヶ瀬から不動を移したとされ、現在の本願寺岐阜別院(西別院)は、一柳氏の居館跡と伝えられる。井口城下町の頃は、上ヶ門口に鋳物師集団が居住していたが、信長のとき、小熊へ移したとされる。小熊の地蔵、美江寺の観音、西野の不動に、善光寺阿弥陀如来を加えたものを城の守護四仏としたと、^{のうようしりやく}「濃陽志略」(宝暦6年(1756)成立)に記録されている。



図 I-3-7 濃州厚見郡岐阜図 名古屋市蓬左文庫 承応3年(1654)



『岐阜市史』通史編：近世、内堀信雄 2008『井口・岐阜城下町』・仁木宏 2008『信長の城下町』の歴史的位置』『信長の城下町』高志書院 参照

図 I-3-8 織田氏の岐阜城下町の都市構造

⑤ 第5期(17世紀前期：江戸時代初頭)二都市の形成が進む

関ヶ原の合戦(慶長5年(1600))の前哨戦で岐阜城は落城し、その後岐阜の町は当初幕府領となり、後に尾張藩領の商人の町として近代に至る。

岐阜町の南4kmには新たに加納城下町が建設され、両者は鵜飼で獲った鮎を加工した鮎鮓を献上するルートの御鮎街道で結ばれていた。2つの中核的な町が接近して並存していたことが近世岐阜の特徴である。(図 I-3-9)

近世の岐阜町では、尾張藩の奉行所が伊奈波神社の参道の西北、御鮎街道から少し東に山側へ入った場所にあり、南側は忠節用水を堀としていた。総構のなかには岐阜町と古屋敷村、明屋敷村があり、総構の外には中河原村、忠節村、今泉村、小熊村、上加納村などがあった。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」には総構内とその外の中河原村が描かれている。金華山西山麓から続く一帯の古屋敷村及び、総構内に散在する明屋敷村は岐阜城下町時代の武家屋敷跡が村となった場所で、後に寺院の移転や町場の形成がなされる。「岐阜図」の町割は先述のように、戦国時代の井口・岐阜城下町の構造を踏襲し、居館や武家屋敷の空間を再編したものと考えられる。「濃州厚見郡岐阜図」は近代以降の街区と道幅などを除いて基本的に変わるところはないことから、現在の街区も多くは戦国時代の町割を踏襲していると推定できる。

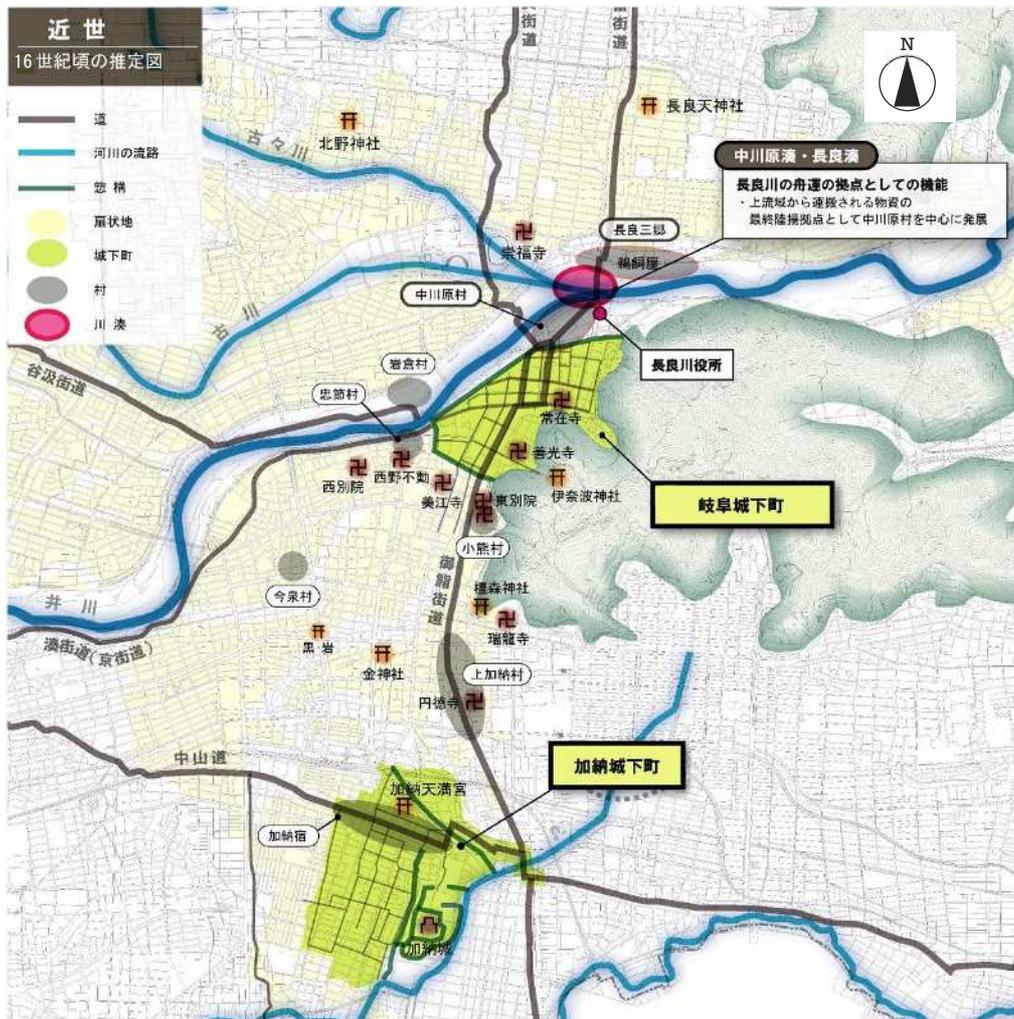


図 I-3-9 近世の岐阜町・加納口城下町の都市構造

岐阜・加納町と周辺の村々は、近世にあつては錯綜した領主支配の下にあつた。岐阜町とその長良川沿いの近村は尾張藩領であり、加納町と加納輪中村々の大部分は加納藩領であつた。この両藩領の東西両側には、陸奥の磐城平藩の分領があり、北部には高富藩領が点在した。また幕府直轄領も方県・山県・各務郡に散在しており、それ以外は旗本領の知行地となつていた。(図 I-3-10)

この支配領域の違いは、その後の岐阜・加納町の発展にも影響を与えていると考えられる。

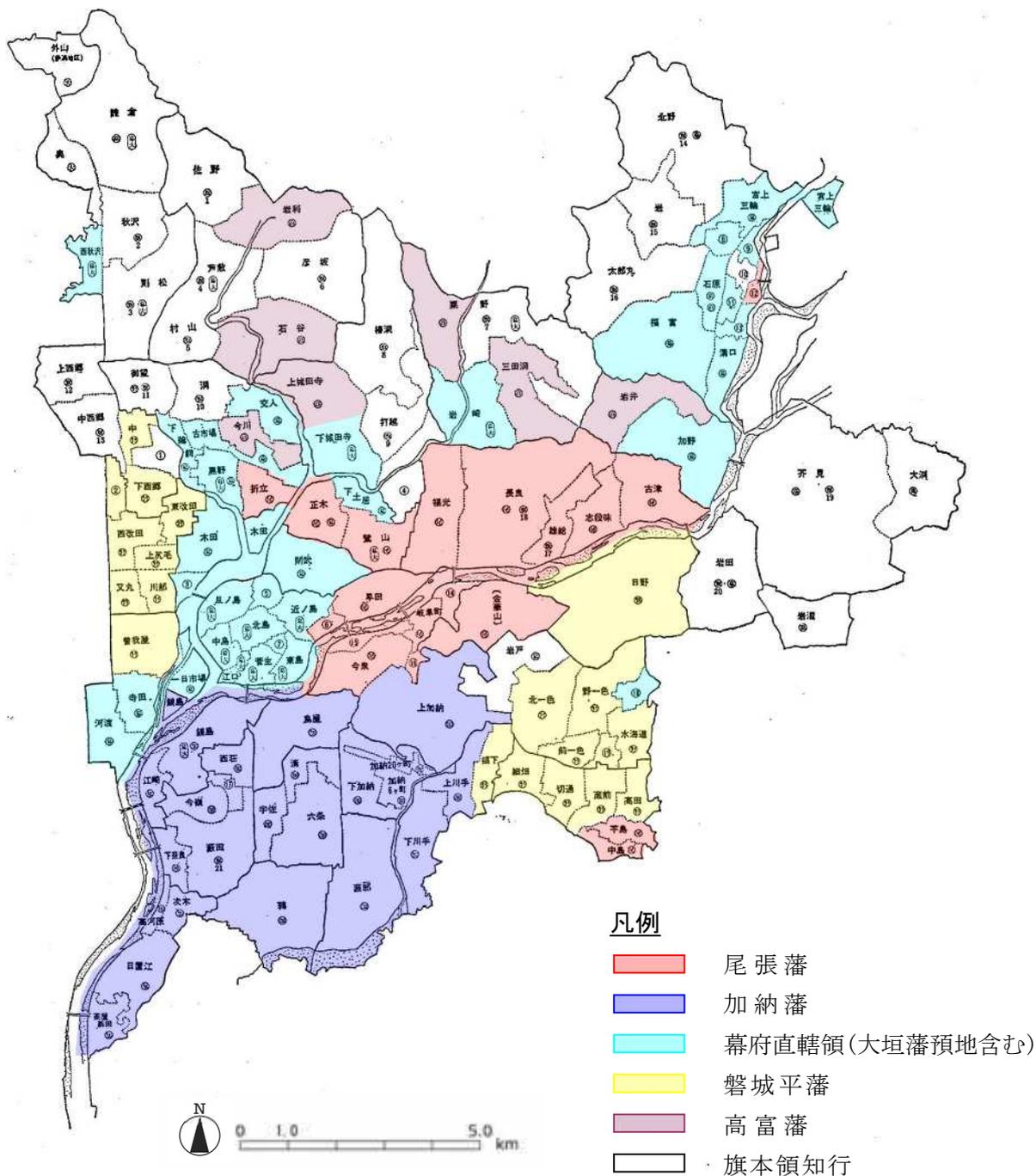


図 I-3-10 維新时期所領区分概略図

⑥ 第6期(19世紀後期：明治期)県都が形成される

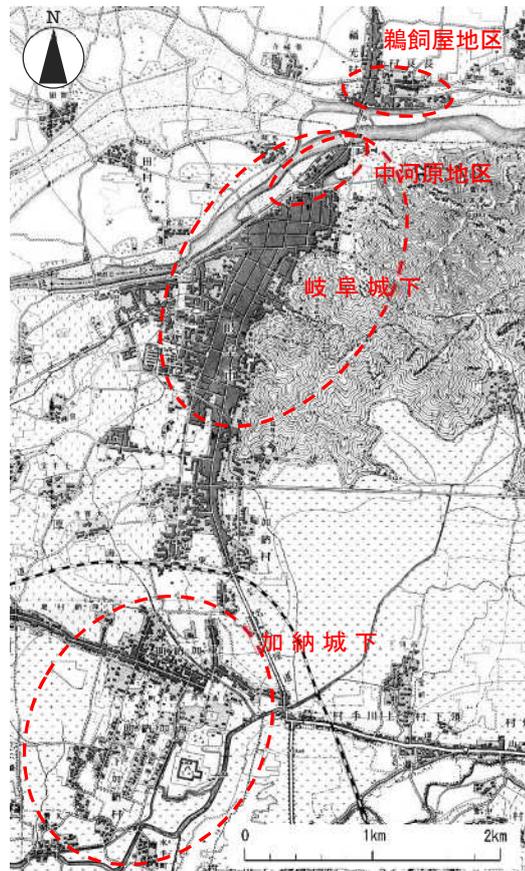
近代以降の岐阜市は旧岐阜町と旧加納町の2つの町を核とし、しだいに都市的機能が両者の中間の柳ヶ瀬～岐阜駅周辺へと移動し、一体的な中心市街地を形成していった。標準的な旧城下町起源の都市に比べて、旧士族の行政官僚・サラリーマン化がみられないこと及び旧城郭を中核とする同心円的な都市空間を形成しなかった点が大きく

異なっている。

明治24年(1891)作成の「岐阜市近傍図」と承応3年(1654)作成の「濃州厚見郡岐阜図」や寛文11年(1671)作成の「加納城下町絵図」を比較すると河川や街道の位置に加えて、岐阜町、加納城下町はもとより、村落にいたるまで規模が変わっていない。このことは明治半ばまでは近世初めとそれほど変わらない景観が継続していることを示す。この時期以降、急激に都市域が拡大する。(図I-3-11, 12, 13)

このうち、川湊の鵜飼屋地区、中河原地区は近世以来、堤外地(堤防に挟まれて水が流れている側)に集住するという特異な景観を形成してきた。明治後半以降次第に舟運業が衰退し、観光鵜飼の比重が増大することに伴い、川湊は岐阜市営の鵜飼観覧船事務所と鵜飼観覧船の係留所へと変化し、両地区には観光旅館街が形成されてきた。

鵜飼は近代に至り、幕府・尾張藩という保護者を失い困窮するが、ほどなくして岐阜県の保護政策がとられ、明治23年(1890)には長良川の3箇所宮内省御料場が設定される。保護者が幕府・尾張藩から宮内庁・岐阜県・市と変化し、しだいに漁業から観光鵜飼の占める比重が高くなっていった。



図I-3-11 岐阜市近傍図 明治24年(1891)



図I-3-12 濃州厚見郡岐阜図
名古屋市蓬左文庫 承応3年(1654)



図I-3-13 加納城下町絵図
岐阜市歴史博物館 寛文11年(1671)

⑦ 第7期(1920年頃～1945年：大正期～第二次大戦以前)現市街地の原型が成立する

大正4年(1915)以降、外部資本による繊維大工場が主に岐阜駅周辺の空間地に進出し、繊維生産額が急増した。大正12年(1923)に岐阜市に都市計画法が適用され、これに基づいて道路の拡幅、上下水道の整備などの都市機能の整備が進められるとともに、周辺町村との合併も進展した。昭和15年(1940)には加納町が岐阜市に合併した。

近世初頭以来三川分流の状態が続いてきた長良川では治水のため、昭和6年(1931)に古川の締め切り工事の起工式が行われ、本格的工事は昭和12年(1937)から昭和14年(1939)まで続いた。この工事により長良川が現在の流路(井川)に一本化した。この工事の結果、広大な旧河川敷が生み出され、学校、競技場などの公共施設や住宅が建設された。

鶉飼屋地区では大正時代頃まで川沿いのすぐ下が船着場となっていたが、舟運が急速に衰退し、トラック輸送になったことや鶉飼が観光事業になったことから川沿いに新しい道路が作られた。

この時期、都市域はさらに拡大する。市街地の拡大部分で新道建設が進み、都市計画道路が南北、東西に貫通する。現在の岐阜市の中心市街地の原型はこの時期までに完成したが、戦災により大きな被害を受けた。

昭和20年(1945)7月9日の岐阜空襲により岐阜町の旧市街地などを除いて、市街地のほとんどが焼失した。

⑧ 第8期(1945年～：第二次大戦以後)都市域が拡大する

昭和30年(1955)に高度経済成長が始まったが、岐阜市は繊維産業への依存率が高かった。昭和48年(1973)の第一次石油危機により、高度経済成長は終わった。岐阜市では繊維工場の移転・撤退が続いたなかで産業政策が見えにくくなり、生活文化都市への傾きが強くなった。平成年代(1990年代)初頭のバブル崩壊以後、21世紀に入り、高齢化と人口減少社会が始まり、郊外化と大型商業施設立地の規制緩和により中心商業集積の衰退が顕著になっている。

戦前に駅周辺を中心に建設された繊維大工場は戦災後、最終的にはほとんどが撤退し、跡地は商業・住宅・公共施設などになった。駅前広場に戦後まもなく形成されたバラック建てのマーケットは駅前問屋町へと発展し、同一業種卸売業が高密度で集積する特徴的な中心市街地が形成されたが、岐阜既製服産業の縮小化のなか、再開発の進行により新たな姿をもたらす役割が浮上してきた。

この時期は都市域の拡大、モータリゼーションの進展に対応し、岐阜市内への交通の流れを円滑にするため、環状道路の建設・整備が進められ、環状道路から放射状に延びる主要幹線道路が整備されている。

(3) 長良川の歴史

長良川は、昭和の初めまで、長良橋の下流で3つに分かれて流れていた。右の写真は当時のもので、中央が長良古川で早田と則武の間を流れ、右側の川は長良古々川で則武と鷺山の間を流れた。そして左側を流れるのが今の長良川となる。(写真 I-3-1)



写真 I-3-1 昭和の初め頃の長良川

長良川は古くから洪水による水害の歴史があり、人命や家屋、田畑などに甚大な被害をもたらしてきた。水害とともに河川形態が変化し、堤防工事等も行われて現在に至っている。

天文3年(1534)の大洪水で長良古川の堤防が破られ、新たに井川(現長良川)が形成され、岐阜市江口で合流するようになった。また、慶長17年(1612)8月の大洪水によって、鷺山の南、則武と正木の間を経て木田で伊自良川筋に合流する新川(通称 古々川)を形成したといわれている。

一方、毎年のように水害に苦しんできた人たちは、水害の一番の原因である長良古川・長良古々川の閉め切りを願い、運動した。この運動は、江戸時代からあったが、100年ほど前からより強く進められてきた。その結果、明治33年(1900)に木曾三川の下流改修工事が終わると、国会で上流改修工事が取り上げられた。大正5年(1916)川南の岐阜市や稲葉郡の村の人たちと協力し合い、工事を行うよう国に働きかけ、ようやく昭和8年(1933)、国は長良川右岸(川北)工事にとりかかった。長良川上流改修工事の中心は、長良古川・長良古々川を閉め切る工事と、右岸の江口から福光までの10kmの堤防づくりであった。昭和11年(1936)内務省直轄事業として実施された長良古川・長良古々川の閉め切り工事は昭和14年(1939)8月に竣工した。(図 I-3-14、写真 I-3-2)



図 I-3-14 長良川上流改修計画図



写真 I-3-2 東島地区の堤防改修工事のようす

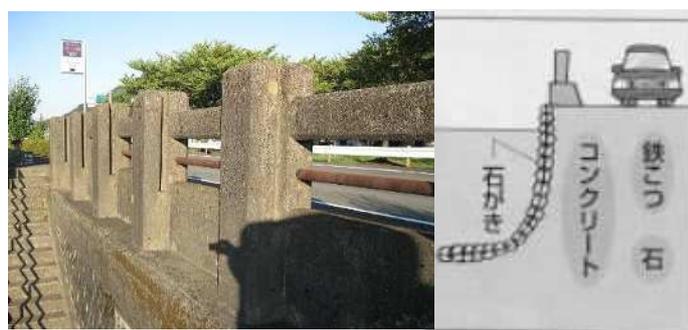
昭和10年(1935)から4年の年月をかけて、忠節に至る左岸1,800mの区間に、川表は練玉石張、上部の擁壁はコンクリートの「角落とし構造」(出水の際には、柱の間に畳を差し込んで越流を防ぐ)を備えた強固で急勾配な「特殊堤」(畳堤)が築堤された。

(写真I-3-3)

これは家屋が密集し、拡張する土地の収用が困難であるが、万一の際は、岐阜市内(加納輪中)をはじめ、場合によっては境川を突破し、羽島郡内にまで水害が及ぶ危険性が懸念されたためである。「特殊堤」は社団法人土木学会による「日本近代土木遺産」において、現存する重要な土木構造物としてAランク評価を受けている。(写真I-3-4)



写真I-3-3 忠節橋上流の特殊堤



写真I-3-4 特殊堤の手すり

○水防団の取組

長良川では、古くから水害による被害を最小限に食い止めるために洪水の度に必死の水防活動が行われてきた。水防活動には、江戸時代から役人と住民が共同してあたってきた。管理・指揮するのが役人であり、実際に鍬や籠、棒を持って駆けつけるのが住民である。明治維新後は、旧幕藩が定めた水防制度は消滅したが、慣習になっていた水防団はそのまま残った。その後、昭和24年(1949)に水防法が制定され、昭和30年(1955)の改正により現水防法の基本的な姿となった。そこで岐阜市では、長良川の水防の重要性に基づく事態の対処として、昭和32年(1957)4月、水防団設置条例が制定され、これまで地縁的でいわゆる郷土愛的色彩の濃い任意の団体活動としての水防が行われていたものを、制度として作り直し、新しい活動方向を明確にしたものとなった。

(写真I-3-5)

市民の生命・財産を水害から守り、被害を最小限に食い止めるための水防団が岐阜市には34あり、積土の工訓練などを定期的に行っているとともに、災害時には排水機場の運転、^{りっこう}陸閘(堤防の一部を通行できるように途切れさせてあるゲート)・^{ひもん}樋門(合流する川の水位が高くなったときに、その水が逆流しないように設ける施設)の封鎖、担当区域の越水、漏水個所の応急処置に従事している。また、学校、公民館、寺院などに避難した被災者に対し、炊き出しの援助、家屋の被害があった世帯には、毛布・シーツ・タオル・石鹼・ポリバケツなどの生活必需品の支給を行う。さらに、被災家庭における消毒作業、浸水後の膨大なゴミ処理なども実施している。このように人々の営みと

長良川の恵みが密接な関係になって以来、治水事業にともない水防活動が繰り返し行われており、現在も水防活動の重要な意義を踏まえた取組が継続されている。

(写真 I-3-6)

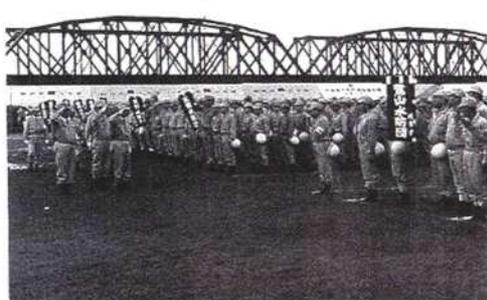


写真 I-3-5 水防訓練(昭和 30 年代)



写真 I-3-6 現在の水防訓練の様子

○鏡岩水源地(旧ポンプ室、旧エンジン室)昭和 5 年(1930)国の登録有形文化財

岐阜市中河原付近を扇頂として、長良川が形成した扇状地に立地する岐阜市は地下水が豊富で井戸水を多用していたが、昭和 5 年(1930)に金華山北麓の鏡岩に水源地を確保し、長良川の豊富な伏流水を汲み上げて一部の地域に送水を始めた。昭和 5 年～昭和 40 年(1930～1965)まで使用されたエンジン室とポンプ室は平成 13 年(2001)に国の登録有形文化財に登録された。いずれも鉄骨造平屋建で、内壁は鉄筋コンクリートの柱・壁があり、コンクリート打放し仕上げとなっている。正面にはアーチ型の出入り口と左右に連続したアーチ窓、側面には丸窓が並び、切妻屋根は棧瓦葺という仕様である。外壁はコンクリートに長良川河川敷の自然石をはめ込んでおり、当時の人々の水道創設に注いだ素朴な熱情が伝わってくる。この手作りの外装のお陰で、個性的で独特な雰囲気のある、それでいて親しみやすい建物に仕上がっている。エンジン室は平成 14 年(2002)に、長良川と水の関係や水道事業を学ぶ学習施設「水の資料館」とされ、一般公開されている。(写真 I-3-7)



旧エンジン室の外壁と丸窓。外壁に長良川の川原にある自然石を使用。

写真 I-3-7 旧エンジン室

(4) 長良川鵜飼漁場の歴史

長良川で鵜飼が行われているのは中流域の岐阜市と関市である。

鵜飼の漁場はその時々々の社会背景、河川環境、鵜匠側の事情等により変わってきた。

明治12年(1879)の漁場は美濃市洲原から大垣市墨俣までと記されており、これが伝統的な漁区であったらしく、この広い漁区を長良と小瀬の各々の鵜匠が使い分けていた。

(図 I-3-15)

明治23年(1890)、鵜匠たちは新たに宮内省主猟局に属するとともに、御料場として、^{たけだ}嵩田(郡上市美並町)、立花(美濃市)、古津(岐阜市)の3箇所が設定され、鵜匠たちは毎年、御料場において御料鵜飼を行うこととなった。いずれも一般に漁のできない禁漁区であったが、嵩田の御料場は戦後廃止された。戦後は長良川中央漁業協同組合と長良川漁業協働組合の境目である長良川、今川、津保川合流点上流あたりが長良鵜飼と小瀬鵜飼の境界線になった。

鵜飼という漁法自体は古代から日本各地で行われていたもので、現在でも9府県、11箇所で見られる。しかし、長良川鵜飼は全国で唯一、宮内省式部職という特異な身分を持ち世襲制で受け継がれてきたことや、休業期間中に餌飼が行われていたこと、鵜飼にまつわる年中行事や独特の住居形式が比較的よく保持されていることなど、他の地域にはみられない特徴を有する。

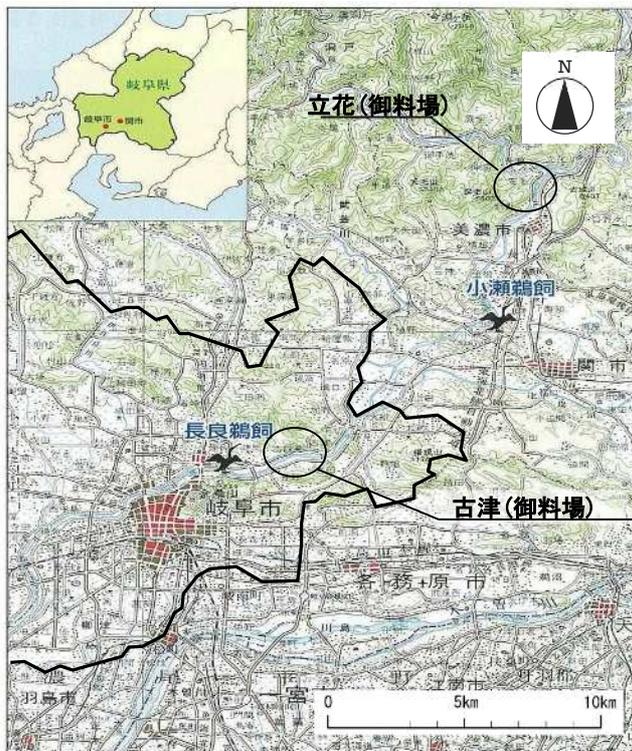


図 I-3-15 長良川鵜飼の漁場位置図

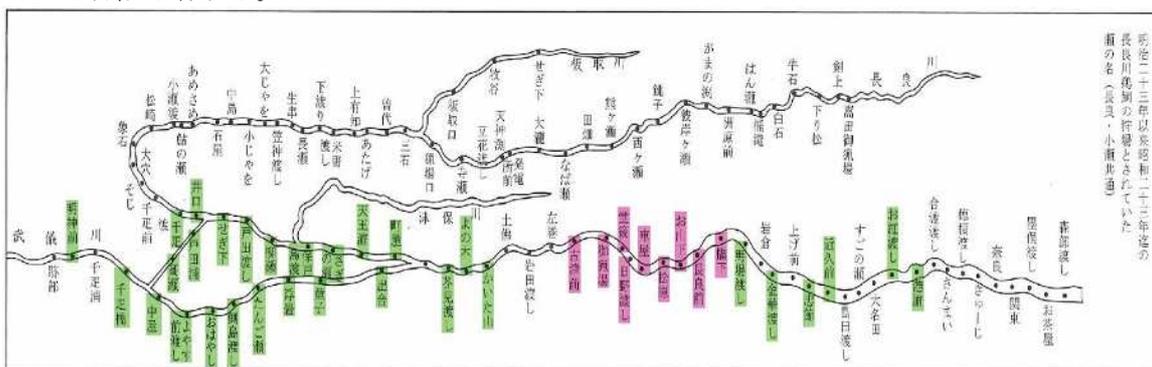


図 I-3-16

明治23年以来昭和23年迄の長良川鵜飼の漁場とされていた瀬の名(長良・小瀬共通)(山下晃正鵜匠所蔵)

鮎は、河川のうち瀬の環境を好むと言われる。「鵜飼は瀬です」と言われるほど、瀬は鵜飼の漁場として重要な環境である。鵜飼の漁場における瀬の位置は「明治23年

(1890)以来昭和 23 年(1948)迄の長良川鵜飼の漁場とされていた瀬の名」(山下晃正鵜匠所蔵)を見ると板取川の3箇所を除いて、小瀬・長良の漁場で100箇所を数えることができる。現在の鵜飼が御料鵜飼や観光鵜飼を通じて漁場としている瀬は、長良では、古津、御料場、^{どうのしろ}堂後、車屋、お山下、長良前等である。

(図 I-3-16, 17)

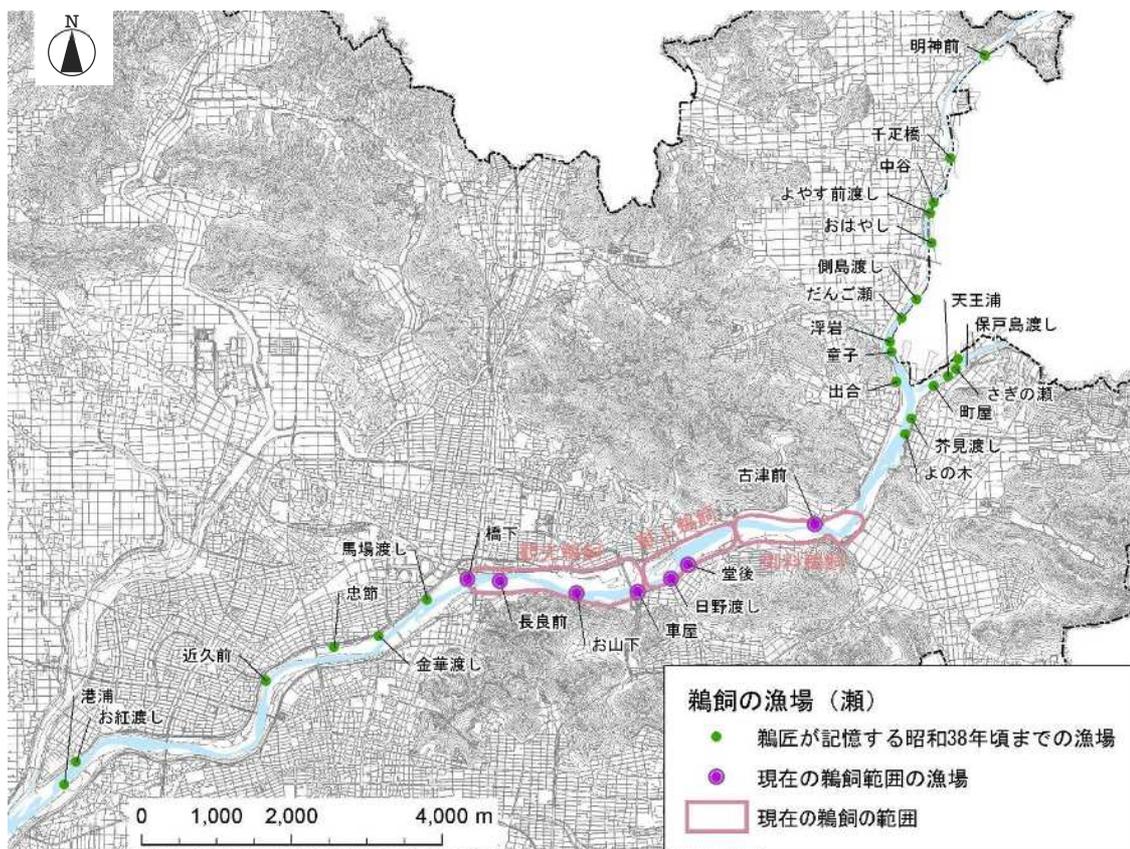


図 I-3-17 現在の鵜匠が記憶する鵜飼の漁場(岐阜市域のみ)

図 I-3-16 の絵図に示された漁場のうち、鵜匠が記憶し(昭和 38 年当時)、または現在も漁場とする瀬について位置を示す。

(5) 岐阜市の歴史的風致に関わりのある主な人物

① 【二階堂行政】(生没年不詳)

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての貴族、鎌倉時代の文官。建仁年間(1201～1204)に二階堂行政が金華山(稲葉山)に城郭を初めて築いたとされている。

② 【一条兼良】(1402～1481)

室町時代前期から後期にかけての公卿・古典学者。文明 5 年(1473)に美濃国に赴いた際に、長良川の鵜飼を見物し、その様子を『ふぢ河の記』(文明 5 年(1473))に記している。

③【^{さいとうどうさん}斎藤道三】生年不詳～弘治2年(1556)

美濃の戦国大名。天文3年(1534)、仕えていた長井家の惣領を打ち倒すと、天文21年(1552)年頃に守護である^{と きよりのり}土岐頼芸を追放し、美濃国の実質的な支配者になった。また、天文18年(1549)頃には、織田信長と娘の^{のう}濃姫(帰蝶)との婚礼を期に対峙していた織田家と同盟関係を結び、美濃国を安定させた。

天文23年(1554)に家督を子の^{よしたつ}斎藤義龍へ譲り、隠居した。その後、斎藤義龍と不仲となり、弘治2年(1556)、「長良川の戦い」で討ち死にした。



写真 I-3-8 道三塚

④【ルイス・フロイス】1532～1597

ポルトガルのカトリック司祭、宣教師。イエズス会士として戦国時代の日本で宣教し、織田信長や豊臣秀吉らと会見し、それらの内容を戦国時代研究の貴重な資料となる『日本史』に記した。

⑤【^{おだのぶなが}織田信長】天文3年(1534)～天正10年(1582)

美濃を天下統一の拠点とした戦国大名。天文21年(1552)に父・織田信秀が流行病により急死したことにより、家督を相続した。その後、尾張統一を果たした織田信長は永禄3年(1560)、強敵であった今川義元を「桶狭間の戦い」で破り、続いて、永禄4年(1561)、美濃国を支配していた斎藤義龍が34歳のときに急死し、子の斎藤龍興が若年で後を継ぐと、これを好機とし、美濃攻略を本格化させ、永禄10年(1567)、稲葉山城(岐阜城)を攻め落とすことに成功した。同年、織田信長はこの地に移り住み、以後足かけ10年間、「天下布武」をめざし、周辺諸国と戦い続ける一方で、城下町の整備をし、家臣団や尾張商人などを移住させて、まちの繁栄をはかった。検地、関所廃止、楽市・楽座などの政策や制度により、全国的な城下町の一つに高めていった。

また、織田信長は地名を「井口」から現在の「岐阜」に改めた。



写真 I-3-9 木造織田信長座像
(岐阜城所蔵)

⑥【^{おくだいらのぶまさ}奥平信昌】弘治元年(1555)～慶長20年(1615)

戦国時代から江戸時代初期にかけての武将。武田勝頼の約2万の大軍に囲まれながら約500名の兵で長篠城を守り抜き、戦いを勝利に導くという武功が認めら



写真 I-3-10 史跡加納城跡

れて、徳川家康の長女・亀姫を妻にした。その後も数多くの戦功を上げ、慶長6年(1601)、家康の命令により10万石の加納藩主となった。

⑦【^{かめひめ}亀姫】永禄3年(1560)～寛永2年(1625)

徳川家康の長女で奥平信昌の妻。「加納姫」または「加納大夫人」といわれ、夫の信昌に先立たれたあとは盛徳院を名乗って年少の奥平忠隆の治世を助けた。

⑧【^{まつお ばしろう}松尾芭蕉】寛永21年(1644)～元禄7年(1694)

江戸前期の俳諧師。貞享5年(1688)に岐阜に滞在し連句を巻き『十八楼の記』を記し、「おもしろうてやがて悲しき鶺鴒かな」などの句を残した。



写真 I-3-11 句碑(松尾芭蕉)

⑨【^{いたがきたいすけ}板垣退助】天保8年(1837)～大正8年(1919)

自由民権運動の指導者。明治15年(1882)4月6日、全国遊説の途上、岐阜に立ち寄り、現在の岐阜公園内にあった神道中教院で演説をした際、暴漢に襲われ、刺されるという事件が起きた。この事件から「板垣死すとも自由は死せず」という有名な言葉が生まれた。その後、この遭難の史実が絶えることを惜しんで、有志により銅像が建てられた。



写真 I-3-12 板垣退助像

⑩【^{な お やすし}名和靖】安政4年(1857)～大正15年(1926)

「ギフチョウ」の発見者として知られる昆虫研究家。明治29年(1896)に岐阜市京町に名和昆虫研究所を設立し、害虫駆除の研究など農業生産の向上に役立つ、実践的な研究や知識の普及に尽力した。研究所は現在岐阜公園内に移転し、名和昆虫博物館として「ギフチョウ」をはじめ30万点以上の標本を公開している。



写真 I-3-13 名和昆虫博物館

4 文化財等の分布状況

(1) 指定等文化財

岐阜市には令和7年4月1日現在、国指定等文化財56件(指定24件、選定1件、登録31件)、県指定文化財70件、市指定文化財169件があり、市内各地に点在している。

(表I-4-1)

表I-4-1 岐阜市内指定文化財及び登録文化財件数(令和7年4月1日現在)

種類		国		県	市
		指定・選定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	0	30	6	10
	絵画	3	0	18	38
	彫刻	8	0	16	26
	工芸品	3	0	14	13
	書跡・典籍	1	0	3	15
	古文書	1	0	0	0
	考古資料	1	0	1	8
	歴史資料	0	0	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	1	1	3
	無形の民俗文化財	1	0	1	8
記念物	遺跡	4	0	7	25
	名勝地	0	0	0	2
	動物、植物、地質鉱物	1	0	3	19
文化的景観		1			
合計		25	31	70	169

① 国指定等文化財

国指定文化財には重要文化財が17件あり、その内訳は、絵画3件、彫刻8件、工芸品3件、書跡・典籍・古文書2件、考古1件である。重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財はそれぞれ1件、記念物は5件あり、史跡4件、天然記念物1件で、重要文化的景観は1件である。登録文化財には、登録有形文化財(建造物)が30件、登録有形民俗文化財が1件である。(図I-4-2(46ページ), 図I-4-6(50ページ))

重要文化財 17 件のうち、工芸品の「金銅獅子唐草文鉢」(写真 I-4-1)は岐阜市で唯一の国宝に指定されている。長良雄総にある護国之寺(楼門・奥之院:市の重要文化財)に安置されており、仏前に供え物を盛るための器で銅製。全面に金メッキ(鍍金)が施されており、外面には獅子や宝相華唐草文を毛彫り(金属板への線刻)で描いている。製作年代は奈良時代後期と思われる。寺伝によれば、奈良東大寺建立のとき日野金王丸が都に召され、大仏を造立した。その功績により朝廷から下賜された金銅鉢を持ち帰って、護国之寺に奉納したものと伝えられている。



写真 I-4-1 金銅獅子唐草文鉢

また、市の北東部に位置する三輪山真長寺に重要文化財である彫刻の「木造釈迦如来坐像」(写真 I-4-2)が安置されている。桂材の寄木造りで漆箔仕上げになっている。定朝様の堂々たる丈六の来迎形で、光背は頭光と身光いずれも、円光形式の二重組み合わせであり、これは二重円光といわれて藤原期に流行した形式である。本像の制作は藤原時代初期と思われ、丸い椀形の肉桂・地髪には螺髪を整然と配し、肉取りも過不足がなく、いかにも藤原期の典雅な造形を表している。



写真 I-4-2 木造釈迦如来坐像

重要有形民俗文化財は「長良川鵜飼用具」として、長良川の鵜飼に関する用具一式 122 点が指定されており、天然記念物(植物)は「中 将 姫誓願ザクラ」が指定されている。

史跡は「琴塚古墳」「老洞朝倉須恵器窯跡」「加納城跡」「岐阜城跡」の 4 つがある。

「老洞朝倉須恵器窯跡」(写真 I-4-3)は老洞古窯跡群及び朝倉古窯跡群からなり、奈良時代前半に須恵器を生産した窯跡である。昭和 52 年(1977)11 月、「美濃」あるいは「美濃国」と刻印のある須恵器が老洞の山林中で発見され、その後発掘調査が行われた。調査の結果、3 基からなる窯跡群であることがわかり、出土品も 7 万点に達した。1 号窯では美濃国刻印須恵器が約 1300 点発見され、押印に用いた陶製の印そのものも出土している。これら刻印須恵器と印は考古資料として重要文化財に指定されている。美濃国刻印須恵器は、現在までに奈良市平城宮跡、三重県明和町斎宮跡、大垣市美濃国分寺跡など当時の国家の政治機構と密接なつながりを持つ遺跡から出土しており、美濃国とその供給先との関係を探るうえで重要な意味を持っている。



写真 I-4-3 老洞・朝倉須恵器窯跡
(右は出土須恵器)

平成 27 年(2015)に、重要無形民俗文化財に「長良川の鵜飼漁の技術」が指定された。

国重要無形民俗文化財のなかで、農林水産業に関わる民俗技術の指定は日本初となる。

また登録有形文化財(建造物)として明治 15 年(1882)に開設された岐阜公園内に 4 件のほか明治～大正時代の町家など 26 件、登録有形民俗文化財として「岐阜提灯の製作用具及び製品」1 件が登録されている。

② 県指定文化財

県指定文化財 70 件の内訳は、重要文化財が 58 件あり、そのうち建造物は 6 件ある。また有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 1 件、史跡が 7 件、天然記念物が 3 件となっている。(図 I-4-3 (47 ページ), 図 I-4-6 (50 ページ))

市東部にある願成寺にある重要文化財(彫刻)の「木造金剛力士立像」(写真 I-4-4)は、檜材の寄木造り、眼は彫眼で釣り上り彩色像である。昭和 47 年(1972)3 月、京都国宝修理所において補修されたとき像内から 3 枚の木札が発見され、その 1 枚に文和 3 年(1354)に修理の墨書名があり、金剛力士立像の制作年代を判定する好資料として注目された。本像は様式から鎌倉時代末期の作と思われる。願成寺には他にも木造十一面観音立像、木造阿弥陀如来坐像(いずれも県の重要文化財)等多数の指定文化財がある。



写真 I-4-4 木造金剛力士立像

建造物では、「岐阜別院本門」(写真 I-4-5)が指定されている。岐阜別院は慶長 8 年(1603)本願寺第 12 代准如上人の開基と伝えられているが、創建当時の建築は火災のため焼失し、その後享保 5 年(1720)に再建されて入仏供養が盛大に行われた。本門は宝暦 6 年(1756)に建立された四脚門で、屋根は入母屋造りで本瓦葺、様式は禅宗様である。この本門は総檜造りで彫刻などに、その時代の特色をよくあらわし、技術的にもすぐれた建物である。



写真 I-4-5 岐阜別院本門

有形民俗文化財には「手漉美濃和紙製造用具」、無形民俗文化財には「手力雄神社祭り」(通称:「手力の火祭り」)が指定されている。

「手力雄神社祭り」(写真 I-4-6)は、手力雄神社境内で行われる神事芸能で、火薬を使った勇壮な祭りで 300 年以上の歴史がある。

史跡 7 件のなかには「土岐成頼墓」「斎藤妙椿墓」など、室町時代の武将の墓が指定されている。



写真 I-4-6 手力雄神社火祭り

③ 市指定文化財

市指定文化財 169 件の内訳は、重要文化財が 112 件あり、そのうち建造物が 10 件ある。有形民俗文化財は 3 件、無形民俗文化財は 8 件であり、史跡は 25 件、名勝 2 件、天然記念物 19 件となっている。(図 I-4-4, 5, 6 (48, 49, 50 ページ))

重要文化財の絵画には「非情成仏絵巻」(図 I-4-1)が指定されており、市の史跡に指定されている「織田信長公父子廟」(写真 I-4-7)がある崇福寺に安置されている。「非情成仏絵巻」は通称“付喪神絵巻”と呼ばれる。付喪(九十九)神というのは百年を経て精霊をもった身の器物の化け物のことで、人をたぶらかすといわれる。すす払いで捨てられた器物が捨てられたうらみを晴らそうと相談し、節分の夜妖怪になって悪事の限りを尽くすが、やがて護法童子にうち負かされ、仏にすがって命だけは助けられ、ついには成仏するという話。このような物語はお伽草紙といわれ、それを絵巻にしたものは室町時代に仏教布教のため比較的多く作られた。この絵巻は詞書の書体などから室町時代後期のものと思われ、当初京都東寺にあったものがある時期に崇福寺に移されたことが下巻の最後に貼られている紙片からわかる。付喪神絵巻としては現在全国でも数点しか知られておらず、たいへん貴重なものといえる。

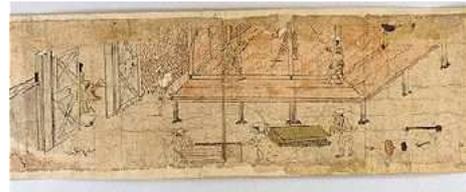


図 I-4-1 非情成仏絵巻



写真 I-4-7 崇福寺 織田信長公父子廟

重要文化財の建造物には、神社仏閣の社殿や楼門などが指定されているが、近代の建造物からは「名和昆虫研究所記念昆虫館」(写真 I-4-8)が指定されている。ギフチョウの発見で知られる名和靖氏によって設立された名和昆虫研究所の標本収蔵庫として建てられたものである。明治 40 年(1907) 6 月に建設され、建設当時は特別昆虫標本室と呼ばれており、展示室も兼ねていた。設計は当時ヨーロッパから帰国した、新進気鋭の近代建築家武田五一氏で、赤い切妻屋根に小窓を配した木造・赤レンガ建ての欧風建物である。



写真 I-4-8 名和昆虫研究所記念昆虫館

また、この建物に隣接して建てられている「名和昆虫博物館」(写真 I-4-9)も武田五一氏の設計で、登録有形文化財となっている。



写真 I-4-9 名和昆虫博物館

(2) 指定等以外の文化財

岐阜市には、文化財として指定等がされているもの以外にも、数多くの歴史的価値の高い資源が市内全域に点在している。(図 I-4-7 (51 ページ))

時代を感じさせる歴史的建造物や、古くから伝わる祭りや伝統工芸品の製造も残っており、岐阜市の歴史や文化の理解には欠かせない重要な要素となっている。

① 歴史的建造物

◆^{じゅうろくぎんこうていめいしてん}十六銀行徹明支店

「十六銀行徹明支店」(写真 I-4-10)は昭和 12 年(1937)に岐阜貯蓄銀行本店として建造された鉄筋コンクリート造 4 階建ての重厚な造りの建物である。昭和 18 年(1943)に十六銀行との合併により十六銀行徹明支店となり、以来、平成 17 年(2005)に柳ヶ瀬支店に徹明支店が統合されるまで、地元の銀行として活用されてきた。



写真 I-4-10 十六銀行徹明支店

内部は高い天井と中二階の木製手すりの回廊があり、改装により誕生した広いフロア一と一体となった開放的でレトロな空間が広がっている。平成 30 年(2018)には、近代建築の特徴をよく現わしているとして、景観重要建造物に指定されている。

◆^{きゅうぎふそうごうちやうしや}旧岐阜総合庁舎

「旧岐阜総合庁舎」(写真 I-4-11)は、大正 13 年(1924)10 月に岐阜県庁舎として建設された鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 3 階、塔屋付の建築物で、「時代を伝える身近な歴史的建造物」として岐阜県ホームページにて紹介されている。建物平面は玄関・広間を中央に北へ議会棟、東西に庁舎棟で全体に E 型をしている。建物デザインは、立体美・重厚な表現に配慮されていると共に装飾などは最小限に抑えて簡明な線が多く使われており、モダニズム的志向がうかがえ、岐阜県における近代建築を象徴するものであるといえる。



写真 I-4-11 旧岐阜総合庁舎

特に正面玄関から 3 階に通ずる壁、柱、階段の欄干などにその美しさを見ることができ、天窓のステンドグラスには飛騨山脈(北アルプス)など岐阜の山々が図案化されている。(写真 I-4-12)



写真 I-4-12
旧岐阜総合庁舎 ステンドグラス

また正面玄関などに使用されている大理石には、古生代二枚貝のシカマイアの化石が含まれており、学術的にも貴重であるといえる。

◆^{ちゆうせつばし}忠節橋

「忠節橋」(写真 I-4-13)は昭和 19 年(1944)に着工し、戦後間もない昭和 23 年(1948)に完成した延長が 266m、幅員が 17.6m、の鋼製トラス・鋼製アーチ橋(タイドアーチ橋)であり、鋼材の調達に難しかった第二次世界大戦後、日本で初めて建設された鋼橋の一つである。平成 17 年(2005)までは路面電車も走っており、軌道上も自動車が走行できる鉄道道路併用橋であったが、路面電車の廃止により、現在は自動車・歩行者用橋梁となっている。その姿は建設当時とほとんど変わっておらず、美しいアーチが長良川に映え、長良川の雄大な景観にマッチしており、「ぎふ歴史的土木構造物」として岐阜県ホームページで紹介されている。



写真 I-4-13 忠節橋

② 祭り・行事

◆^{いけのうえ}池ノ上みそぎ祭

「池ノ上みそぎ祭」(写真 I-4-14)は、毎年 12 月の第 2 土曜に忠節橋下流の岐阜市池ノ上町にある^{かづらかけ}葛懸神社で行われる奇祭で、少なくとも室町時代の応永年間(1394-1428)以前から行われていた祭といわれている。別名「池ノ上裸祭」としても知られている。「みそぎ祭」と書かれた越中ふんどしを着けた裸男たちが、もみ合いながら長良川に向かい、厄男を中心に長良川に入り、身を清め、無病息災を願う祭りである。



写真 I-4-14 池ノ上みそぎ祭

◆^{だいいりゅうじ}大龍寺だるま供養

「大龍寺だるま供養」(写真 I-4-15)は、毎年1月の中旬に行なわれる大龍寺の行事である。大龍寺は岐阜市の北端にある禅宗の寺で、本尊は第七十七代天皇であった後白河院が、安元元年(1175)に孫の安徳天皇のために安置した腹帯子安観世音菩薩である。今から500年以上前、廃寺同然に荒廃していた寺を、全国行脚をしていた瑞翁禅師が達磨大師に祈願し再興をしたことが創建となっている。

だるま供養では、祈願がすんで奉納された祈願だるまが境内に積み上げられ、読経のなか、福竹の炎によって供養される。当日は祈願がすんだだるまを納め、新しくだるまを授かる人々で賑わい、夕方までに約1万体が供養される。



写真 I-4-15 大龍寺だるま供養

(3) 伝統的工芸品

① 岐阜提灯

「岐阜提灯」(写真 I-4-16)は経済産業大臣指定伝統的工芸品に選ばれた岐阜市を代表する伝統工芸である。昔から美濃地方は、優れた和紙の産地であり、この薄くて丈夫な和紙や長良川河畔の良質な竹材を用いた提灯作りが行われてきた。その特色は、細いヒゴを巻き、薄い和紙を張って秋の七草・花鳥・風景模様などの絵を描くところにある。現在では、代表的な卵型の御所提灯の他に大^{ごしよちようちん}内行灯・回^{おお}転行灯・変形提灯・装飾用提灯なども生産されており、岐阜市は日本有数の提灯の産地として知られる。

また、平成28年(2016)3月には、「岐阜提灯の製作用具及び製品」が国の登録有形民俗文化財に登録されている。



写真 I-4-16 岐阜提灯
(御所提灯)

② 岐阜和傘

江戸時代から継承されている技術に裏打ちされた「岐阜和傘」(写真 I-4-17)の技法は岐阜市加納地区において寛永16年(1639)に始まるといわれており、雨傘や日傘、日よけとしての野^の点傘や差し掛け傘の他、日本舞踊や寺社の祭礼、伝統芸能などで用いられる舞踊傘、七五三や結婚式など人生の節目の行事のディスプレイなどとしても用いられ、近年ではマイ傘として魅力も広まり全国に販路を拡大して発展している。



写真 I-4-17 岐阜和傘

こうしたことから、「岐阜和傘」は令和4年(2022)3月に経済産業大臣指定伝統的工芸

品に選ばれた。

(4) 日本遺産の認定

『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』

戦国時代、斎藤道三が築き上げた岐阜の町を手に入れた織田信長はここを拠点に天下統一を目指した。戦いを進める一方、城の山麓に「地上の楽園」と称される宮殿を建設。さらに軍事施設である城を「魅せる」という独創性を加え、岐阜の城下一帯を最高のおもてなし空間としてまとめ上げた。(写真 I-4-18)

武田信玄の使者「秋山虎繁」、京都の公家「山科言継」、堺の茶人「津田宗及」、そしてイエズス会宣教師の「ルイス・フロイス」や「フランシスコ・カブラル」といった多くの有力者が信長に会いに岐阜を訪れ、冷徹なイメージを覆すようなおもてなしを受けている。

そうした信長が形作った城、町、川文化が“信長公のおもてなしの心”とともに、現在も岐阜の町に息づいており、平成27年(2015)4月に「日本遺産」第1号として認定された。



写真 I-4-18 信長公自慢の風景(濃尾平野を一望する山上からの大パノラマ)

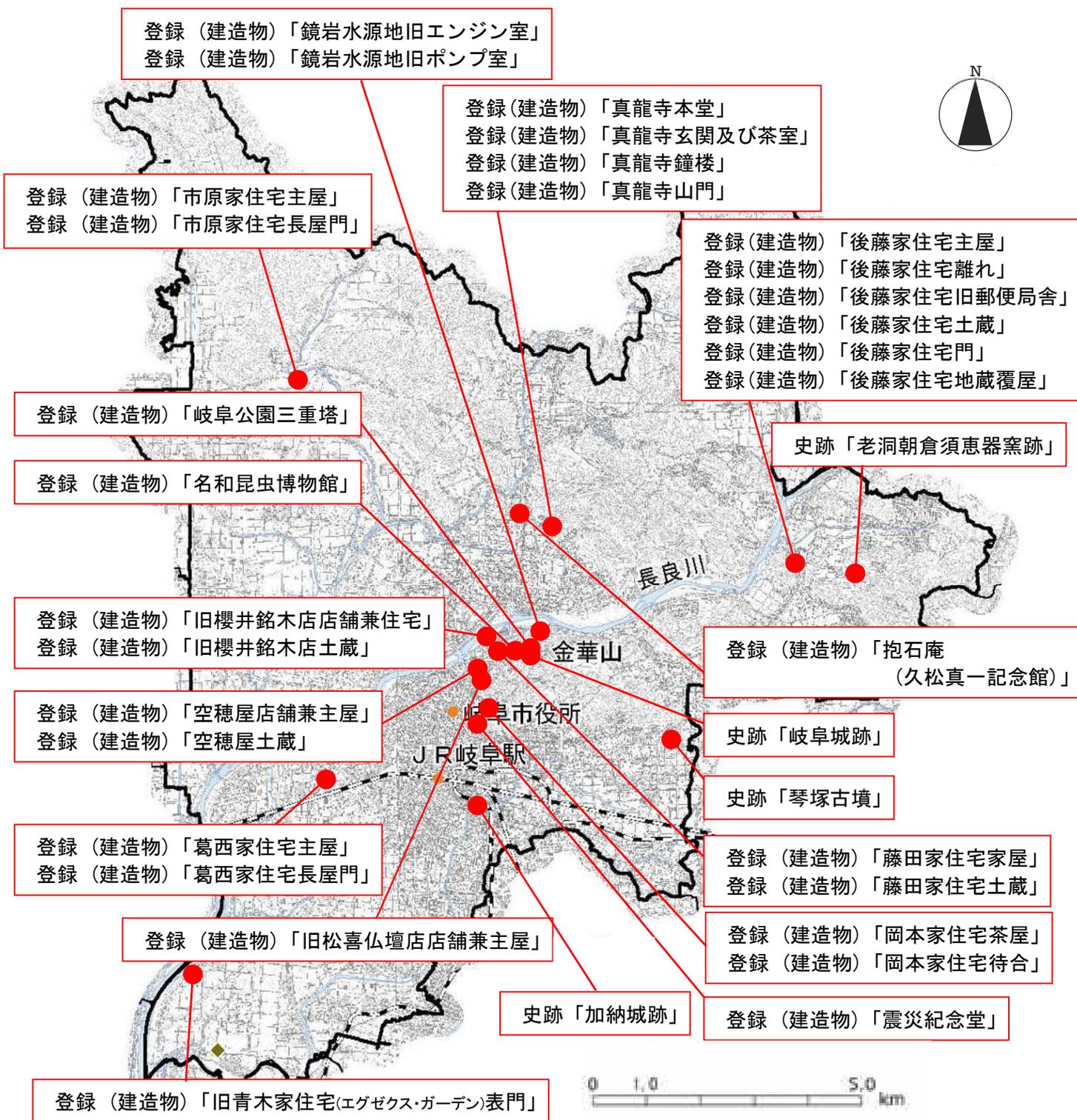


図 I-4-2 岐阜市の国指定の史跡及び登録有形文化財の分布状況

※登録有形文化財(建造物)は「登録(建造物)」と表記する。

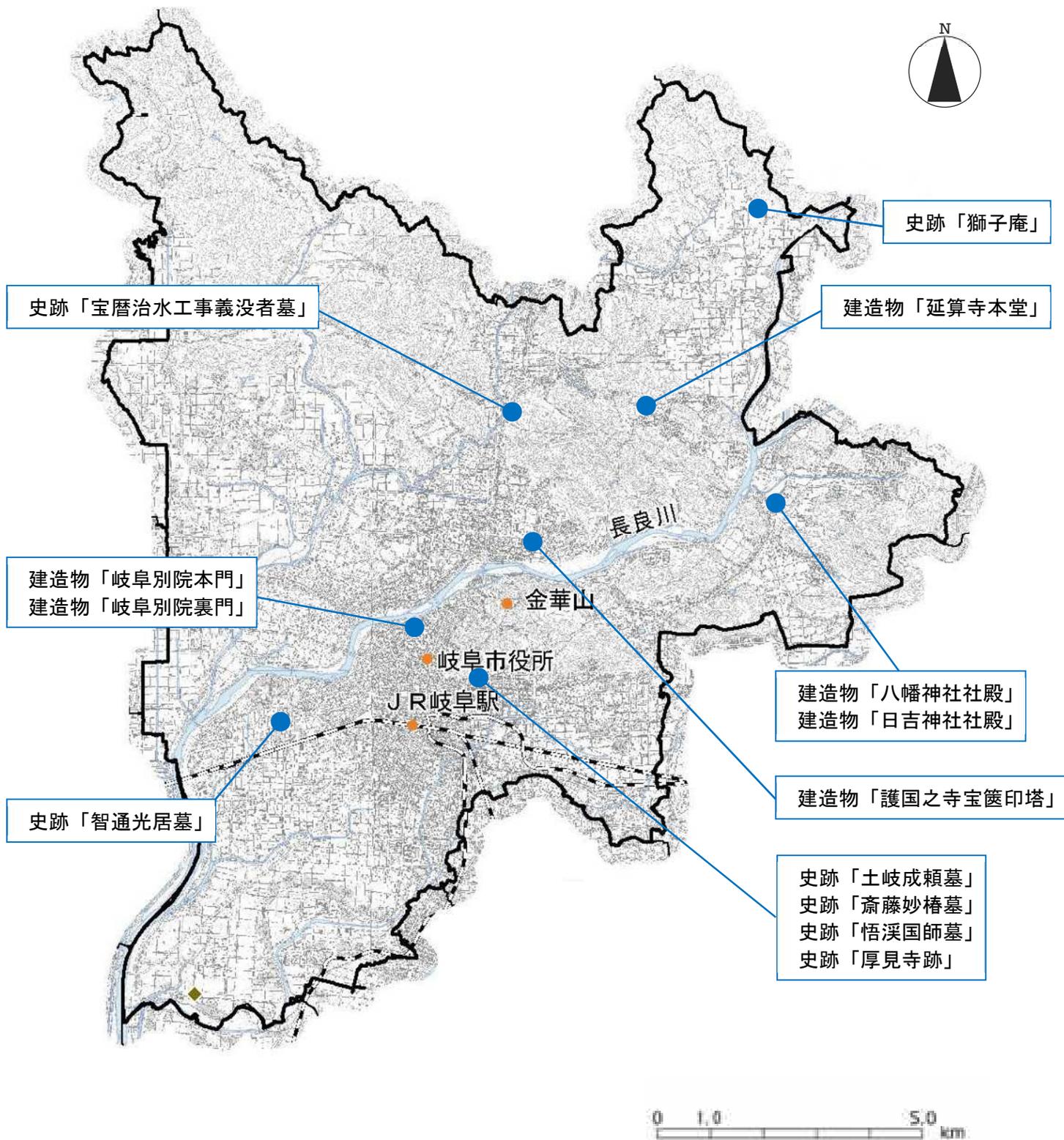


図 I-4-3 岐阜市の県重要文化財(建造物)・県史跡の分布状況

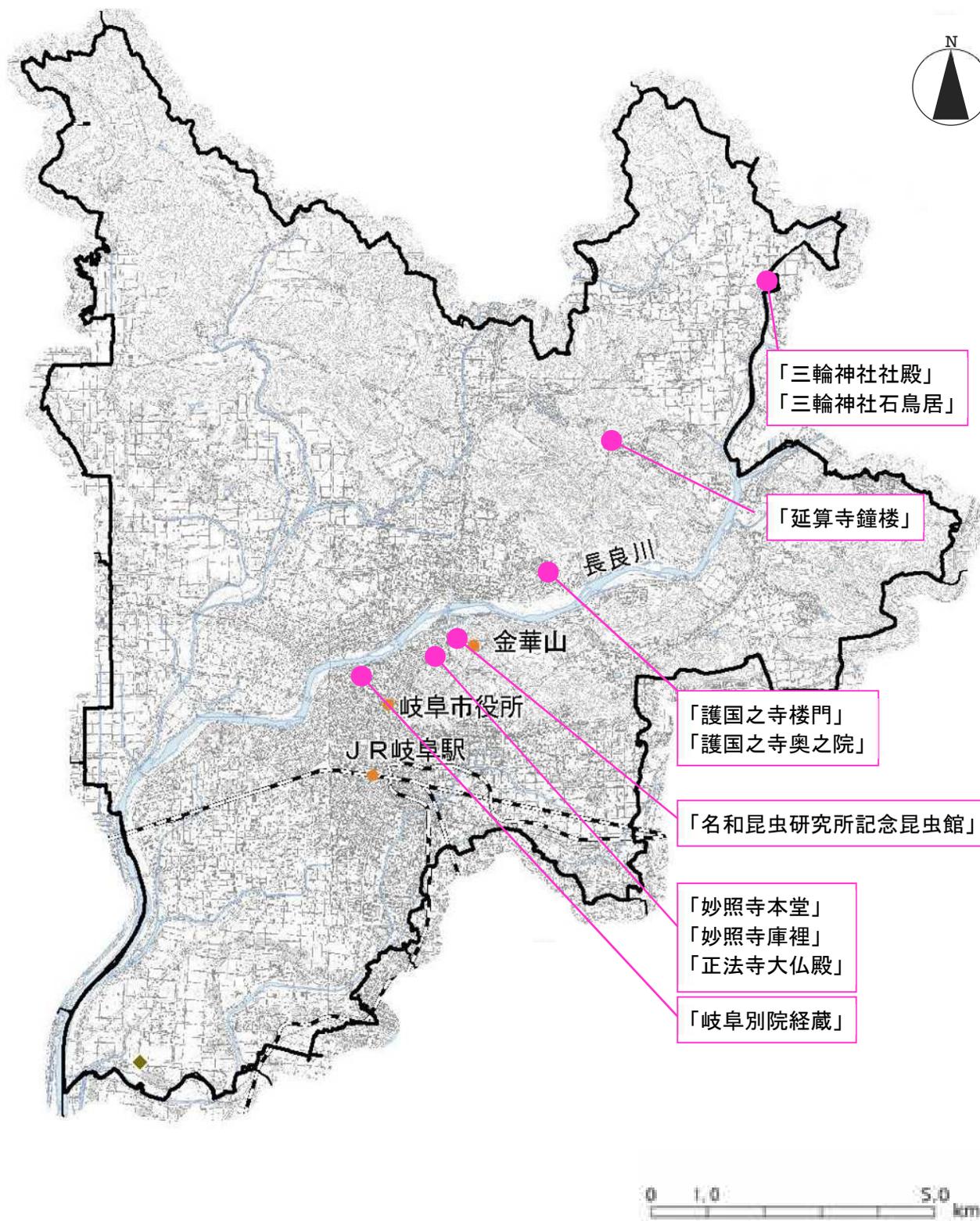


図 I-4-4 岐阜市の市重要文化財(建造物)の分布状況

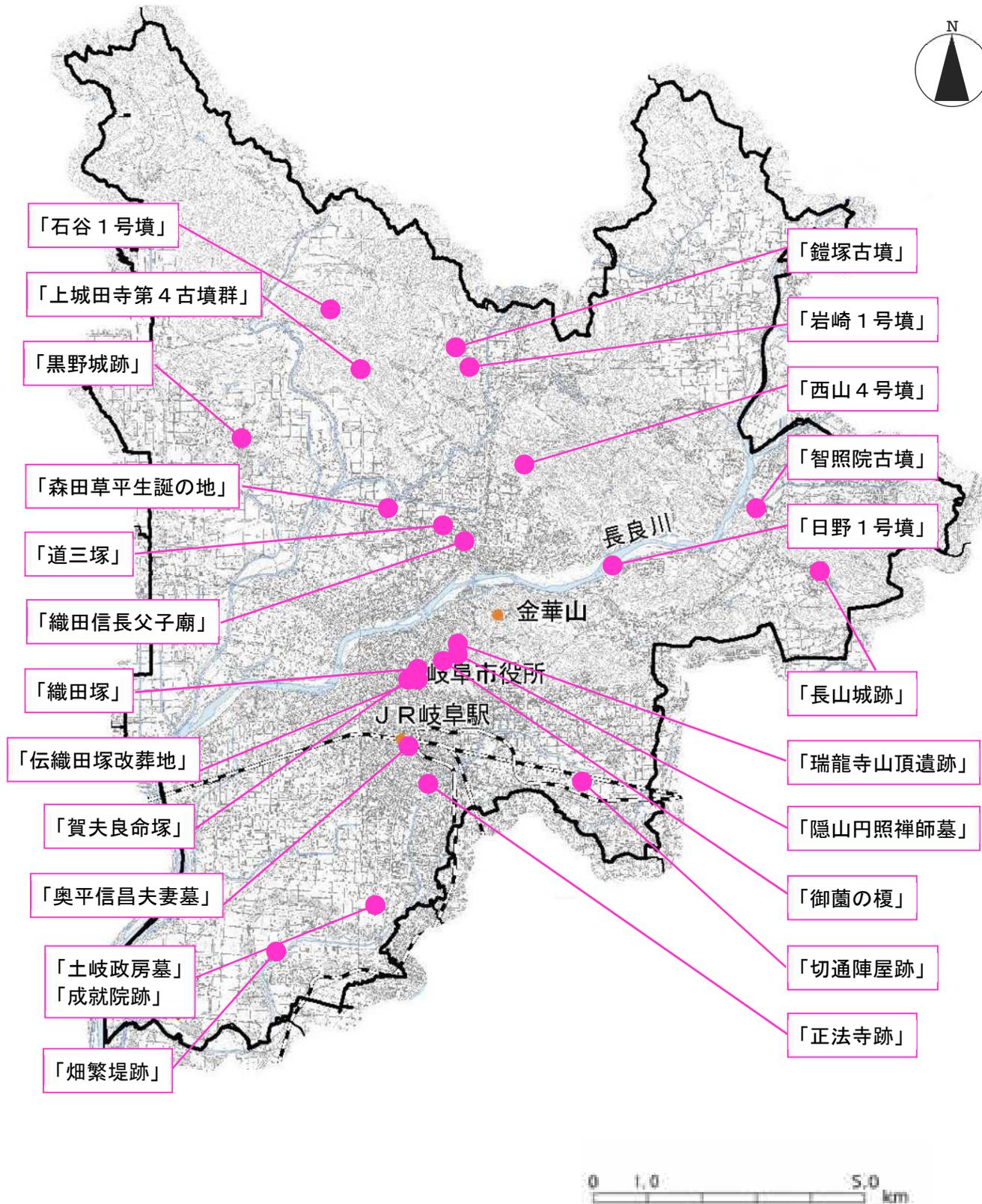


図 I-4-5 岐阜市の市史跡の分布状況

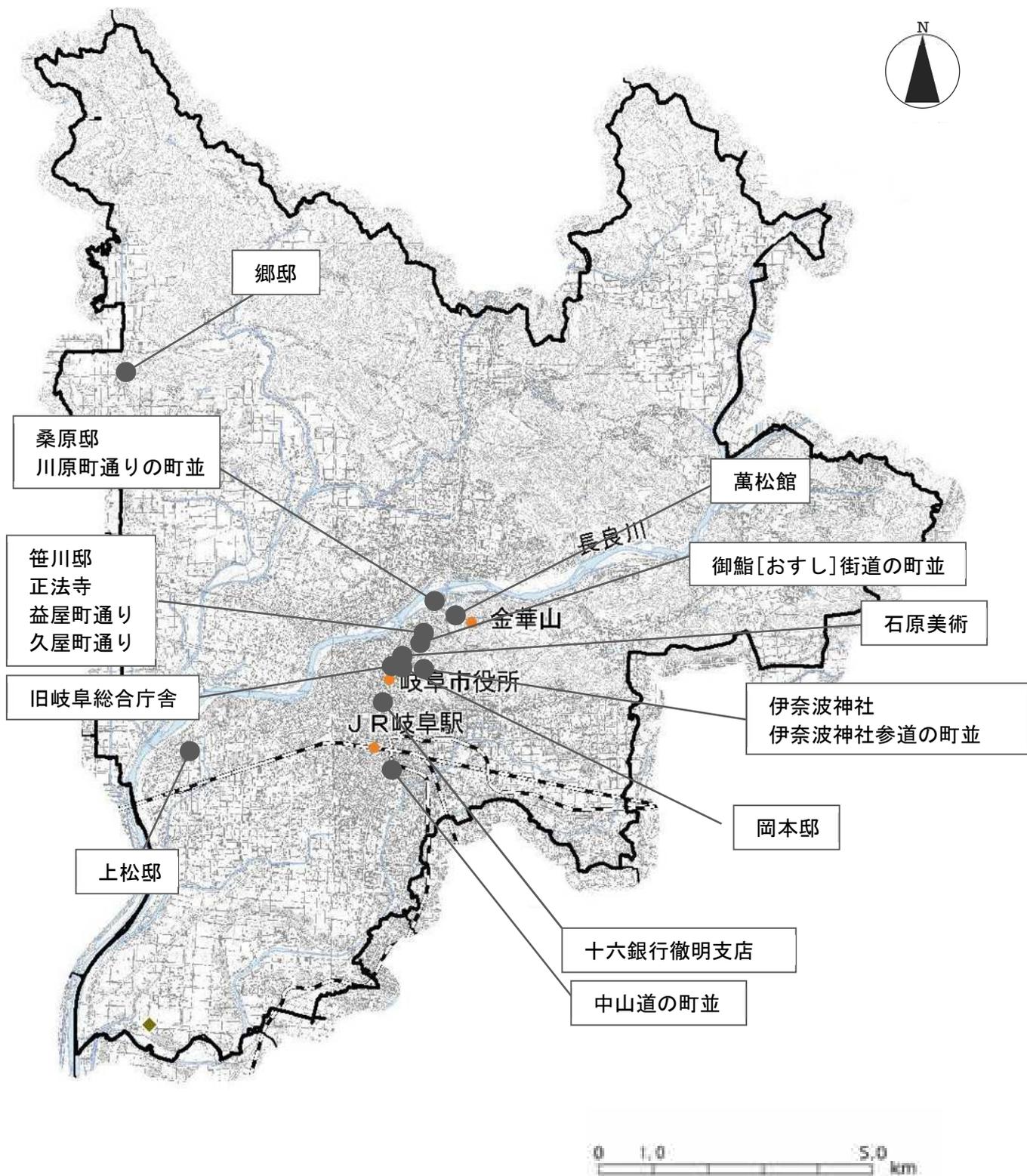
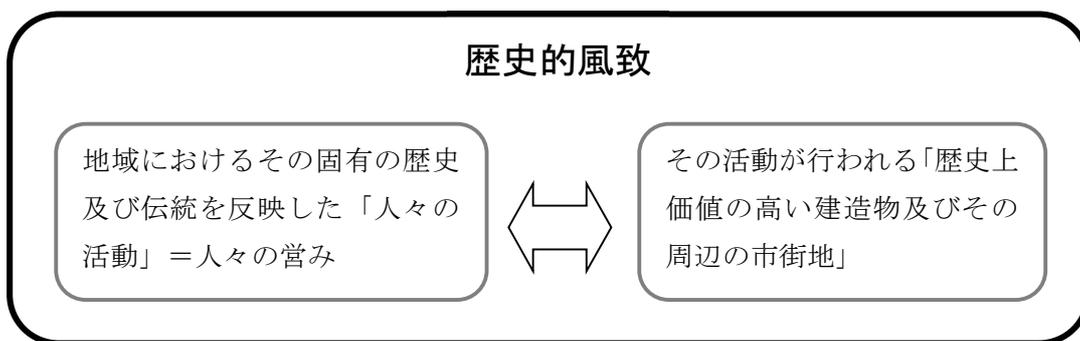


図 I-4-7 岐阜市の「時代を伝える身近な歴史的建造物」の分布状況

第2章 岐阜市の維持及び向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。



岐阜市における維持向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。



○ 「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致

【はじめに】

戦国時代、斎藤道三が築き上げた岐阜の町を手に入れた織田信長はここを拠点に天下統一を目指した一方、岐阜の城下一帯を最高のおもてなし空間としてまとめあげた。

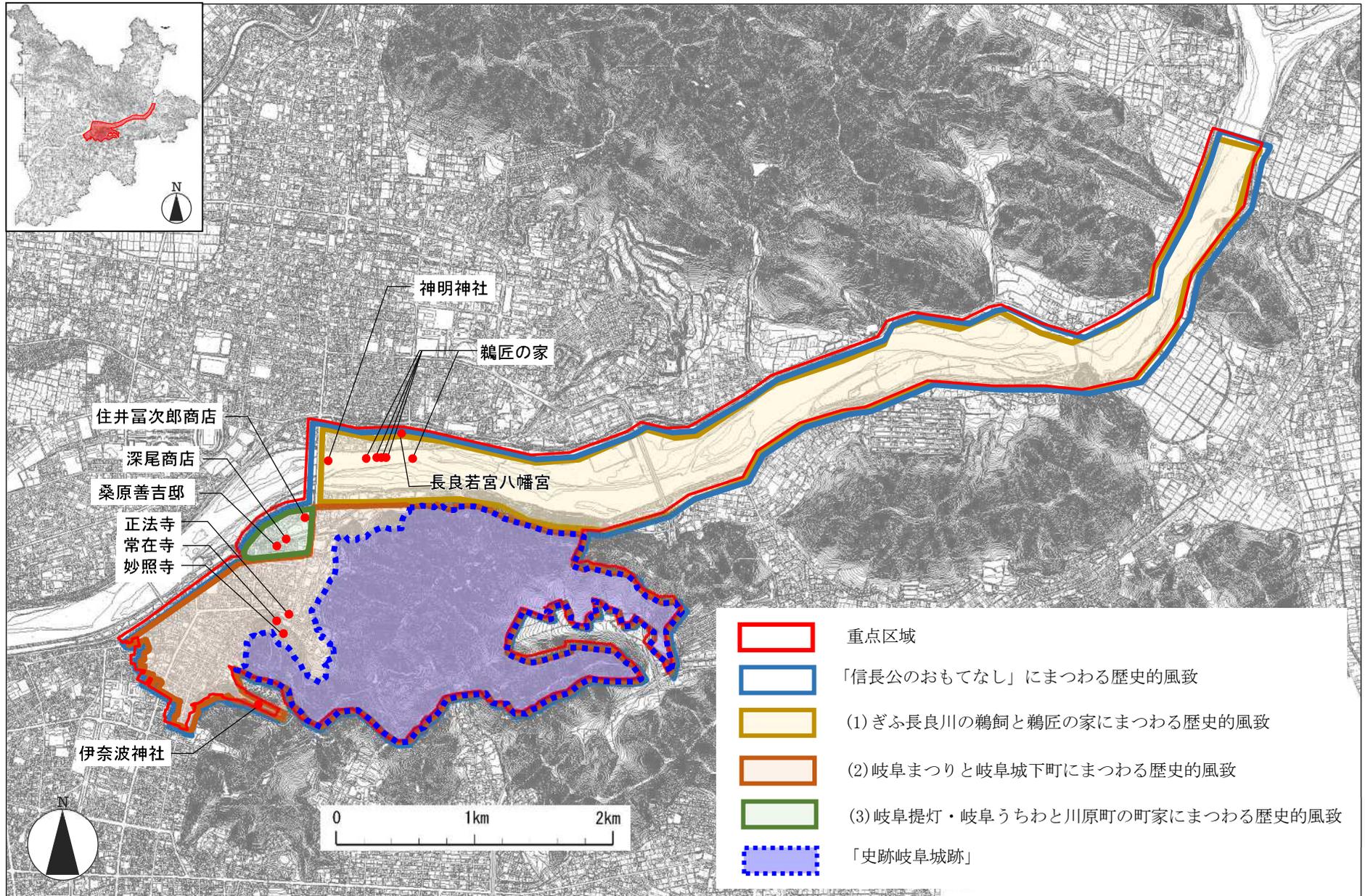
その要素である、「ぎふ長良川の鶺鴒」は、信長の時代の頃には、特別な客人への接待として保護を受けながら行う見せ鶺鴒という側面を持つようになり、その後、庶民の楽しみへと広がっていき、今も多くの人々に楽しまれている。

また、信長は山全体を天然の要害として築かれた軍事施設である岐阜城に「魅せる」という独創性を加え、城の山麓に「地上の楽園」と称される宮殿を建設し、訪れた人々を驚かせた。そして、岐阜城と一体であった城下町地域の町割りは自治組織により維持・継承され、それらは岐阜まつりのときなどに目に見える形で表れる。

さらに、信長は長良川の水運の拠点となる中河原湊の材木市場において12人の商人に舟木座の結成を認め、岐阜の繁栄の基礎を作った。そして、川湊に運ばれる材木・和紙・竹などを扱う問屋業が発展し、それらを利用した提灯・団扇・傘などの生産も盛んに行われるようになった。現在、この場所は、川原町(湊町・玉井町・元浜町などの総称)と呼ばれ、昔ながらの日本家屋による古いまちなみが残されている。川原町では客人をもてなす座敷や茶室を金華山や山頂の岐阜城復興天守が見える位置につくる特性が見られ、今も金華山や復興天守への眺望を意識した生活が送られている。

	歴史的風致	歴史的建造物	活動
「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致	1 ぎふ長良川の鶺鴒と鶺鴒匠の家まつわる歴史的風致	○鶺鴒に関わる建造物 ・鶺鴒匠の家 ・神明神社 ・長良若宮八幡宮 ・妙照寺	○ぎふ長良川の鶺鴒 ・見せ鶺鴒 ・御料鶺鴒 ・鶺鴒供養 ・鮎鮓
	2 岐阜まつりと岐阜城下町まつわる歴史的風致	○史跡岐阜城跡 ○旧岐阜城下町に関わる建造物 ・伊奈波神社 ・正法寺 ・常在寺 ・妙照寺	○岐阜まつり ・例祭 ・神幸祭 ・宵宮 ・山車 ・神輿
	3 岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家まつわる歴史的風致	○川原町の町家 ・深尾商店 ・桑原善吉邸 ・住井富次郎商店	○岐阜提灯づくり ○岐阜うちわづくり ○油紙づくり

図Ⅱ-0-1 「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致の体系図



図Ⅱ-0-2 「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致の範囲

1 ぎふ長良川の鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

1300年以上の歴史を持つ「ぎふ長良川の鵜飼」は、各自が鮎を獲って生活をする純粋な漁から始まり、織田信長の時代になると、特別な客人への接待として保護を受けながら行方見せ鵜飼という側面を持つようになった。さらに江戸時代も半ばに入ると、鵜飼は領主の接待のための見せ鵜飼から、庶民の楽しみへと広がっていき、今も多くの人々に楽しまれている。

(2) 歴史的建造物等(地図は69ページ 図Ⅱ-1-11を参照)

① 鵜匠の家

長良川の鵜匠や船頭は、川と深く関わった生活をしている。鵜匠が住む地域は古くから鵜飼屋と呼ばれ、長良川の右岸にある。尾張藩の藩士 樋口好古が尾張領封内を巡行し纏めた『濃州 徇行記』(寛政年間(1789~1800))によれば、「上福光村は長良川の北岸にあり、中福光村、真福寺村と町家入交れり、・・真福寺村は・・・鵜匠のいる所を上鵜飼屋、下鵜飼屋と云、これは長良川の岸に皆住せり、」と記されている。長良川の左岸は玉石の広い川原が広がっているが、右岸は川原がなく直接川岸に船を係留できるため、漁業を生業としている人々は、昔から右岸の真福寺村に住んでいたと考えられる。(図Ⅱ-1-1)

幕府直轄領～尾張藩領時代(1619~1868)



『岐阜市史』通史編：近世、『濃州厚見郡岐阜図』承応3年(1654)、『岐阜町絵図』寛政6年(1794)絵図写し 参照

図Ⅱ-1-1

「ぎふ長良川の鵜飼」の場合、各鵜匠の家は川岸に近い堤外地（堤防に挟まれて水が流れている側）にあり、その住居は鵜を住居内で飼育するため独特の構成をとっている。かつては鵜匠の家に船頭や小僧も住み込んでいたため、居室も設けられていた。

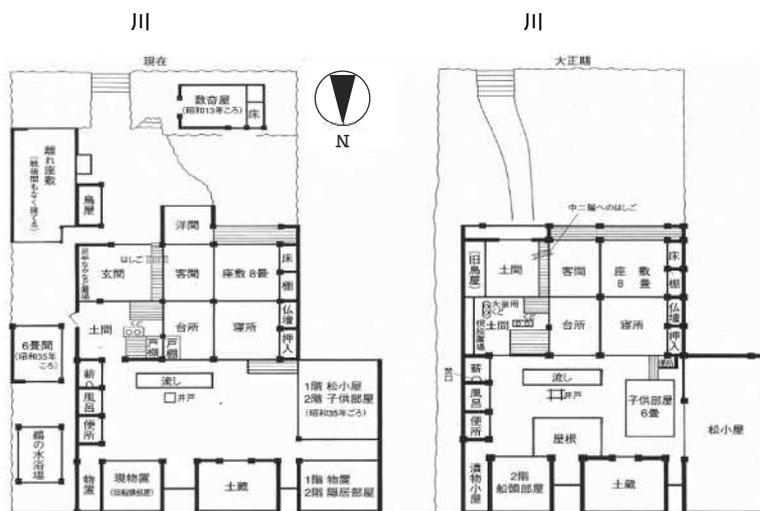
鵜匠の家は母屋のほか、鳥屋、水場、松小屋、船頭や小僧の部屋などで構成される。鳥屋は、かつては土間の端にあったが、現在では別棟を建てる場所が多い。鳥屋には神棚があり、各家で異なっているが八幡様や金比羅様のお札を祀る。松小屋は篝火にくべる割り木を蓄えておく場所である。1年で必要になる300～400束を保管するためかなりの広さが必要となる。母屋は田の字型の茅葺き屋根が基本であった。中二階があり、洪水時にすぐに鵜を避難させたり、道具を大切に保管する場所となっている。

（写真Ⅱ-1-1, 2, 3）



写真Ⅱ-1-1 松小屋（山下晃正鵜匠宅） 写真Ⅱ-1-2 鳥屋（山下晃正鵜匠宅） 写真Ⅱ-1-3 鵜匠の家（山下哲司鵜匠宅）

山下哲司鵜匠の母屋は市の資料によると慶応年間（1865～1868）の建築となっている。屋敷入口は南向きで、川側から少し上がると敷地の中央に母屋がある。母屋には中二階があり、洪水時に鵜をすぐに上へ避難させられるように梯子がかけてある。大正期の図では母屋の北側に松小屋、土蔵、船頭部屋、風呂、便所などが並ぶ。中庭が広く、道具の手入れなどに使えるようになっている。現在は、鳥屋が母屋の南東側に独立し、水場ができています。（図Ⅱ-1-2）



図Ⅱ-1-2 山下哲司鵜匠屋敷図 左図は平成19年※のもの、右図は大正期のもの
下足を脱がずに流しや物置などが使え、漁を効率的に行える屋敷構成となっている。
※現在は、家屋の一部が焼失している
（出典：「長良川鵜飼習俗調査報告書」岐阜市教育委員会、H19.3）

鵜匠の家からは、せこ道(家と家間の細道)を通じて長良川に至る。
 (写真Ⅱ-1-4、図Ⅱ-1-3)

この道は、川岸に向かって下り坂となる。そして、せこ道を抜ければ、そこに伝統的な和舟の鵜舟が係留されている。

鵜舟が係留されるこの船着場は、鵜飼観覧船の船着場が「土場」と呼び習わされるのに対し、「鵜飼河戸」と呼ばれ、6軒の舟の係留場所は、概ね、各鵜匠の屋敷地からせこ道を経て、最も近い場所に決まっている。(写真Ⅱ-1-5、図Ⅱ-1-3)



写真Ⅱ-1-4 せこ道



写真Ⅱ-1-5 鵜飼河戸



図Ⅱ-1-3 鵜匠の家・鵜飼河戸・せこ道・鵜塚 位置図

② 神明神社

神明神社は、鵜飼屋地区を含む長良地区一帯を氏子地域としている長良天神神社が宮司を兼ねており、平成3年(1991)に本殿(入母屋造)が建替えられているが、大正5年(1916)建立の鳥居が残されている。(写真Ⅱ-1-6、7)地元の人たちからは「お神明さま」と呼ばれ、古くから崇敬さ



写真Ⅱ-1-6 神明神社(拝殿)

れてきた。神明神社は幾多の出水により書物も流され、そのいわれは定かではないが、宮司を務める長良天神神社には、慶長9年(1604)の神明神社の棟札が収められており、その棟札には「奉鎮祭水神上下渡海無難村内繁栄祈攸」とあり、水運の鎮守だったことがわかる。また、神明神社の北側に位置する真性寺の記録によれば「文化十一年当鵜飼屋 神明宮建替、・・・(中略)・・・一大ニ岐阜又近辺在方ヨリ参詣 大繁盛ナリ」と記されており、神明神社の威容が昔から大きかったことが推察される。



写真Ⅱ-1-7 神明神社鳥居

③ ながらわかみやほちまんぐう 長良若宮八幡宮

長良若宮八幡宮の創建については不明であるが、境内には切妻屋根の本殿と拝殿(写真Ⅱ-1-8)があるほか、鵜匠が寄進した嘉永7年(1854)8月、および大正9年(1920)1月の銘がある常夜灯や大正8年(1919)8月の銘がある石柵が残されている。



写真Ⅱ-1-8 長良若宮八幡宮拝殿

鵜飼が休漁となる旧8月15日(仲秋の名月)は長良若宮八幡宮の祭礼日となっている。

④ みょうしょうじ 妙照寺

◆本堂(市指定の重要文化財)

妙照寺は当初、厚見郡今泉村に創建されたが、慶長5年(1600)に織田秀信により、3箇所の屋敷が寄付されたことを受け、明暦2年(1656)現在地に移転された。『岐阜県文化財調査報告書 岐阜県の近世社寺建築』によると、本堂は明暦3年(1657)から寛文5年(1665)の間に建てられたものである。

◆庫裏(市指定の重要文化財)

貞享5年(1688)には、松尾芭蕉が岐阜を訪れ、「ぎふ長良川の鵜飼」を見物したとされており、芭蕉が記した俳文にそのときの様子を詠んだとされる句が残されている。

おもしろうて やがて悲しき 鵜舟かな

華やかな鵜飼も鵜舟が去ると深い闇の世界に帰る。その静寂のなかに鵜の哀れ、生きるため魚を獲らねばならない人間の宿命を感じて詠んだとされる。

芭蕉が約1か月間に亘り長期滞在した妙照寺の庫裡には、十二畳座敷「芭蕉の間」（写真Ⅱ-1-9）が今も残されている。



写真Ⅱ-1-9 芭蕉の間

（3）活動

ぎふ長良川の鵜飼

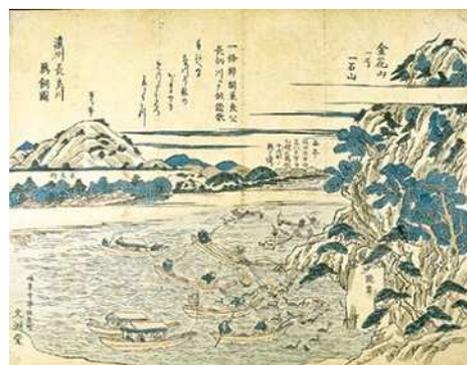
① 「ぎふ長良川の鵜飼」の歴史

「ぎふ長良川の鵜飼」は、大宝2年(702)の御野国各牟郡中里の戸籍にある記述や承平年間(931～938)に編集された『和名類聚抄』の記述から、1300年以上の歴史を持つとされているが、明確に記録にあらわれるのは室町時代になってからである。室町時代に入ると鵜飼は旅行記などに記述が見られるようになる。(写真Ⅱ-1-10)



写真Ⅱ-1-10 ぎふ長良川の鵜飼

文明5年(1473)に岐阜を訪れた京都の公家、一条兼良(1402～1481)が記した紀行文『ふち河の記』では、「鵜の魚をとるすがた、鵜飼の手縄を扱う躰など、けふはじめてみ待れば、ことのはにものべがたく、あわれともおぼえ、又興を催すものなり」とあり、江戸末期に岐阜宇津保屋町の文淵堂から出された刷り物「濃州長良川鵜飼図」(図Ⅱ-1-4)にも、一条兼良の和歌が掲載されている。長良川の鮎と鵜飼は当時より美濃の名物となり、篝火に映し出される鵜飼の風情は文化人たちに愛され、様々な記録に載せられて伝えられていった。



図Ⅱ-1-4 濃州長良川鵜飼図

岐阜市歴史博物館

一条兼良が詠んだ和歌

「とりあへぬ夜川の鮎の篝火

めづらともみつ哀ともみつ」

また、天文4年(1535)には斎藤道三が、後奈良天皇に背腸(鮎加工品)五十桶を進上しており、戦国時代には「鵜鷹逍遙」といって、鵜飼は鷹狩とともに武士に愛好され、織田信長や豊臣秀吉から鵜匠の号を賜り、保護を受けたという記録が残されている。長良村・小瀬村の鵜匠がまとめた明治13年(1880)発刊の『鵜飼漁業法及沿革履歴書』では、織田信長は鷹匠に準じて、鵜匠にも禄米十俵を給し、鵜舟を与えて保護し、子信孝も鵜飼の保護を継承したとされている。

鵜飼が領主より保護を受けることにより、この頃から領主が接待のために鵜飼を見

せることを始めたと考えられる。『甲陽軍鑑』^{こうようぐんかん}（慶長年間～元和年間（1596～1623））の記録によると、永禄11年（1568）6月、織田信長が武田信玄の使者である秋山虎繁^{あきやまとらしげ}を迎えた際、岐阜の川に鵜匠を集め、鵜飼を見せている。

『鵜飼漁業法及沿革履歴書』によると、元和元年（1615）、大坂夏の陣の勝利の帰途、徳川家康・秀忠が岐阜に逗留し鵜飼を見物している。領主の接待の様子として、江戸時代後期に尾張藩御用絵師だった狩野晴真^{かののせいしん}が描いた「長良川上覧鵜飼図」（図Ⅱ-1-5）には、尾張藩12代藩主の徳川齊荘^{なりたか}が岐阜を訪れた際に行われた上覧鵜飼が描かれている。

また、徳川家康は鵜飼を称え、このときに食した鮎鮓を所望し、その年（元和元年（1615））から「御膳御用」として鮎鮓を江戸に送ることになったと、御鮎御用を勤めた御鮎所を担っていた河崎家の由緒『河崎家文書』（元和年間～延享年間（1615～1747））に残されている。

役鮎として上納する鮎の数が定められていたが、その反面、諸役（税金）免除や扶持代金（経費）^{ふち}支給などの保護を受け、江戸幕府制度のなかに位置づけられている。寛文5年（1665）、鵜匠は幕府御用から正式に尾張藩所属とされ、尾張藩の御用を受け、将軍家へ鮎鮓を献上する役割を果たすことになる。献上された鮎鮓は、なれ鮓で、伝承によると馬場村（現岐阜市）の後藤才助が天正（1573～1592）の頃に創製したと伝えられており、当時の鮓は塩付けした魚に飯をつめるか、そぎ身の魚と飯をまぜて漬けたものを熟成させたものであった。幕府の改革で献上鮎鮓は廃止されるが、明治維新政府が成立して間もない慶応4年（1868）5月、尾張藩の命により、鵜匠たちは有栖川宮家への「御進献御用」として献上するようになる。



図Ⅱ-1-5

「長良川上覧鵜飼図」江戸時代後期

岐阜市歴史博物館

尾張藩主十二代徳川齊荘が岐阜を訪問した際の上覧鵜飼を描く。藩主の乗った御座舟を囲んで左右から鵜舟がカラミを行っている。

江戸時代、鮎鮠は毎年5月から8月までに10回程度、江戸まで宿次ぎで、ほぼ5日をかけて運ばれており、鮎鮠が運ばれた岐阜から名古屋を結ぶ岐阜街道の一部は、御鮎街道や鮎鮠街道と呼ばれるようになった。（図Ⅱ-1-6）

明治維新前後、尾張藩・江戸幕府という後ろ盾を失った「ぎふ長良川の鵜飼」は、朝廷に庇護を求める。これは、鵜飼によって朝廷へ鮎を献上する伝統が古来よりあったことに加え、後述する特殊な技術を守り伝えるためには、ある種の特権が必要であったことに関係する。明治23年(1890)からは宮内省主猟局に属し、現在の宮内庁式部職につながる形に再編されて現在に至っている。（写真Ⅱ-1-11）

現在、「ぎふ長良川の鵜飼」では「見せ鵜飼」として、毎年5月11日から10月15日まで、中秋の名月と増水の日を除き毎日行われており、岐阜市を代表する歴史文化資産として、市民や観光客に親しまれている。



図Ⅱ-1-6 御鮎街道



写真Ⅱ-1-11 ぎふ長良川の鵜飼

② 長良川鵜飼用具(国指定の重要有形民俗文化財)

鵜飼の衣装は江戸時代後期に成立し、代々続く伝統衣装であり、鵜飼を演出する重要な衣装となっている。（図Ⅱ-1-7）

漁服と呼ぶ独特の形をした着物を着て、胸当を着ける。頭には風折烏帽子、腰蓑を着け、足半を履く。紺または黒に染めた衣装と藁で編まれた腰蓑が風雅な情緒を醸し出している。

紺や黒の衣装は、暗い中で鵜を怖がらせないためでもあり、篝火で自分の影が水面に映って鮎を逃がさないようにするため



図Ⅱ-1-7 鵜匠の衣装

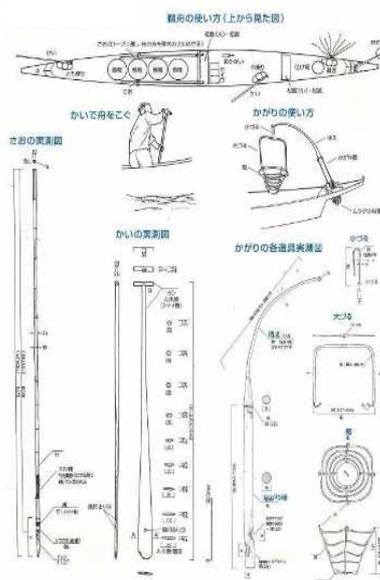
でもある。衣装は漁で動きやすくする工夫がされており、漁服と胸当の仕立ては女性の仕事で、鵜匠の母や妻が裁縫する。風折烏帽子は、篝火から頭を守るもので、眉毛が隠れるくらい深く被る。腰蓑は水で体が冷えるのを抑え、怪我を防ぐ役割があり、鵜匠の象徴的な衣装となり、見栄えにこだわりがある。腰蓑は膝下になるようにし、体に添う感じに仕上がっているほうが良い。

また、1300年以上の歴史を持つとされている鵜飼を支えてきた道具や技術は、様々な工夫がなされた機能美をあわせ持っている。そのため、衣装や鵜舟など122点の長良川鵜飼用具は、国の重要有形民俗文化財に指定されている。

(図Ⅱ-1-8, 写真Ⅱ-1-12)



写真Ⅱ-1-12 長良川鵜飼用具



図Ⅱ-1-8 鵜飼漁の道具(一部)

③ 出漁の準備

鵜飼河戸では、夕暮れに鵜飼の準備を行う。舟乗りが鵜を鵜籠に入れ天秤棒を担いで舟に乗せる。鵜籠は運搬専門の籠であるが、四羽用と二羽用がある。普通は四羽用を用い12羽の鵜と予備の鵜を数羽、舟の後ろ半分に乗せる。他に、篝にくべる松割木や捕った魚を入れる吐け籠、出荷用のセイロなどを乗せる。(写真Ⅱ-1-13)



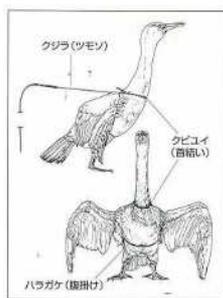
写真Ⅱ-1-13 鵜舟の準備状況

鵜飼河戸で出漁の準備が整うと、漁服を着た鵜匠を乗せ、鵜飼漁の出発点「まわし場」へ出航する。その場所は川の状況によって千鳥橋下から観覧船がつくオヤマシタ(小山下)までの間が多い。まわし場に着くまでに鵜匠と船頭は川の様子を見て、その日どこを通過して漁をするか、見当をつける。

まわし場に到着すると焚き火をして、鵜匠と船頭が出漁を待つ。出漁20分程前に、船頭は焚き火から火をとって篝火を灯す。鵜匠は腰蓑を着用し出漁直前に鵜を鵜籠か

ら出して手縄^{たなわ}をつけ、順番に川へ放していく。手縄は必ず鵜匠^うがつける。鵜は鵜籠^{うかご}から船頭^{ふねづか}が出て籠の蓋の上に乗せ、手縄をつけている間は首を片手で持ち、腹に手を添え、首をゆらしておく。鵜の首に首結い^{くびゆい}を結び、腹に腹掛け^{はらかけ}を結ぶ。首結いと腹掛けはクジラ（ツモソ）と呼ぶ弾力性のある棒の一端に結ばれていて、反対側の端から縄をつけて鵜匠^うが持つ。首結いの結び加減は漁の成績を左右するとされ、鵜匠^うの技術のひとつとされている。（写真Ⅱ-1-14）

手縄を結び出漁の準備が整うと、各鵜舟のとも乗り^{ともり}（艫乗り^{かき}）が集まり、くじを引いて出船位置を決める。順番が決まると、一番に出るとも乗り^{ともり}が船縁^{ふなべり}を櫂^{かい}で叩き、それを合図に船を出す。（写真Ⅱ-1-15）



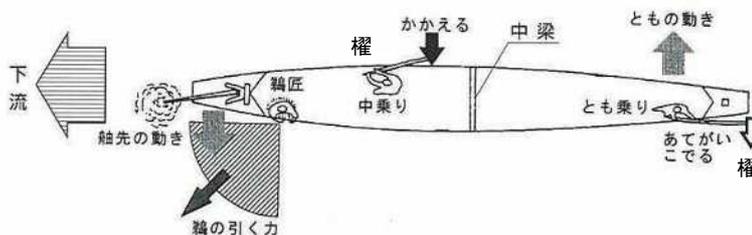
写真Ⅱ-1-14 首結、腹掛け

写真Ⅱ-1-15 まわし場でのくじ引き

④ 長良川の鵜飼漁の技術(国指定の重要無形民俗文化財)

鵜舟の操船はとも乗りと中乗りの2人の船頭がペアで行い、両者の息が合わないとうまく進まない。とも乗りはとも（船の後方）に、中乗りは中梁^{なかばり}（鵜舟中央に付けられた梁木）の前に位置し、とも乗りは鵜匠^うと同じ側、中乗りは反対側を向いて船を操る。普通、とも乗りは中乗りを経験した者が担当し、操船の責任者となる。中乗りは操船や鵜匠^うの補助を行う。またこれらの船頭は、鵜匠^うが各々個人的に雇用しているものである。

操船には棹^{さお}と櫂^{かい}を使う。櫂のこぎ方には、外から内側へ抱える方法、船縁^{ふなべり}に櫂をあてがう方法、あてがいながら小縁^{こふなべり}（鵜舟の腹の最上部の板）を支点に内側から外側へ向かって「コデル」方法がある。例えば、船を左に振る場合は図のような操作を行う。実際の漁では鵜の引く力が加わるため、さらに細かな櫂の操作が必要になる。（図Ⅱ-1-9）



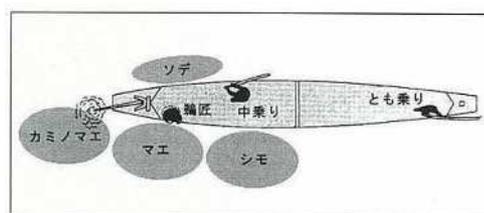
図Ⅱ-1-9 鵜舟の操船

鵜匠の技術は、手縄さばきと篝火の操作にある。鵜匠は手縄が絡まってくると、絡まった縄を人差し指と親指の間に挟んでつかみ、他の手縄からより分け、右手で抜き取って再び左手に戻す。この動作を「手縄をさばく」といい、「手縄さばきがうまい」とは、手縄が水面にきれいに広がり、鵜を上手に使っている状態をいう。漁では、鵜匠が鵜をはげますため、「ホウホウ」と声を発していることがある。また、とも乗りが船縁を「ドンドン」とたたき、音で魚を追いたて鵜が捕りやすいようにすることもあつた。 (写真Ⅱ-1-16)



写真Ⅱ-1-16 鵜匠の手縄さばき

鵜にはそれぞれ好んで漁をする位置がある。年長の鵜は川を知っているため、魚の少ない深い場所には潜らず、魚のいる瀬にかかると動きだしたりして位置は「シモ」にいることが多い。一方、新しい鵜は「カミノマエ」にいることが多く、手縄を張ってしまいやすく、そのためあまり魚が捕れないことが多い。鵜はおおむね篝火の届く範囲で魚を追うため、鵜匠は魚のいそうな場所へ篝火を回して照らし、火の勢いが減じたら松割木を足してやる。 (図Ⅱ-1-10)



図Ⅱ-1-10 鵜の位置

こうした動作を揺れ動く鵜舟のなかで行う。強い流れのなかで、とも乗りと中乗りは操船に集中し、鵜匠は全体を差配しながら、10羽前後の鵜を巧みに操る。最後に、鵜飼の最高潮として6隻の鵜舟が川幅いっぱい横隊となり、鮎を浅瀬に一斉に追い込む「総がらみ」を行う。鵜と鵜匠と船が一体となり、幽玄な暗闇のなかで華麗な時代絵巻が繰り上げられる。鵜匠の手縄捌きと鵜の動きは、古くからの独特の技法を今に伝えている。

⑤ 見せ鵜飼

見せ鵜飼では、鵜飼観覧船が鵜舟と並走して川を下り、乗客が鵜飼を観覧する。これを「狩り下り」という。また天候や河川の条件によっては、鵜飼観覧船を岸に停泊させ鵜飼を見る「付け見せ」が行われる。 (写真Ⅱ-1-17)

「狩り下り」、「付け見せ」の後には、6隻の鵜舟が川幅いっぱい横隊となり、鮎を浅瀬に一斉に追い込む「総がらみ」が見られる。 (写真Ⅱ-1-18)

現在、右岸は「長良川プロムナード」として整備され、岸からもこの様子を見ることができる。



写真Ⅱ-1-17 鵜飼観覧の様子



写真Ⅱ-1-18 総がらみ

⑥ 鵜飼観覧船

鵜飼で使用する鵜飼観覧船(屋形船)は全て長良川に隣接する岐阜市鵜飼観覧船造船所で製作されている。(写真Ⅱ-1-19)

船大工は設計図を作らない。親方のところで修行して覚えていく伝承法をとっている。そのため、昔ながらの製法を基本にしており、船の敷板しきいたのそりをつけるのにも機械ではなく重石を使用する(昔は長良川の重い丸石を積み上げて行っていた)。製造の主な工程は、「コウヤマキの購入→製材→自然乾燥→板の選択(仕分け：底の板(敷板)、腹の板、蓋の板)→敷板を組む→腹板を組む→カイズル、蓋板などを付ける→屋形を付ける→完成」となっている。(写真Ⅱ-1-20)

現在は、岐阜市鵜飼観覧船造船所において造船の作業状況をいつでも見学できるようになっており、多くの市民や、観光客が見学に訪れている。

また、鵜飼観覧船の操船は、棹を主として櫂を併用し、操船人数は2～3人で行っている。鵜飼観覧船の船頭の人数は、約120人が登録している。

(写真Ⅱ-1-21)



写真Ⅱ-1-19 岐阜市鵜飼観覧船造船所



写真Ⅱ-1-20 造船中の鵜飼観覧船



写真Ⅱ-1-21 棹による鵜飼観覧船の操船

⑦ あがり

鵜飼が終わると「あがり」と呼ぶ後片付けを行う。あがりでは鵜を一羽ずつ舳先の船縁にあげていき、鵜匠は鵜の状態を確かめながら順番に手縄を外し、船頭が鵜を受け取って鵜籠に入れていく。このとき、食べ方が足りない鵜に漁で得た魚を食べさせることもある。船頭は捕れた魚を吐け籠からもろ蓋に並べ変え、外した手縄をまとめ、最後に篝を水につけて消す。（写真Ⅱ-1-22）



写真Ⅱ-1-22 船縁に並べた鵜

このあがりの作業は鵜飼観覧船の横で行われるため、観光客は鵜飼の華やかな場面と終わりの静かな場面を見ることができ、芭蕉が表現した「おもしろうてやがて悲しき鵜舟かな」という世界を体感することが出来るようになっている。

なお、「長良川鵜飼観覧船造船技術」及び「長良川鵜飼観覧船操船技術」は市の無形民俗文化財に指定されており、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会が「長良川鵜飼観覧船操船技術」の継承に取り組んでいる。

⑧ 御料鵜飼

一方、見せ鵜飼とは別に宮内庁に献上するための鮎を捕る「御料鵜飼」が行われる。見せ鵜飼の運営主体が岐阜市であるのに対し、御料鵜飼は宮内庁が取り仕切る鵜飼である。

御料鵜飼は鵜飼期間中に長良・小瀬でそれぞれ8回ずつ行われており、漁のみで見物客のいない「平御料」、宮内庁が在外公館の大使ら職員を招待する「本御料」、宮内庁が県知事や市長など地元関係者を招待する「県御料」に分けられる。また、8回の御料鵜飼の他に、「天覧鵜飼」、「台覧鵜飼」、「宮様鵜飼」などの天皇家や宮家に対する臨時の特別観覧鵜飼が行われる。

現在、岐阜市長良で6名、関市小瀬で3名が宮内庁式部職鵜匠に任じられている。全国的にみると鵜飼漁をする人を指す言葉は「鵜遣い」が一般的であるが、鵜匠という呼び方は長良川鵜飼が古くから使っていた言葉である。長良・小瀬いずれも鵜匠は代々世襲とされ、先代が引退してはじめて鵜匠に任命される事になる。長良川鵜飼は代々世襲により技術の継承を行い、現在に至っている。

⑨ 鵜飼開き

「ぎふ長良川の鵜飼」は「鵜飼開き」から始まる。鵜飼の初日となる5月11日に岐阜市湊町の鵜飼観覧船事務所乗船場で行われ、護国神社の祭主による玉串奉納など10月15日までの鵜飼の安全を祈願する「鵜飼安全祈願祭」の他、新造船の命名式や進水

式などが行われる。夕方になると鵜飼観覧船が次々と漕ぎ出され、太鼓の演奏や打ち上げ花火など華やかな催しとともに鵜飼が開始される。

⑩ 長良川まつり

夏になり、地元の子供たちが川遊びを始める頃の7月16日(旧暦6月6日)に、「長良川まつり」が行われる。長良川まつりは、人々を疫病から守り、水難を断つ願いを込めたものである。

川原町や鵜飼屋では舟運にたずさわる家が多かったため、川での危険な仕事に対する安全祈願の思いが込められている。地元の子供たちは「まつりの前日までは川に入らないこと、入るとカッパに尻こだまを抜かれる」と聞かされており、「長良川まつり」は川開きの意味合いも持っている。

長良川まつりの日には、長良川に面している神明神社^{しんめい}では、鵜匠をはじめとする関係者による水難防止と鮎供養などの祭事が行われている。(写真Ⅱ-1-23)

『岐阜市史 通史編 民俗』(昭和52年(1977)3月31日)によると、昭和35年頃からまつりの日に鮎供養が行われるようになった。

祭事が終わると、たくさんの提灯を鳥居と三重塔の形に飾りつけた巻藁舟に神主が乗り込み、川を巡ってお清めをする。その後、巻藁舟は近隣の子供たちを乗せて、川を巡る。現在は2艘の船が出る。(写真Ⅱ-1-24)



写真Ⅱ-1-23 神明神社での鮎供養



写真Ⅱ-1-24 提灯船

⑪ 休漁

旧8月15日は仲秋の名月であり、鵜飼も休漁とされていた。『長良川鵜飼習俗報告書』(平成19年(2007)3月)によると、現在は、同日が金土日曜日に当たる場合には、翌週の月曜日に延期されている。

現在でも長良では旧8月15日が長良若宮八幡宮の祭礼日となっており、鵜匠は雌雄の鮎2尾と神酒を神前に供える。

⑫ 鵜飼じまい

秋に入り、10月15日は鵜飼が終了する「鵜飼じまい」となる。『長良川鵜飼習俗報告書』(平成19年(2007)3月)によると、鵜匠たちはこの日を「蔵入れ」といい、鵜匠宅では食事のとき、船頭、とも乗りなどに、あんこときなこのぼた餅を振る舞い労をねぎらう。このぼた餅は、鵜匠宅の神棚や仏壇などにも供えられる。

⑬ 鵜供養

鵜飼じまい後の最初の日曜日に、鵜塚にて「鵜供養」が行われる。（写真Ⅱ-1-25）

長良川鵜飼の主演として活躍し、この一年間に天命尽きた鵜の供養と鵜飼の発展を祈る祭事である。「ぎふ長良川の鵜飼」の主演である鵜は、茨城県の海岸で捕らえられた海鵜であり、鵜匠は気性の荒い海鵜を飼いならし、十数年の間、家族同様に扱って鵜で漁をする。鵜飼に貢献し、一生を捧げた鵜の霊を慰めるために、鵜匠は亡き鵜の供養をしている。

鵜塚の前で供養を行った後、長良川へ移動し、鵜舟に僧侶と鵜匠が乗り込み、読経を行うとともに、鵜供養（秋の季語）を題材にした読んだ俳句の短冊を流す。（写真Ⅱ-1-26）



写真Ⅱ-1-25 鵜供養



写真Ⅱ-1-26 短冊流し

⑭ 鮎鮓

鮎鮓製造の技術は、鵜匠家等に伝承され、代々受け継がれている。この技術は、日常的な食生活のなかで伝承されてきたものではなく、主に贈答品として作られ、伝承者は鵜匠6軒のみと限られているとともに、その生産量も極めて少ない。製造過程で糶こうじを使用せずに発酵させるなど、古式をとどめており、技術的にも貴重である。この他にも長良川の鮎を利用した鮎うるかや鮎一夜干しなどの郷土料理が今に伝えられている。

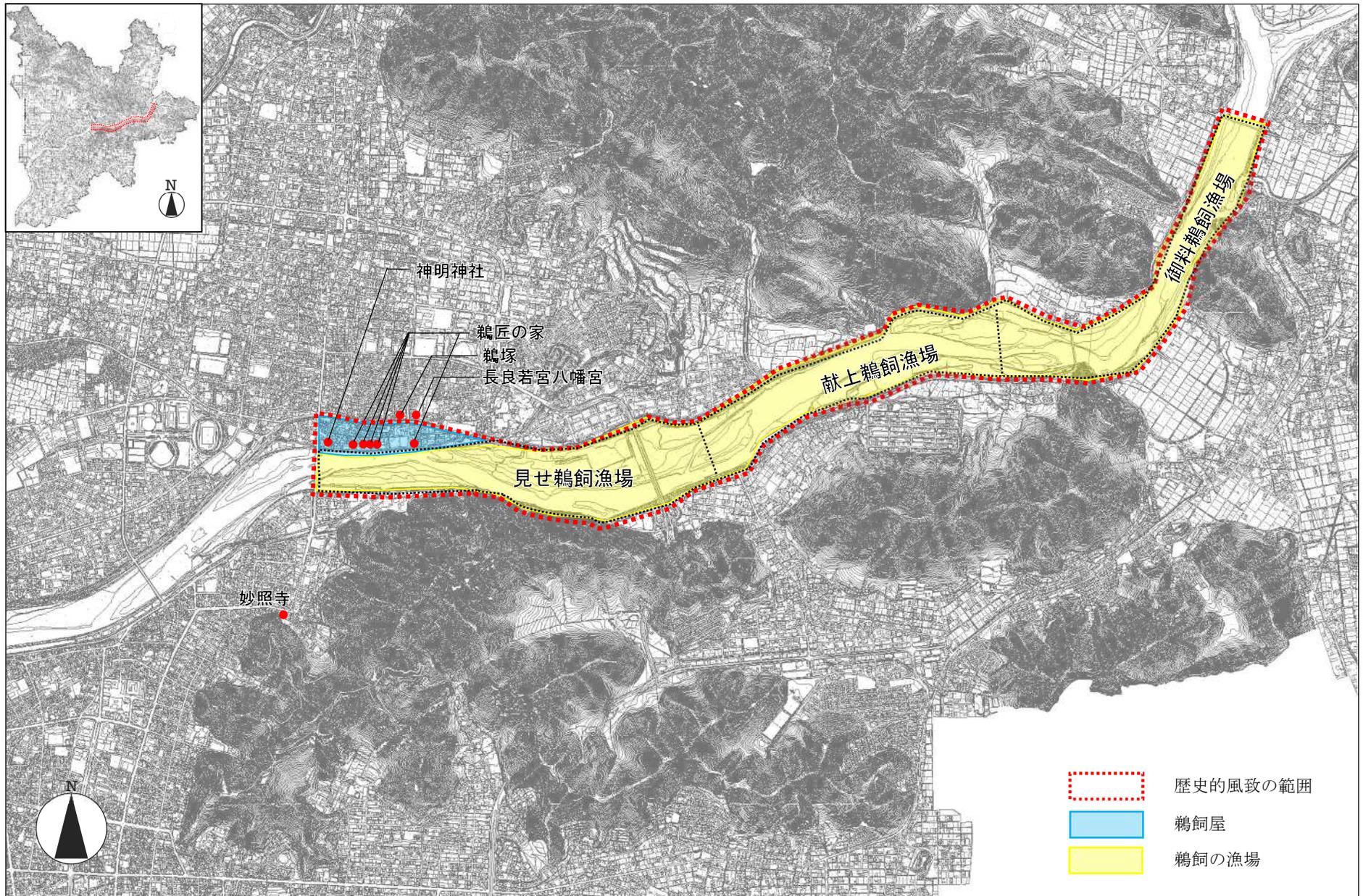
なお、岐阜長良川鵜飼保存会が継承に取り組んでいる「鵜匠家に伝承する鮎鮓あゆずし※製造技術」は市の無形民俗文化財に指定されている。

※「鮎鮓あゆずし」は文化財登録漢字にて表記

(4) まとめ

「ぎふ長良川の鵜飼」は、伝統漁法を今に伝える岐阜の夏の風物詩として、1300年以上前から受け継がれており、鵜匠が鵜を励ます「ハウハウ」という掛け声や、とも乗りが船縁をたたく「ドンドン」という音は「残したい日本の音風景百選」（環境省）にも選ばれている。夕暮れ時、鵜と生活を共にするため、鳥屋や松小屋など独特な構造をもつ鵜匠の家から、鵜籠を天秤棒で担ぎ、せこ道を通って鵜匠や船頭が出てくる光景は、鵜飼を見る人の期待を膨らませる。宵闇の篝火のなかで鵜匠が「ハウハウ」の掛け声とともに鵜を自在に操って鮎をとる様は、見る人に感動と興奮を与える。

長良川で行われる祭りや行事には、川に関わる人々の思いや願いが込められており、その風景は長良川の清流と相まって、「ぎふ長良川の鵜飼」の歴史を今に伝えている。



図Ⅱ-1-11 ぎふ長良川の鵜飼と鵜匠の家まつわる歴史的風致エリア図

2 岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

史跡岐阜城跡は、金華山(稲葉山)の山上の城郭と山麓の居館を中心に、山全体を天然の要害として築かれた山城である。稲葉山城とも呼ばれ、斎藤道三や織田信長の居城として知られている。明治15年(1882)に岐阜公園の設置が認可され、同43年(1910)に初代復興天守が建設されるなど、近代以降の岐阜城跡は公園や観光地としての活用が図られてきた。この天守は昭和18年(1943)に焼失するが、昭和31年(1956)に2代目復興天守が建設され、現在もまちのシンボルとして親しまれている。

この金華山の麓に12代景行天皇の兄、五十瓊敷入彦命^{いしきりひこのみこと}を祀ったことから始まる伊奈波神社は岐阜城下町が整備されてから、代々の領主の信仰を受けてきたことにより、総氏神として岐阜を代表する神社となっていき、今も例祭が行われるなど、信仰の灯火が継承されている。

(2) 岐阜城と城下町の形成

史跡岐阜城跡は濃尾平野の北端部、長良川が形成した岐阜扇状地の左岸扇頂部付近にある金華山(稲葉山)山頂を中心とした山城である。

(写真Ⅱ-2-1)

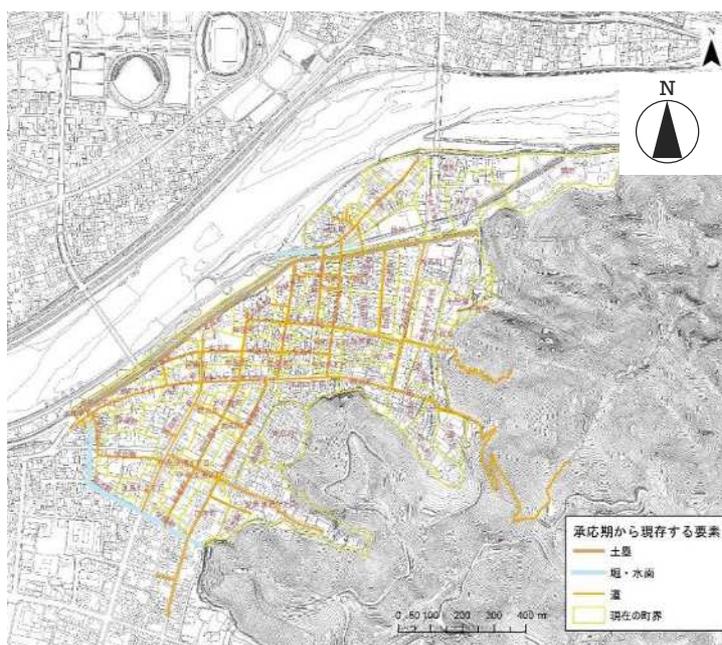
建仁年間(1201～1204)に二階堂行政^{にかいどうゆきまさ}が築城したとされているが、詳細は不明である。少なくとも中世の稲葉山は伊奈波神社の旧社地であり、信仰の山であったとされる。また稲葉山に関する和歌も多く残されており、景勝地の山としても知られていた。

このような豊かな自然をベースに形成された特別な価値を持つ山であったからこそ、戦国時代に至って城郭に利用されたと考えられる。

一方、城と一体である城下町に目を向けると、町が建設される金華山西麓は、もともと長良川扇状地の扇頂部に位置する水運と陸運の結節点として、経済活動への利点を備えていた。城下町が形成される以前は、長良川へのアクセスを主眼に置いた、南北方向の道路網が主であったと考えられる。中世末期、岐阜城下町が形成される段階では、七曲通り・百曲通り・新町通りなどの金華山へ向かう東西方向の街路網が整備された。斎藤道三や織田信長は、城下町内に武家地、寺社地、町人地などを配置し、それらを一体のものとして堀と土塁で囲むという、総構え



写真Ⅱ-2-1 史跡岐阜城跡全景



図Ⅱ-2-1 現在も残る濃州厚見郡岐阜図に示される要素

の都市づくりを行った。また、総構え土塁は、長良川の洪水から城下町を守る堤防としての機能も有し、生活空間としての安定性をもたらした。（図Ⅱ-2-1）

近世に至り岐阜城が廃城になった後も、旧岐阜城下町は川湊や街道からもたらされる各地の物資が集積・流通することから、尾張藩は、中河原湊付近に長良川役所を設置し、商業地としての機能を存続させた。こうして旧岐阜城下町は地域の経済を牽引する商業都市「岐阜町」へと変貌し、発展し続けた。町には、材木・和紙・糸などをはじめ様々なものを扱う問屋業、美濃和紙と竹を用いる提灯・団扇・傘などを生産する手工業を営むための町家が軒を連ねた。主屋は道路に接し、「うなぎの寝床」状の敷地の奥には土蔵を配置するのが一般的であった。蔵は、家財のための蔵のほか、生業に関わる蔵（木蔵、紙蔵など）もあることから、主屋内に設けられた広めの土間は、店と蔵の間での物資の頻繁な運搬に利用された。

（3）歴史的建造物等（地図は 80 ページ 図Ⅱ-2-7 を参照）

① 史跡岐阜城跡

岐阜城跡は、稲葉山城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏の居城として、次いで織田信長が居城とした城跡である。山上の城郭と山麓の居館を中心に金華山全体を天然の要害として機能させている。

明確に城郭として使われたのは斎藤道三以降で、山麓の井口の地に城下町を経営したとされている。永禄 10 年(1567)、織田信長がこれを奪取した。信長は岐阜城に足かけ 10 年間在城し、その間、「天下布武」印を使用し、永禄 11 年(1568)には足利義昭を擁して京都に上るなど、ここを本拠に天下統一を目指した。

信長が、安土城に移った後も拠点的な城郭として機能するが、関ヶ原の合戦において当時の城主織田秀信が西軍に属したことから、東軍の攻撃を受けて落城し、その後、徳川家康によって廃された。

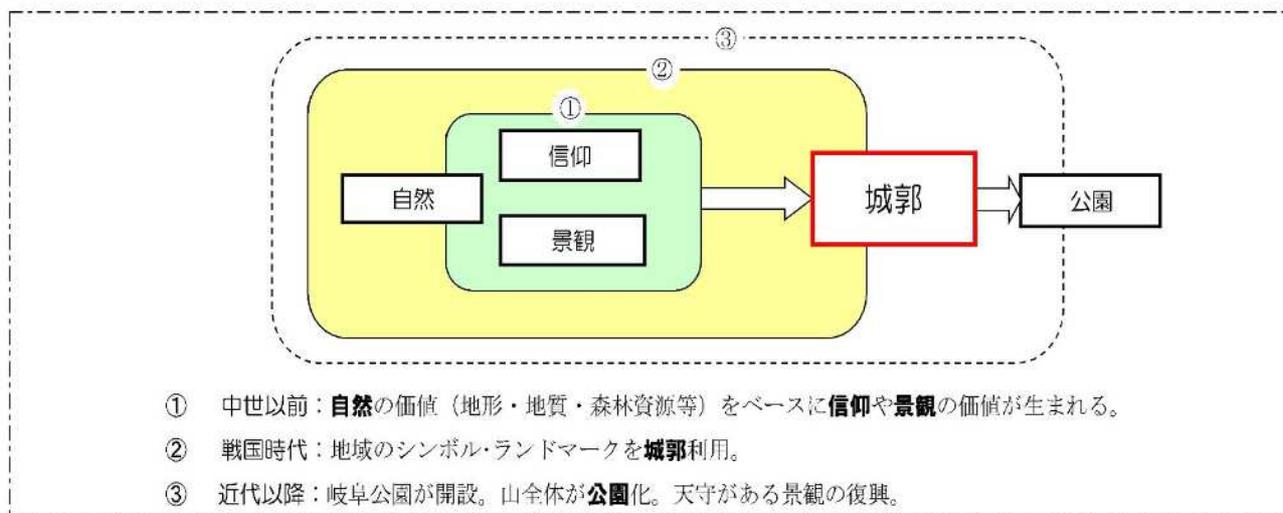
近世には尾張藩の御山として管理がなされ、明治時代に宮内省御料局の管轄となった。その後、山頂部に復興天守が建造されたり、ロープウェーが敷設されたりするなど一部改変がなされた。

史跡の山上部には、尾根線上に戦国時代と考えられる石垣や井戸、人為的な平坦面等が多数残されていることが確認されているほか、山麓部の一部は、織田信長の居館跡として史跡整備がなされており、永禄 12 年(1569)、イエズス会のポルトガル人宣教師ルイス・フロイスが岐阜城に信長を訪ねた際に、残した書簡には、「城」「堡壘」「石垣」「広場」「宮殿」「庭」「池」等の山上、山麓部の具体的な記述がされている。

明治 10 年(1877)ごろになると全国で公園を求める機運が高まり、各地で公園が開設されるようになる。そうした中、史跡岐阜城跡の一部でもある岐阜公園は明治 15 年(1882)に請願、認可、開園式は明治 21 年(1888)11 月 1 日に行われた。

以上のように、廃城後の岐阜城は単なる「城跡」ではなく尾張藩主の登山や狩猟の場として、近代以降には岐阜公園と一体で自然やレクリエーションを楽しむ自然の山、憩いの山として利用されてきた。また伊奈波神社の信仰の山として、鶺鴒の借景や歌や絵画に描かれる景勝地の山としても親しまれている。つまり史跡岐阜城跡には「城郭の価値」以外にも「自然の価値」・「景観の価値」・「信仰の価値」・「公園の価値」があり、その特性は城郭をはじめとした 5 つの価値が重層している点にあるといえる。（図Ⅱ-2-2）

時期区分	史跡岐阜城跡の本質的価値、密接にかかわる価値					土地利用
	自然	信仰	景観	城郭	公園	
時期区分	森動地 林物形 ・・ 資植地 源物質	信 仰 の 山	景 勝 地 の 山	岐 稲 葉 阜 山 城 城	憩 い の 山	
古墳時代		墓域				・瑞龍寺山頂遺跡 ・千疊敷古墳 ・上加納山古墳群等
奈良・平安時代						・岐阜城千疊敷遺跡
鎌倉・室町時代		神社域	和歌			・伊奈波神社に関する宗教施設 ・日野不動洞遺跡 ・歌に詠まれる山
戦国時代	アカマツ林	石材		城郭		・稲葉山城、岐阜城
江戸時代	狩り		俳句 絵画 鶴飼の借景	城跡		・尾張藩の御山（立入禁止） ・絵画に描かれる山 ・鶴飼の借景
明治・大正時代	シイ・カシ林		天守が見える景観	復興天守 初代 復興天守 二代目	散策・ハイキング等	・散策・眺望を楽しむ山 ・天守が見えるよう町屋を改築 ・鶴飼の篝火松供給
昭和・平成時代			校歌		岐阜公園と一体化	・都市における極相林 ・ツブラジイの山



図Ⅱ-2-2 史跡岐阜城跡の価値の重層性

（「史跡岐阜城跡保存活用計画」より引用）

①－1 史跡岐阜城跡の石垣

史跡岐阜城跡の発掘調査は昭和59年(1984)に山麓部で行われたのが最初で、巨石を立て並べた出入口や石垣などが見つかった。その後の調査では、複数の庭園が見つかるなど、山麓居館の姿が明らかになってきた。(写真Ⅱ-2-2, 3)

平成30年(2018)からは山上部の発掘調査に着手し、各所で戦国時代の石垣が見つかっている。

これまでの調査で岐阜城の石垣は天文8年(1539)頃の斎藤道三から始まる後斎藤期と、永禄10年(1567)からの信長期以降の大きく2つの時期に分かれることや、大型の石材を使用した巨石石垣があることが分かった。

巨石石垣は約1mから1.5m程の大型の石材を使用して築かれている。

後斎藤期の石垣は、主に角張った横長の石材を隙間なく垂直に積まれているのが特徴で、一方、信長期以降の石垣は角が丸く比較的大きな石材を使用している。石材同士の合わせ目が表面よりやや奥にあるため表面に隙間が生じ、その隙間を埋めるため間詰石が入念に詰められている。また、石垣はゆるやかな傾斜をつけて積まれている。



写真Ⅱ-2-2 山麓居館跡の巨石列



写真Ⅱ-2-3 山麓居館跡の庭園遺構

①－2 岐阜城の復興天守

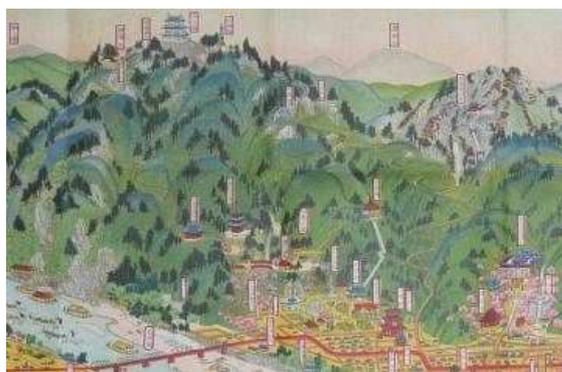
岐阜城は慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦の前哨戦で落城する。その後山上の城郭施設は失われ、江戸時代から明治時代末までは天守台石垣等の遺構のみが残されていたが、明治43年(1910)に日本で最も古いものといわれている初代復興天守が建設された。

天守は昭和18年(1943)に一度消失するも昭和31年(1956)に二代目復興天守(岐阜城天守閣)が再建され、現在に至るまで山上部に存在し岐阜市のシンボルとなっている。この基本的図面となったとみられる『岐阜城天守再建設計図』(城戸事務所1955)が岐阜県図書館に残っており、昭和30年(1955)6月の日付が記されている。

①－3 岐阜公園

明治21年(1888)開園当初の岐阜公園はかつて歴代城主の館があったと伝えられている千疊敷を中心とした山麓部一帯であり、名所旧跡とともに^{けやきだに}榎谷の滝や奇岩、樹木等、金華山の自然景観を楽しむための場所であった。大正14年(1925)に描かれた『岐阜名所図会』(米内北斗画)(図Ⅱ-2-3)にも岐阜の名所として、岐阜公園とその周辺が描かれている。

明治43年(1910)に初代復興天守が建設されたことに



図Ⅱ-2-3 岐阜名所図会
岐阜市歴史博物館 大正14年(1925)

連動して、岐阜公園の再整備が実施されることとなる。明治44年(1911)には本多静六^{ほんだせいりく}に現地調査を依頼し、その翌年には実質的な設計を長岡安平^{ながおかやすへい}に委託した。その計画は広大であったため、実現したのはその一部であったと考えられる。しかし大正6年(1917)までに敷地の拡大を行い、内苑全域が公園となるなど、現在の岐阜公園の骨格が形作られた。

大正期の公園整備では、千畳敷のほかに岐阜公園三重塔(大正6年(1917)) (国の登録有形文化財)、板垣退助像(大正7年(1918))など新たな名所を造り出し観光拠点とするとともに、市民のニーズに応じて運動施設や動物舎を備えるなど家族で楽しめる総合公園として大きく生まれ変わった。

昭和30年代には、岐阜公園に多数の動物舎が作られ、山頂にもリス村が誕生するなど自然と動物に親しむ要素が濃くなった。

昭和48年(1973)に放映されたNHK大河ドラマ「国盗り物語」のブームにより、岐阜城の観光客が一時的に増加し、それに伴って山上部の観光整備が行われている。

昭和60年(1985)以降には岐阜市歴史博物館^{かとういざう}や加藤栄三・東一記念美術館^{とういち}、庭園の整備が行われ、平成21年(2009)には岐阜公園総合案内所が完成している。

このようななか、平成4年(1992)には岐阜公園周辺が「都市景観100選」に、平成18年(2006)には「日本の歴史公園100選」に選ばれるなど、歴史公園としての価値が評価されるようになってきた。

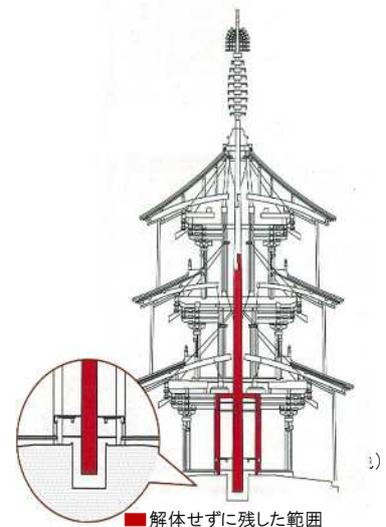
①-4 岐阜公園三重塔(国の登録有形文化財)

金華山山麓にそびえる岐阜公園三重塔は、大正6年(1917)に大正天皇の即位を祝う御大典記念事業として、岐阜市が市民の寄付を募ったうえで、建立された。

塔の考案は、日本建築史学の創始者といわれ、建築界で初めて文化勲章を受章した伊東忠太^{いとうちゅうた}、場所の選定は、岐阜市にゆかりのある日本画家の川合玉堂^{かわいぎょくどう}が行ったといわれている。

この三重塔は、木橋であったときの長良橋の古材が使用されていること、また、中央の心柱が鎖で吊るされ地面から浮いている懸垂式工法^{けんすいしき}が採用されていることが大きな特徴である。

建立から約100年が経過し、老朽化が著しかったことから平成26年(2014)9月から平成29年(2017)2月末までの約2年半をかけて、大規模な修復を行い、建立当初の姿が復原され、木々の緑のなかに朱色がひときわ鮮やかに映え、岐阜公園のランドマークとして親しまれている。(図II-2-4)



図II-2-4 三重塔断面図

② 旧岐阜城下町

旧岐阜城下町には、数多くの神社・寺院が建てられ、その数は大小合わせ50を超える。神社では岐阜の総氏神である伊奈波神社をはじめ、戦没者を慰霊する護国神社などがあり、寺院では斎藤氏の菩提寺である常在寺^{じょうざいじ}、江戸時代に松尾芭蕉が滞在した妙照寺^{みょうしょうじ}などがある。これらのほとんどは戦国時代以降、昭和初期までにこの地に創建されたものである。

そして、近代に至り、金華山山麓には岐阜公園が、山上には岐阜城復興天守が造られた。岐阜町に住む人々は、金華山もしくは岐阜城が見える位置に本座敷や茶室を置き、大事な客人をもてなした。

今日の金華地区には、城下町に由来する総構え土塁、水路、街路、町割りなど多様な要素が残存し、基本的な骨格として今日まで深く土地利用に影響を与えている。中世末期以前—中世末期—近世—近代という時間の流れのなかで、人々の生活・生業や意識において、長良川と金華山という主軸が交互になるということも、金華地区の都市形成における大きな特徴である。また、遅くとも近世までには、両側町の形態をとる町割りや、それと一体となった自治組織が形成されたと考えられ、現在でもそれは確実に継承されている。

②-1 伊奈波神社

金華山南西山麓にある伊奈波神社の祭神は、垂仁天皇の第一皇子の五十瓊敷入彦命い にしきいりひこのみことである。『伊奈波神社略誌』（昭和16年(1941)9月23日）によると景行天皇の時代に創建され、その社殿は濃尾大震災で焼失し、現社殿は、明治30年(1897)に再建されたものである。

このほか、正面には明治35年(1902)建立の鳥居が建っている。

伊奈波神社は本来、金華山を御神体として奉祀したものと考えられている。金華山は、もとは稲葉山(因幡山)と呼ばれており、神社本殿には、いまでも「正一位因幡大神」の神額が掲げられている。天文8年(1539)に斎藤道三がこの山に居城を築くため、現在地に遷座したとされている。(写真Ⅱ-2-4)

そして、岐阜城下町が整備されてから、伊奈波神社は代々の領主の信仰を受けてきたことにより、総氏神として岐阜を代表する神社となっていった。



写真Ⅱ-2-4 伊奈波神社楼門

②-2 正法寺

金華山の西麓に位置する正法寺には、「岐阜大仏」(写真Ⅱ-2-5)の名で知られる、高さ13.7mを誇る大釈迦如来坐像(県指定の重要文化財)がある。外部を竹で編み、粘土を塗り、経典を張り、漆を塗り、金箔を貼るという技法で作られ、文政2年(1829)に完成したとされる。

◆大仏殿(市指定の重要文化財)

大仏を安置する大仏殿(写真Ⅱ-2-6)は、文政12年(1829)頃に完成、明治9年(1876)に、当初の二層構造から現在の外観に改築された三重構造の木造建築で、平面形はいずれの層も正方形の特徴的な建築物である。大正末期から昭和初期にかけ、数多く描かれた『岐阜名所図会』にも必ず描かれるなど、岐阜城復興天守や岐阜公園三重塔などと並び、岐阜市の景観におけるランドマークであり、現在でも多くの人々が訪れる岐阜市有数の名所である。



写真Ⅱ-2-5
岐阜大仏



写真Ⅱ-2-6
正法寺

②-3 常在寺

宝徳2年(1450)当時、守護代であった斎藤妙椿により創建された。その後、京都の妙覚寺の宗徒であった斎藤道三が還俗し、常在寺を拠点として国盗りをしたと伝えられている。『岐阜県文化財調査報告書 岐阜県の近世社寺建築』（昭和55年(1980)3月31日）によると、本堂は様式上17世紀後半の建立と見られる。常在寺は斎藤道三以後、斎藤家3代(道三、義龍、龍興)を祀る菩提寺であり、寺宝として絹本著色斎藤道三像斎藤義龍像(国指定の重要文化財)などがある。

②-4 妙照寺

◆本堂(市指定の重要文化財)

妙照寺は当初、厚見郡今泉村に創建されたが、慶長5年(1600)に織田秀信により、3箇所の屋敷が寄付されたことを受け、明暦2年(1656)現在地に移転された。『岐阜県文化財調査報告書 岐阜県の近世社寺建築』によると、本堂は明暦3年(1657)から寛文5年(1665)の間に建てられたものである。

◆庫裏(市指定の重要文化財)

貞享5年(1688)には、松尾芭蕉が岐阜を訪れ、「ぎふ長良川の鶉飼」を見物したとされており、芭蕉が記した俳文にそのときの様子を詠んだとされる句が残されている。

おもしろうて やがて悲しき 鶉舟かな

華やかな鶉飼も鶉舟が去ると深い闇の世界に帰る。その静寂のなかに鶉の哀れ、生きるため魚を獲らねばならない人間の宿命を感じて詠んだとされる。

芭蕉が約1か月間に亘り長期滞在した妙照寺の庫裡には、十二畳座敷「芭蕉の間」が今も残されている。

(4) 活動

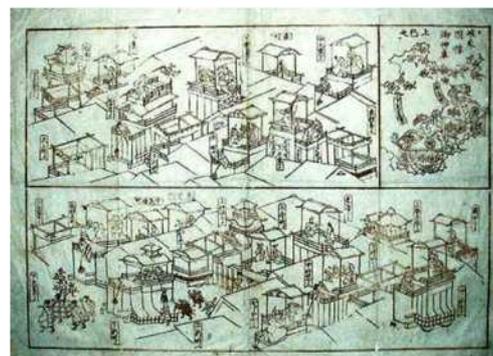
①伊奈波神社祭礼に伴う岐阜まつり行事(通称「岐阜まつり」：市指定の無形民俗文化財)

自治組織の活動が目に見える形で現れるのが祭礼等であり、岐阜市の総氏神である伊奈波神社の「岐阜まつり」からも読み取ることができる。

「岐阜まつり」とは、毎年4月5日に行われる伊奈波神社の「例祭」と、同じく伊奈波神社の祭礼で4月の第1土曜日に行われる「神幸祭」と「宵宮」の三つをあわせた総称である。

岐阜町のことを記した江戸時代の書物である『岐阜志略』(延享4年(1747))には伊奈波神社の祭礼に関して「祭禮は毎歳三月三日也往古は厚見郡中より三月朔日より六日まで勤る處神領没落文禄年中より震れ慶長年中岐阜町中より車貳拾四輛渡りしと也其後追々畧し今は三月三日神前にて軽き車貳輛にて祭禮勤るなり」とある。

また、江戸時代後半の『岐阜因幡御神事』（図Ⅱ-2-5）と題する木版印刷物には、家並みの間を進む 27 台の山車がみっしりと描かれている。踊り山車とカラクリ山車、鷹狩りの仮装行列、神輿、榊という内容で、米屋町など岐阜町の各町が構成しており、当時の賑やかな祭りの様子をうかがうことができる。



図Ⅱ-2-5 岐阜因幡御神事 岐阜市歴史博物館

①-1 例祭

「例祭」は伊奈波神社の祭神である五十瓊敷入彦命^{い に しきりひこのみこと}に、神社本庁からの本庁幣、氏子からの初穂料氏子幣を奉納し、皇室安泰と氏子崇敬者等が何事もなく平穩無事に暮らせるようにと祈願する祭事である。また、「神幸祭」でのお旅所となる金神社^{こがね}や榊森神社^{かし もり}の例祭も同日に行われる。

①-2 神幸祭

「神幸祭」は、祭神である五十瓊敷入彦命の御霊をお祀りした御鳳輦^{ごほうれん}（神輿）が、御妃である淳熨斗媛命^{ぬ の しひめのみこと}を祀る金神社、子息の市牟雄命^{いちはや おのみこと}を祀る榊森神社に渡御し、還幸する祭礼である。

各地区においても、金華地区の「安宅車」、明徳地区の「蛭子車（若戎車）」、京町地区の「清影車」、木造町の「踊車（踊山車）」の4台の山車が神幸祭にあわせて、曳行される。その勇壮で華やかな姿は、「神幸祭」の盛り上げに一役買っている。

（写真Ⅱ-2-7, 8, 9, 10）



写真Ⅱ-2-7 神輿渡御の行列



写真Ⅱ-2-8
御妃をお祀りする金神社



写真Ⅱ-2-9
第1皇子をお祀りする榊森神社



写真Ⅱ-2-10
神幸祭にあわせて曳行される山車

①-3 宵宮

「神幸祭」と同じ日の夕刻6時半頃、太鼓の音が「宵宮」の始まりを告げ、続いて各山車の曳き込みが始まる。4台の山車が、境内広場の斎場に曳き込まれ、1台1台が鳥居前でお祓いを受け曳き揃えられる。そして、岐阜芸妓組合の手古舞を先頭に、氏子を中心とする各町内の神輿奉賛会による神輿が、次々と斎場に練り込まれる。神輿の総練り後、山車のカラクリが奉納され、最後に仕掛け花火が打ち上げられると、祭り客から拍手と歓声が沸き、「宵宮」は盛況のうちに幕を閉じる。（写真Ⅱ-2-11）



写真Ⅱ-2-11 宵宮の境内の賑わい

金華氏子の木造町には、江戸時代から岐阜まつりに花を添えてきた自慢の本神輿がある。

（写真Ⅱ-2-14）

木造町は、石工・瓦師・大工・とび職といった職人が集まって発展した経緯があり、特に威勢がよかった瓦師が中心となり、これらの職人が力を合わせて本神輿を造りあげた。本神輿の特徴は2つあり、第1は神輿に16枚の菊の紋章がついていること。第2は神輿の創り出す音色であり、木のきしむ音と鈴の音、鳳凰の尾羽が屋根に触れて奏でる音であり、これらが響き合って勇壮な調べを醸し出している。神輿の揺れ方と頑丈なつくり、江戸時代の職人の腕の冴えが窺われ、職人町である木造町の人々の願いがくみ取れる。この本神輿は、市の有形民俗文化財に指定されている。



写真Ⅱ-2-14 木造町の本神輿

（5） まとめ

戦国時代、斎藤道三・織田信長が天下統一の拠点とした岐阜城＝金華山は、時代を経る中で新たな価値を積み重ねながら現在に至っている。その価値は自然や歴史を楽しむ散策や登山・城見学、山からの眺望やランドマークとしての景観、歌・絵画・小説・映画の題材等、多様な形で市民や来訪者に享受されるとともに、守り伝えられてきた。

また岐阜城と一体であった城下町地域は、戦国時代に由来する総構え土塁、水路、街路、町割りが今も残されており、それらは自治組織の活動のなかで維持・継承されている。町に関する自治組織の活動等の無形の要素は岐阜市の総氏神である伊奈波神社の「岐阜まつり」のときなどに目に見える形で表れ、参拝者のなかを神輿が悠然と巡幸する「神幸祭」、山車や神輿による「宵宮」などは岐阜町として栄えていた時代の華やかさと風情を今に伝えている。

このような有形と無形の要素が中世以来受け継がれ、相互に関係しながら、岐阜城と城下町にまつわる歴史的風致を形成している。

3 岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

尾張藩による水運の拠点であった中河原湊が置かれた辺りは、現在は川原町(湊町・玉井町・元浜町などの総称)と呼ばれている。川原町は、舟運に従事する船頭や、多くの物資を売買する商人たちで賑わい、長良川畔には商家・船宿などが軒を連ねていた。

川原町は震災や戦災の被害を免れたため、現在もこれら昔ながらの日本家屋が建ち並び、古いまちなみの軒先には伝統的工芸品の岐阜提灯が吊るされている。加えて、川原町には伝統工芸品の岐阜うちわを製造販売している商家や紙加工・製販の民家なども残っており、地元の人たちや川原町を訪れた観光客が、歴史的な雰囲気を楽しみながらまちなみを散策する姿が見られる。

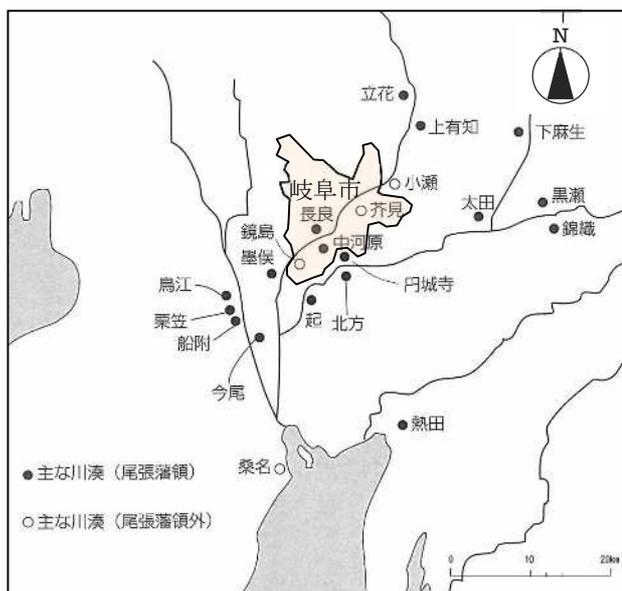
(2) 川原町の成り立ち

海のない美濃国(岐阜県南部)にとって、長良川を始めとする木曾三川は、海と繋がる物資の運搬経路として、有史以来、重要な役割を果たしてきた。

岐阜市の中央を流れる長良川も、古くから物資の運搬に利用される大動脈であり、岐阜の湊町は美濃から尾張への河川交通・物資水運上の重要な集散地として繁栄した。

天正年間(1573～1592)には、織田信長が中河原湊の材木市場において12人の商人に舟木座の結成を認め、諸役を免除し、上流から送られてくる舟木を独占的に扱わせることにし、岐阜の繁栄の基礎を造った。

江戸時代には、長良川本流における主な川湊は、上流から立花、^{こうずち}上有知(美濃市)、芥見、長良、中河原、鏡島、大野(岐阜市)、墨俣(大垣市)等があり、木曾三川の河口には桑名湊(三重県桑名市)もあった。なかでも上有知、中河原等の主要な湊は尾張藩に所管され、筏や荷舟からは一定の運上金(役銀)が徴収されるようになった。(図Ⅱ-3-1)



図Ⅱ-3-1 近世における木曾三川の主な川湊

中河原湊は、その下流において堆積物が多く、流れも不安定であったため、舟による下流域への物資輸送が困難であったことから、上流域からの運搬物資の陸揚げ拠点であった。また、岐阜町に最も近い位置にあったため、尾張藩によって寛永13年(1636)に長良川役所(役銀を徴収する役割を担う)が置かれ、尾張藩による水運の拠点として位置づけられるとともに、商都「岐阜町」の繁栄を支えた。(図Ⅱ-3-2)



図Ⅱ-3-2 岐阜町絵図
岐阜市歴史博物館 19世紀

長良川の船荷は時代によって違いがあるが、長良川役所附問屋を務めた西川家の記録によると、下り荷では、酒、竹皮、薪、炭、紙、木、瓦、茶等が運ばれ、上流の飛騨国、郡上郡、武儀郡、加茂郡等の産業を反映している。特に紙(美濃和紙)、茶(美濃茶)等は、尾張藩が商品として生産を奨励したものであり、美濃和紙は、長良川支流の板取川流域や武儀川流域の農山村で生産され、長良川の舟運を利用し、江戸、大坂、京都といった大都市へ運ばれ販売された。関ヶ原の合戦において徳川家康が用いた「采配(戦場で用いる指揮用具)」にも使用され、江戸幕府の「御用紙(独占的に製造・納入された和紙)」として早くから名声が高かったと考えられている。



写真Ⅱ-3-1
長良川役所跡(川荷税関)

当時、長良川役所が置かれていた場所は、「長良川役所跡」として、川湊であった名残を残している。(写真Ⅱ-3-1)

寛政年間(1789~1801)に編述された『濃州徇行記』には、「長良の渡場より岐阜への入口故諸商ひ物繁盛の地にて・・・町並み茶屋なども軒をつらね賑はしき所也」とあり、当時の中河原町の賑わいの様子が記述されている。また、町の長さは四町(約436m)とあり、現在の川原町通り(川原町の中心道路)とほぼ変化がないことがわかる。(写真Ⅱ-3-2)



写真Ⅱ-3-2
川原町の古いまちなみ

(3) 歴史的建造物(地図は88ページ 図Ⅱ-3-4を参照)

① 深尾商店

深尾商店(写真Ⅱ-3-3)は、川原町通りのほぼ中央に位置し、外観は切妻(造) 葺瓦葺平入りで、建具は連子格子戸、軒裏は化粧垂木である。

『旧中川原町並調査報告-湊町・玉井町・元浜町 - 』（昭和 56 年(1981) 2月)によると家屋が建てられたのは、明治以前と考えられている。

川原町は、かつて紙問屋が集中していた場所であったが、今も紙問屋として明治期から続いている店は深尾商店だけであり、景観重要建造物に指定されている。



写真Ⅱ-3-3 深尾商店

② 桑原善吉邸

桑原善吉邸は大きな構えの町家であり、江戸時代から続く材木商である。(写真Ⅱ-3-4)

『旧中川原町並調査報告-湊町・玉井町・元浜町 - 』（昭和 56 年(1981) 2月)によると家屋が建てられたのは、明治以前と考えられている。

町家としては間口が6間半と広く、豪商であった面影がうかがえる。

江戸期の主屋、明治期の蔵及び事務所と用途の違う建物が連続して建ち並んでおり、景観重要建造物に指定されている。

平入りの町家が多い川原町通りにあって、蔵は街路に妻を見せており、シンボル性の高い建物となっている。



写真Ⅱ-3-4 桑原善吉邸

③ 住井富次郎商店

住井富次郎商店は現在も、岐阜市で唯一、伝統的な岐阜うちわを製造販売している。

『旧中川原町並調査報告-湊町・玉井町・元浜町 - 』（昭和56年(1981)2月)によると家屋が建てられたのは、明治以前と考えられている。

現当主の祖父の代から現在の場所でうちわ屋を営んでおり、初代当主が京都の深草からのれん分けして、岐阜県揖斐郡池田町でうちわ作りを始め、二代目当主のときからこの場所に移った。

二代目当主は、勅使河原合資会社で岐阜うちわ製造を修業しており、その伝統技術は四代目となる現当主にも受け継がれている。(写真Ⅱ-3-5)



写真Ⅱ-3-5 住井富次郎商店

（4）活動

物資水運上の集散地でもあった中河原湊には、上流から運ばれてきた良質な美濃和紙や、近隣の本巢郡や揖斐郡から産出された良質の竹が集められ、それらを利用した、提灯やうちわなどの工芸品の製造がこの周辺で盛んになっていった。

① 岐阜提灯づくり（伝統的工芸品）

御所提灯（吊り提灯）に代表される岐阜提灯の魅力は、上品で繊細な美しさにある。（写真Ⅱ-3-6, 7）

卵型の火袋（ろうそくまたは電球を入れるところ）には薄い和紙や絹が貼られ、その表面には秋の七草や花鳥・風景などが優雅に描かれている。また木地にも蒔絵や菊の花などを立体的に描く盛上げと呼ばれる装飾が施されるなど、



写真Ⅱ-3-6 大内行灯



写真Ⅱ-3-7 岐阜提灯（御所提灯）

様々な技巧が凝らされている。そのため、時代の変化とともに提灯が従来の照明器具としての役目を終えていく中、岐阜提灯はその芸術性の高さゆえに今日まで命脈を保ってきた。現在では御所提灯のほかに大内行灯や回轉行灯、変形提灯など様々な提灯が製造されている。主に盆提灯として広く親しまれている。また川原町の古いまちなみの軒先に吊られた提灯は、今も訪れる人の目を楽しませている。

①-1 岐阜提灯の起源

岐阜提灯の始まりは諸説あり、最も古い説では、慶長年間（1596～1615）創製と伝えられる。

また、文政7年（1824）の『宮川舎漫筆』では、「最近はやりの盆提灯で薄き紙にて美しき細画を用いたもの」を岐阜提灯としている。

19世紀中ごろの『守貞謾稿』にも、「岐阜ハ濃ノ地名、其地ヨリ出ス挑灯、骨極メテ細ク、紙薄ク、絵美ニシテ孟蘭盆ニ富者専ラ之ヲ用ユ」と記述されており、当時から高級品とされていたのが分かる。

明治維新前後になると、世情の混乱などにより岐阜提灯の生産は衰退したといわれている。

しかし明治11年（1878）の明治天皇の岐阜行幸、明治13年（1880）の多治見行幸の際、地元素封家出身の勅使河原直次郎が提灯を献上したことを契機に再び製造が盛んになった。

直次郎は熟練の職人を集め、下絵を一流の絵師に依頼するなど、手工芸美術品としての岐阜提灯の価値を向上させるとともに、新聞広告の掲載や品評会の開催など宣伝活動

に力を入れた。

そのため、次第に岐阜提灯は土産品として国内外で好評を博すようになり、販路を順調に拡大していった。

需要が増加するにつれ、作業分業も発達し、昭和初期には問屋7軒、その傘下に口輪木地師、塗師、蒔絵師、板目彫刻師、摺込師、張屋など、独立した職人が100戸以上を数えたと記録に残っている。こうして岐阜提灯は大正・昭和を通じて高い技術と名声を誇り、平成7年(1995)には国の伝統的工芸品に指定され、火袋部門、木地部門、地紙部門の各部門で熟練の職人が伝統工芸士の認定を受けるまでに至った。

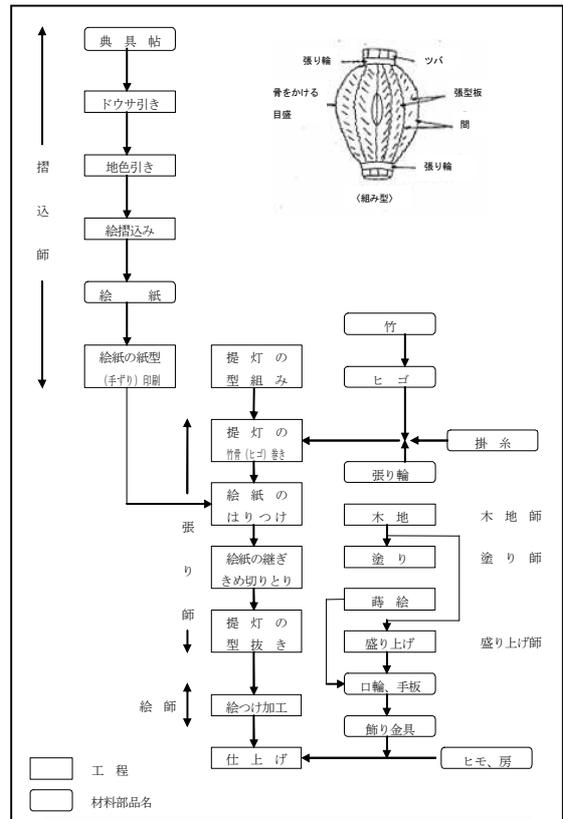
①-2 岐阜提灯の製法

岐阜提灯の製法は、和紙に薄い地色を塗るドウサ引き、絵付けを行う摺り込み、口輪や手板の加工・加飾、提灯の型組みやヒゴ巻き、張りといった多くの工程に分かれている。

(図Ⅱ-3-3)

特に木版と型紙を組み合わせて使う摺り込みの手法は、描画の風合いを生かしつつ大量生産するための方法として導入され、今では岐阜提灯の最も特徴的な工程の一つとなっている。材料についても、竹ひご、木、和紙、漆などの伝統的に使用されているもののほか、現在では普及品として、竹ひごの代わりに紙巻鉄線やプラスチックを使用したものも生産されており、時代とともに変化を加えながら、今日もなお、高い技術と伝統が受け継がれている。

なお、岐阜提灯の製作用具及び製品は国の有形民俗文化財に登録されている。



図Ⅱ-3-3 岐阜提灯の製作工程

①-3 岐阜提灯の風景

岐阜提灯は、主に盆提灯として広く親しまれているほか、春の「道三まつり」、秋の「信長まつり」などの祭礼を彩る装飾として市民に親しまれている。また川原町の古いまちなみの軒先に吊られた提灯は、今も訪れる人の目を楽しませている。(写真Ⅱ-3-8)



写真Ⅱ-3-8 川原町のまちなみに溶け込む岐阜提灯

② 岐阜うちわづくり

岐阜提灯のほかにも、良質な和紙の流通が盛んだった川原町の周辺には、和紙を使用した伝統工芸が残っている。その一つに岐阜うちわがある。

(写真Ⅱ-3-9)



写真Ⅱ-3-9
岐阜うちわ(塗りうちわ)

②-1 岐阜うちわの起源

江戸時代延享年間(1744~1748)成立の地誌『岐阜志略』(松平秀雲著)によると、「岐阜にて仕出す商物」の一つに「^{うちわ}団」があげられており、天保初年から万延年間(1830~1861)にかけて尾張藩士岡田啓が編纂した『新撰美濃志』には、「岐阜うちは」の名称が初めて用いられるとともに、産地としての位置づけがなされている。

明治時代に入ると、岐阜うちわの生産は次第に伸び、明治5年(1872)には年産約1万本であったのが明治36年(1903)には年産約147万本、職工数180人を数えるまでになった。明治23年(1890)の「岐阜美や計(みやげ)」には、岐阜提灯の再興に尽力した勅使河原直次郎が岐阜うちわの声価を高めた人物としても挙げられている。直次郎は、広く紙製品一般を扱い、うちわの製造も行っていった。明治19年(1886)の「勅使河原製造所製品広告」では、当製造所のうちわは鶺鴒の様子などが描かれており、材料に美濃和紙と金華山下の竹を用いていると宣伝している。また直次郎は、明治33年(1900)のパリ万国博覧会で岐阜提灯や日傘などとともに「^{きゅうしつ}髹漆団扇、団扇」を出品し、「^て団扇日傘」で銀牌を受賞しており、現地の評判も良く、販売も好調と記録されている。

②-2 岐阜うちわの種類

岐阜うちわは、地紙の加工法から塗りうちわ、水うちわ、渋うちわの3種類に分けられ、塗りうちわは下地に塗る染料によって、赤、黄、緑などの色がある。(写真Ⅱ-3-10)



写真Ⅱ-3-10 渋うちわ(左)と水うちわ(右)

また、薄紙に切出し模様を挟み込んだ透かし彫りうちわなどのバリエーションもある。水うちわは塗りうちわの一種で、紙に^{がんぴし}雁皮紙を用い、上からニスを塗ったものである。水につけても破れにくいことから水気を含ませてあおぎ、涼風を得ることができる。渋うちわはちり紙を張り、柿渋を刷毛引きしたもので、専ら火おこし等の日常用に用いられた。また岐阜うちわは、形にも様々なものがあり、玉子形や小判形、玉子形で小型の豆うちわ、あるいは大型の尺一寸などがつくられている。図柄は鶺鴒観光客向け土産品としての需要から鶺鴒図が好まれてきた。

②-3 岐阜うちわの風景

川原町では、今も岐阜うちわの製造販売を続ける商店が残っており、団扇の型抜き作業を行う「ごん、ごん、ごん」というリズムある音が聞こえてきて、ひとつの音風景となっている。

③ 油紙づくり

その他にも、川原町の周辺では、和紙を用いた油紙と呼ばれる工芸品が製造されてきた。

油紙は美濃和紙に柿渋を混ぜた糊を塗って手で揉みしだき、皺を寄せ^{えごまあぶら}油や亜麻仁油、桐油を混ぜ合わせて塗り込み、長良川の川原で石の上に広げ天日に干してつくる。慶長の頃より雨具として重宝され、現在ではその通気性の良さや、何度使っても破れない丈夫さから、華道のお稽古用の「花合羽」として愛用されている。（写真Ⅱ-3-11, 12）



写真Ⅱ-3-11
油紙の天日干し



写真Ⅱ-3-12 油紙

(5) 川原町の風景

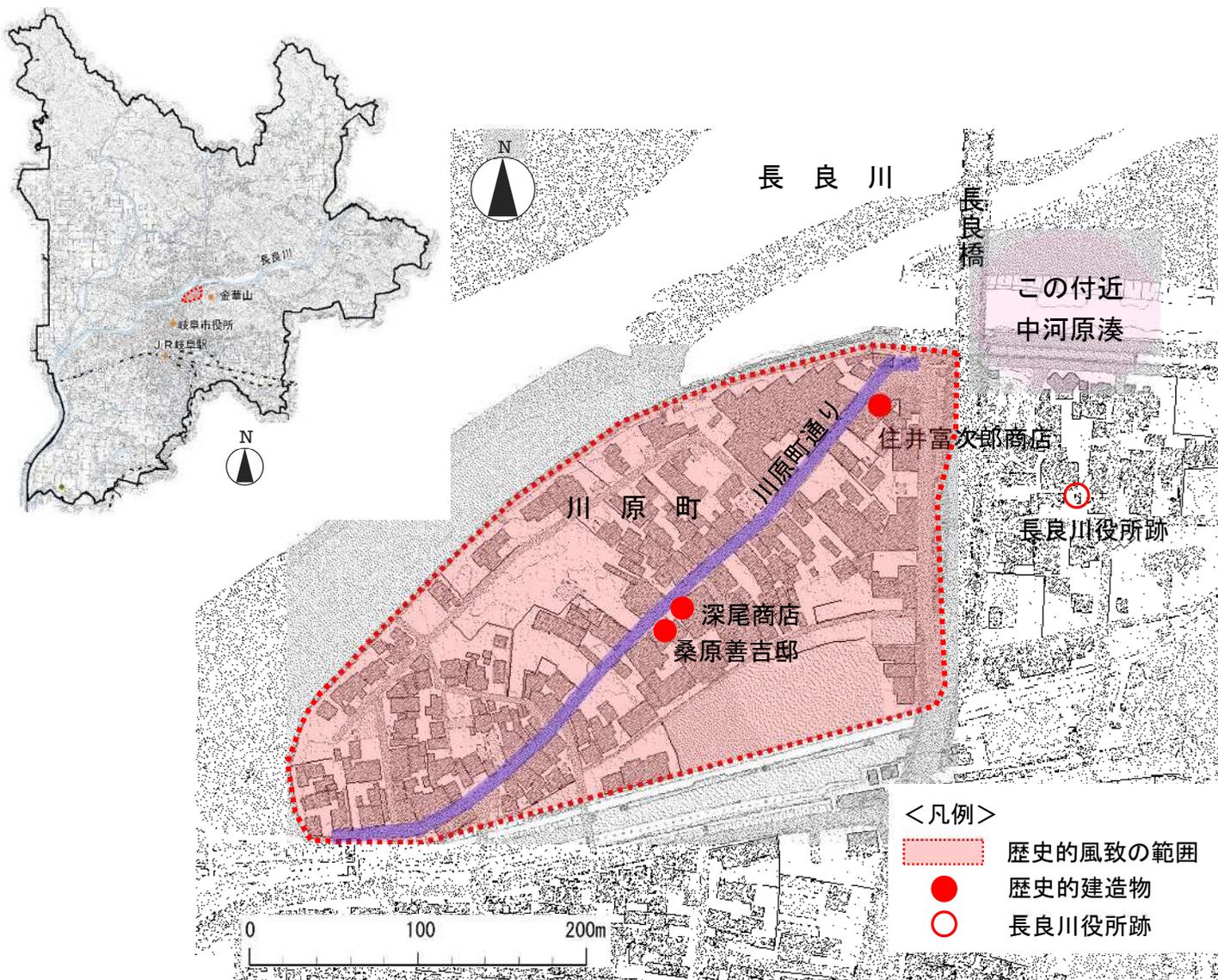
川原町の古いまちなみの軒先には、提灯が吊るされた風景とともに、団扇の型抜きを行うリズム良い音が聞こえる。

また、川原町周辺の川原では油紙の天日干しが行われ、これらの様子から川湊の名残を感じることができる。

(6) まとめ

長良川の水運を活かすために、中河原湊が置かれた川原町は、上下流から運ばれる物資やそれを扱う商家等によって賑わい、それに伴って、上流から運ばれる和紙と周辺から産出される竹を使用した提灯やうちわなどの製造が周辺で盛んになっていった。

今日でも川原町にはこれらの古いまちなみが残っており、川湊の名残を感じとることができる。



図Ⅱ-3-4 岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家まつわる歴史的風致の範囲

【おわりに】「信長公のおもてなし」にまつわる歴史的風致

信長公のおもてなしで活用された鵜飼は今も「ぎふ長良川の鵜飼」として、多くの人々に楽しまれている。

また、信長により最高のおもてなし空間にまとめあげられた岐阜城下町には、戦国時代に由来する総構え、土塁、水路、街路、町割りが今も残されており、それらを維持・継承していく活動が岐阜まつりのときなどに目に見える形で表れる。

そして、水運の拠点とされた川原町では、江戸時代から営業を続ける紙問屋や岐阜うちわの製造販売を続ける商店などが古いまちなみとともに残っており、今も信長公のおもてなしを感じることができる。

○ その他の歴史的風致

4 加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

岐阜市の中心部にある旧加納町は、近世城下町の町割りが、現在もそのまま残っている。

加納城は関ヶ原の合戦直後、徳川家康の命により、慶長6年(1601)に築城されたが、旧加納町には、加納城が徳川家康によって築城される以前から、加納城の前身である沓井城(文安2年(1445)斎藤利永により築城、中世加納城ともいう)があり、その守護神として祀られたのが加納天満宮である。

その加納天満宮では、例祭である「加納天神祭り」が10月下旬に加納天満宮氏子総代を中心に地元自治会が主体となって行われているほか、6月30日の「みそぎ(宵まつり)」や7月14日の「提灯祭り」など市民も参加できる祭りが親しまれている。

このほか、旧加納町には城下町として形成された頃からの寺社とその寺社が中心となって各町内でおこなわれている祭りがたくさんあり、慶長年間(1596～1615)の創設である東光山玉性院の「節分つり込みまつり」や、徳川家康の嫡女で加納城初代藩主奥平信昌の正室である亀姫が創建した水薬師寺で行われる万灯流し「水薬師まつり」など、加納がかつて城下町であったことが、これらの祭りからも汲み取ることができる。

このような旧加納町では、国の伝統的工芸品である「岐阜和傘」が伝統産業として息づいており、岐阜県は全国のなかでも有数の和傘の生産量を誇っている。

(2) 加納城と城下町の形成

関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は、戦後、帰還する際に岐阜に立ち寄り、加納城の築城を命じた。中山道に沿った加納は岐阜街道を経て東海道につながるだけでなく、長良川・木曾川が近接する戦略・交通の要衝であったため、それらの管理掌握を図ると同時に、岐阜城の城主が頻繁に交代していた美濃を鎮め、存続する豊臣家を中心とした大坂方に備えるためであったと考えられる。(写真Ⅱ-4-1)



写真Ⅱ-4-1
加納城周辺の鳥瞰

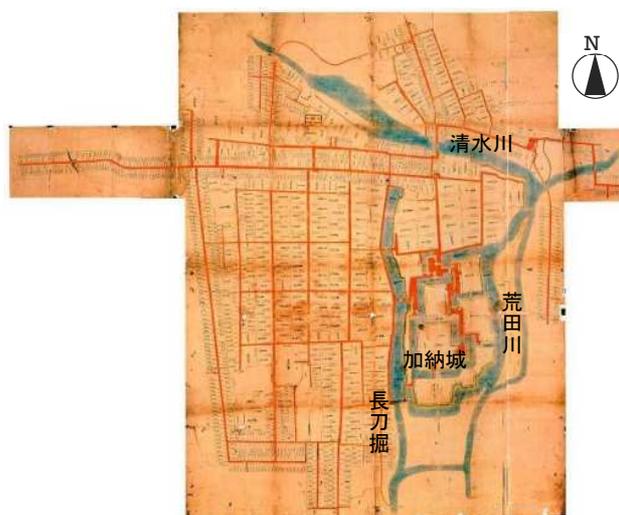
加納城の入口は北の大手門であるが、西から一直線にここまで引き込んできた中山道は、ここで90度北へ転じ、さらに3転して、当初の東進に延長するかのよう、東へ向かってゆく。そして屈折ごとに寺社を構え、万一の場合は迎撃の軍兵を収めた砦として構想されている。したがって町人町は中山道にとりついて東西に長く続いた。当時の町割は「加納城下町絵図」(図Ⅱ-4-1)からも、読み取ることができる。

加納城は、幕府の戦略重点が名古屋に移って以降、西国大名の抑えとしての役割も

徐々に薄れていき、藩主も奥平氏、大久保氏、戸田氏、安藤氏、永井氏と交代していった。また、軍略上の視点からはずされたため、藩主の交代のたびに石高も漸減していき、奥平氏が藩主であった慶長6年(1601)には10万石あった領地は、宝暦6年(1756)に藩主となった永井氏の時代には3万2千石にまで減っている。頻繁に交代した藩主の名前は、奥平町や永井町など現在の町名に残っている。

また、旧加納町は尾張藩(名古屋)とその領地である岐阜町を結ぶ岐阜街道と、中山道とが交わる交通の要衝にあり、寛永11年(1634)に中山道の53番目の宿駅「加納宿」としても整備されていた。加納宿は中山道美濃国内の宿駅として16あった宿のなかで最大であり、中山道全体としても五本のなかに屈指される宿場町であった。

加納宿の町方(町人の居住地)は中山道沿いに広がり、繁栄の最盛期であった江戸中期には、約600から900戸、2000から3000人が暮らしていた。

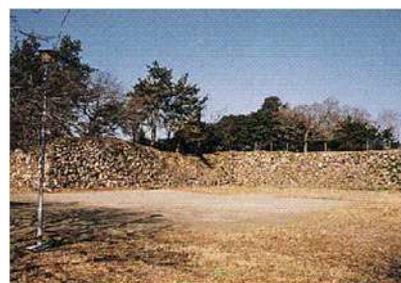


図Ⅱ-4-1 加納城下町絵図
岐阜市歴史博物館 寛文11年(1671)

(3) 歴史的建造物(地図は97ページ 図Ⅱ-4-5を参照)

① 史跡加納城跡

加納城の築城にあたっては、前年に落城した岐阜城の破却した木材が活用され、城の東側を流れる荒田川の水を利用して濠をめぐらし、本丸・二ノ丸・三ノ丸・麿曲輪と築かれていった。城は東と南は荒田川、北は清水川に囲まれ、唯一地続きとなる西には長刀堀を掘って、水に浮かぶ城という景観を呈した。櫓形(城の出入り口に設けられた防御施設)は徳川氏の初期の城の特徴である「外櫓形」をしており、「加納城型」とも呼ばれている。現在は、史跡「加納城跡」として、本丸の石垣と二ノ丸隅櫓の一部が残っており、公園として整備されている。(写真Ⅱ-4-2)



写真Ⅱ-4-2 本丸跡の石垣

② 加納天満宮

加納天満宮は、沓井城が廃城となった後も住民たちによって守られ、加納城初代城主となる奥平信昌が加納城を慶長6年(1601)に築城した際、城郭内にあった沓井天満宮を現地に移転した。奥平信昌や正室亀姫をはじめ、住民の信仰は篤く、天満宮の例祭では、提灯奉納の場所について氏子同士がもめ、藩が調整に乗り出したこともあるほど、庶民には親しまれていた神社である。



写真Ⅱ-4-3 加納天満宮 拝殿

『加納天満宮誌』（平成17年(2005)3月）によると、境内の建物のうち戦災を唯一免れた拝殿(写真Ⅱ-4-3)は、文化7年(1810)の建立で、平入形式入母屋造となっており、牧田種麿の「三十六歌仙、六歌仙及び松梅額面」などの額が掛けられている。



写真Ⅱ-4-4 加納天満宮 本殿

本殿(写真Ⅱ-4-4)は平成13年(2001)の加納天満宮御鎮座400年の記念として、造りかえられているが、本殿石垣の基礎となっている大岩は、宝暦3～5年(1753～1755)の3年がかりで、氏子町内ごとに分担寄進されたものが、そのまま利用されている。

このほか、正面には大正2年(1913)3月建立の鳥居が建っている。

(4) 活動

① 加納天神祭り

加納天満宮の例祭である「加納天神祭り」は、『加納天満宮誌』（平成17年(2005)3月）によると、戸田松平氏丹波守光重の加納城主時代、慶安元年(1648)にはじまったとある。

例祭は毎年4月1、2日に行われており、各町内から山車が練り出す盛大なものであり、『加納百年』（昭和60年(1985)）という写真集に、昭和17年(1942)の天神祭りの際に、加納天満宮に勢揃いした山車の写真が掲載されて



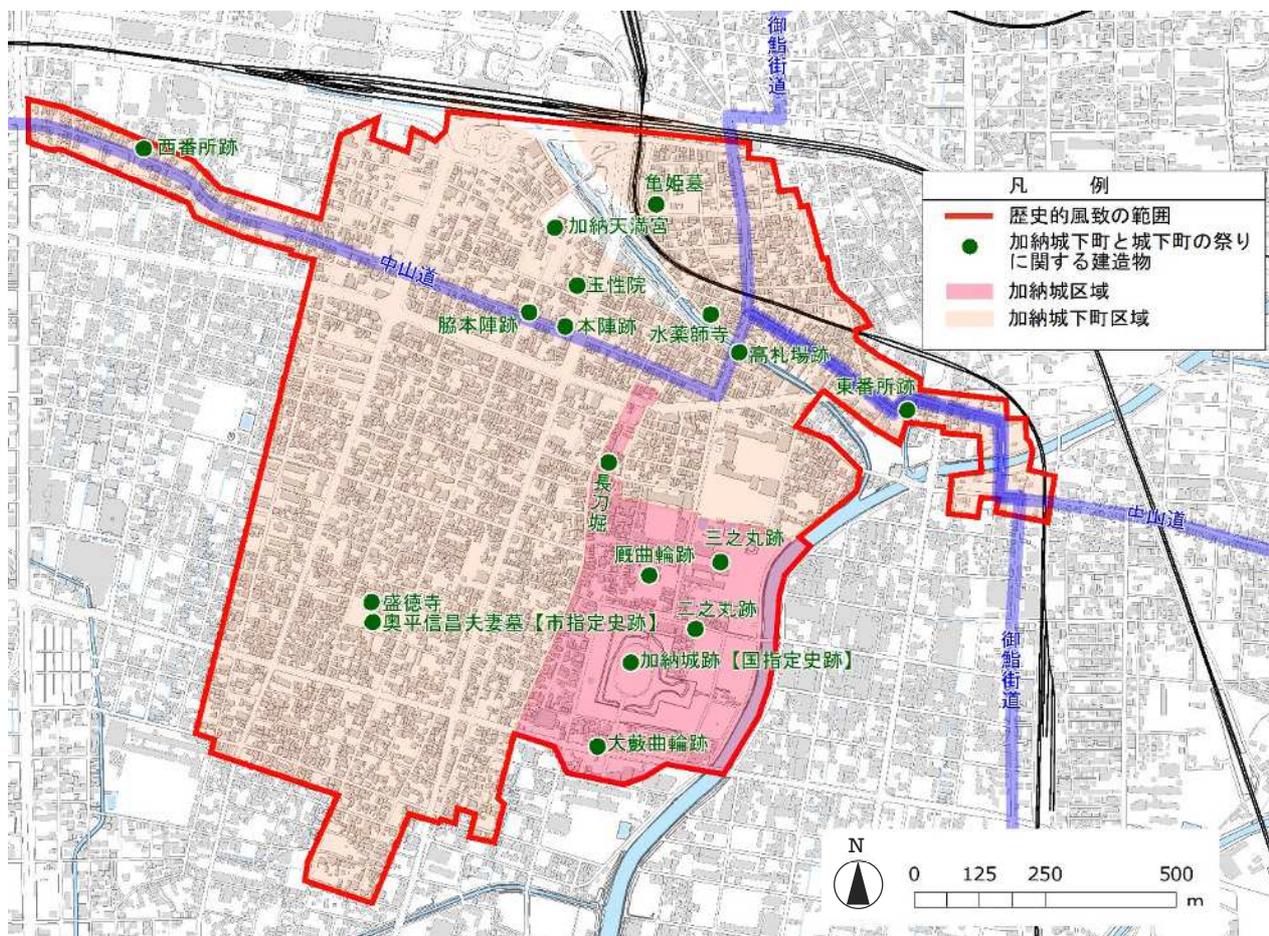
写真Ⅱ-4-5 天神祭り 神輿

いる。その後、戦災により9台あった山車は1台となり、僅かに例祭日に境内に展示されるにとどまっていた。しかし、平成の本殿御造営を機に、例祭日を10月下旬の土曜日と日曜日に日移して再興され、戦災を生き抜いた山車「鞍馬車くらましや」（市指定の有形民俗文化財）が旧加納町内を曳き回され、からくり人形「鞍馬天狗」の奉納、稚児行列、神輿の渡御、天神神楽が行われている。（写真Ⅱ-4-5、6）

天神祭りでの神賑行事は、加納天満宮氏子総代を中心に地元自治会が主体で行われており、各町内に役割が割り振られ、天神神楽では30人の神楽奉仕とお囃子演奏を地元小中学生が、春から稽古を積んで臨んでいる。



写真Ⅱ-4-6 天神まつり 鞍馬車



図Ⅱ-4-2 加納城下町と城下町の祭りに関する建造物

② 岐阜和傘

②-1 岐阜和傘の歴史

加納地区で生産されている「岐阜和傘」は、播州明石藩主だった戸田松平氏丹波守光重が、寛永16年(1639)に加納に移封されたときに傘屋金右衛門一家を明石から連れてきたことから始まったという説がある。

傘屋金右衛門一家を明石から連れてきたことは『久運寺留書』（寛政年間～文化年間(1789～1818))に書かれている。

金右衛門家は、戸田氏が正徳元年(1711)に山城国淀藩へ移封された後も加納に残り、傘生産を続けていた。その後、寛政9年(1797)に金右衛門家は途絶えたが、傘の生産は宿場町の傘屋として受け継がれていた。(写真Ⅱ-4-7)

もともと加納地区は、近隣で良質な竹や和紙、^{えごまあぶら}荏油が生産されており、傘を生産する条件が揃っていたが、『濃尾見聞録Ⅸ』（昭和63年(1988))によると、地場産業としての傘生産が育ってきたのは、宝暦6年(1756)に加納藩主となった永井氏の治世以降であったと考えられている。加納藩は、藩主の転封の度に小さくなっていったため、家臣団の力が弱く、また御定人馬の賃金負担が重いために、宿駅としても大きく発展することがなかった。当時永井氏の所領石高は僅か3万2千石であり、元は10万石あった加納城下を維持するのは容易ではなく、家臣の武士たちは禄も満足に与えられなかった。しかし、武士に内職が公認された時代ではなかったため、加納の武士たちは目立たないように、人目にふれることなく家のなかでできる仕事として、傘骨削りや^{ろくろ}轆轤作りに従事するようになったとされる。傘張りや仕上げなどは農閑散期の農民や町人が行うことで、武士と町民の分業体制が形成され、分業ゆえに各々が担当する作業に精通するようになったため、加納の傘製造の技術は著しく進歩していった。

こうして生産された傘は仲買人が買い集め、加納城西の水路「長刀堀」から長良川を運ばれ、桑名の廻船問屋を経て江戸方面に出荷された。交通の要衝であり、水運拠点でもあった加納からは出荷が容易な上、江戸や大坂の大都市で傘の需要が高まってきた時期も重なり、生産量は年々増加していった。また、傘産業による利益に注目した加納藩の後援もあって、江戸時代末期には年産50万本を生産するまでになり、特産品として認識されるようになった。



写真Ⅱ-4-7
蛇の目傘 羽二重

明治時代になっても土族の多くは加納町に残り、手慣れた傘製造に従事したため傘産業はますます発展していった。明治5年(1872)には、はやくも日傘を英国に輸出しており、明治12年(1879)に英国領豪州シドニーで開かれた万国博覧会には、加納の傘13種を出品している。この頃には年産100～150万本に達している。その後も順調に傘産業は発展し、最盛期の昭和24年(1949)には、600軒の製造業者により、1か月に100万本以上生産され、「岐阜和傘」としての名声を確立していった。

なお、戸田松平氏丹波守光重を「岐阜和傘」の創始者としてたたえる「傘祖彰徳碑」(写真Ⅱ-4-8)が加納天満宮の境内地にある。

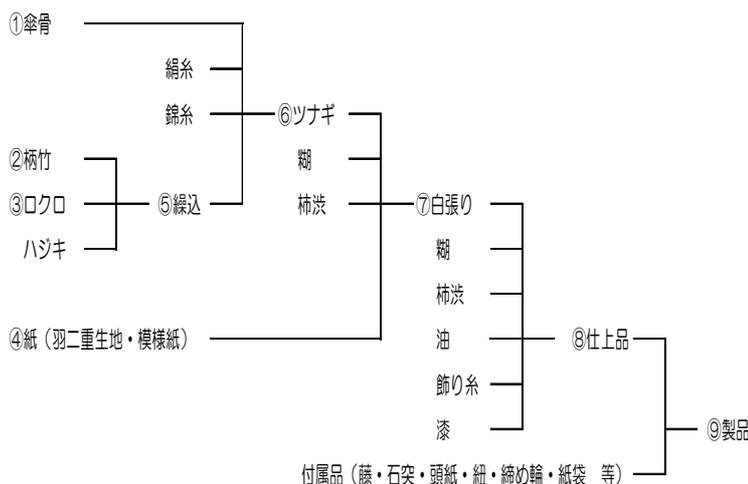


写真Ⅱ-4-8 傘祖彰徳碑

②-2 岐阜和傘の特色

加納の和傘生産の特色は、江戸時代に確立された問屋制家内工業による分業で製造されている点であり、複雑な工程をろくろ轆轤屋、柄竹屋といった十数人の職人で手分けして作られる。(図Ⅱ-4-3)

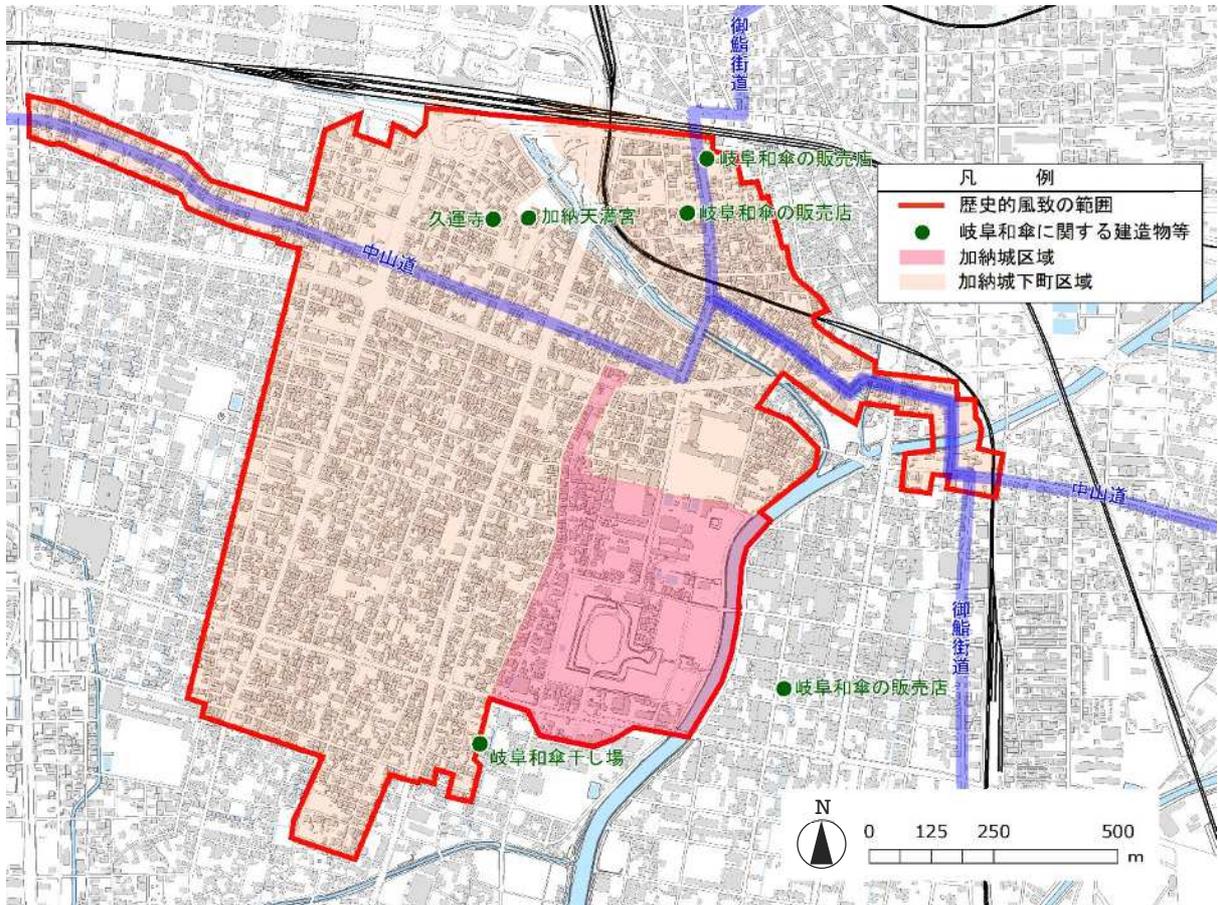
昭和30～36年(1955～61)頃になると、洋傘が普及して、和傘の需要が激減したため、傘職人たちは次々と傘の仕事から離れていった。しかし、「岐阜和傘」は現在でも歌舞伎や日本舞踊などの伝統芸能、神事などでは必須の一品であり、美術品として海外でも高く評価されており、令和4年(2022)には、国の伝統的工芸品となった。そうした需要に応えるため、加納の地では脈々と和傘作りの伝統の技が受け継がれている。現在でも旧加納町では、油を乾かすために傘を天日干しする干場があり、そこではまるで大輪の花が咲いているかのような独特の光景を見ることができる。(写真Ⅱ-4-9)



図Ⅱ-4-3 和傘製造工程



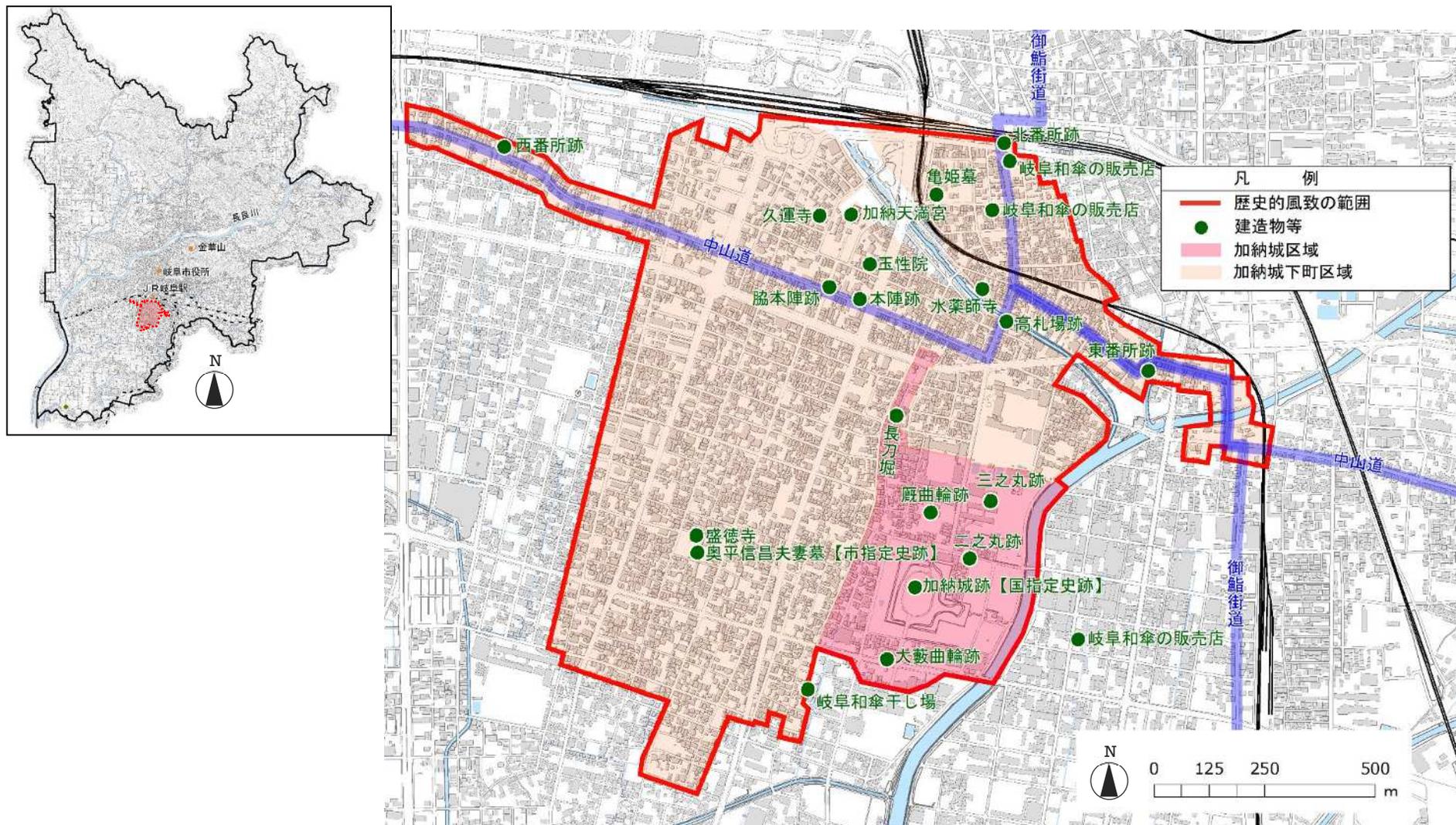
写真Ⅱ-4-9 岐阜和傘干しの風景



図Ⅱ-4-4 岐阜和傘に関する建造物

(5) まとめ

旧加納町では、加納城跡や中山道の道筋が残る江戸時代と変わらない町割りからは、城下町であり中山道の宿場町だった歴史を感じる事ができる。また、加納天満宮の祭りの賑わいからは人々のつながりの深さを感じられ、和傘を広げた干場の風景からは江戸時代から続く人々の営みを垣間見ることができる。



図Ⅱ-4-5 加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町にまつわる歴史的風致の範囲

5 手力の火祭り^{てぢからお}と手力雄神社にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

岐阜市南東部に位置する長森地区にある手力雄神社では、毎年4月の第2土曜日に火の祭典として有名な「手力雄神社火祭り」（県指定の無形民俗文化財）が行われる。この火祭りは手力雄神社氏子である長森地区13町内が手力雄神社の祭神手力雄明神に豊作、無病息災を祈願する神事である。

(2) 歴史的建造物(地図は104ページ 図Ⅱ-5-1を参照)

● 手力雄神社^{てぢからお}

火祭りが行われる手力雄神社の創建は、社伝によると貞観2年(860)の鎮座となっている。古来より東軍の防ぎに美濃側の防御拠点としての機能を有していた神社であった。現在の本殿(流れ造り)や拝殿(入母屋向拝)は平成20年(2008)に御鎮座1150年の記念として造りかえられている。境内地は川の側であり、鎮座当時から洪水や戦、災害等によりその大きさを変えてきている。

鎮座当時は現在木曾川の流路である境川敷内にあったが、天正14年(1586)の大地震・大洪水により現在の場所に移動している。境内地が現在の大きさに確定したのは明治維新の地租改正の際である。

慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦では神社付近一帯が戦場となり、境内地一帯が焼かれている。そのときには境内地から数百m離れた鳥居だけが残ったとされ、その鳥居に掲げられていた「古額」が宝物として保存されている。また、手水舎^{ちようずしや}は大正14年(1925)建築当時のものとされる。

(写真Ⅱ-5-1, 2, 3, 4)

このほか、神社正面には大正7年(1918)10月建立の鳥居が建っている。



写真Ⅱ-5-1 手力雄神社拝殿



写真Ⅱ-5-2 手水舎



写真Ⅱ-5-4
古額



写真Ⅱ-5-3 正面鳥居

（3）活動

● 手力雄神社火祭り（県指定の無形民俗文化財）

手力の火祭りの起源について、はっきりとした記録はないが、「明和年間（1764～1772）まで続いてきたところ、村の頭百姓と火打拓之壺^{ひともしたくのじょう}と紛争があつて一時中絶、やがて文化2年（1805）論争が収まって火祭りは復興した」とする記録が『岐阜市史 通史編 民俗』（昭和52年（1977）3月31日）にあり、今日まで200年以上、火祭り神事は続いている。また手力雄神社の祭神は手力雄明神であり、当地に残る「おふじ伝説」にも、旱天^{かんてん}の年に小娘のおふじが「手力さまに願掛けすれば御利益がある」と雨乞いを村人に促したが叶わず、責任をとって身投げしたあとに雨が降ったとあり、火祭りは雨乞いにも関係性が深い。

① 注連縄^{しめなわ}

手力雄神社の参道（手力大門）にある粹刺鳥居（三の鳥居）には、例大祭（手力の火祭り）の1か月ほど前に宮本の町内である蔵前の氏子が作り、献上する大注連縄が上げられる。

（写真Ⅱ-5-5）

先ず1日目には神社境内でわらを撚り合わせて作り、その日中に鳥居まで運び、2日目にきれいに仕上げて完成させる。注連縄の作成にたずさわる人数はおよそ200人を要しており、よその地区の氏子たちでは思うように作業が進まないといわれており、蔵前の若い氏子（青年団）が中心となって朝から夕暮れまでかけて飾りつけている。



写真Ⅱ-5-5 三の鳥居の注連縄

② 火祭りの構成

手力の火祭りには農業の豊作の占いと無病息災を祈願する意味合いがあり、長森地区の町内総出で火祭りを盛り上げている。以前は毎年稲刈りの終わった10月22日（旧暦9月14日）に次年度の豊作を祈願して行われていたが、岐阜市との合併を機に昭和37年（1962）から「岐阜まつり」にあわせて4月5日に行うようになり、現在は毎年4月第2土曜日に行われている。

手力の火祭りは2部構成となっており、神事として「御神燈^{みしんとう}」（行灯）の奉納と、祭りとして「滝花火」「飾り神輿（花火神輿）」の奉納がある。

手力雄神社の氏子は長森地区13町であり、この町内ごと



写真Ⅱ-5-6 御神燈

に「御神燈」「飾り神輿(花火神輿)」を奉納している。各町内は自治会としてではなく「手力火祭り奉賛会」会員として参加しており、準備にかかる費用や人手は各町内で調達しているため、その時々^の事情により、「御神燈」「飾り神輿(花火神輿)」の両方を奉納する地区やどちらか片方のみ奉納する地区がある。昭和40年(1965)頃までは青年団(数え年15~25)の男子のみが参加できる祭りであったが、現在は中学卒業以降ならば年齢、性別の制限が無くなり、親子3代で参加できるようになった。花火の製作も花火師の協力を得ながら、全て町内有志の手作りで行われており、花火の製作技術も町内で引き継がれている。

境内地東側の巨大な行灯「御神燈」を並べる場所も、神社鎮座地である蔵前地区以外^は籤により決められる。境内地西側には人形を配した舞台が設置され、午後になると各町内から神輿が集まり、夕闇が迫る頃に火の祭典が始まる。「御神燈」の点火、「滝花火」「花火神輿」の乱舞で祭りは最高潮に達し、手筒花火が点火される頃にクライマックスを迎える。「御神燈」の10ある行灯全部が点ずれば、その部落は次年の豊穰を約束され、「滝花火」の火瀑^{ひだき}の落下する下で災厄を逃れて心身を清め、1年の安全幸福を祈る。(写真Ⅱ-5-6, 7, 8)



写真Ⅱ-5-7 滝花火の下を乱舞する飾り神輿

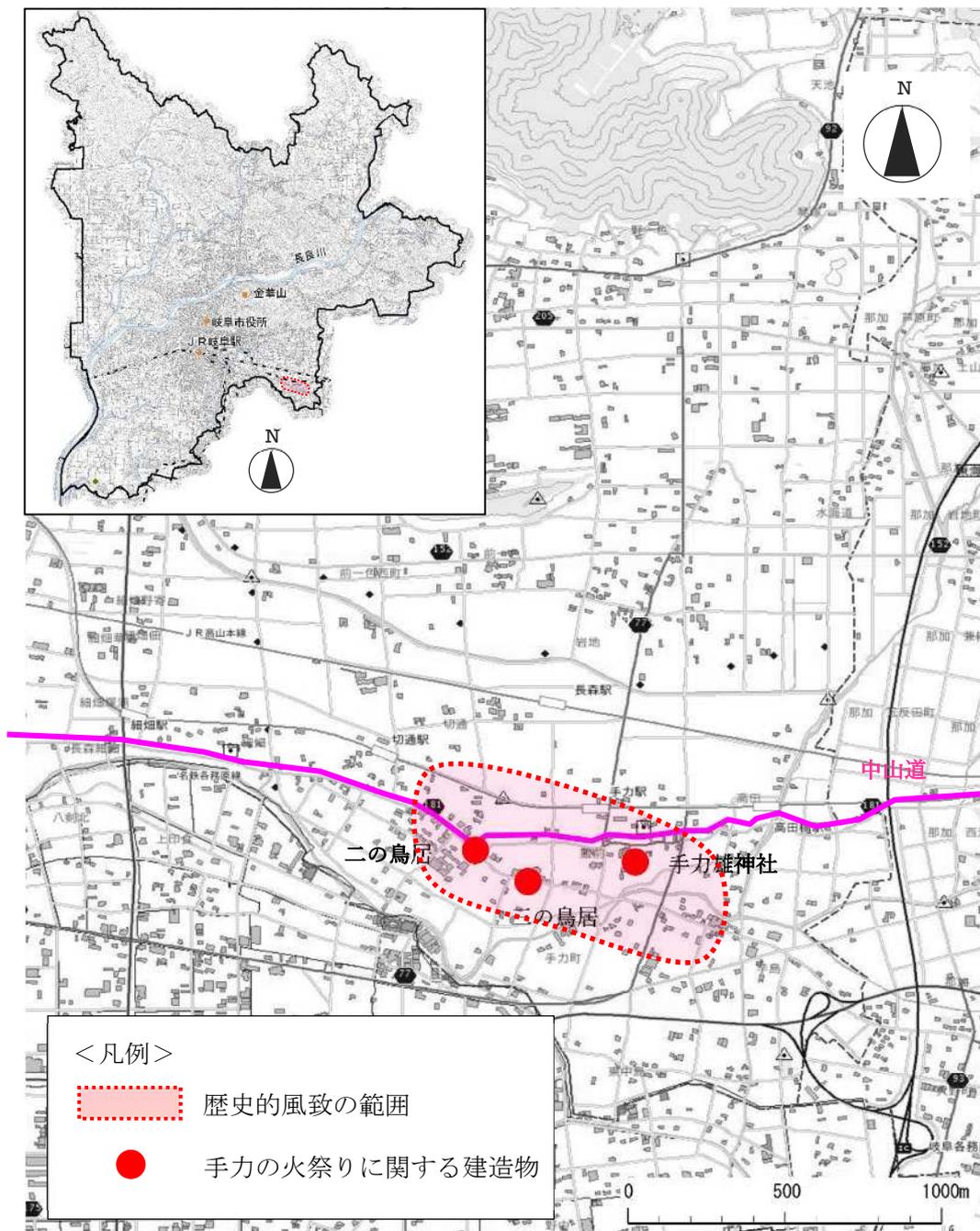


写真Ⅱ-5-8 手筒花火

(4) まとめ

氏子たちにとっては生活の一部とあっていいほど、祭りを中心に1年が動いており、祭りに伴う準備や寄り合い、注連縄造り、火祭り当日、片付け等を通じて、地域の繋がりを再確認する場となっている。

祭りの日には、市内はもとより県内、全国や海外からも大勢の人が訪れ、境内は身動きも出来ない程混雑する。「遠近の男女弁当持参にて十里四方より雲集する」と、天保年間(1830~1844)の資料である『新撰美濃誌』に記載されており、当時から有名な祭りでもあった。手力雄神社の火祭りは、歴史ある神社境内を舞台に、氏子たちが繰り広げる勇壮活発な祭りであり、見る者の目を釘付けにし、見る者の心を引き込む豪壮な景色をつくり出している。



図Ⅱ-5-1 手力の火祭りと手力雄神社まつわる歴史的風致の範囲

6 小紅の渡しと鏡島弘法にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

「小紅の渡し」(写真Ⅱ-6-1)は、岐阜市一日市場と鏡島を結ぶ長良川に現在も残っている岐阜市内唯一の渡船である。

「小紅」の名前の由来には、小紅という女船頭がいたとする説や、対岸から嫁入りするときに、花嫁が川面に顔を映して紅を直したとする説などあり、庶民の普段の足として使われていたことが想像できる。

小紅の渡しの鏡島側(長良川左岸)の堤防下には、「鏡島の弘法さん」と呼ばれ庶民に親しまれている鏡島弘法(瑞甲山乙津寺)(写真Ⅱ-6-2)があり、対岸の北方、文殊から鏡島弘法へ参拝する人々にとって「小紅の渡し」は、生活の道であると同時に、信仰の道にもなっている。



写真Ⅱ-6-1 小紅の渡し



写真Ⅱ-6-2 鏡島弘法

(2) 歴史的建造物(地図は105ページ 図Ⅱ-6-1を参照)

● 鏡島弘法(瑞甲山乙津寺)

鏡島弘法は、寺伝によれば天平10年(738)に行基が十一面千手観音像を彫り、草庵に安置したのがはじまりで、その後、弘仁5年(814)に弘法大師(空海)が寺を開山したといわれている。本尊である木造千手観音立像(国指定の重要文化財)の製作年代も9世紀頃とされている。寺伝によると、弘法大師像を祀っている現在の大師堂は昭和33年(1958)に再建され、堂本印象画伯(皇室技芸員)から天井墨絵「雲龍」が寄進されている。

このほか、南大門の入口には、「皇紀2600年」(昭和15年(1940))建立の「弘法大師」と彫られた碑が建っている。

また、鏡島弘法は「梅寺」とも呼ばれており、弘法大師が地面に挿した杖が梅の木となり、枝葉が出たという話に由来している。

(3) 活動

① 小紅の渡し

江戸時代には、軍事上、技術上の理由から重要な渡河地点には橋がなく、大きな川を渡るには船が頼りであった。街道が河川を横断する地点には渡船場が設けられて、陸上交通を支えた。長良川の代表的な渡船場には、中山道の河渡の渡し、美濃路の墨俣の渡

し、高富街道の長良の渡しなどが挙げられる。

近代になると、明治7年(1874)の明七橋(現在の長良橋の前身)をはじめ、長良川筋に橋が次々と架けられていった。これらは通行料をとる有料橋であったが、明治時代末にはいずれも無料で渡れるようになった。

しかし、生活に必要な全ての渡河地点に橋があったわけではなく、明治時代中期頃までは多くの渡船場が存在しており、地域の足となっていた。

陸上交通網の発達によりこれらは次第に姿を消し、現在市内に残るのは「小紅の渡し」の1箇所のみである。

「小紅の渡し」の起源は不明だが承応2年(1653)に原図が作成された『加納領明細絵図』に渡船場が描かれていて、渡しが行われていたと考えられている。

そして、寛文8年(1668)加納藩主戸田光永とだみつながが弟に北方、文殊(岐阜市北西部)を分地し(分割相続)、陣屋を設けた際に、加納本領と旗本陣屋を結ぶ街道の渡船場となり、その重要性が高まった。

また、『鏡島村差出明細帳』によると明和7年(1770)には、渡しを利用する村々が運行経費を出し合って維持していたとあり、船頭は鏡島村から出し、渡し賃は地元住民を除き有料であった。現在は県道「文殊茶屋新田線」もんじゅぢや しんでんせんの一部として、岐阜県が岐阜市に運行を委託しており、昭和34年(1959)に一日市場が岐阜市に編入された際に、渡し賃は無料となった。

運行されている渡し船は、鏡島弘法の縁日(毎月21日)には一日に100人を超える参拝者が乗船することもある。そして、昔から変わらず、現在も一日市場側に留まっている。そのため、乗客は一日市場側堤防の上にある舟小屋をのぞいては鏡島側へ渡してもらうようにしており、鏡島側に来た乗客は、岸に設置されている無線の呼鈴を鳴らし、対岸の舟小屋のなかにいる船頭を呼び、舟に迎えに来てもらうようにしている。増水等により運休する時は、舟小屋に赤旗が掲げられ、運行している時は白旗が掲げられるため、遠目からでも運行状態が分かるようになっている。

② 鏡島弘法の縁日会

弘法大師の命日は毎月21日で、当寺で縁日会が開かれ民衆的で賑やかである。(写真Ⅱ-6-3)

寺伝によれば、縁日会は室町時代から始まったとされ、寺の南を通る中山道の参道には露店が出店し、縁日に訪れる参拝者の姿が見られる。

参拝者は高齢者が中心であるものの若者も訪れ、早朝の5時から参拝があり、午前11時から大師堂内で太鼓の音に合わせた大般若の読経が行われる。



写真Ⅱ-6-3 弘法大師の命日の賑わい

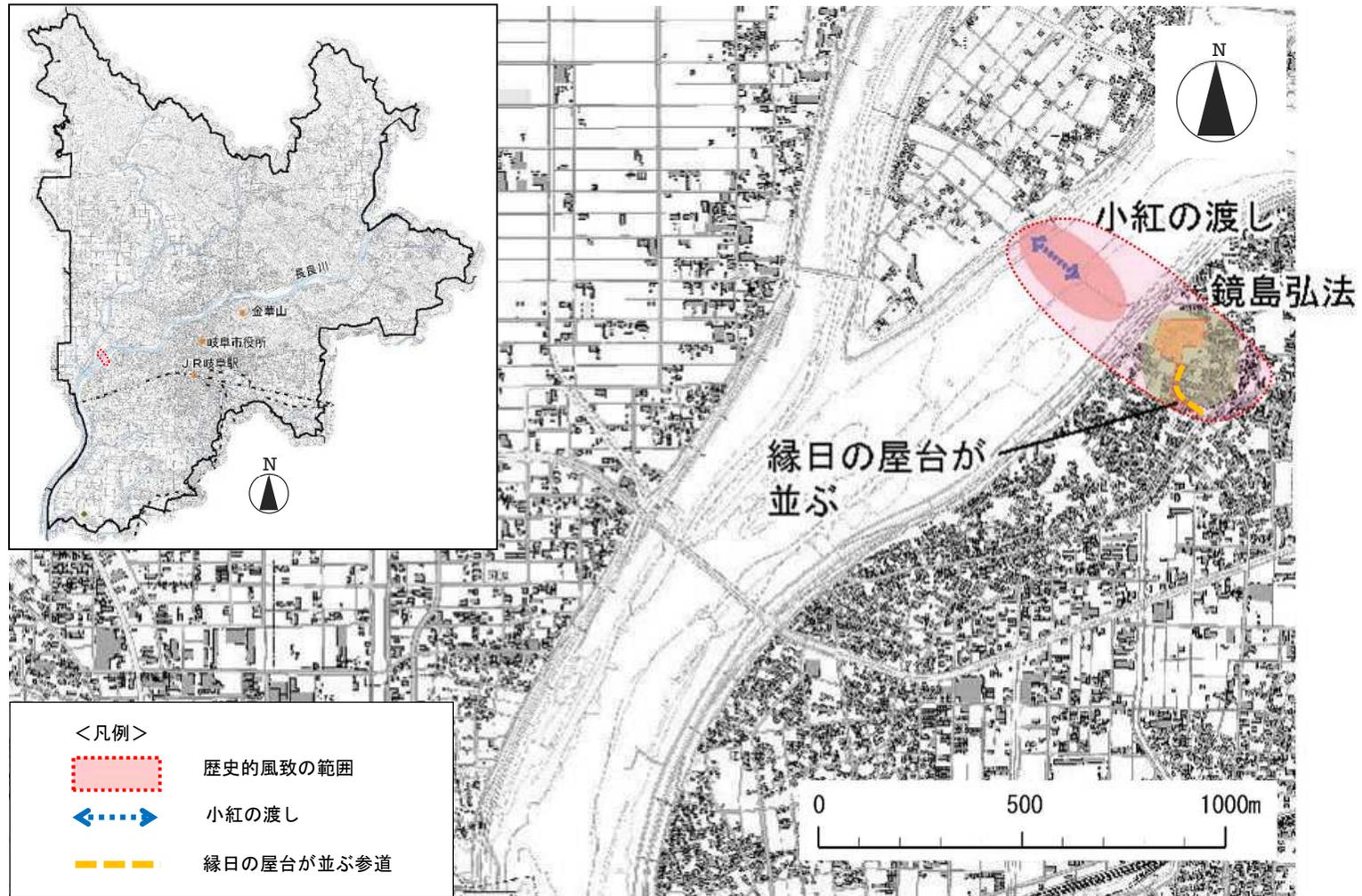
4月21～23日は年に1回の御開帳の日であり、弘法大師像を拝観することができる。毎月第2日曜日には写経会もあり、近所の人を中心に、心を鎮めに、また日々の習慣として訪れる。

（4）まとめ

小紅の渡しの乗船人数は、平日には一日10名程度の利用者であるが、鏡島弘法の縁日（毎月21日）には、一日に100人を超える参拝者が乗船することもある。

冬季は鴨などの野鳥が飛来するバードウォッチングのスポットでもあり、観光客や遠足の子供たちなどにも利用されている。

鏡島弘法は奈良時代創建の寺院であり、小紅の渡しにより参拝に向かう人々の様子には、江戸時代から続く古来の道としての風情があり、渡しと人々の生活との深い関わりをうかがうことができる。



図Ⅱ-6-1 小紅の渡しと鏡島弘法にまつわる歴史的風致の範囲

7 三輪祭りとお輪神社にまつわる歴史的風致

(1) 歴史的風致の概要

長良川の支流である武儀川から^{あとべ}跡部村（関市）で取水する^{やまがた}山県用水は、岐阜市東部の^{みやのかみ}三輪村・宮上村をはじめとする14か村の耕地を潤していた。

（写真Ⅱ-7-1）

山県用水の受益地域であるこの井下14か村は「井組」と呼ばれ、用水の維持管理に必要な経費や人手を出し合っていたとされている。

三輪神社は山県用水との繋がりが深く、山県用水の維持管理を行っていた「井組」は用水の鎮護神である三輪明神（三輪神社）の氏子でもあり、古くは毎年正月11日に神社に寄り合って、その年の修理に必要な資材などをおよそ取り決めるなど、用水に係る諸々の行事が三輪神社を中心とした氏子の連帯で行われてきている。

三輪神社の例祭である「三輪祭り」の主たる部分をなす「三輪神社^{ちごやま}稚児山の芸能」（写真Ⅱ-7-2）は、神社境内に作られた舞台状の置山で稚児たちが鞆鼓舞を舞う芸能として、市の無形民俗文化財に指定されており、舞そのものだけでなく、それを支える民俗性豊かな古くからの取り決めや習慣が残されている。



写真Ⅱ-7-1 山県用水と三輪神社



写真Ⅱ-7-2 稚児山の芸能

(2) 歴史的建造物（地図は109ページ 図Ⅱ-7-1を参照）

① 山県用水

『三輪録史』（平成21年（2009））によると、山県用水は、鎌倉の初期に^{かじわらかげとき}梶原景時が開削したと伝えられており、その後、天文7年（1538）^{あらいみ}鷺見美作守が家臣^{あらい}笠井直時に命じてこれを改修したのが、現状の用水である。

また、『真長寺古文書読解書第四巻』（令和元年（2019）11月23日）に収められている『御定書』（寛保2年（1742）4月16日）には用水の利用上の取り決めに定めた41条にわたる堤井堰用水論が記されている。

14か村の多くは幕領であり、尾張藩領、^{たかのみ}高富藩領、旗本知行地も入り交じっていたが、経費や人手は領主の^{くほん}枠組を越えた「九半の法」と呼ばれる独特の配分率で負担された。その配分率は村の大きさに関わらず、用水の上、中、下の村の順に負担割合が少なくなるといったものであった。山県用水は現在では美濃市内で長良川から取水する^{ちゅうのう}中濃用水

と合併し、山県幹線用水路となって豊かな水を流している。

また、山県用水の管理をしていた「井組」は山県用水土地改良区として組織化されている。

② 三輪神社(社殿、石鳥居：市指定の重要文化財)

三輪神社は、山県用水の取水口近くに鎮座し、用水の井神として祀られている。古くは現在より南西にあったが、永禄年間(1558～1570)に、現在の座地にて社殿が建立されたと言われている。三輪神社社殿は檜皮葺屋根の入母屋造で、元禄9年(1696)に再建され、石鳥居は寛文9年(1669)に建てられており、共に市の重要文化財に指定されている。(写真Ⅱ-7-3, 4)



写真Ⅱ-7-3 三輪神社社殿



写真Ⅱ-7-4 三輪神社石鳥居

③ 真長寺

三輪神社に隣接して建てられている三輪山真長寺の客殿は言い伝えによると伊勢湾台風後、昭和35年(1960)に建てられた。『真長寺古文書読解書 第一巻』に収められている古文書(『公儀差出文書』(年不詳)、『寺社奉行所宛文書』(慶安2年(1649)5月17日))には、寺の創建時期について、仁寿元年(851)とも、天喜3年(1055)とも記されているが、いずれにしても、長き年月、真長寺の法灯は守り継がれてきた。

真長寺には国指定の重要文化財の木造釈迦如来坐像もくぞうしやくかによらいざぞうが所蔵されており、承安2年(1172)から明治の初めまで三輪神社の別当寺となっていた。(写真Ⅱ-7-5)

このほか、境内には明和2年(1765)の銘が刻まれた常夜灯がある。



写真Ⅱ-7-5 木造釈迦如来坐像保存庫

(3) 活動

① 三輪祭り

享保6年(1721)の『三輪差出帳』には、三輪祭りに関して、毎年稚児舞ちごまいが行われていたことが記されている。三輪祭りは4月第1週の土日に行われており(昔は7、8日)、

試築^{しがつく}の日（土曜日）の宵祭りでは、午後7時に氏子総代代表（旧家の後藤宅）の家に集まり、化粧した稚児が1回目の稚児の舞を済ませると、小提灯を持った人々の行列が、氏子総代代表の家から神社に向かう。人々は持ってきた提灯を神社にある舞殿（地元ではヤマと呼ぶ）の屋根裏に挿し、それらの明かりで稚児が舞殿で鞆鼓舞を2回舞う。

本築^{ほんがつく}（日曜日）になると、氏子総代代表の家の向かいにある正連寺境内から神社に向かって行列が出発し、御旗10本を持った氏子総代を先頭に、神主、浦安の舞を舞う子供、稚児、子供神輿（子供が担ぐ神輿）、大人神輿の順に進む。行列は神社に着くとお祓いを行った後、お供えをする。このお供えのときに稚児が舞を舞い、次に祝詞^{のりと}が奏上され浦安の舞が披露され、再び稚児の舞が奉納される。（写真Ⅱ-7-6, 7）



写真Ⅱ-7-6 三輪祭り行列

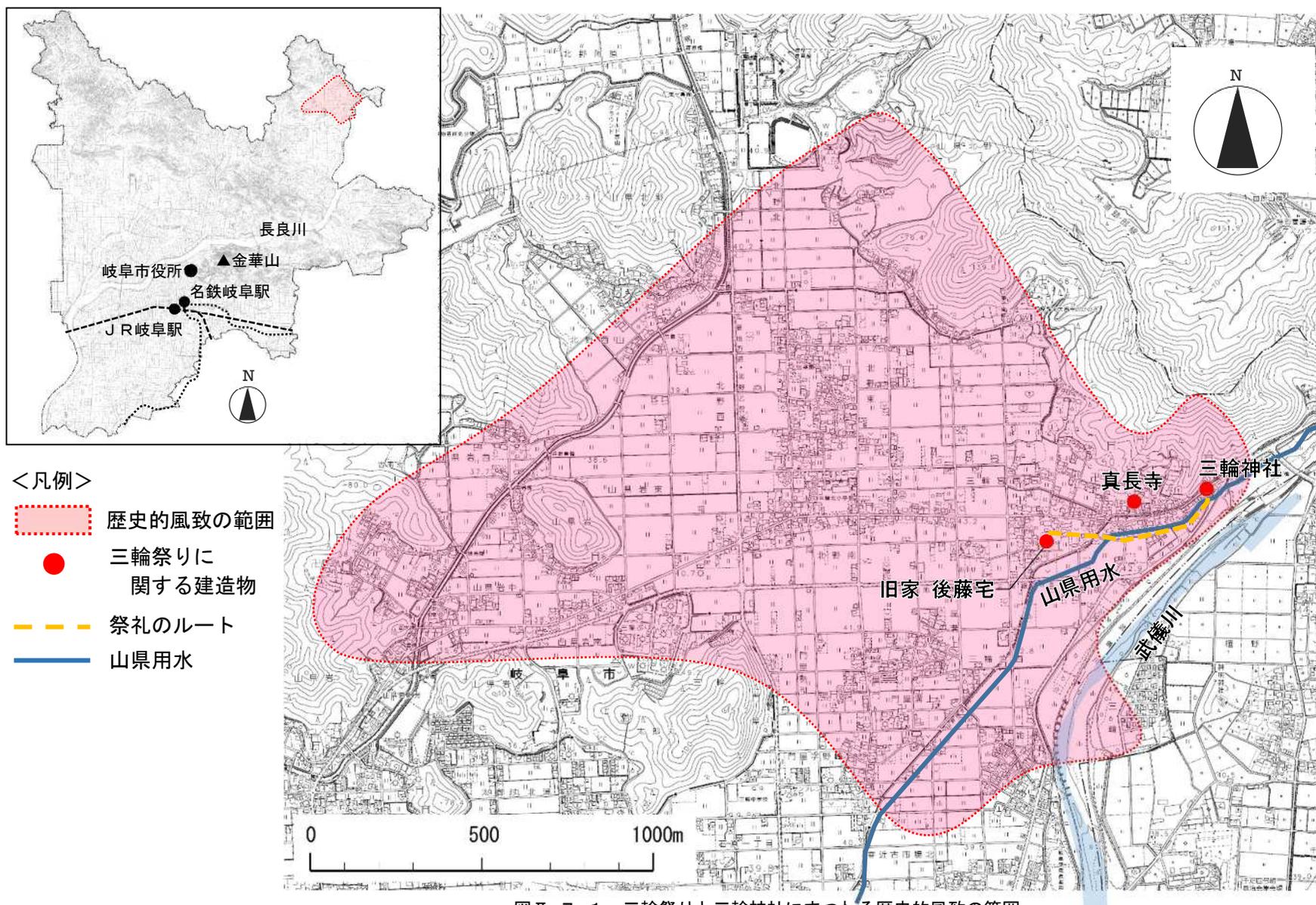


写真Ⅱ-7-7 山県用水を渡る行列

（4）まとめ

祭りの時期が近づいてくると、稚児の舞の練習の準備で氏子たちは騒がしくなり、祭り当日には、子供、大人の両神輿の掛け声や、笑い声が聞こえ、祭りの賑やかな風景が山県用水の水面に映し出される。

その山県用水の管理には、今も三輪神社の氏子たちが関わっており、周囲に水田が広がるのどかな風景と、飛鳥時代に創建された三輪神社で繰り広げられる祭りの賑やかな様子が、歴史的風致を醸し出している。



図Ⅱ-7-1 三輪祭りと三輪神社まつわる歴史的風致の範囲

第3章 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

第1期計画では、史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園を戦国時代を中心とした歴史を感じることができる公園として再整備を進めたほか、史跡岐阜城跡の発掘調査とその成果等の一般公開による文化財等の保存と活用を図った。

また、道路の地道風舗装、無電柱化や歴史的建造物の維持保存工事への助成による景観の向上を図った。

これらの取組により、歴史的建造物の減少に一定の歯止めがかかり、歴史や文化に対する市民の意識にも向上が見られ、シビックプライドの醸成がはかられたほか、観光客の増加にもつながり、岐阜公園の来園者は、コロナ禍前には年間100万人を突破した。

そして、岐阜市の歴史的資産を物語る『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』が平成27年(2015)4月に日本遺産に認定された。

このような成果が見いだせる一方、伝統的な活動の担い手不足は引き続き課題となっているほか、第1期計画で進んだ整備についても、岐阜市が重要施策として掲げる「本物志向の観光まちづくり」として更に重点的に取り組むことが課題となっている。

(1) 歴史的資産の保存・活用に関する課題

岐阜の市街地は、明治24年(1891)の濃尾震災や昭和20年(1945)の岐阜空襲によりまちなみの大半が焼失したが、尾張藩の川湊として栄えた川原町地区には、震災や戦災を免れた明治期から戦前に建てられた町家がまとまって残っており、岐阜城下町として栄えた地区にも歴史的価値の高い町家が多数残っている。これらの地区ではまちなみを景観資源として保存・活用するために、歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調和させる修景工事などへの助成、景観法に基づいて指定した景観重要建造物の維持保存工事に対する助成を行ってきた。

そうした中、平成23年度(2011)に行った金華地区における町家等現況実態調査では平成18年(2006)に400棟あった町家や蔵が平成23年(2011)までの5年間で357件まで大幅に減少(2.1%減少/年)していたが、これとは別に平成30年度(2018)に行った「概ね50年が経過した歴史的な建造物」(洋風建築等も含む)の調査では、平成26年(2014)に608件あった歴史的な建造物が平成30年(2018)までの4年間で588件への減少(0.8%減少/年)に留まっている。これらの結果は、調査対象の違い等もあり、一律に比較はできないものの、広く歴史的建造物の保存としてとらえた場合、歴史的建造物の急速な減少に歯止めがかかったと考えられるが、歴史的建造物の減少は今も続いている。

また、第1期計画で進めた、岐阜公園再整備等の施設整備については、史跡や日本遺産と関連付けた整備を進めていくことが課題となっている。

(2) 伝統的活動の保存・継承に関する課題

「ぎふ長良川の鵜飼」は1300年以上の歴史を有しており、その観覧事業は岐阜市観光の核として、市民に認識され親しまれている。また、鵜匠は宮内庁式部職としての身分を持ち、その身分は世襲により継承され、見せ鵜飼(観覧事業)によって地域の観光産業として相互扶助の体制が確立されているため、鵜飼そのものの技術継承をするうえでは一定の条件を満たしているともいえる。

しかし、鵜飼を支える多くの人員や道具の確保は、年々難しい状況になりつつある。鵜舟や鵜飼観覧船を操る船頭、鵜飼等に用いる舟のほか、鵜飼で用いられる諸道具の製造に携わる多くの人員が職人離れなどによる後継者不足のため高齢化の状態に陥っている。こうした中、鵜舟の造船や舟大工の育成といった取組を行い、担い手や技術の継承に向けて動き出してはいるものの、十分ではなく鵜飼を下支えする伝統技術の継承が危ぶまれている。

また、市民の就業形態の変化や生活様式の多様化、少子高齢化などを背景に、地域住民の人間関係やコミュニティが希薄化傾向にある。地域への愛着が薄れることで、岐阜まつり等の伝統的な祭りや地域行事への若年層の参加が減少しており、地域の伝統文化の維持が困難になりつつある。

岐阜提灯や岐阜うちわ、岐阜和傘などの伝統工芸については、令和4年(2022)3月に岐阜和傘が国の伝統的工芸品に指定されるなど明るい兆しもある一方で、職人離れなどによる後継者不足のため高齢化の状態に陥っている。

(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する課題

発掘調査を継続的に実施している「史跡岐阜城跡」は、これまでの発掘調査により山麓部や山上部で庭園や石垣など貴重な遺構が発見されているが、広範囲の史跡のなかで、いまだ試掘調査にとどまるなど十分な調査が行えていない箇所があるほか、これまでの調査で見つかった石垣などの遺構や遺物についても、その構造や変遷が明らかにできていない部分もある。また、これらの発掘調査については、危険な個所を除き原則公開しているほか、現地説明会などにより情報発信を行っているが、市政モニターアンケートの結果、181人中80人が山麓居館を知らないと回答している。

(4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する課題

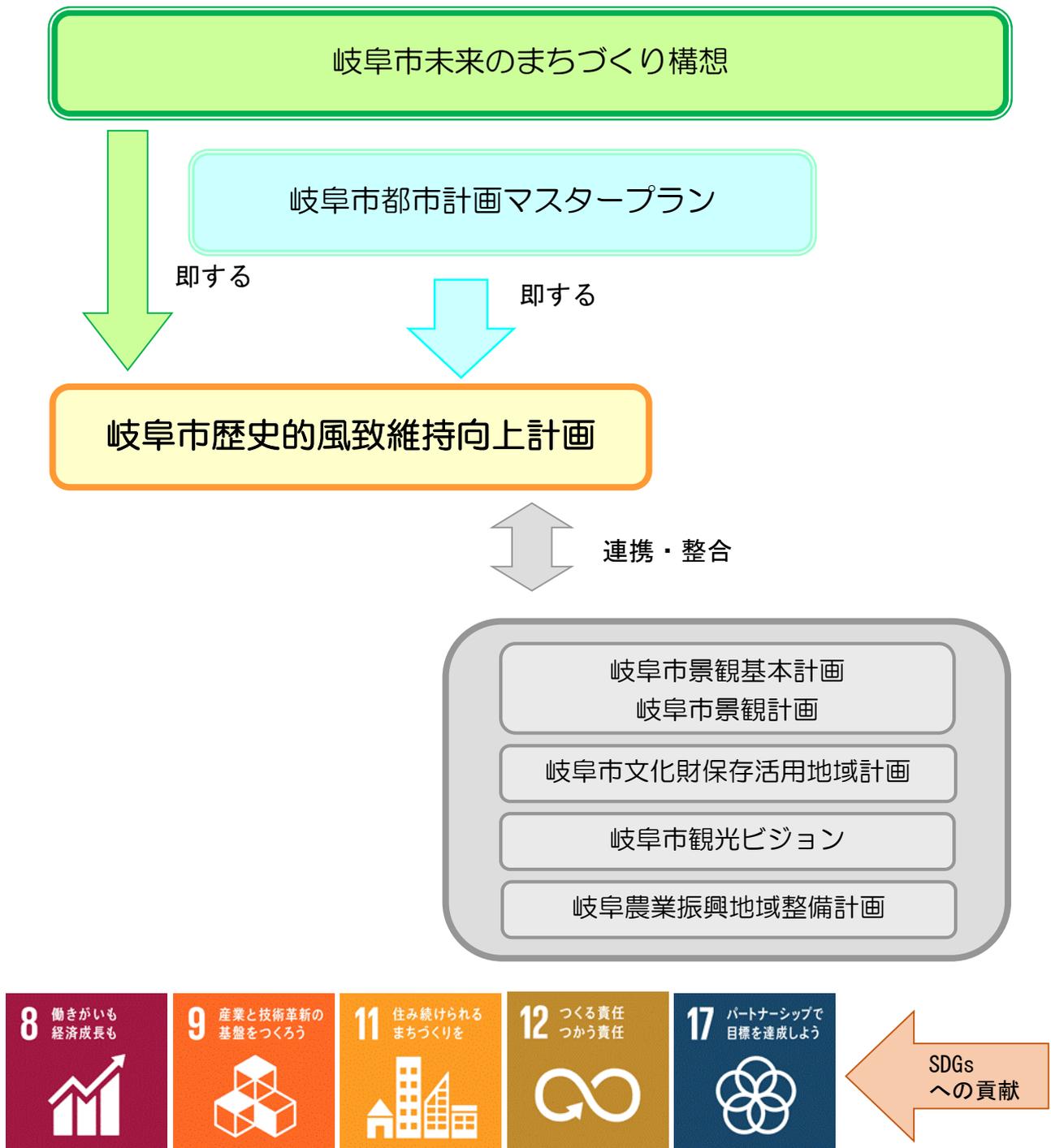
歴史的風致を構成している歴史的資産とその周辺とが一体となった空間を形成することを念頭に置き、街路整備や歩道設置、電線類の地中化等、歩行者の安全性を確保した形での修景整備を行ってきた。

歩行環境整備に加えて、「ぎふ長良川の鵜飼」の舞台であり、岐阜城下町に様々な水運の恵みをもたらしてきた長良川の水辺環境等の魅力を高めていくことが課題となっている。

2 関連計画

本計画は、岐阜市の基本構想を含む「岐阜市未来のまちづくり構想」及び「岐阜市都市計画マスタープラン」に即するものとする。

また、「岐阜市景観基本計画」や「岐阜市景観計画」、「岐阜市文化財保存活用地域計画」など関係する各種計画と連携・整合を図り、歴史・文化・自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置づける。(図Ⅲ-1)



※岐阜市は令和3年度に内閣府よりSDGsの達成に向けて優れた取組を行う自治体としてSDGs未来都市に選定された。

図Ⅲ-1 関連計画との関係図

(1) 岐阜市未来のまちづくり構想

「岐阜市未来のまちづくり構想」は、65歳以上のシニア世代の人口がピークとなるなど、我が国全体及び岐阜市の人口構造の変化における大きな局面である2040年頃を見据えた、まちづくりの総合的な方針であり、2040年頃の「将来像」と、それを実現するための「まちづくりの方向性」で構成されている。

「将来像」は「人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち」を目指している。

また、この将来像を実現するために、人やコミュニティを大切にする「オール岐阜のまちづくり」と「シビックプライドの醸成」、また、新たな価値を生み出す「DXと脱炭素化」の推進、そして、時代や社会の変化にしなやかに対応し、「持続可能で選ばれるまち」を実現するという4つを「まちづくりの基本的な考え方」としたうえで、教育・子育て、健康・福祉・医療などの分野ごとのまちづくりに取り組むこととしている。(図Ⅲ-2)

そして、「シビックプライドの醸成」の取組として「日本遺産を活かしたまちづくり」を掲げ、岐阜城や鶺鴒、和傘などの岐阜ならではの資源を磨き、活用していくまちづくりを進めていくことが示されているほか、分野ごとのまちづくりの方向性の「産業・労働・交流」の取組として「持続可能な観光まちづくり」を掲げ、「ぎふ長良川の鶺鴒」や岐阜城、金華山などに加えて、新たな観光資源を掘り起こし、面的に魅力を創出することにより、観光客の回遊性向上や滞在時間拡大を図り、観光消費の増加につなげることや川文化に市民や観光客が親しみ、楽しめる親水空間を創出するため、長良川の水辺環境を整備し、官民連携による利活用を促進することが示されている。

将来像の実現に向けたまちづくりの方向性

まちづくりの基本的な考え方

- オール岐阜のまちづくり
- シビックプライドの醸成
- DXと脱炭素化
- 持続可能で選ばれるまち

分野ごとのまちづくりの方向性

- 教育・子育て
- 健康・福祉・医療
- 市民協働・防災・環境
- 産業・労働・交流
- 都市基盤整備・交通・中心市街地活性化

行政経営の視点

- 行財政運営・公共施設等マネジメント、
シティプロモーション

図Ⅲ-2 将来像の実現に向けたまちづくりの方向性

(2) 岐阜市都市計画マスタープラン

令和4年(2022)3月に見直した「岐阜市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの理念として、「豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、快適でコンパクトな市街地が互いに連携した、健やかに住み続けられる活力あふれる県都」、目指すべき将来都市像を「コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市」と定め、それらを踏まえた、将来あるべき岐阜市の将来都市構造を都市機能や日常生活機能などが集約する「拠点」、都市活動を支え中心部や拠点、連携都市などを連絡する「軸」、市街地や自然環境などのまとまりである「土地利用」の3つの要素により示している。(図III-3)

そして、その拠点のひとつとして「自然・歴史・景観拠点」を、金華山・長良川周辺地域など、本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる拠点と規定している。



図III-3 将来都市構造図

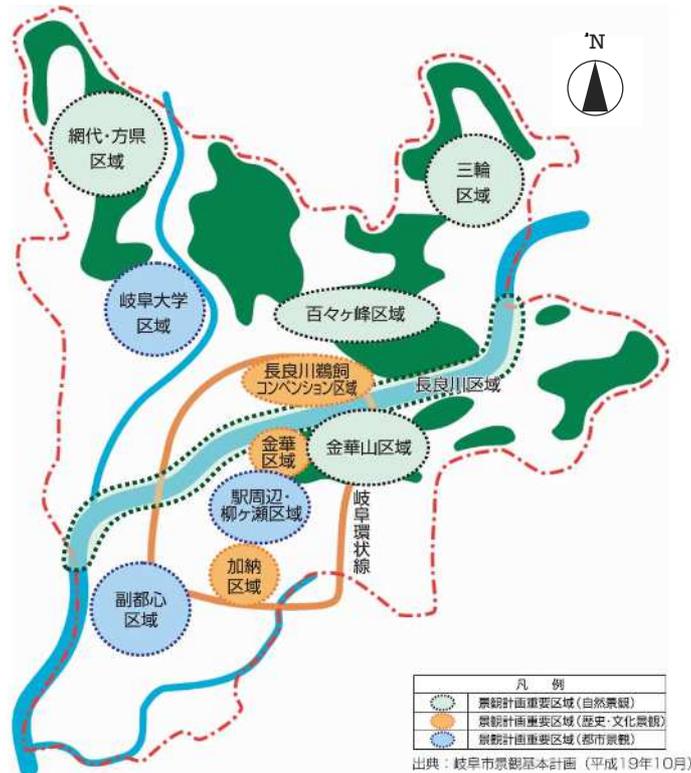
(3) 岐阜市景観基本計画

岐阜市では、平成16年(2004)12月の景観法の一部施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指し、マスタープランとして「岐阜市景観基本計画」を平成19年(2007)10月に策定し、基本理念、基本目標を次のように位置づけている。

□基本理念	「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」 ～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～		
□基本目標	『自然・環境が生きる景観』	『歴史・伝統が再生する景観』	
	『都市が進化・発展する景観』	『地域の個性を生かした景観』	

この基本理念、基本目標を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図るうえでの基本的な考え方を総合的な景観形成の基本方針として、長良川や金華山などの自然豊かな美しい景観の保全・創出を目指した「豊かな自然の景観を創る」、岐阜と加納の2つの城下町の景観の保全・創出、岐阜城等の歴史資源や鶯飼等の文化資源の保全・活用を目指した「城下町の歴史的な景観を創る」を設定している。また岐阜らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観計画重要区域」(図Ⅲ-4)として位置づけ、良好な景観の形成を誘導していくこととしている。そして、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を捉え、魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発等を進めていくこととしている。

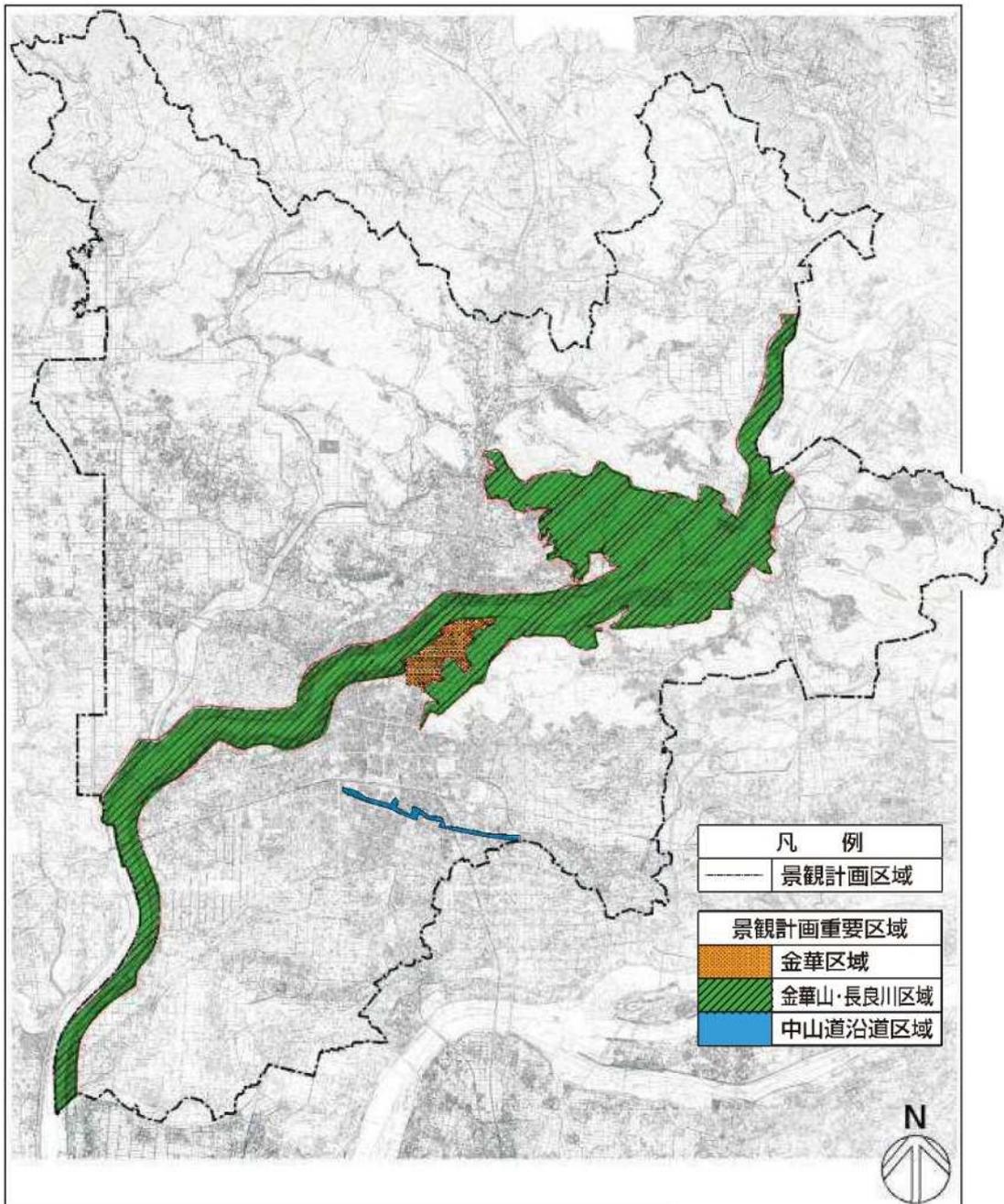


図Ⅲ-4 景観計画重要区域イメージ

(4) 岐阜市景観計画

「岐阜市景観計画」では、「岐阜市景観基本計画」で示されている「景観まちづくり」を進めるための施策のうち、規制誘導として、良好で美しい景観を形成するため、具体的な景観形成の方針やルールの方針及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定の方針などを定めている。また、この計画において、市域全域を「景観計画区域」に、特に重要な区域を「景観計画重要区域」(図Ⅲ-5)に定めている。

	対象区域	区域面積
景観計画区域	市域全域	約20,360ha

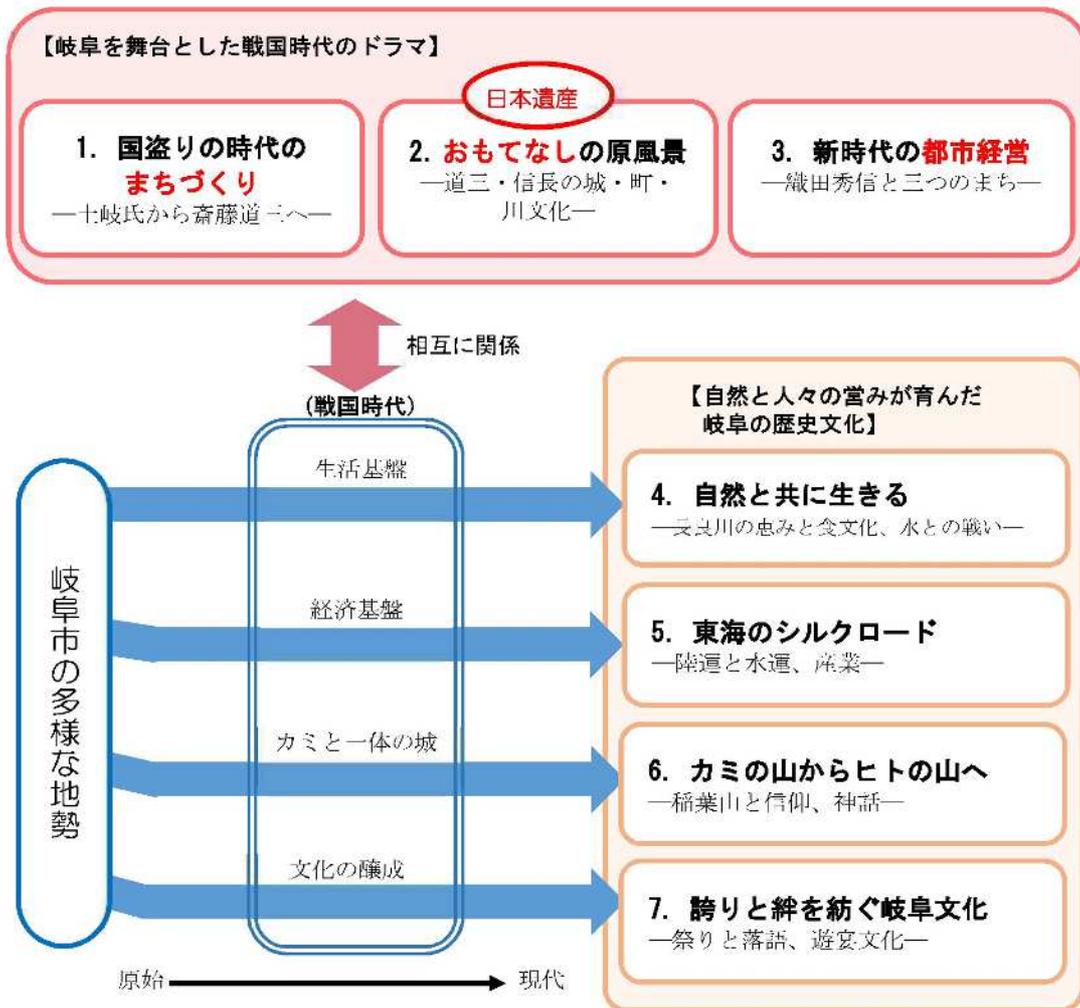


図Ⅲ-5 景観計画区域図

(5) 岐阜市文化財保存活用地域計画

「岐阜市文化財保存活用地域計画」は、岐阜市の文化財保存・活用のマスタープラン、アクションプランとなる計画で、特に関わりが深い計画として「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を位置づけ、連携して推進していくものとしている。

この計画では、歴史遺産の把握や課題の整理を行ったうえで、日本遺産を中核としてその周辺を巡ることができる、岐阜市版日本遺産ストーリーを設定(図Ⅲ-6)し、そのストーリーと構成文化財を一体で保存・活用するための方針とアクションプランを定めている。

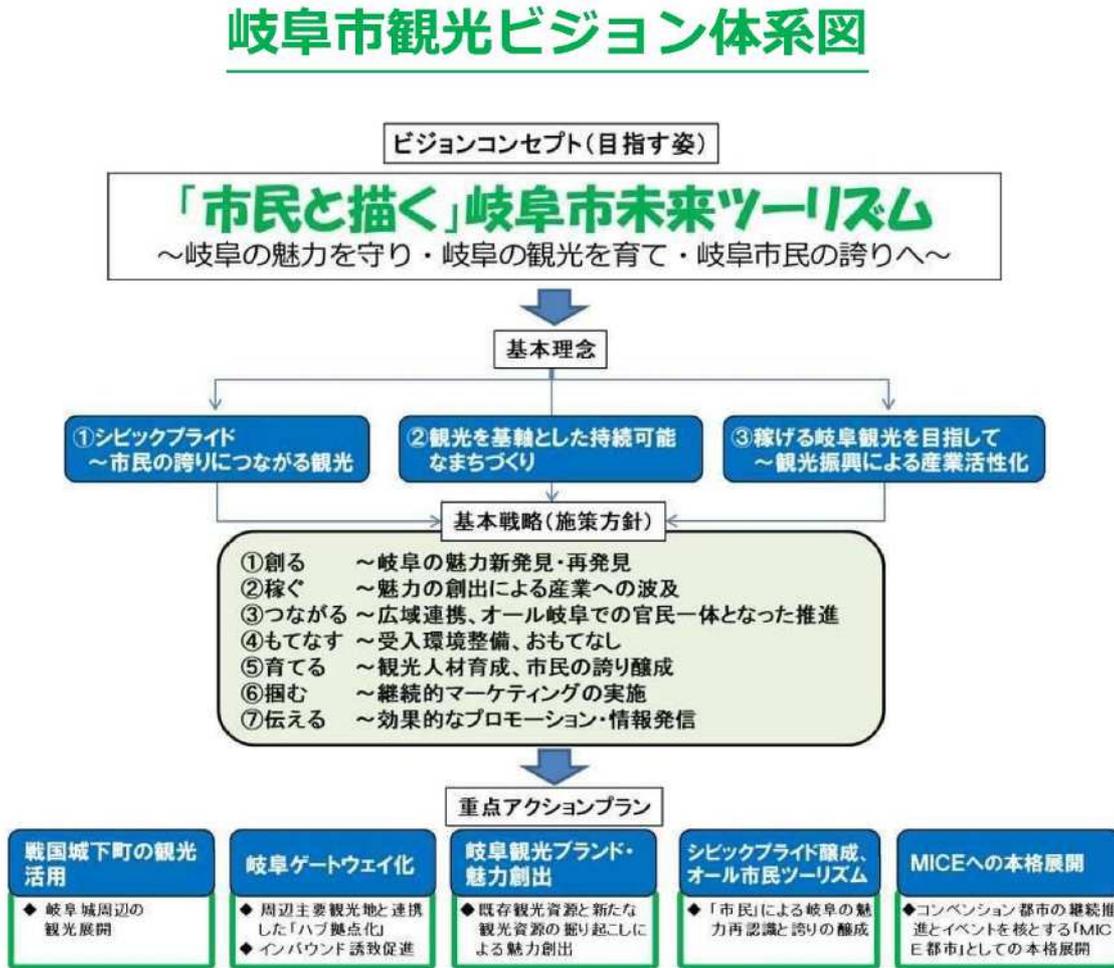


図Ⅲ-6 「ぎふ歴史遺産」ストーリーの構成

(6) 岐阜市観光ビジョン

「岐阜市観光ビジョン」は、岐阜市の将来にわたる継続的な発展のため、認知度・魅力度の向上による観光交流人口の増加、ひいては観光を基軸とした産業・雇用の活性化につなげていくことが重要であり、これらを踏まえたうえで、シビックプライドの醸成につながる、観光振興に取り組む中長期的な指針として策定している。

このビジョンでは、『「市民と描く」岐阜市未来ツーリズム～岐阜の魅力を守り・岐阜の観光を育て・岐阜市民の誇りへ～』をコンセプトとして掲げ、5つの重点アクションプランを展開している。
(図Ⅲ-7)

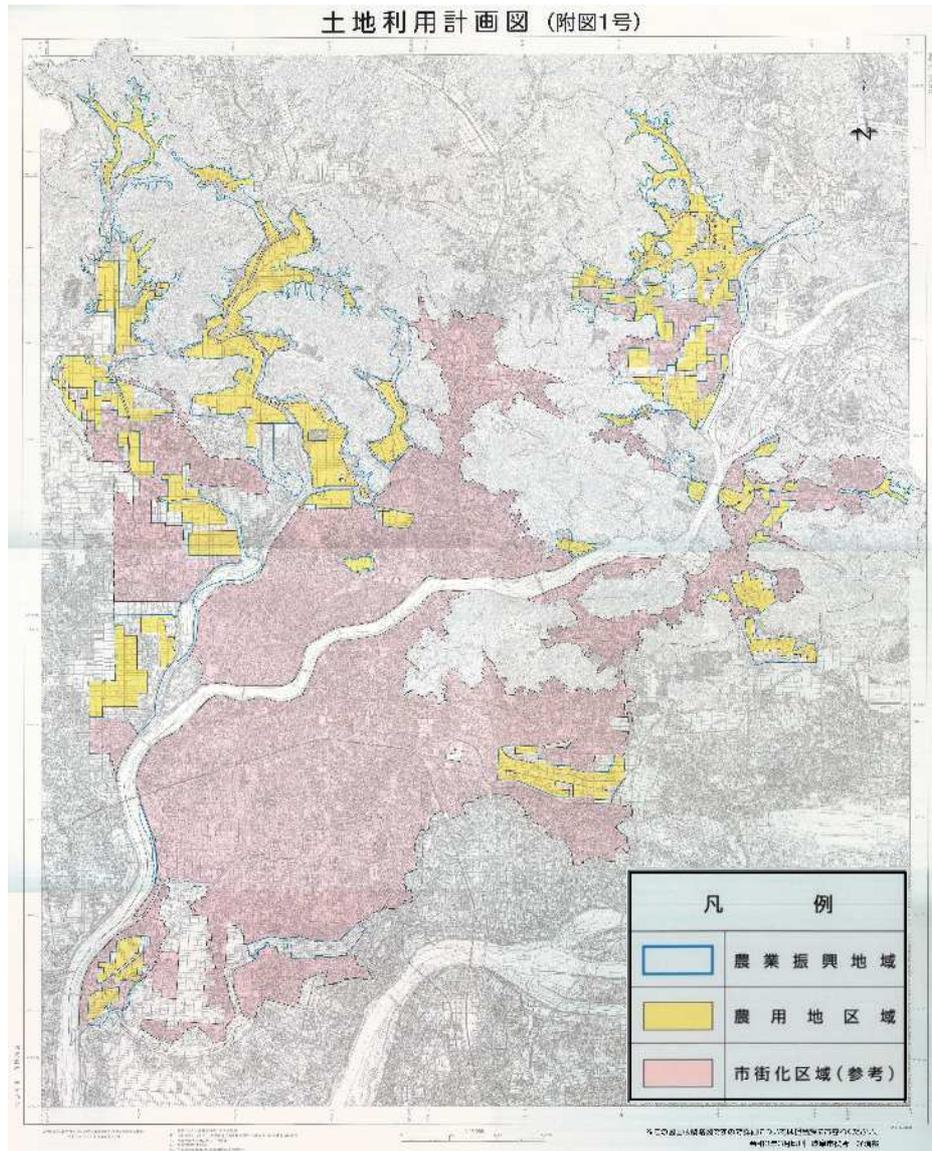


図Ⅲ-7 岐阜市観光ビジョン体系図

(7) 岐阜農業振興地域整備計画

「岐阜農業振興地域整備計画」では、生産性の高い農業に誘導する土地利用を図る「農用地利用計画」を定めている。(図Ⅲ-8)

このほか、農業振興地域の農地利用の増進を積極的に図るための「農業生産基盤の整備開発計画」、農業振興地域における農地の流動化を促進するための「農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」などを定めている。

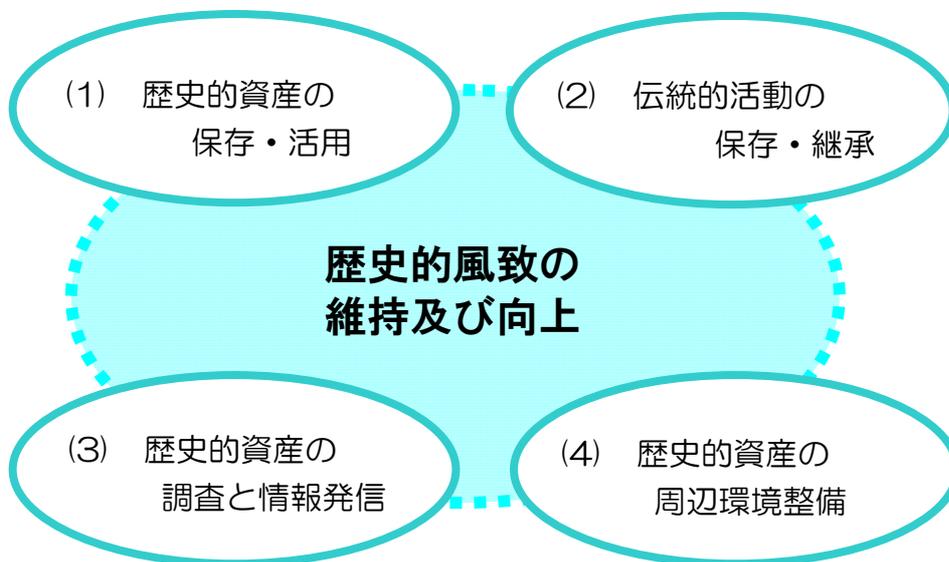


図Ⅲ-8 土地利用計画図

3 岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

維持向上すべき歴史的風致における取組の状況及び課題を踏まえ、今後についても岐阜市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、市民や行政等が連携して、岐阜市固有の文化財が一体となって創り出される歴史的風致を保存・活用し、歴史、文化、自然豊かな都市の形成と、岐阜市ブランドの創出・発信を推進することとし、以下のとおり4つの基本方針を定める。(図Ⅲ-9)

- (1) 歴史的資産の保存・活用に関する方針
 - (2) 伝統的活動の保存・継承に関する方針
 - (3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する方針
 - (4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する方針



図Ⅲ-9 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1) 歴史的資産の保存・活用に関する方針

現在、国、県及び市による指定等を受け保護されている文化財については、今後も継続して適切な保存と活用を図っていく。

町家などの歴史的建造物については、良好な景観の形成に重要な建造物の適切な保存がなされるように、維持保存工事費の一部を補助し、負担軽減を図っていく。

あわせて、良好な景観を活かした観光振興を図るため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化を実施し、外国人観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。

また、第1期計画で進めた岐阜公園再整備等の施設整備については、日本遺産と関連付けた整備を進めるなど、「本物志向の観光まちづくり」として更に重点的に取り組んでいく。

(2) 伝統的活動の保存・継承に関する方針

「ぎふ長良川の鶯飼」については、鶯匠をはじめとする鶯飼関係者や各技術の保持者・保持団体等と共に、人材や鶯飼で用いられる諸道具等の確保について、継承に向け、鶯舟の舟大工の育成や他地域の鶯飼との比較調査、鶯の生態調査などの取組を行う。また、全国の関係団体で組織する「全

国鶉飼サミット」などにおいても、課題を共有し、課題の解決に取り組む。

また、岐阜まつりについても、実態を的確に把握し記録として残していくとともに、まつりの価値付けを行い、調査成果をまつりの継承や地域の活性化に活かしていく。

岐阜提灯や岐阜うちわ、岐阜和傘などの伝統工芸品産業については、岐阜市で企画するイベントや企画展を中心にPR、イベント賞品への活用など、伝統工芸品の認知度を高め、新たな需要の創出を図る。あわせて次代の後継者を育成するプログラムを行う事業者へ補助金による支援を行い、普及を推進する。

(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する方針

岐阜市の歴史的風致の重なる中心にある「史跡岐阜城跡」の発掘調査を継続して実施し、歴史的価値を深めていく。

また、史跡岐阜城跡をはじめとした歴史的資産の情報を広く発信するため、発掘現場の公開や現地説明会を継続するとともに、岐阜市歴史博物館の展示内容のリニューアルやPRイベントなど、総合的な情報発信を行う。

(4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する方針

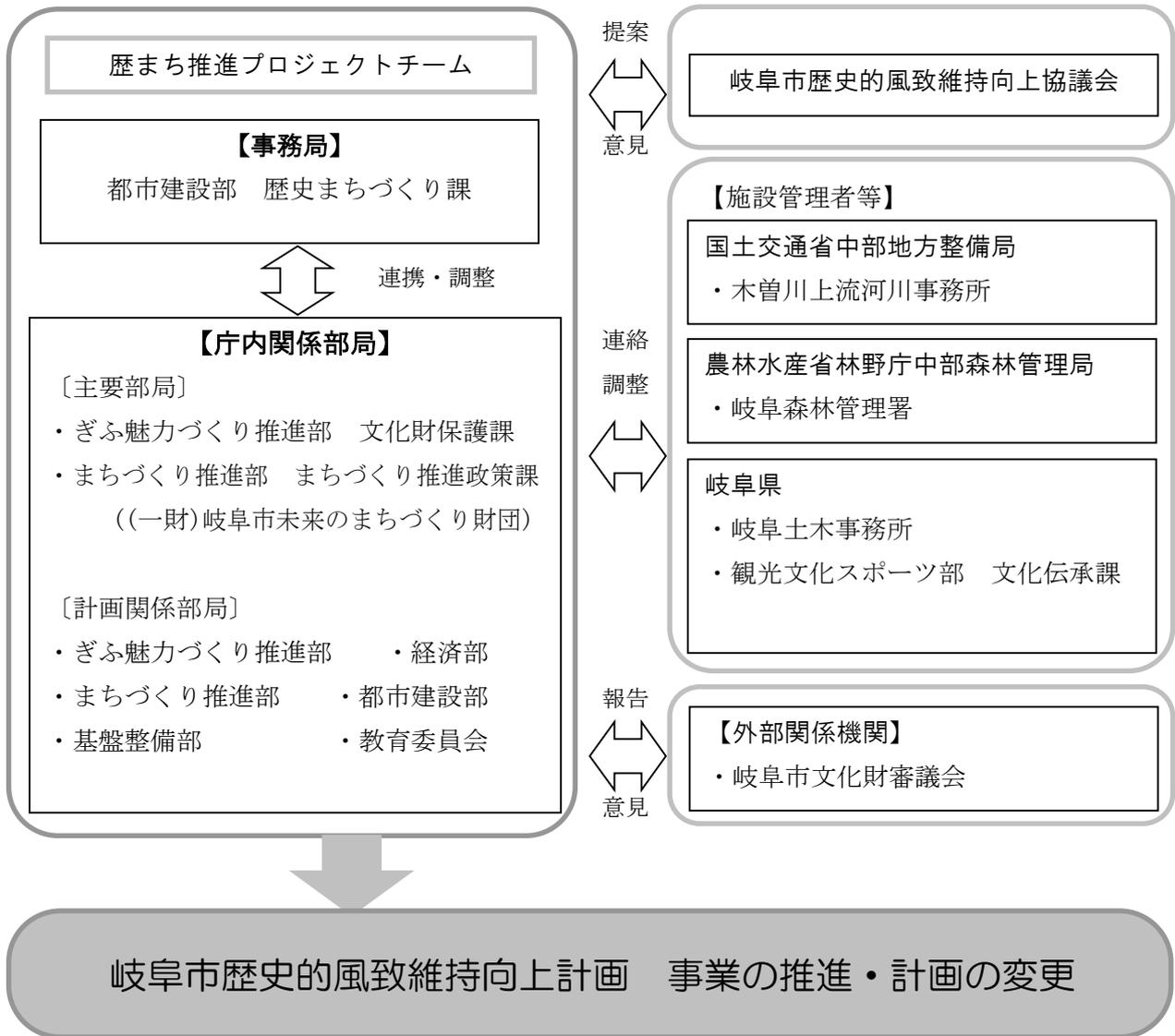
歴史的風致が形成されている環境においては、歴史的風致を構成している歴史的資産とその周辺とが一体となった空間を形成することを念頭に置き、第1期計画で進めた街路整備や歩道設置、電線類の地中化等の歩行環境整備に加えて、「ぎふ長良川の鶉飼」の舞台であり、岐阜城下町に様々な水運の恵みをもたらしてきた長良川の水辺環境整備を進めていく。

4 計画の実施・推進について

歴史的風致の維持及び向上を図るため本計画に位置付けている事業の実施・推進に際しては、事業を実施する各担当課の連絡・調整が不可欠であるため、庁内関係部局で組織する「歴まち推進プロジェクトチーム」により、庁内の連絡・調整を積極的に行うことを基本とする。また、「岐阜市歴史的風致維持向上協議会」からの意見や提案をもとに、事業内容の修正や補足調査を行い、事業を実施することとする。

さらに必要に応じて、道路・河川・森林等の各施設管理者との連絡・調整を行うとともに、「岐阜市文化財審議会」への報告や意見照会を行い、効果的な事業を進めることとする。

また、事業完成後にはその成果(または課題)を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。(図Ⅲ-10)



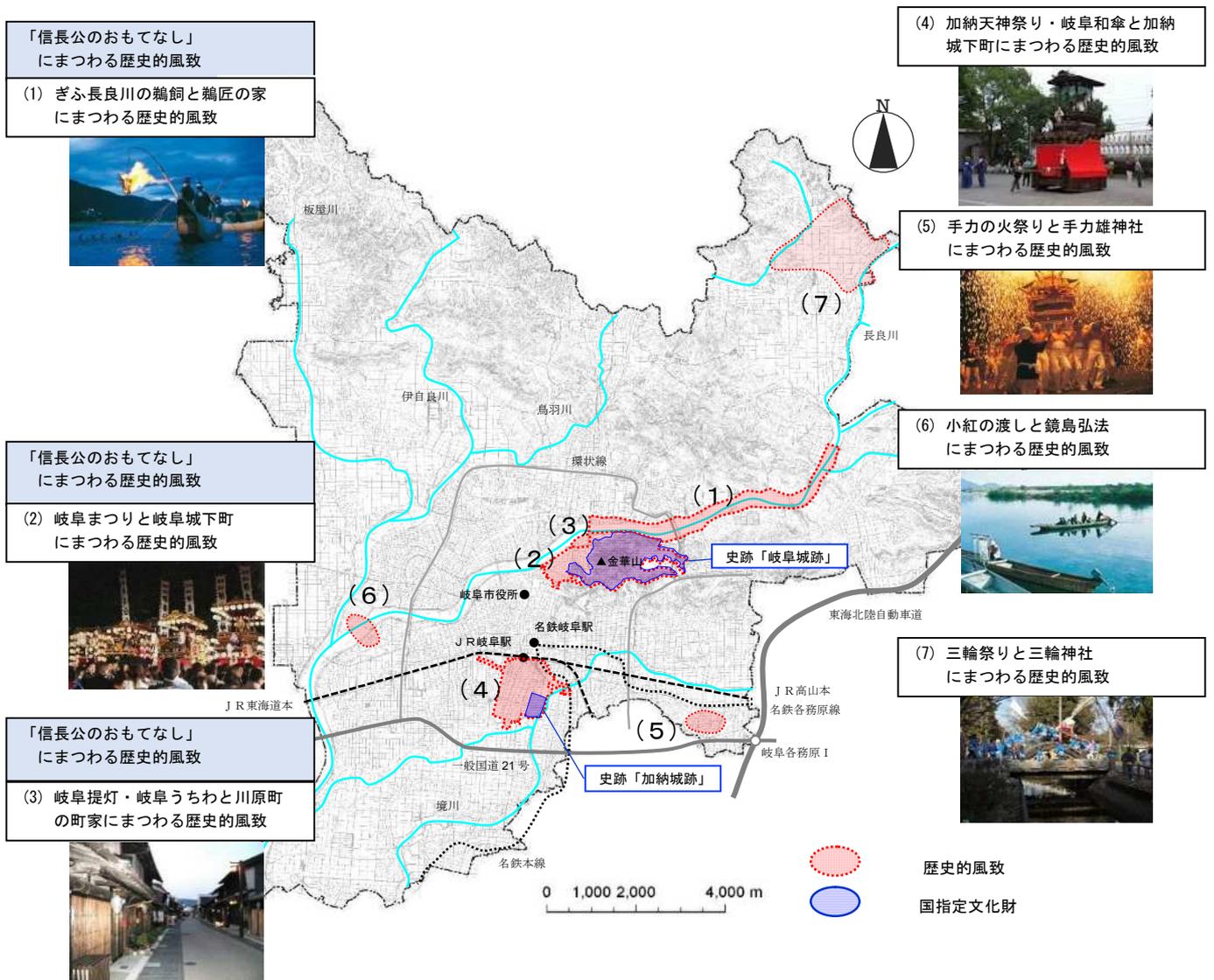
図Ⅲ-10 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

岐阜市には、わが国の歴史上の転換期に活躍した、斎藤道三や織田信長により築かれた城下町の町割りを始め、江戸後期から戦前に建てられた町家や神社仏閣が数多く残っている。また、長良川や金華山に代表される美しい自然環境は多くの人の心を惹きつけてやまない。そうした豊かな環境のもと、鶺鴒匠と鶺鴒が一体となって繰り広げられる鶺鴒飼、華麗、勇壮、賑やかな各地の祭りや渡し舟、更には伝統の技術を用いた岐阜提灯、岐阜和傘の生産など、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の営みは、市内で今なお息づいており、多様な歴史的風致を形成している。



図IV-1 歴史的風致の分布

(2) 重点区域設定の考え方

第1期の岐阜市歴史的風致維持向上計画では、岐阜市の中心部に位置し、旧岐阜城下町を始め、文化・経済の中心的な地域として3つの歴史的風致が集中している「金華・鶺鴒屋区域」を重点区域として設定した。

第1期計画では、この重点区域において史跡岐阜城跡の発掘調査と調査結果の一般公開や史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園の歴史を活かした公園としての再整備などに取り組んだ結果、岐阜市の歴史的資産を物語るストーリー『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』が日本遺産に認定されたほか、市民意識調査において「織田信長ゆかりの岐阜城やぎふ長良川鶺鴒文化などの観光資源の豊かなまちだと思ふ」人の割合が年々増加し、歴史や文化によるシビックプライドの醸成に効果があった。

しかし、高齢化や職人離れなどにより歴史的風致を構成する伝統的な活動の担い手、さらには、その活動をサポートする人員や道具の製造などで下支えする人員の不足が、今後さらに深刻になることが予想され、伝統的な活動の保存・継承に関する取組を強化する必要がある。また、調査や整備が進んだ歴史的資産についても、引き続き周辺環境の整備を進め、歴史的資産の魅力向上とその情報発信も重点的に実施する必要があるほか、歴史的風致の維持向上を推進していくうえで重要となる歴史や文化によるシビックプライドについても、醸成が進んではいるものの、十分とは言えず、さらなる取組を展開していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、第2期計画においても、引き続き、「金華・鶺鴒屋区域」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を展開していく。

(3) 重点区域の位置及び範囲

重点区域の位置

重点区域の位置は、岐阜市の維持向上すべき3つの歴史的風致が集中して存在するとともに、日本遺産に認定された『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』を物語る多くの文化財があり、歴史と伝統を反映した人々の活動が一体となって市街地の良好な環境を形成している範囲として設定する。

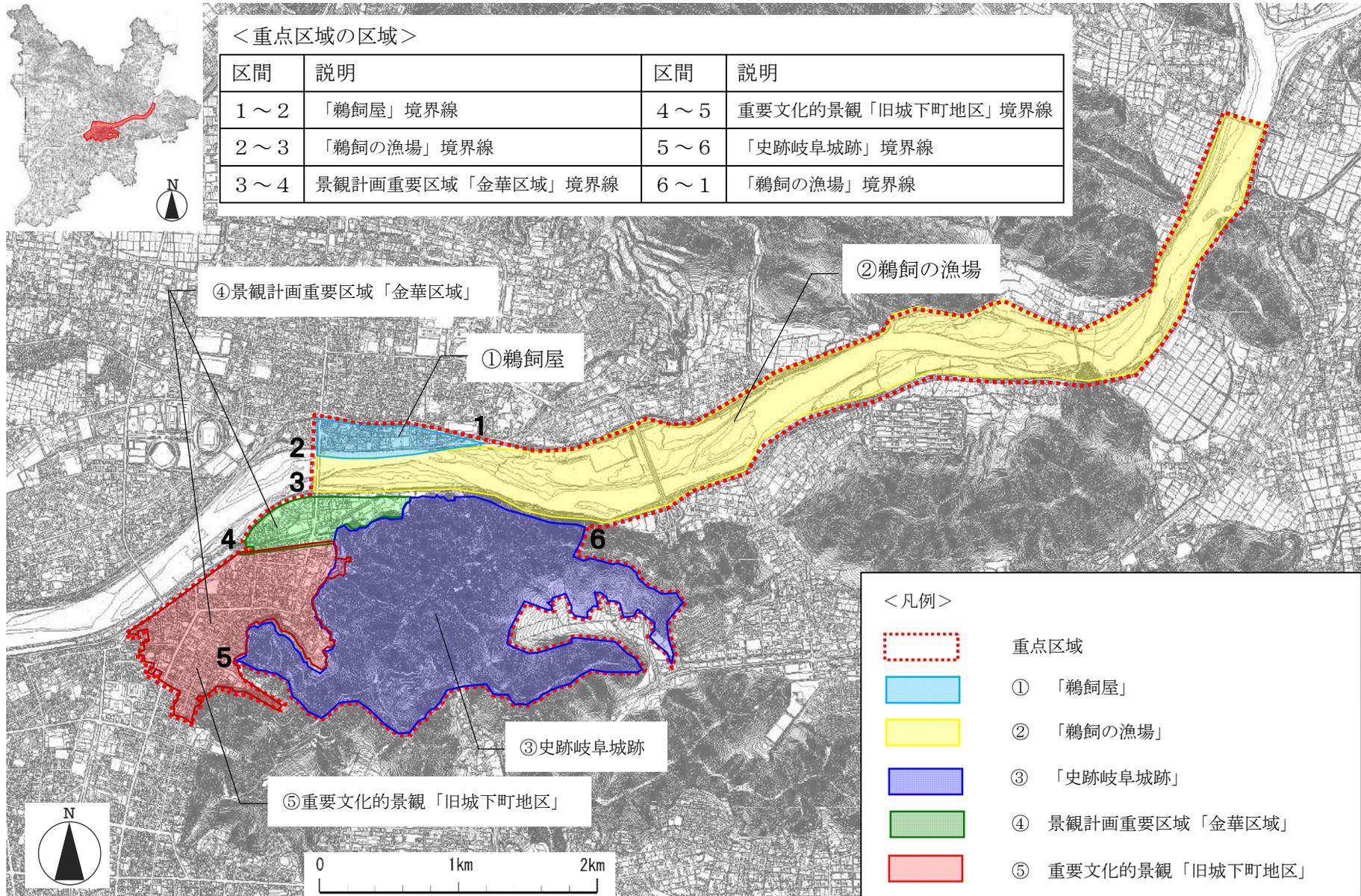
重点区域の名称・面積・範囲

名称 金華・鶺鴒屋区域

面積 約 550ha

重点区域の範囲は以下の5つの範囲から構成する。

- ① ぎふ長良川の鶺鴒と鶺鴒匠の家まつわる歴史的風致の中心である「鶺鴒屋」(国道西側区域を除く)
- ② 現在、鶺鴒が行われている「鶺鴒の漁場」
- ③ 岐阜まつりと岐阜城下町まつわる歴史的風致の中心をなす「史跡岐阜城跡」
- ④ 岐阜城下町と岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家まつわる歴史的風致に関わる景観計画重要区域の「金華区域」
- ⑤ 岐阜まつりと岐阜城下町まつわる歴史的風致に関わる岐阜市の重要文化的景観の「旧城下町地区」



図IV-2 重点区域エリア図

2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域として設定した「金華・鶉飼屋区域」は、岐阜市の中心部に位置し、旧岐阜城下町を始め、川原町や鶉飼屋において、文化・経済の中心的な区域であった。現在は、歴史的な趣を有する建造物などを活かしたまちづくりが進み、遠方より多数の来訪者を集める岐阜市の代表的な観光地となっている。

重点区域において、歴史的な建造物の保全、活動及び修景などを、重点的・一体的に進めていくことは、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上はもとより、周辺を含めた地域の求心力を高め、地域活力を促進することが期待される。

さらに、当該重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、市民及び来訪者に対して岐阜市の歴史的・文化的資産に関する理解を深め、これらの資源を活かしたまちづくりに対する意識を醸成していくことに繋がる。ひいては岐阜市の歴史的風致を活かしたまちづくりの進展を図るものである。

当該地域において、本計画に基づく施策を推進することにより、歴史的風致の維持向上に相乗的な効果を与えることが可能である。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策

(1) 都市計画法に基づく措置

重点区域内において、都市計画法による土地利用の規制誘導を以下のとおり行い、都市空間の形成を図っている。(図IV-3)

川原町地区において、国道 256 号沿道の商業地域及びその東側の区域については高度地区(川原町A地区)に指定し、建築物の高さの最高限度を 34mに制限することで長良川の対岸から金華山を背景とした眺望景観の維持を図っている。その西側の区域については高度地区(川原町B地区)を指定し、建築物の高さの最高限度を 15mに制限することで歴史的なまちなみ景観の維持を図っている。

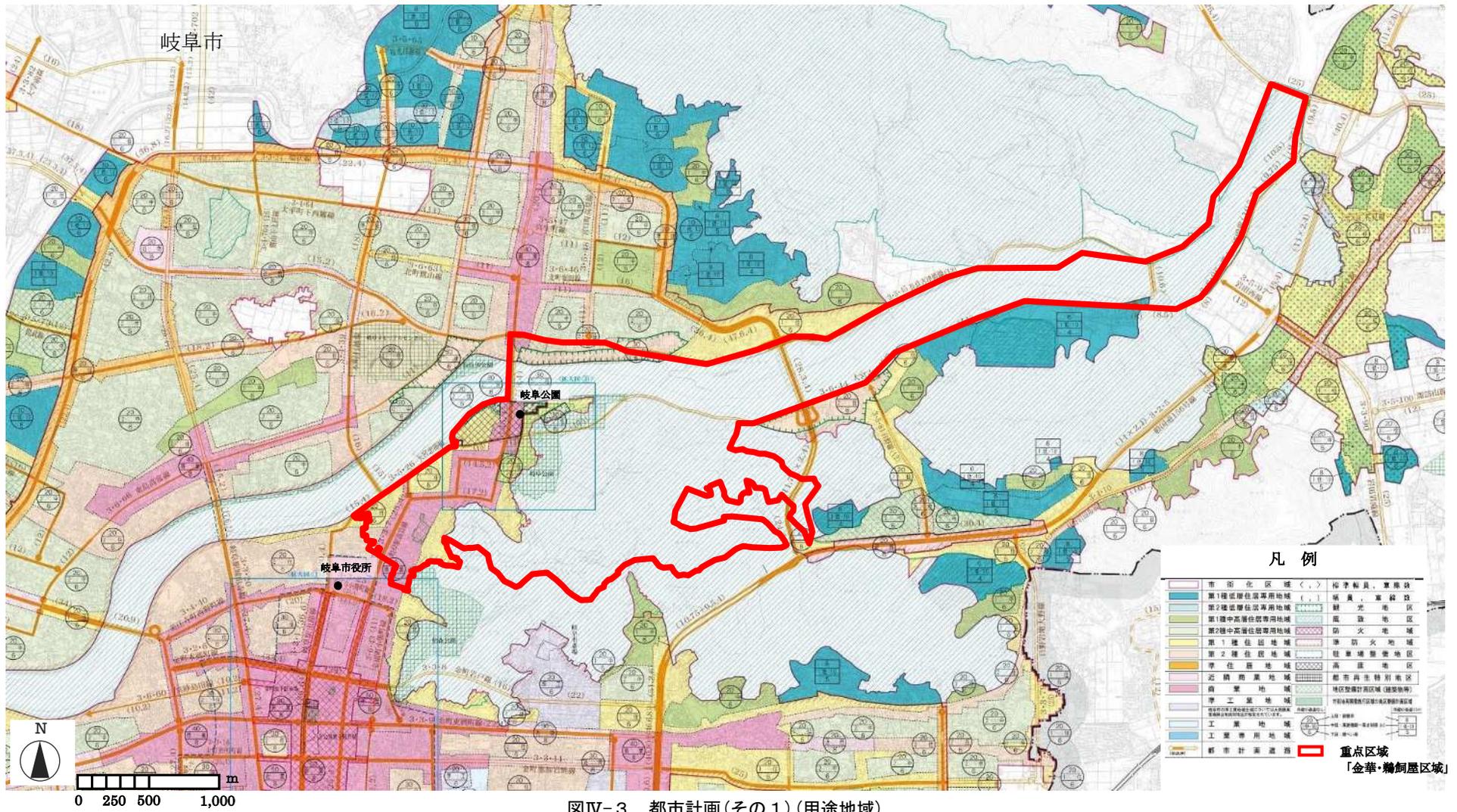
また、金華山及び長良川などを含む一体の区域を風致地区(金華山・長良川風致地区)に指定し、建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転や宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物等の色彩の変更、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について許可基準を設け土地利用の規制を行うことで都市の風致の維持に努めている。

長良川沿岸の第2種住居地域を中心にした区域においては、特別用途地区(観光地区)を指定し、料理店を立地可能にする建築制限の緩和及びパチンコ屋などの立地を制限する建築制限を付加して風格ある観光地の形成を図っている。

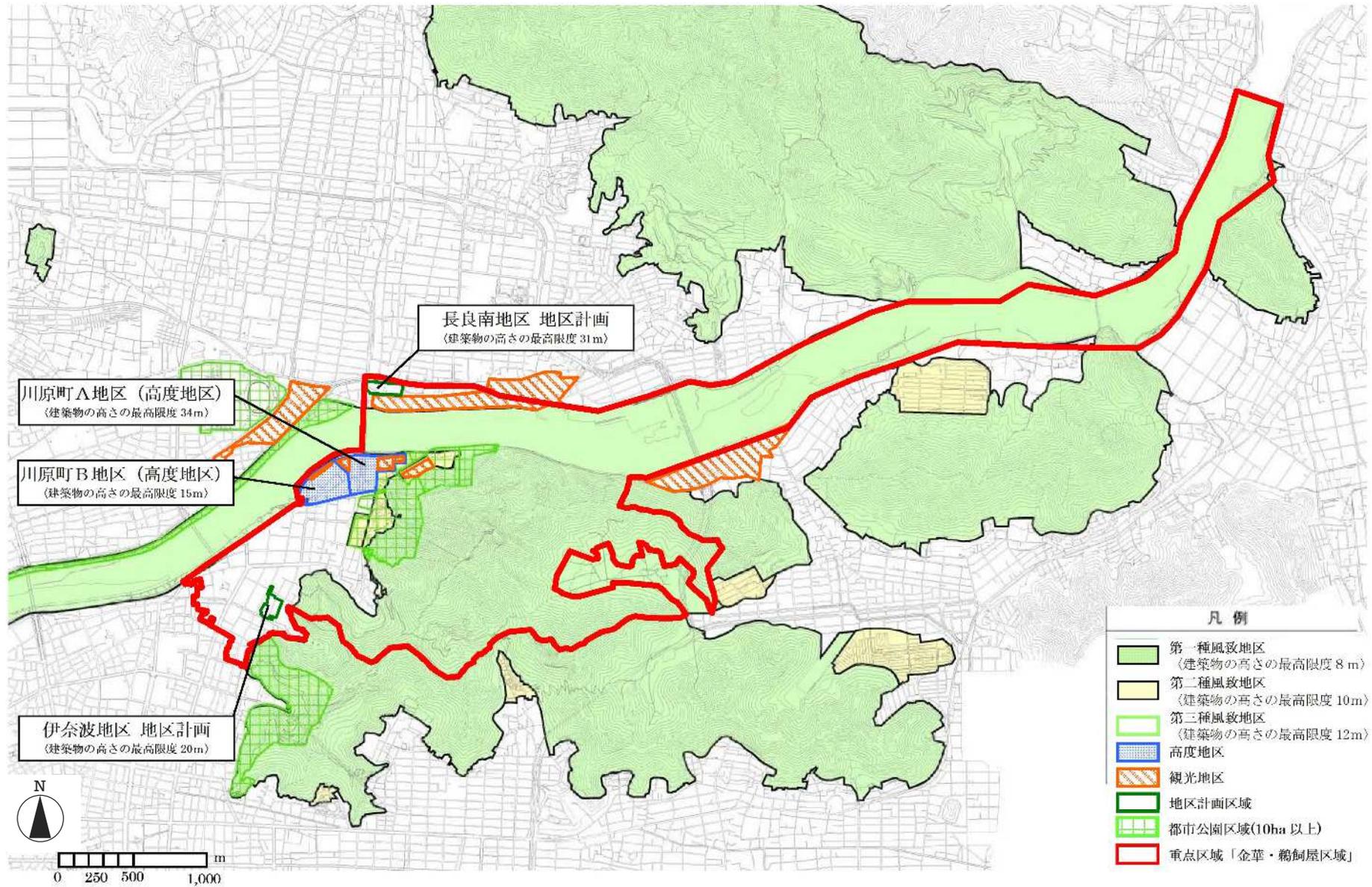
伊奈波地区及び長良南町地区では、地区計画を定め、建築物の用途制限や高さの最高限度などを設け、周辺の歴史景観や自然景観並びに眺望景観との調和を図っている。

そのほか、重点区域内にある歴史的・文化的資産を保存・活用を図る観点などから、都市計画道路 3・3・7号岐阜駅高富線の一部区間について、都市計画決定された計画幅員を縮小する等の都市計画変更を行った。

今後もこれらの地区においては、高度地区や地区計画等の都市計画手法等の活用により、歴史的景観の形成や眺望景観の保全・創出を図っていくこととしている。(図IV-4)



図IV-3 都市計画(その1)(用途地域)



図IV-4 都市計画(その2)(風致地区、高度地区、特別用途地区(観光地区)、地区計画)

(2) 岐阜市景観計画

岐阜市景観計画では、市域全域を景観計画区域と定めており、良好な景観形成のために、基本理念や基本目標、基本方針を踏まえた類型別景観形成方針などの、良好な景観形成に関する方針を定めるとともに、建築物等の色彩や形態意匠などに関する景観形成基準(指導助言基準・勧告基準・変更命令基準)などの行為の制限に関する事項を定めている。さらに、建築物や工作物の新築等や外観を変更することとなる修繕、模様替えや色彩の変更を行う場合は、景観法第16条に基づき、その内容について事前に届出がなされるため、これらについて指導、助言を行い、良好な景観形成を図っている。

また、景観上特に重要な区域を「景観計画重要区域」(図IV-5)として位置付け、良好な景観の形成を誘導していくこととしている。

重点区域においては、「景観計画重要区域」として「金華区域」と「金華山・長良川区域」が定められており、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」(表IV-1)を定め、良好な景観の形成を図っていくこととしている。

「良好な景観の形成に関する方針」

金華区域

- 伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保存するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- 川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町家が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的なまちなみ景観を保全、創出する。
- 岐阜公園三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみとが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- 長良川鵜飼等の文化的な景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

金華山・長良川区域

- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- 長良川鵜飼等の文化的な景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 自然と調和した落ち着いた雰囲気のマちなみ景観を保存・創出する。

表IV-1 「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」

勧告基準(金華区域)

項目	景観形成基準		
	A地区	B地区	C地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物前面(道路側)において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。 ●きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 		
建築物等の高さ	<p>高度地区の制限による。</p>	<p>建築物等の高さが20mを超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等(高さ10m以下の建築物等を除く)にあつては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認められた場合は、建築物等の高さが25mを超えるときとする。</p> <p>上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>伊奈波地区地区計画区域内については、同地区計画地区整備計画の制限による。</p>	<p>風致地区の制限による。</p>
緑化	<p>地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積(地階を除く各階の床面積の合計)が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。</p> <p>ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。</p>		<p>風致地区の制限による。</p>

変更命令基準(金華区域)

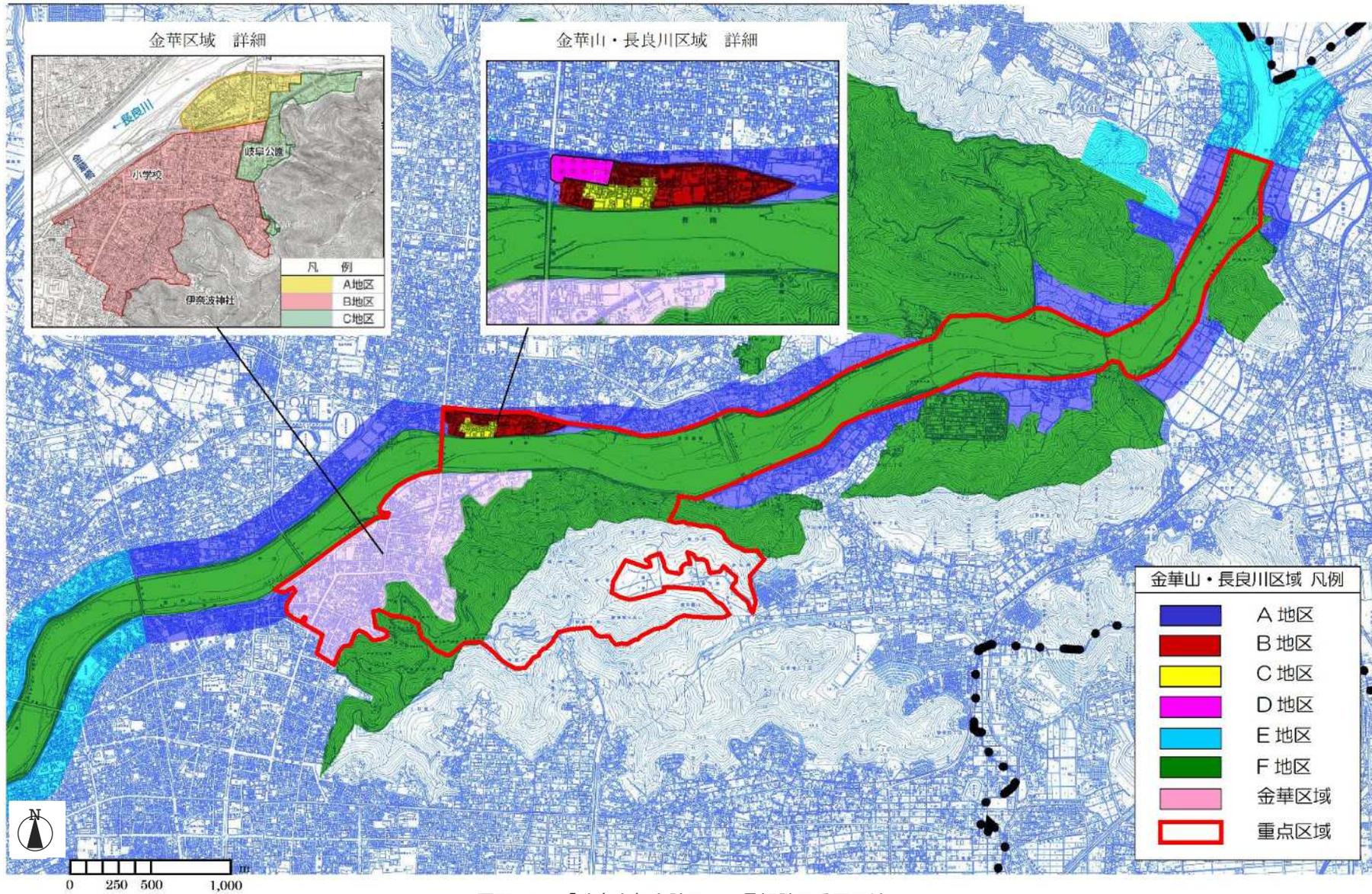
項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●市域全域で届出を要する行為の建築物等の基準となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき、その他の建築物等の基準となる色彩は彩度4より高いとき。 <p>ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>

勧告基準(金華山・長良川区域)

項目	景観形成基準					
地区名	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物前面(道路側)において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配属とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。 ●さらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 					
建築物等の高さ	建築物等の高さが34mを超えるとき。 上記について、階段室、昇降機室、装飾塔、物見塔、屋簷その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに算入しない。 第1種低層住居専用地域内は、その制限による。	建築物等の高さが20mを超えるとき。	建築物等の高さが10mを超えるとき。	長良南町地区地区計画の制限による。	—	風致地区の制限による。
緑化	地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積(地階を除く各階の床面積の合計)が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。					風致地区の制限による。

変更命令基準(金華山・長良川区域)

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●基調となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。



図IV-5 「岐阜市都市計画」 景観計画重要区域

(3) 岐阜市屋外広告物条例

市域全域の屋外広告物に関して、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、岐阜市屋外広告物条例により、屋外広告物等の表示面積、個数、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとしており、風致地区や都市公園、文化財周辺などに対しては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならないとする禁止地域を設定している。(図IV-6)

重点区域においては、歴史的まちなみ景観、眺望景観等の保全を行うため、岐阜市屋外広告物条例により、広告物規制地区として「金華地区」と「金華山・長良川地区」を指定し、当該地区における屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとし、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることとしている。

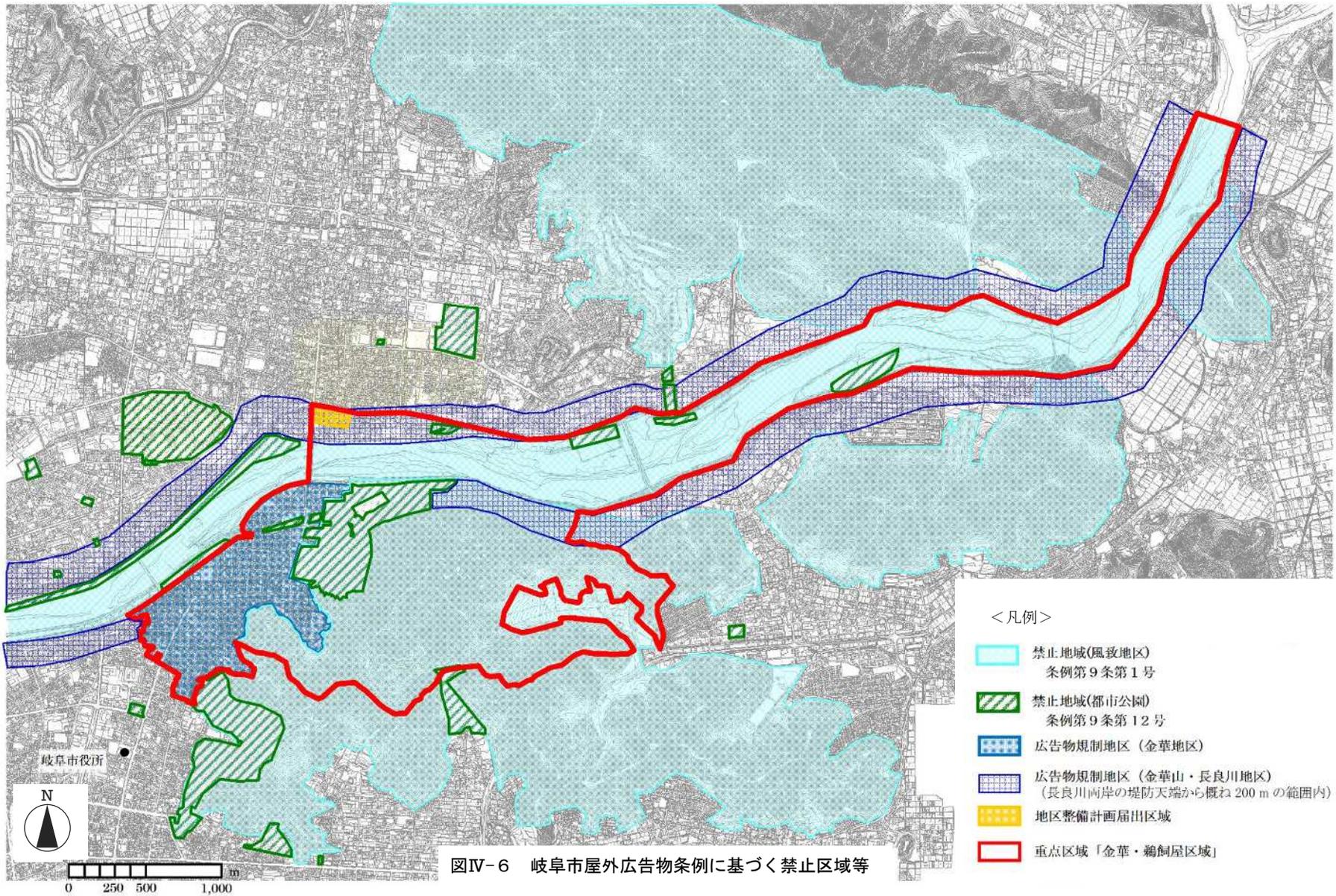
屋外広告物の禁止地域

○おもな禁止地域

- ・第1・2種低層住居専用地域
- ・金華山や長良川などの風致地区
- ・岐阜公園や岐阜ファミリーパークなどの都市公園、岐阜城跡、琴塚古墳、老洞・朝倉須恵器窯跡、加納城跡などの史跡
- ・天然記念物の中将姫誓願ザクラ
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院、博物館、美術館
- ・市街化調整区域内の県道岐阜環状線沿線30メートル未満の区域
- ・市街化調整区域内のJR高山線沿線30メートル未満の区域
- ・市街化調整区域内の東海北陸自動車道沿線両側500メートル未満の区域
- ・歩道のない国道・県道交差点、踏切及びこれらの付近 など

○禁止地域であっても、許可不要で掲出できるもの

- ・法令又は条例の規定により表示するもの、公職選挙法による選挙運動のため表示するもの
- ・国等が公共的目的をもって表示するもの
- ・自己の氏名、名称、店名等に関する内容で、自己の住所、事業所、営業所等に表示するもので、すべての広告物の合計面積が10平方メートル以下のもの
- ・管理上の必要により自己の管理する土地等に表示するもので表示面積が2平方メートル以下のもの
- ・道標、案内図板で、表示面積が2平方メートル以下のもの
- ・冠婚葬祭又は祭礼のために臨時に表示し、又は設置するもの
- ・講演会、音楽会等のために、その会場の敷地内に表示し、又は設置するもの など



(4) 長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画、
長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画

「ぎふ長良川の鶺鴒」をはじめとする伝統文化、また、岐阜城跡・旧城下町等の歴史、長良川や金華山等の自然など岐阜市ならではの資産を、文化財行政、景観行政と市民によって成り立つ文化的景観という概念を導入することによって、包括的かつ重層的に保全・継承していくため、「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」を策定し、このうち、計画のなかで定めた長良川地区、金華山地区、鶺鴒屋地区、川原町地区、旧城下町地区が平成26年3月18日に国の重要文化的景観「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として選定を受けている。(図IV-7)

また、文化的景観の保存・活用の観点から必要な整備を推進していくため、「長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画」を策定している。

保存計画では、文化的景観の継承と望ましい景観形成の持続的な仕組み作りを行うため、保存管理、整備・活用、運営体制の基本方針を定めている。また、文化的景観の価値を構成する要素のうち、所有者等の同意が得られたものについては文化的景観の「重要な構成要素」として特定し、重点的にその保存・活用を図っている。

保存管理に関する基本方針

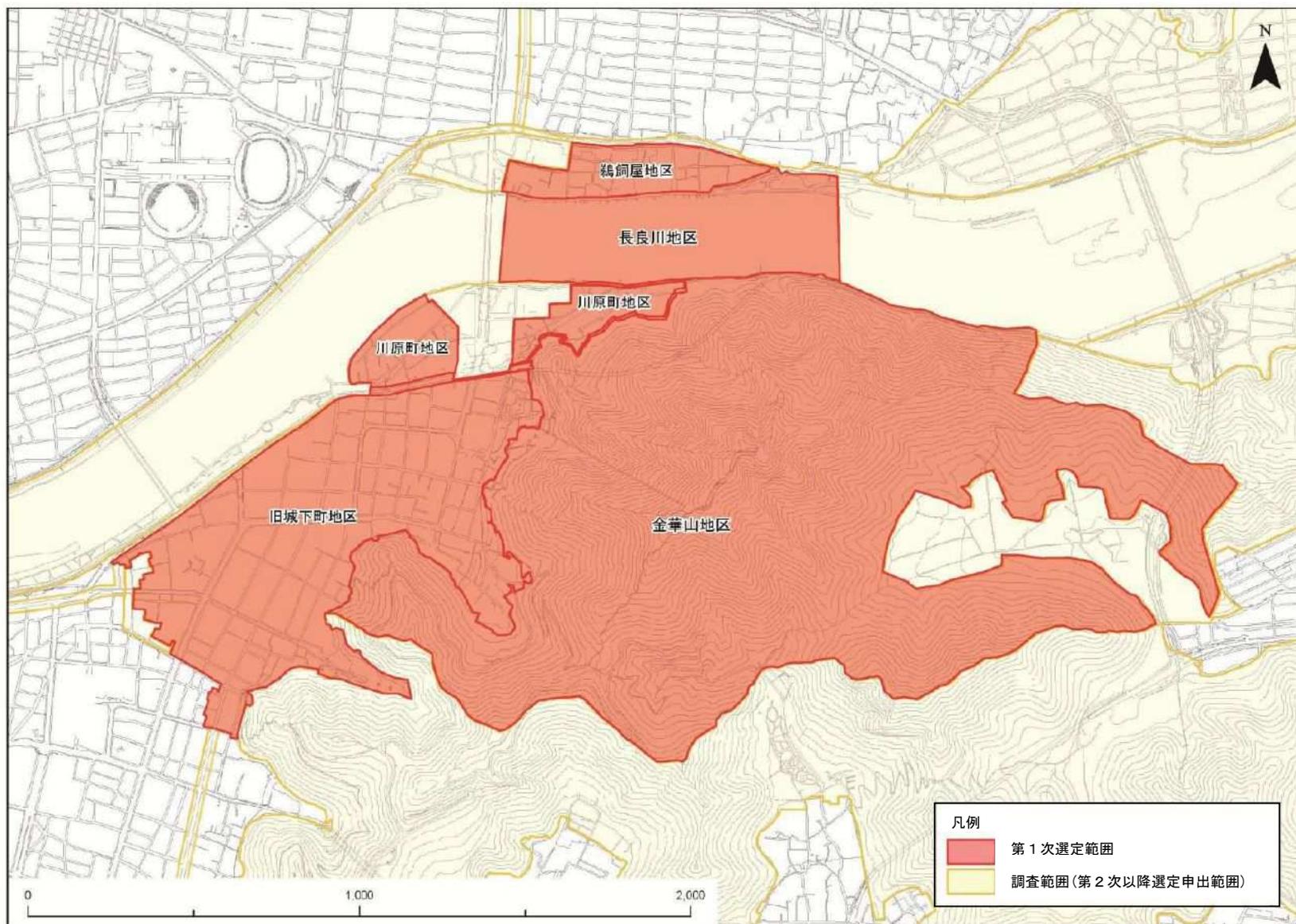
- ・流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用の継承を図る。
- ・流域固有の自然と重層する歴史を物語る有形の諸要素の適正な保存を図る。
- ・文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承と発展に努める。

整備・活用に関する基本方針

- ・生活・生業や地域社会の持続性の充実に努める。
- ・市民の学びの場としての機能の向上を図る。
- ・岐阜市観光の拠点としての魅力の向上を図る。
- ・文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進を図る。

運営体制に関する基本方針

- ・文化的景観に関する諸分野及び諸機関の連携体制を確立する。
- ・市民をはじめとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実に努める。
- ・自然と文化を継承するための長良川流域における広域連携の体制整備を推進する。



图IV-7 重要文化的景觀選定範圍

(5) ぎふ長良川鵜飼かわまちづくり計画

市民の心の拠り所である長良川(図IV-8)において、先人たちから受け継いだ伝統文化を踏まえつつ、今後も持続可能な地域資源として守り発展させ、魅力と賑わいに満ちたかわまちづくりを推進するため、『長良川の歴史、文化、景観を1000年先も継承し続ける持続可能な地域を目指して～未来につなぐ岐阜市の財産・長良川～』を基本コンセプトのもと、以下の3つの基本方針を定めている。

「守る」：川がもつ本物の魅力と川文化を守る

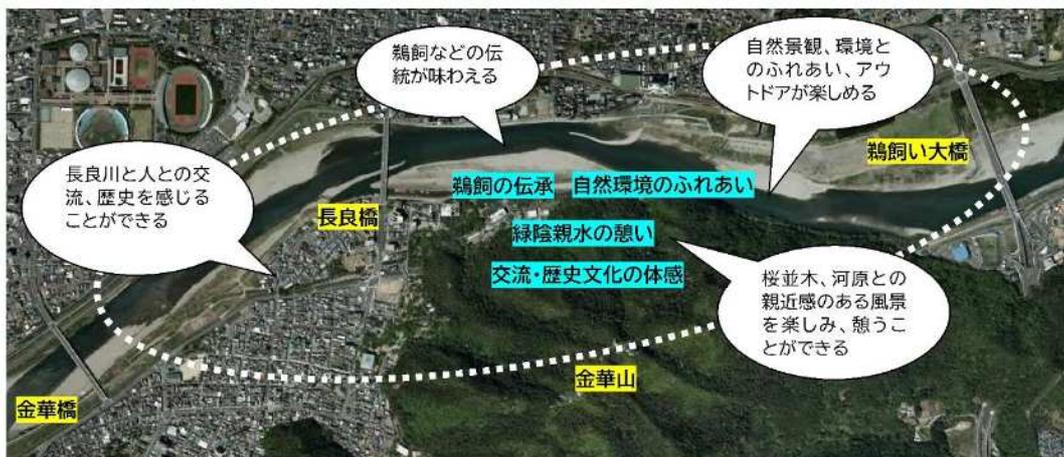
治水安全度を向上させ、出水から長良川文化を守ります。そして、豊かな自然あふれる長良川を守り、後世に引き継ぐため、環境、景観等を保全していくとともに、川とともに暮らす中で生み出された岐阜独自の川文化を継承するかわまちづくりを推進します。

「親しむ」：川がもつ本物の魅力に親しむ

かつて長良川は、人々にとっての格好の遊び場であり、川を泳いで渡ることは子供たちの間で自慢のひとつでした。現在も遊泳や語らいの場、美しい景観を望む場として多くの人々に利用されています。多彩な野外活動の場として活用することで、川がもつ本物の魅力を生かし、その自然に親しむ安心、安全なかわまちづくりを推進します。

「創る」：川の新たな魅力を創る

長良川鵜飼をはじめとした歴史・文化を今に伝え、岐阜市のシンボルである金華山と長良川を背景に、各種の新たな試みを通じて岐阜市の顔となり、国内外に通用する魅力ある空間を創出するかわまちづくりを推進します。



図IV-8 対象地域：ぎふ長良川鵜飼水辺エリア
(鵜飼い大橋付近から長良橋下流付近)

(6) 史跡岐阜城跡保存活用計画、史跡岐阜城跡整備基本計画

岐阜城跡の価値や魅力を明らかにして全国に発信し、未来へ継承するための指針として、「史跡岐阜城跡保存活用計画」を策定するとともに、「史跡岐阜城跡保存活用計画」で示す基本方針と方法を踏まえて、調査や整備、公開、活用、体制に関する具体的な事業計画として「史跡岐阜城跡整備基本計画」を策定(図IV-9)しており、特に関りの深い計画として「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を位置づけ、整合・連携を図るものとしている。

これらの計画では「魅力発見☆発信 ⚡ 発展→未来へつなぐ岐阜城跡」を史跡岐阜城跡の基本理念とし、その理念を具体化するため、以下の基本方針を定めている。

調査の基本方針(発見・発展)

発掘調査や文献調査など、総合的な調査研究や全国の城郭との比較検討を積み重ね、岐阜城跡の知られざる価値や魅力を明らかにする。

保存の基本方針(発展)

史跡周辺も含めた遺構を的確に把握し、関連する計画などと連携して適切に保存管理を行い、史跡岐阜城跡が持つ多様な価値を未来へ継承し、発展させる。

活用の基本方針(発信・発展)

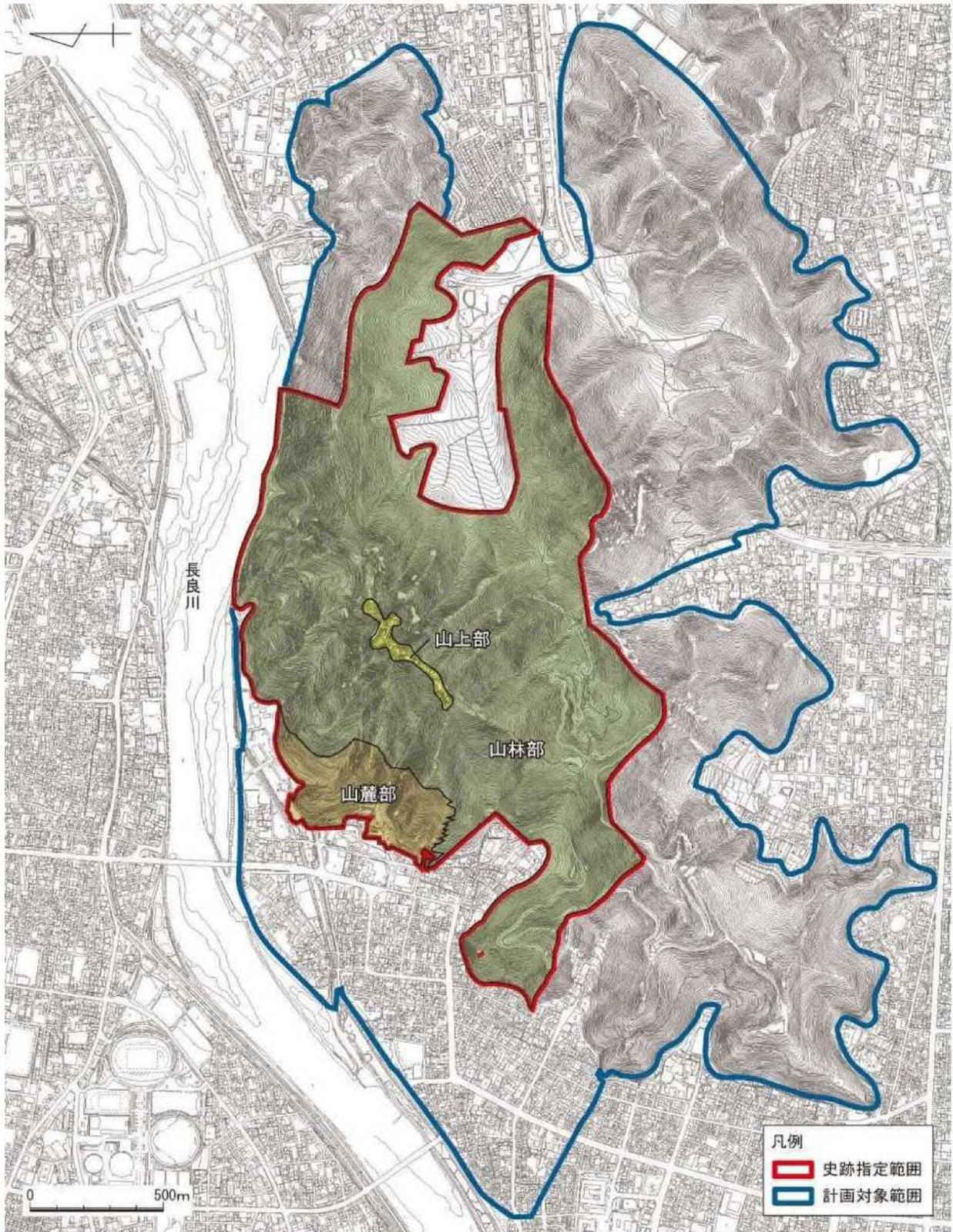
岐阜城跡と関連する地区と一体で岐阜城跡が持つ価値や魅力を正確に伝え活用し、地域に対する誇りの醸成、観光振興や地域活性化に貢献する。

整備の基本方針(発信・発展)

岐阜城跡の確実な保存と、価値や魅力を一人でも多くの人に伝えることの出来る整備を目指す。

運営・体制の基本方針(発展)

関連機関や関連事業と連携し、岐阜城跡の価値や魅力を向上させ、守り伝えることの出来る運営・体制を構築する。



図IV-9 計画の対象範囲

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 岐阜市全体に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

岐阜市は、長良川・金華山に代表される豊かな自然環境に恵まれ、また、中世以前からの歴史を有する「ぎふ長良川の鶉飼」や、斎藤道三が建設し、織田信長が整備を進めた「岐阜城下町」を受け継ぎ、発展を続けてきた。そして、その歴史、文化、伝統を理解するために欠くことのできないものが有形無形の多様な歴史遺産・文化財である。これらを適切に保存・活用することは、将来の岐阜市の文化向上の基礎となるものである。

岐阜市では、これまでも文化財的に重要と推定される有形無形の歴史遺産に対する学術的な調査研究を行い、明らかになった価値に基づいて、国や県、市の文化財として指定等を進めてきた。現在、岐阜市には史跡等の記念物や重要文化財、有形無形の文化財が、国、県、市により293件指定等されている。これらは市内全域に点在しており、それぞれの地域固有の文化を形成するよりどころとして整備・保存されてきた。

また、岐阜市の文化財保存・活用のマスタープラン、アクションプランとして令和2年(2020)に「岐阜市文化財保存活用地域計画」を策定した。

しかし、市域には未指定の歴史遺産も数多く残されており、その多くは調査が不十分なため、文化財的価値が明らかにされていない。そのなかには、指定等を受け保護されるべき文化財が多数存在する可能性が高い。そのため、早急な調査により現状を把握し、文化財的な価値付けを行い、必要に応じて文化財指定などを行うとともに、各々の文化財に適した保存手法を検討し、適切な保存・活用を進めていく。

指定等を受けていない歴史的建造物のなかには、老朽化や耐震不足などを理由に、取壊しや増改築などが行われ、歴史的風致や歴史的景観にふさわしくない建物への改変が行われてしまったものもあり、今後は、良好な景観の形成に重要な建造物の適切な保存がなされるように維持保存工事費の一部を補助し、負担軽減を図っていく。

また、祭りや伝統工芸品製造などについても、社会的背景等の変化や担い手の減少等により、衰退・消滅してしまった活動も多く、それらの活動が衰退、消滅してきた社会的背景や、生産システムの変化等を十分に考慮したうえで、祭りや伝統工芸品製造などが持続していけるようなシステムの構築を検討していく。祭りについては、担い手、後継者の育成や活動記録の保存等を積極的に進める。伝統工芸品については、国から伝統的工芸品として指定された岐阜提灯・岐阜和傘をはじめ、指定を受けていない岐阜うちわなどの工芸品も含めて、イベントの演出などで活用しPRするほか、コンテストの副賞などにも採用することで伝統工芸品の認知度を高め、新たな需要創出を図る。

文化財の活用については、これまでのような保存を主体としたものに加えて、今後は活用にも重点をおき、適切な整備を進めていく。文化財のうち、可能なものについては、一般公開などを進めるとともに、イベントやシンポジウム開催の場や、まちづくり団体の活動拠点などとして活用していけるような仕組みを構築していく。

また史跡整備やまちづくりへの活用を目的とした史跡指定地内で発掘調査が行われているものは、「加納城跡」と「岐阜城跡」の2件であり、その調査結果は、新聞等での報道、広報誌での情

報発信や、発掘現場の公開、歴史博物館での市民向け勉強会等を通して広くPRしており、今後もさらに調査と情報発信、活用を進める。

あわせて岐阜市がこれまで育んできた歴史や文化のなかで、価値が高く、岐阜市において重要な位置を占めている史跡や長良川の鵜飼漁の技術などの指定文化財については、その歴史的文化的価値を、市民や来訪者に広く訴えることができるような保存、活用のあり方を検討し、「全国鵜飼サミット」などによる関係都市との連携も図りながら市民の誇りに繋がる「本物志向の観光まちづくり」として保存・整備を行っていく。

さらに、文化財単体としての活用だけではなく、周辺地域やその他文化財との関係を考慮し、地域におけるまちづくりの展開を見据えて、地域全体としての歴史・文化の向上を図っていく。

こうした方針の実現のために、岐阜市の文化財の保存及び活用のための体制を整えるとともに、歴史遺産・文化財を守り伝えてきた直接の担い手である市民への一層の文化財への関心を深めていく。これまで以上に、文化財の価値を広くPRし、各種広報活動、イベント等を市民との協働及び各地域で活動しているNPOや市民団体等との連携によって実施していく。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

市域に点在する文化財の保存管理状況は、定期点検により常に状態を把握し、破損等が発覚した場合には、所有者等による迅速な修理、整備を働きかける。また、所有者等の財政的な負担軽減を考慮し、既存の各種補助制度の積極的な活用を推進するとともに、新たな補助制度の検討も進めていく。

指定文化財などの修理や環境整備、また、それらに関わる公共事業を含む各種事業の実施にあたっては、文化財保護法などの法令を遵守することを前提とし、学術的研究成果などに基づいて行う。必要に応じて、国や岐阜県等から指導、助言を受けるとともに、岐阜市文化財審議会などの必要な機関の諮問や意見を受け、重要な文化財(建造物)の大規模修繕や復原に際しては、学識経験者らによる検討委員会を組織し、その指導、助言を仰ぎ、真正性を担保した確実な整備を実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

岐阜市には登録博物館及び博物館に相当する施設として4施設があるが、岐阜市の歴史や文化の情報発信については、主に岐阜市歴史博物館が担っている。岐阜市歴史博物館の展示内容は、岐阜市の歴史を楽しみながら学ぶための体感・体験型の常設展示と、年に数回開催の特別展示、1～2箇月ごとにテーマを設定した特集展示があり、昨今の歴史ブームもあり入館者も年々増加傾向にある。今後の歴史博物館事業としては、展示施設の充実とともに、伝統工芸品の製作体験等、参加型のイベントも行っていく、歴史や文化の積極的な情報発信に努める。

しかし、岐阜市には、国、県及び市によって指定等されている文化財だけでも293件あり、遺跡として埋蔵文化財包蔵地に指定されている場所も310遺跡ある。また、指定等がされていない歴史遺産も地域には多数存在し、それら全てについて、その価値を紹介していくことは、歴史博物館だけでは難しいのが現状である。さらに、岐阜市を代表する文化財である長良川鵜飼漁の技術や史跡岐阜城跡については、岐阜市の歴史的風致の向上のため、今以上のガイダンス機能が必要である。

そのため、長良川鵜飼の文化を守り、伝え、広めるための施設や、史跡岐阜城跡内において発掘調査中である遺跡の歴史的価値を分かりやすく伝えるための施設を、歴史博物館を補完し連携させる形で、市民の交流拠点となる施設として検討、整備していく。

(4) 文化財の周辺環境に関する方針

歴史遺産・文化財は、人々の営みや周辺の自然環境との関わりのなかで成立し、継承されてきたものである。そのため、歴史遺産・文化財の本質的価値を理解し、それらを成立・維持させてきた周辺環境(社会環境、自然環境)との関係を十分考慮した整備が必要である。文化財の周辺環境の整備として、これまでの調査研究成果に基づく地域の特性を十分に踏まえ、ここでしか味わえない歴史的な風情のあるまちなみを形成するためにこれまで整備してきた街路修景や無電柱化などの歩行環境を維持しつつ、新たに水辺環境の整備を実施していく。

さらに風致地区や高度地区、地区計画などの都市計画法制度や、岐阜市景観計画、屋外広告物規制などの各種法制度を活用し、文化財に対する眺望の確保や、歴史遺産・文化財との関係を十分に配慮したうえでの適切な市街地空間の誘導・形成を図っていくとともに、案内板、説明版の設置にあたっては岐阜市屋外広告条例を遵守する。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財を将来的な文化向上のための資産として、適切に保存・活用していくためには、文化財及びその周辺環境の状況を常に把握することが必要であり、災害が起こる前の対策や、起こった災害に対応した迅速な復旧などの行動が重要である。岐阜市では、これまでに地震ハザードマップや洪水ハザードマップを作成し、岐阜市の地理的条件の的確な把握に努めており、地域別の防災の対策や、様々な災害に対しての基本的な行動計画を、対策アクションプログラムとして策定している。文化財に対しても、岐阜県の文化財保護担当部局が作成した「岐阜県文化財保存活用大綱」の活用にも努めるとともに、長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画対象エリアについては、計画に定める文化財の毀損対策などの防災事業を推進していく。さらに、文化財防火デーなどの機会に消火設備の点検や設置の啓発、文化財所有者・機関が行う防災訓練等との連携を今後も推進する。

また、警察や地域自主防災隊、深夜営業店舗などと連携し、効果的な防犯体制を整えていく。

大規模災害の際は、地域全体が被害を受けているため、文化財の迅速な復旧等が困難な場合も想定されるが、大規模災害により被災が予想される文化財の復旧・復興のあり方について、あらかじめ検討し、対策を進めておく。

文化財は長い歴史のなかを所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られて今日まで受け継がれてきたものであるから、文化財所有者及び周辺地域住民による自主的な防災活動を支援し、地域が一体となって文化財を守っていくという社会的意識をより高めていく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内各地に存在している文化財を保存・活用し、多様な市民ニーズに対応していくためには、多くの市民の理解と協力が必要となる。より多くの市民が文化財の価値を認識し、世代を超えた持続的な文化財の保存・活用が出来るように、学校教育や生涯学習の場などを活用し、文化財とともに生活する市民一人ひとりの意識の向上を図っていく。そのなかでも特に文化財の保存や活用に対する意識の高い市民や文化財所有者については、より高度な教育や技術的支援を行い、歴史・文化を生かしたまちづくりのリーダーとして育成していく。

さらに文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財を感じられる機会を増やしていくこととする。また、文化財に係る情報を整理し、イベントやシンポジウムの開催、パンフレット等の情報誌

の配布や Web の活用等を通じ、多様な形で情報を発信していき、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

岐阜市における周知の埋蔵文化財包蔵地(区域が明確になっている遺跡)は310遺跡である。埋蔵文化財の保存・活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握したうえで、その保護に十分留意し、国及び岐阜県の指導・助言を受けながら、検討を進めていく。また、近世、近現代の遺跡については、その性格や内容を把握し、その保護が必要と認められたものについては、埋蔵文化財包蔵地として取り扱って行く事も検討していく。

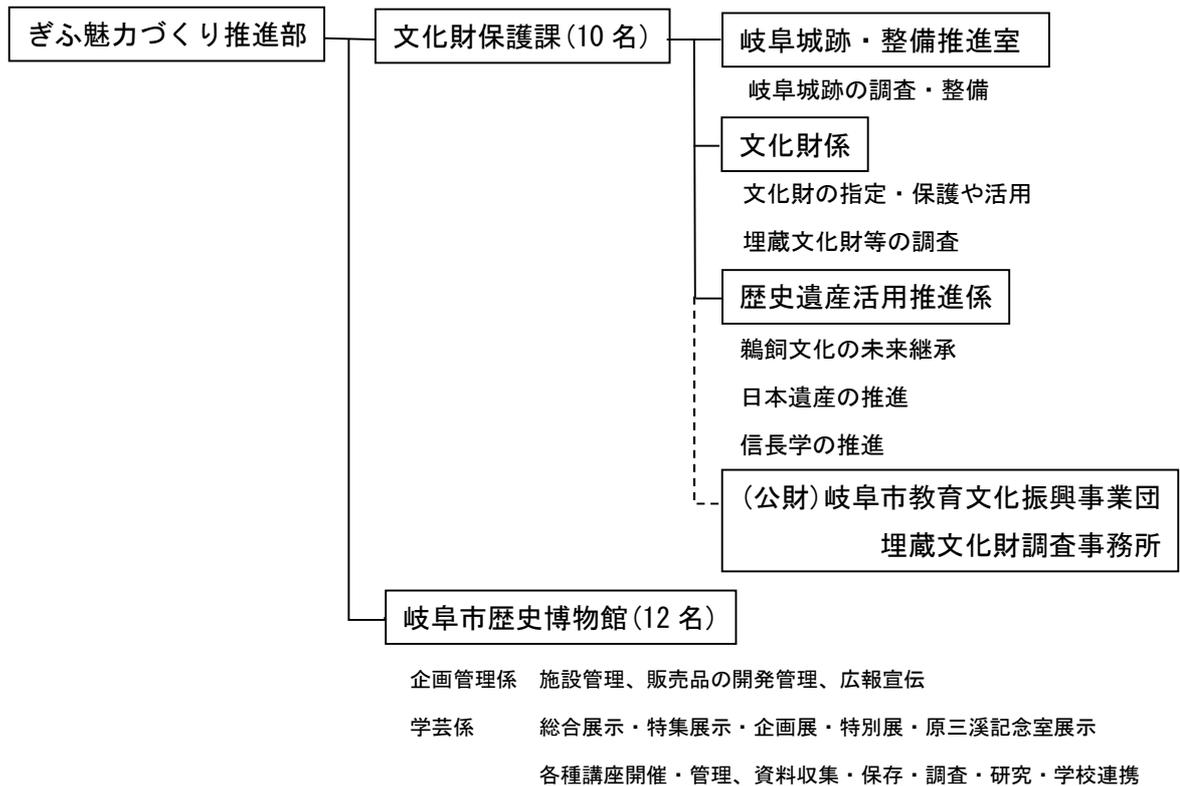
周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出・通知を行うこととされているが、岐阜市では、必要に応じて、試掘・確認調査等により遺跡の状況を具体的に把握するなどして、開発と遺跡の保護の円滑な調整を図っていく。調整の結果、遺跡の保護が困難な場合は、記録保存のための発掘調査を実施していく。発掘調査の成果は、史跡と同様に新聞等での報道、発掘現場の公開等によってPRをしていく。

(8) 文化財の保存・活用に関わる文化財保護部局の体制と今後の方針

● ぎふ魅力づくり推進部

岐阜市には、文化財部局としてぎふ魅力づくり推進部に文化財保護課が組織されており(図V-1)、文化財の保存・活用に関する業務全般について実施している。また、ぎふ魅力づくり推進部の組織内に、岐阜市歴史博物館が配置されており、イベントや企画展等により岐阜市の文化財を総合的に紹介している。

また、埋蔵文化財発掘調査の専門機関である(公財)岐阜市教育文化振興事業団埋蔵文化財調査事務所と緊密な連携を図り、文化財の保存・活用(公開)に努めている。さらに、これまで各分野で個別に展開されてきた歴史・文化関連施策を連携させ、より効率的な施策展開を図るため、庁内体制の充実を図り、都市計画行政、景観行政と文化財行政のより緊密な連携を推進していく。



図V-1 文化財保護の体制

● 文化財審議会

岐阜市では、岐阜市文化財保護条例に基づき、市長の附属機関として岐阜市文化財審議会を設置している。文化財審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、必要と認める事項を市長に答申することとされている。審議会委員は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、10人以内で組織されており、令和4年(2022)6月時点の委員は8名で、文献史学2名、民俗学1名、植物生態学1名、建築・造園学1名、仏教美術1名、考古学1名、彫刻史(仏教)1名で構成されている。文化財審議会では、文化財の新指定、解除、候補物件の調査等を文化財保護の面から公正に審議し、岐阜市の文化財保護活動について指導、助言を行っている。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

岐阜市では、これまでも多くの地域で歴史・文化を活かしたまちづくりが市民の手により進められてきており、岐阜市の歴史と伝統文化に対して親しみと誇りを持ち、その個性と魅力を磨き高めようと、地域の自治会活動等に加えて、近年ではまちづくり団体がつくられ、活発な活動が行われている。また、歴史遺産・文化財等を活かしたまちづくりに取り組むNPO等の団体の活動も始まっている。それらの活動が将来も継続して行われ、さらに活性化されるように、支援を行っていく。また、まちづくりに関する各種専門家の派遣などの支援の取組も継続していく。

また、いくつかの地域で推進されているまちづくり協議会など地域課題の共有化と人間関係やつながりづくりの取組を踏まえ、自治会等の地縁組織と、新たなまちづくり団体との連携や、各地域・分野で実施されている市民活動との連携を図り、文化財など地域資源を活かしたまちづくりの推進と新たな取組を検討していく。

主なまちづくり団体

- ・(一般財団法人)岐阜市未来のまちづくり財団
- ・伊奈波界限まちづくり会
- ・鶺鴒屋景観まちづくり協議会
- ・加納まちづくり会
- ・川原町まちづくり会
- ・井の口まちづくり会
- ・美殿町通り都市景観まちづくり推進協議会

2 重点区域に関する具体的な計画

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国及び県、市による指定文化財等が数多くある。これら指定等を受けている文化財(建造物)については、良好な状態で保存し公開できるように、除草や清掃などの日常管理を継続して行い、修理・修復が必要なものについては、文化庁や岐阜県等の指導・助言を得ながら、適切に実施していく。このうち史跡である「岐阜城跡」については、令和3年(2021)に「史跡岐阜城跡保存活用計画」及び「史跡岐阜城跡整備基本計画」を策定した。

今後、重点区域内の文化財について、総合的に把握・整理し、文化財として価値付けされたものについては、国及び県、市による文化財指定等の制度の活用を検討する。指定等を受けていないが、歴史的風致の重要な要素となっている歴史的建造物や、それらが連続して残っている古いまちなみについては、文化的景観の調査とも連携して優先的に文化財調査を進めていく。調査の段階で、老朽化や耐震不足のため早急な修理・修復等の保護が必要であることが判明した建造物については、優先順位をつけ、守るべき範囲や保護の方策を検討したうえで、所有者等の同意を得て指定等の措置を進める。

また、「ぎふ長良川の鶺鴒」や岐阜町での祭り、岐阜提灯製作などについては、後継者不足や社会的背景の変化により衰退するものも認められている。学術的な調査や記録が残されていない伝統的な祭り等もあり、保存・継承させていく環境が整っていないのが現状である。

伝統的な祭りや伝統工芸品製造などの活動を将来に保存・継続させ、さらには活性化や再生を行っていくため、条件が整ったものから学術的な調査研究・記録作成を行うとともに、財政的支援や人的支援、技術的支援など、行政として出来る支援のあり方を研究・検討していく。

さらには、市民や岐阜市への来訪者が、文化財の価値を認識でき、市民には文化財の保存・活用に向けた活動に取り組んでもらえるように、広報活動などの情報発信や、イベント等による伝統工芸品の製作体験、生涯学習などのソフト事業を積極的に行っていく。

また、岐阜市の文化財について分かりやすく学べる情報発信拠点や、文化財の価値が体感できる空間としてのまちなみ整備などのハード事業をソフト事業と連携する形で進めていく。

【重点区域での事業】

●長良川鶺鴒文化未来継承事業(平成16年度～)(新規)

長良川の鶺鴒文化の価値や魅力を高め、守り、未来へと継承していくため、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組を推進する。

●岐阜まつり記録保存調査(令和2年度～令和7年度)(新規)

毎年4月5日に執り行われる伊奈波神社の例祭と、それに伴い行われる山車奉曳等の一連の行事群で構成される岐阜まつりの総合調査を実施する。

●長良川中流域における文化的景観保存調査事業(平成19年度～)(継続)

「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」及び「長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画」に基づき、重要な構成要素への追加候補調査、自然・眺望体感事業、習慣・文化調査発展事業、担い手・語り手等人材育成事業、防災事業等、各事業相互に連携を図りながら推進する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

文化財の修理・整備を行う際は、文化財保護法等の法令による手続きを遵守し、関連行政機関や専門家等の指導、助言を仰ぎながら、真正性を保ち適切に実施していく。また、指定文化財や景観重要建築物、歴史的風致形成建造物については、それぞれの補助制度を積極的に活用し、修理・修景等を行っていくこととする。

【重点区域での事業】

●岐阜城天守閣耐震化事業(平成28年度～令和9年度)(新規)

岐阜市のシンボルである岐阜城を後世に引き継ぐため令和3年度に策定した「岐阜城天守閣耐震化計画」に基づき、耐震補強し躯体の保全を行う。

●景観重要建造物等整備事業(令和4年度～)(継続)

外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な建造物として、景観法に基づく景観重要建造物に指定したものの維持保存工事費の一部を補助する。

●史跡岐阜城跡整備事業(平成19年度～)(継続)

「史跡岐阜城跡保存活用計画」、「史跡岐阜城跡整備基本計画」、「史跡岐阜城跡サイン計画」に基づき、史跡岐阜城跡の調査研究・保存・活用・整備を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

岐阜市歴史博物館は、昭和60年(1985)に開館し、平成17年(2005)に常設展示のリニューアルを行い、岐阜市の歴史を楽しみながら学ぶための体感・体験型の展示内容に変更しているが、展示設備の老朽化及び展示効果の低減がみられる。また、伝統工芸品の製作体験講座などのイベントや、市民ボランティアによる展示解説、定期発行の「博物館だより」などにより、岐阜市の歴史や文化を広報している。今後は、これまでの事業を継続・発展させ、岐阜市の歴史、文化を紹介する代表施設として、積極的に活用していく。

また、史跡岐阜城跡の範囲に一部含まれる岐阜公園については、歴史公園として整備していき、その区域内にある発掘調査中である織田信長公居館跡の歴史的価値を、広く市民に発信するためのガイダンス施設を、歴史博物館を補完する形で検討・整備していく。

【重点区域での事業】

●岐阜公園再整備事業(平成21年度～)(継続)

史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園が持つ歴史的価値を鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていく。

●歴史博物館総合展示室リニューアル事業(令和4年度～令和8年度)(新規)

総合展示室の展示内容を「史跡岐阜城跡整備基本計画」に定められた『城下町を中心に、市の史跡・歴史等を紹介し、街歩きの拠点となる施設』に沿って改修するとともに、老朽化した展示設備の更新を行う。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

岐阜市では、都市計画において、川原町地域における高度地区の指定や金華山・長良川風致地区の指定、長良川南町地区地区計画の決定による建築物等に対する制限を行っている。また、岐阜市景観計画では、岐阜城下町区域を景観計画重要区域に設定し、建築物等の高さや色彩の制限を定めており、景観計画重要区域についてはゾーン区分を行い、建物等のデザインに係るルールの詳細化と高度地区、風致地区に基づく周辺環境の保全や地区計画を策定している。今後も継続して、歴史的まちなみ及び周辺環境の保全を図っていくため、都市計画や岐阜市景観計画を活用し、良好な歴史的景観への誘導を図っていく。

周辺環境の整備にあたっては、「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」や「ぎふ長良川鶴飼かわまちづくり計画」などの関連計画と整合・連携を図って進めていく。

【重点区域での事業】

●長良川中流域における文化的景観保存調査事業(平成19年度～)(継続)【再掲】

●長良川水辺拠点整備事業(令和6年度～令和9年度)(新規)

河川増水時に観覧船等を迅速に陸揚げするための坂路整備を行うとともに、陸揚時の転回スペースに加え、イベント等でも利用可能な平場整備を行う。

●無電柱化推進事業(令和5年度～令和12年度)(新規)

岐阜城下町内において、電線共同溝による無電柱化整備を行い、景観に配慮した道路修景整備を行う。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の分布と、地震・洪水・土砂災害など、それぞれの災害の学習記事と各災害ごとのハザードマップを統合した「岐阜市総合防災安心読本」(平成27年度作成)から、文化財の災害危険度を把握し、危険度の高い文化財から重点的に、防災対策を検討していく。地震対策としての文化財の破損や放火、盗難などの犯罪に対しては、火災報知器等の設置や、警察等と連携した防犯パトロール、人目の少なくなる夜間に開いているコンビニ等への早期通報依頼(暮らしの安全モニター)等を行い、適切な防火・防犯体制を整えていく。

岐阜町区域では、昭和34年(1959)に金華水防団が結成され、継続して水防活動が行われてきて

いる。このような水防団や地縁組織、地元のまちづくり会などと協働で防災対策方針を策定し、警察や消防の指導を受けつつ、地域全体で文化財の防災を推進していく。

このほか、長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画対象エリアについては、計画に定める災害で毀損があった場合の対応フローの作成などの防災事業を進める。

また、天然記念物を定期的に見回り、災害による毀損のおそれが認められるものについて、情報を提供するとともに、対策のアドバイスを行っていく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

現在、史跡岐阜城跡や加納城跡などの発掘調査に関する情報を市ホームページで発信し、現地説明会等も継続的に実施している。今後も、これらの情報発信や説明会等を実施していくとともに、市ホームページの充実や講座等の開催により、地域住民の文化財への意識の向上を図っていく。

また、情報発信に際しては、日本遺産に関連する情報を積極的に発信し、市民のシビックプライド醸成を図る。

【重点区域での事業】

●岐阜公園三重塔特別公開事業(平成29年度～)(新規)

岐阜公園三重塔を定期的に公開し、その価値や魅力を伝えることで後世に末永く継承していく。

●鶺鴒観覧船等の運航事業(昭和2年度～)(継続)

1300年を超える歴史があり、岐阜の夏の風物詩として受け継がれてきた「ぎふ長良川の鶺鴒」(5月11日～10月15日)を観光と伝統継承の両面から支えるため、鶺鴒観覧船の運航管理を行う。

●史跡岐阜城跡整備事業(平成19年度～)(継続)【再掲】

●信長学推進事業(平成20年度～)(継続)

岐阜城及び信長公居館の調査・整備と連動して「信長公命名のまち・岐阜」を全国にPRするため、歴史シンポジウムや歴史講座を開催する。

●歴史博物館総合展示室リニューアル事業(令和4年度～令和8年度)(新規)【再掲】

●まちなか歩き回廊推進事業(まちなか歴史クイズウォーク)(平成26年度～)(新規)

史跡岐阜城跡や旧城下町、川原町など岐阜公園周辺の歴史をテーマにしたクイズを解きながらまちなかを回遊するイベントを実施する。

●ぎふ長良川の鶺鴒伝承事業(平成24年度～)(継続)

1300年以上の歴史を持ち、岐阜の夏の風物詩として受け継がれている「ぎふ長良川の鶺鴒」の特徴と魅力を、様々な展示や空間演出を用いわかりやすく多くの人々に伝え、長良川鶺鴒文化を発信する拠点として、国の支援を受けて整備した岐阜市長良川鶺鴒伝承館(長良川うかいミュージアム)において、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを目的に、各種事業を展開する。

●ふるさと大好き鶴飼事業(平成13年度～)(継続)

鶴飼観覧の体験を通して、ふるさとを愛する心情と態度を育成するとともに、ふるさとを誇りに、自信をもって生きぬく資質と態度を養うことを目的に、各学校の企画・運営で、おもに小学校5年生が鶴飼観覧を行う場合に必要な鶴飼観覧料の半額を補助する。

●岐阜城天守閣運営管理事業(昭和31年度～)(新規)

住民の福祉を図り、郷土の史跡の保存を図るため、岐阜市のシンボルであり、年間20万人以上の有料入場者が訪れる岐阜城天守閣を観光事業の一環として運営する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地として中河原遺跡、岐阜城下町遺跡、岐阜奉行所跡、岐阜城千畳敷遺跡、岐阜城周辺砦群の5箇所がある。これらの遺跡の状況を適切に把握し、岐阜県等関係機関と連携して保護を図っていく。土木工事等の開発に対しては文化財保護法に基づき適切な措置を行っていくとともに調査成果は、報道、発掘現場公開等によりPRしていく。

【重点区域での事業】

●史跡岐阜城跡整備事業(平成19年度～)(継続)【再掲】

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

岐阜町区域では、金華自治会連合会や各单位自治会はもとより、「川原町まちづくり会」「伊奈波境界まちづくり会」「井の口まちづくり会」「鶴飼屋景観まちづくり協議会」などの地元のまちづくり組織や「NPO法人 歴史文化建造物保存会・トラスト岐阜」などが文化財の保存・活用に関わる取組を推進している。

住民主体の歴史・文化を活かしたまちづくり及び歴史的風致維持向上を推進していくため、今後これらの住民活動が継承され、充実、発展していけるように、必要な支援を図っていく。また、将来的には、まちづくり団体の代表や地元住民、専門家、行政などが連携し、それぞれの立場や役割を超えて、それぞれの地域における歴史的風致の維持及び向上のあり方について、より総合的な施策展開を推進していけるように、積極的に話し合う場の設置を検討していく。

【重点区域での事業】

●伝統的工芸品振興事業(平成10年度～)(継続)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の認定を受けた「岐阜提灯・岐阜和傘」伝統的工芸品産業に関する振興計画に基づき実施される、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業への支援を行い、岐阜提灯・岐阜和傘の普及を推進する。

●長良川まつり支援事業(昭和58年度～)(継続)

長良川まつりは、毎年7月16日に神明神社及び長良川河畔一帯で開催されており、長良川での航行や、川で遊ぶ人たちの安全、風水害からの安全を祈り、提灯で装飾された船が出る。また神明神社では鶴匠をはじめとする鶴飼関係者による鮎の供養が行なわれ、長良川に鮎が放流される。

これらの伝統行事に対し、支援を行う。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は歴史的資産の保存・活用、伝統的活動の保存・継承、歴史的資産の調査と情報発信等の事業により実施する。

第1期計画では、史跡岐阜城跡に指定されている金華山の山麓に位置する岐阜公園について、戦国時代をイメージした意匠を取り入れた遊具広場の整備や、公園内にある三重塔を「長良橋の古材利用」「懸垂式構法」という特徴を継承しながら建立当初の姿に復原するなど、戦国時代を中心とした歴史を感じることができる公園として再整備を進めたほか、史跡岐阜城跡の山麓部、山林部及び山上部において発掘調査、石垣の分布調査を実施し、調査の様子や成果等を一般に公開し、文化財等歴史的資産の保存と活用を図る取組を行ってきた。また、道路の地道風舗装、無電柱化や歴史的建造物の維持保存工事への助成による景観の向上を図った。

これらの取組により、歴史的建造物の減少に一定の歯止めがかかり、歴史や文化に対する市民の意識にも向上が見られ、シビックプライドの醸成がはかられたほか、観光客の増加にもつながり、岐阜公園の来園者は、コロナ禍前には年間100万人を突破した。

そして、岐阜市の歴史的資産を物語る『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』が平成27年(2015)4月に日本遺産に認定された。

本計画では、これらの成果を周知するための情報発信を積極的に行うほか、本物志向の観光まちづくりとして岐阜公園再整備事業をはじめとした施設整備や史跡、まつり等の調査を更に重点的に進めるほか、第1期計画から引き続きの課題となっている伝統的な活動や担い手の継承につながる事業等に取り組んでいく。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

(1) 歴史的資産の保存・活用に関する事業

- ①岐阜公園再整備事業(継続)
- ②岐阜公園三重塔特別公開事業(新規)
- ③岐阜城天守閣耐震化事業(新規)
- ④景観重要建造物等整備事業(継続)
- ⑤鵜飼観覧船等の運航事業(継続)

(2) 伝統的活動の保存・継承に関する事業

- ⑥長良川鵜飼文化未来継承事業(新規)
- ⑦岐阜まつり記録保存調査(新規)
- ⑧伝統的工芸品振興事業(継続)
- ⑨長良川まつり支援事業(継続)

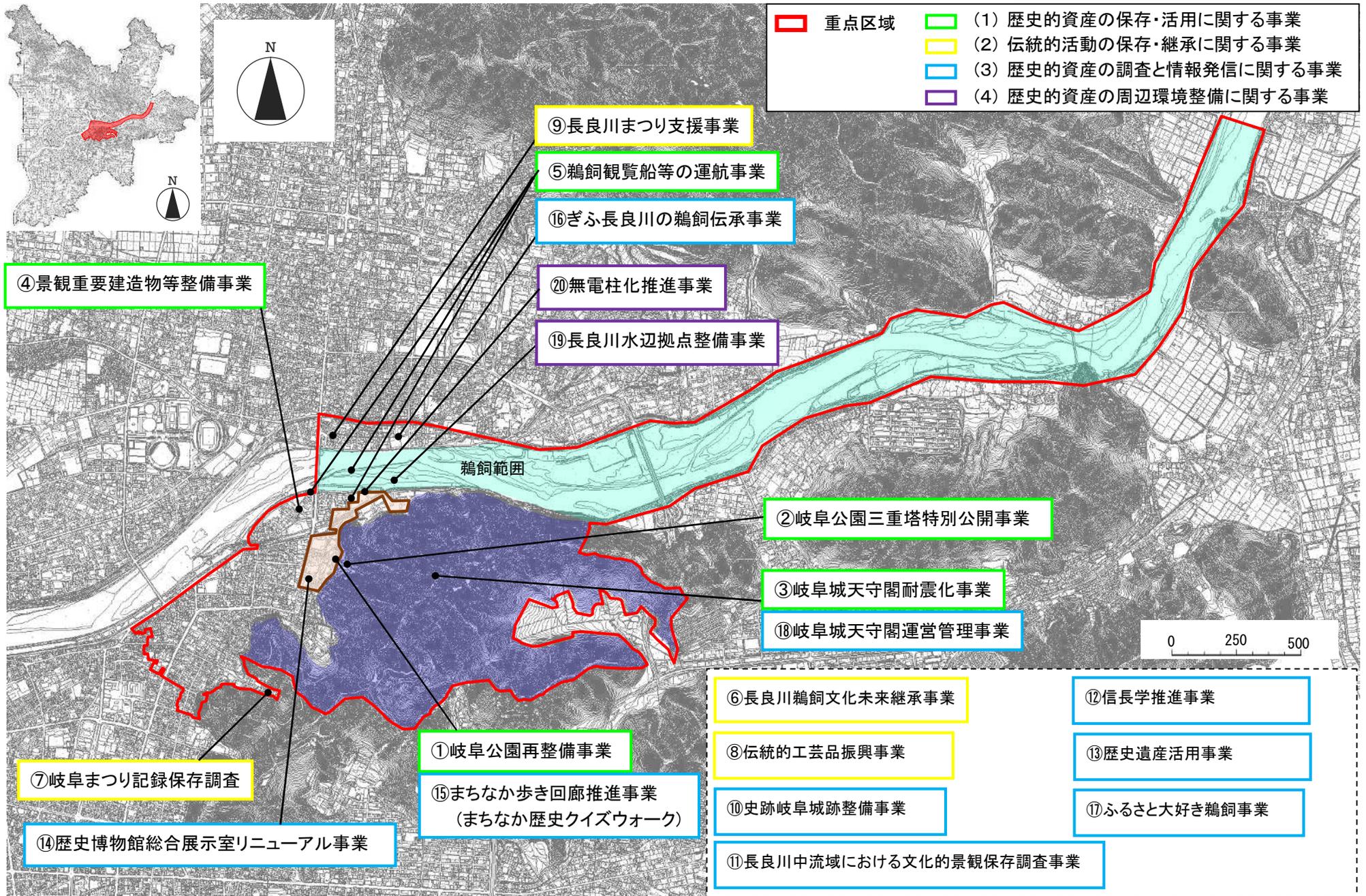
(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する事業

- ⑩史跡岐阜城跡整備事業(継続)

- ⑪長良川中流域における文化的景観保存調査事業(継続)
- ⑫信長学推進事業(継続)
- ⑬歴史遺産活用事業(新規)
- ⑭歴史博物館総合展示室リニューアル事業(新規)
- ⑮まちなか歩き回廊推進事業(まちなか歴史クイズウォーク)(新規)
- ⑯ぎふ長良川の鵜飼伝承事業(継続)
- ⑰ふるさと大好き鵜飼事業(継続)
- ⑱岐阜城天守閣運営管理事業(新規)

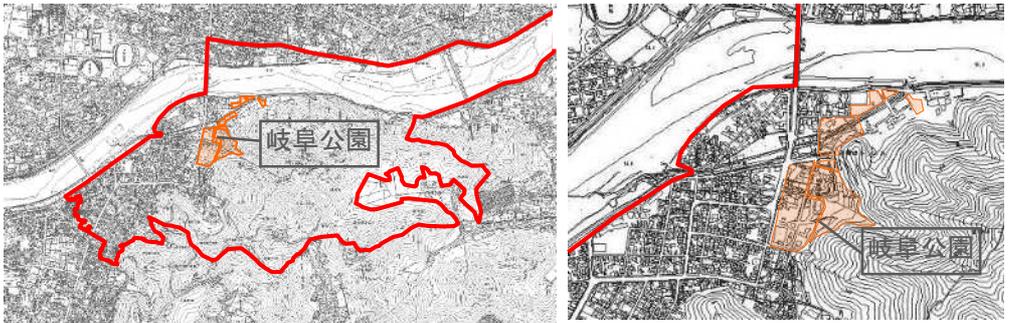
(4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する事業

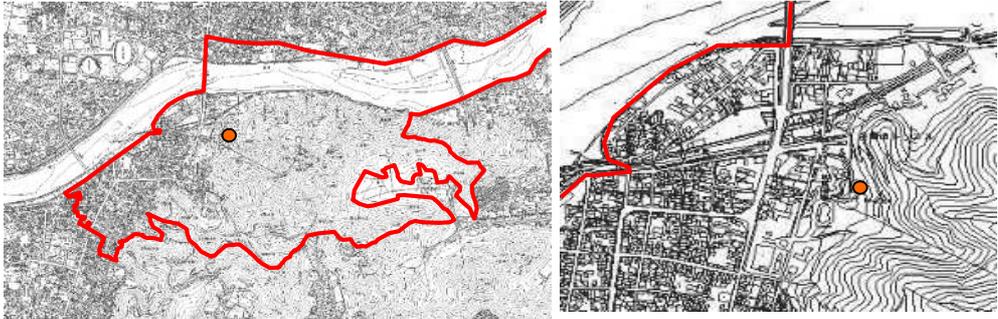
- ⑲長良川水辺拠点整備事業(新規)
- ⑳無電柱化推進事業(新規)

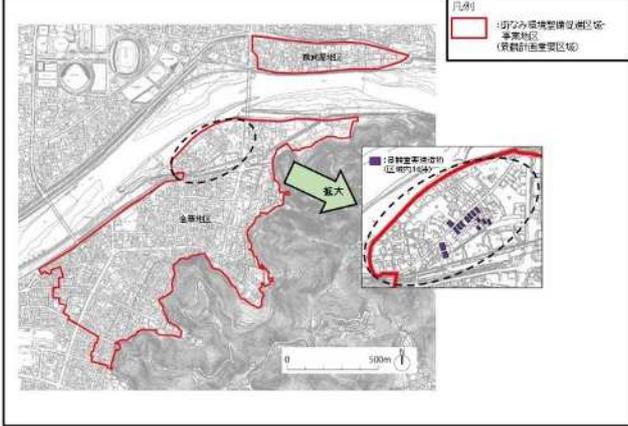


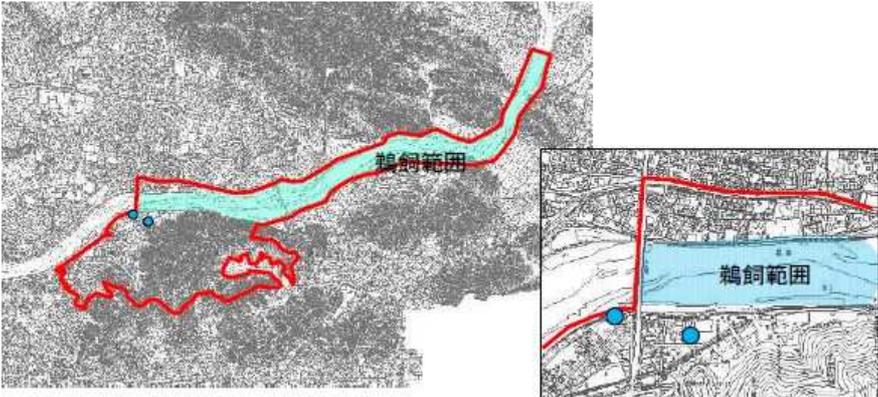
図VI-1 事業位置図

(1) 歴史的資産の保存・活用に関する事業

事業の名称	① 岐阜公園再整備事業 継続
整備主体	岐阜市(都市建設部歴史まちづくり課)
事業手法 (支援事業名)	都市構造再編集中支援事業(令和2年度～令和9年度)、 社会資本整備総合交付金(都市公園事業)(令和6年度～令和10年度)
事業期間	平成21年度～
事業箇所及び区域	
事業の概要	<p>岐阜公園の敷地には、織田信長の時代、居館や政庁、武家屋敷が立地し、中世における町の中心区域であった。公園としては明治15年(1882)に公園開設の認可を経て、様々な整備がなされてきた。平成23年(2011)には、信長公居館跡の発掘調査の成果により、公園の一部が史跡「岐阜城跡」に指定され、歴史的価値が更に高まっている。</p> <p>そこで、岐阜公園が持つ信長公居館跡などの歴史的価値と金華山・長良川の豊かな自然環境を活かした本格的な「歴史公園」として再整備を進める。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜公園を「織田信長公居館跡」を中心とした公園として整備し、織田信長と岐阜市形成過程との関係を発信する事により、観光客などの来訪者が岐阜市への興味を持つきっかけをつくり出す事ができ、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

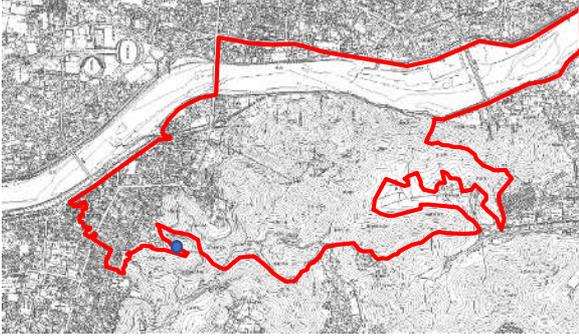
事業の名称	② 岐阜公園三重塔特別公開事業 新規
事業主体	岐阜市(都市建設部歴史まちづくり課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 29 年度～
事業箇所及び区域	
事業の概要	<p>大正天皇即位の記念事業として大正 6 年(1917)に建設された岐阜公園三重塔は建立から約 100 年が経過し、老朽化が著しかったため、平成 26 年(2014) 9 月から平成 29 年(2017) 2 月までの約 2 年半をかけて、大規模な修復を行い、建立当初の姿に復原した。</p> <p>復原した三重塔を定期的に公開し、その価値や魅力を伝えることで後世に末永く継承していく。</p> <div style="text-align: center;">  <p>建立当初の姿に復原した岐阜公園三重塔</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜公園三重塔は、岐阜公園の戦国時代から近代の歴史の重層性を物語る重要な施設であり、三重塔の価値と魅力を公開することで、岐阜城下町のたどってきた歴史の重層性を感じることができ、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	④ 景観重要建造物等整備事業 継続
事業主体	岐阜市(まちづくり推進部まちづくり推進政策課)
事業手法 (支援事業名)	街なみ環境整備事業
事業期間	令和4年度～
事業箇所	
事業の概要	<p>優れたデザインを有するものやシンボリックな存在であるもの、自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるものなど、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な建造物について、景観法に基づき景観重要建造物として指定したものの維持保存工事費の一部を補助する。</p>  <p style="text-align: center;">景観重要建造物が建ち並ぶ川原町の街なみ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>良好な景観の形成に重要な建造物を保存し、後世に継承することは、昔ながらの景観が親しみと誇りのあるものとなり、岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

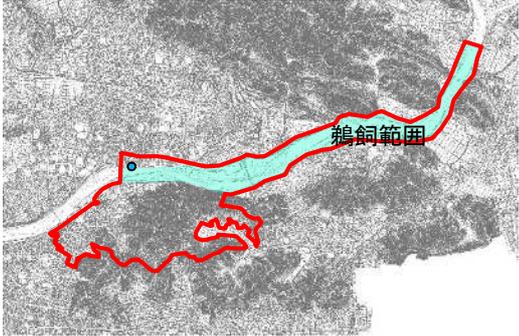
事業の名称	⑤ 鵜飼観覧船等の運航事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部鵜飼観覧船事務所)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	昭和2年度～
事業箇所	<p>鵜飼観覧船事務所、鵜飼観覧船造船所</p> 
事業の概要	<p>1300年を超える歴史があり、岐阜の夏の風物詩として受け継がれてきた「ぎふ長良川の鵜飼」(5月11日～10月15日)を観光と伝統継承の両面から支えるため、鵜飼観覧船の運航管理を行う。</p> <p>鵜飼開催時に鵜飼観覧船を運航するほか、「風流屋形船」(鵜飼開催期間外)、「夢舟船」(鵜飼開催期間中の昼間)の運航も行う。</p> <p>また、鵜飼観覧船の新造及び補修を鵜飼観覧船造船所で行い、岐阜市重要無形民俗文化財に指定された匠の技を自由に見学することができる施設として開放する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>「ぎふ長良川の鵜飼」の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>造船所の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>1300年以上の歴史を持ち、時の権力者たちにより保護されてきた鵜飼を、川面から見物するための観覧船事業を運営することは、市民や観光客が「ぎふ長良川の鵜飼」に親しみ、理解を深めることにつながり、ぎふ長良川の鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 伝統的活動の保存・継承に関する事業

事業の名称	⑥ 長良川鵜飼文化未来継承事業 新規
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課)、 岐阜長良川鵜飼保存会、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会
事業手法 (支援事業名)	岐阜市負担金、地方創生推進交付金(令和5年度)、 デジタル田園都市国家構想交付金(令和6年度)、 新しい地方経済・生活環境創生交付金(令和7年度)、 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成16年度～
事業箇所	 <p style="text-align: center;">鵜飼の範囲</p>
事業の概要	<p>長良川の鵜飼文化の価値や魅力を高め、守り、未来へと継承していく。そのための手段として、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組をオール岐阜で推進する。</p> <p>4つの細事業を一体的に取り組み、SDGs 未来都市である岐阜市が推進している持続可能な都市づくりをさらに加速させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ】ユネスコ申請準備…PRリーフレット作成、登録推進映像制作 等 【Ⅱ】魅力発信…長良川鵜飼未来シンポジウム開催 等 【Ⅲ】保存活用…鵜舟の造船・舟大工育成 等 【Ⅳ】総合調査…他地域の鵜飼との比較調査、鵜の生態調査 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>鵜舟の造船・舟大工育成</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>長良川鵜飼未来シンポジウム</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>ユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組をオール岐阜で推進することで、長良川の鵜飼文化の価値や魅力を高め、守り、未来への継承につなげることができ、ぎふ長良川の鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑦ 岐阜まつり記録保存調査 新規
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課)
事業手法 (支援事業名)	地方創生推進交付金(令和2年度～令和4年度)、 市単独事業(令和5年度～令和7年度)
事業期間	令和2年度～令和7年度
事業箇所	<p>伊奈波神社及び岐阜市内各所</p> 
事業の概要	<p>毎年4月5日に執り行われる伊奈波神社の例祭と、それに伴い行われる山車奉曳等の一連の行事群で構成される岐阜まつりの総合調査を実施する。</p> <p>岐阜まつり文化財検討委員会の指導のもと祭礼に関わる各分野の専門家(歴史、民俗、建築、工芸等)による記録保存調査を行うとともに、山車、神輿等の実測等、『(仮称)岐阜まつり総合調査報告書』の刊行を目指す。</p> <p>また、調査により全国的な観点から岐阜まつりの価値付けを行うとともに、調査成果をまつりの継承や地域の活性化に活かす。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜まつりの総合調査を行うことで、調査成果をまつりの継承や地域の活性化につなげることができ、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑧ 伝統的工芸品振興事業 継続
事業主体	岐阜市(経済部商工課)
事業手法 (支援事業名)	伝統的工芸品産業支援補助金 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金
事業期間	平成10年度～
事業箇所	岐阜提灯協同組合所在地 岐阜市小熊町1丁目18番地
事業の概要	<p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の認定を受けた「岐阜提灯・岐阜和傘」伝統工芸品産業に関する振興計画に基づき実施される、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業への支援を行い、伝統的工芸品「岐阜提灯・岐阜和傘」の普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①後継者確保・育成 ②品質保持・改善 ③需要開拓 ④伝統的工芸品表示 ⑤その他 <div data-bbox="604 976 1302 1491" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">展示会での実演</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜市を代表する伝統的工芸品である「岐阜提灯・岐阜和傘」の需要開拓等へ支援することは、伝統的工芸品が持つ繊細な優美さの周知に繋がり、岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑨ 長良川まつり支援事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	昭和 58 年度～
事業箇所	神明神社(長良川河畔一帯) 
事業の概要	<p>長良川まつりは、毎年7月16日に神明神社及び長良川河畔一帯で開催されており、長良川での航行や、川で遊ぶ人たちの安全、風水害からの安全を祈り、提灯で装飾された船が出船する。</p> <p>また神明神社では鵜匠をはじめとする鵜飼関係者による鮎の供養が行われ、長良川に鮎が放流される。</p> <p>これらの伝統行事に対し、支援を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「ぎふ長良川の鵜飼」の年中行事である長良川まつりを支援することは、運営にかかる負担を軽減し、まつりの継承につながり、ぎふ長良川の鵜飼と鵜匠の家まつる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(3) 歴史的資産の調査と情報発信に関する事業

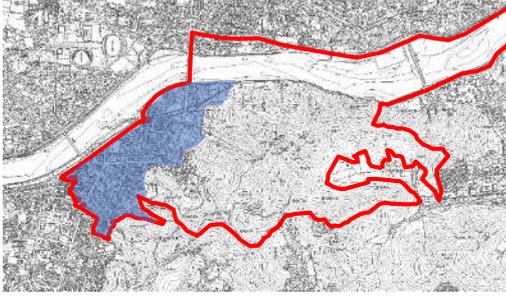
事業の名称	⑩ 史跡岐阜城跡整備事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課)
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所	
事業の概要	<p>「史跡岐阜城跡保存活用計画」、「史跡岐阜城跡整備基本計画」、「史跡岐阜城跡サイン計画」に基づき、史跡岐阜城跡の調査研究・保存・活用・整備を行う。事業は専門家等から組織される「史跡岐阜城跡整備委員会」の指導に基づき実施する。</p> <p>また、発掘調査現場の一般公開等を通して、岐阜城跡の魅力を全国に発信する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>発掘調査現場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>発掘調査現場の一般公開</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>修繕を行った看板</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡岐阜城跡の調査研究・保存・活用・整備を進めることで、史跡の本質的な価値、魅力を明らかにすることができ、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑪ 長良川中流域における文化的景観保存調査事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課)
事業手法 (支援事業名)	文化的景観保護推進事業国庫補助
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所	<p>長良川地区、金華山地区、鶯飼屋地区、川原町地区、旧城下町地区</p>  <p>凡例 第1次選定申出範囲</p>
事業の概要	<p>岐阜城及び城下町などの歴史、長良川や金華山などの自然、また、長良川鶯飼、竹・紙を用いた提灯・団扇・傘製造の伝統文化等、岐阜市ならではの資産を文化的景観という概念により、包括的かつ重層的に保存・継承していくことを目的として、「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」「長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画」に基づき、重要な構成要素への追加候補調査、自然・眺望体感事業、習慣・文化調査発展事業、担い手・語り手等人材育成事業、防災事業等、各事業相互に連携を図りながら事業を推進する。</p> <p>また、文化的景観の重要な構成要素である金鳳山正法寺について、大仏及び大仏殿の保存整備に向けた検討を行うとともに、その価値や魅力向上のための普及啓発を推進する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜市の誇る金華山・長良川の自然、長良川水運を主軸とする流通・往來の構造、問屋業、製造業などに形成された建造物及びまちなみなどの価値を明らかにすることで、シビックプライドの醸成がはかられ、歴史資産に対する保護意識を向上させるきっかけとなり、岐阜市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑫ 信長学推進事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 20 年度～
事業の概要	<p>信長学フォーラム(平成 20 年度～) 岐阜城及び信長公居館の調査・整備と連動して「信長公命名のまち・岐阜」を全国にPRするため、歴史シンポジウム「信長学フォーラム」を開催する。 ※各年度 1 回開催</p> <p>信長塾(平成 21 年度～) 岐阜城及び信長公居館の調査・整備と連動して、岐阜と信長とのつながりや信長公居館跡をテーマにした歴史講座「信長塾」を開講し、市民の歴史遺産への理解を深めていく。 ※各年度 5 回開講</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>信長学フォーラム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>信長塾</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市民や観光客に「信長のまち＝岐阜」を認識してもらうことは、岐阜市の歴史や文化に対する興味を高め、歴史資産に対する保護意識を向上させるきっかけとなり、岐阜市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

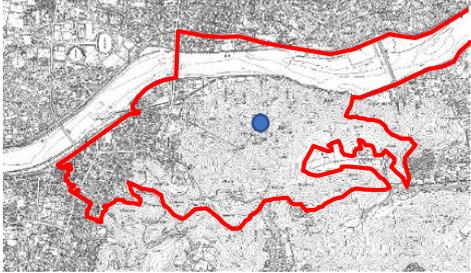
事業の名称	⑬ 歴史遺産活用事業 新規
事業主体	ぎふ歴史遺産活用推進協議会、岐阜市(都市建設部歴史まちづくり課)
事業手法 (支援事業名)	文化芸術振興費補助金(令和2年度～令和4年度)、 地方創生推進交付金(令和5年度)、 デジタル田園都市国家構想交付金(令和6年度)、 岐阜県市町村支援補助金(令和7年度)、 文化資源活用事業費補助金(令和7年度～令和11年度)、 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業(令和7年度～令和11年度)、 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(令和8年度～)
事業期間	平成27年度～
事業箇所	岐阜市全域
事業の概要	<p>平成27年(2015)4月に日本遺産第1号となった『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』のPR、及び令和2年(2020)7月に認定された「岐阜市文化財保存活用地域計画」の取組推進のため、人材育成、普及啓発、情報コンテンツ作成等の事業を行うほか、歴史的風致の重点区域見直しや本物志向の観光まちづくりのための環境整備ビジョン・構想等の策定を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>日本遺産タペストリー (JR岐阜駅北口)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>岐阜市文化財誘導看板設置 (加納城跡)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>日本遺産フェスティバル in 関門 (岐阜市PRブース)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や観光客に日本遺産をはじめとした歴史遺産の情報を認識してもらうことは、岐阜市の歴史や文化に対する興味を高め、歴史資産に対する保護意識を向上させるきっかけとなり、岐阜市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	⑭ 歴史博物館総合展示室リニューアル事業 新規
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部歴史博物館)
事業手法 (支援事業名)	地方創生推進交付金(～令和5年度)、 デジタル田園都市国家構想交付金(令和6年度)、 新しい地方経済・生活環境創生交付金(令和7年度)、 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業(令和8年度)
事業期間	令和4年度～令和8年度(予定)
事業箇所	
事業の概要	<p>歴史博物館は、昭和60年(1985)に開館し、平成17年(2005)に総合展示室をリニューアルしている。その後16年が経過し、展示設備の老朽化がみられている。</p> <p>また、『岐阜市センターゾーン岐阜公園エリア整備』『史跡岐阜城跡整備関連事業』『岐阜公園再整備事業』と一体での推進が求められており、岐阜市の観光施策、岐阜城跡の魅力向上のため本館総合展示室のリニューアルが必要であると考えている。</p> <p>このため、令和7年(2025)の開館40周年を目途に、総合展示室の展示内容を『史跡岐阜城跡整備基本計画』に定められた「城下町を中心に、市の史跡・歴史等を紹介し、街歩き拠点となる施設」に沿って改修するとともに、老朽化した展示設備の更新を行い、より効果の高い市民のシビックプライドの醸成および入館者数・観光客の増加を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>展示内容を「史跡岐阜城跡整備基本計画」に基づきリニューアルして情報を発信することにより、史跡の価値や魅力の再発見につながり、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

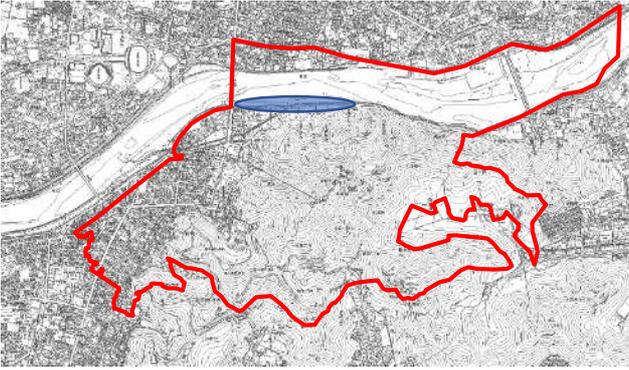
事業の名称	⑮ まちなか歩き回廊推進事業(まちなか歴史クイズウォーク) 新規
事業主体	岐阜市(都市建設部歴史まちづくり課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～
事業箇所	<p>岐阜公園周辺</p> 
事業の概要	<p>史跡岐阜城跡や旧城下町、川原町など岐阜公園周辺の歴史をテーマにしたクイズを解きながらまちなかを回遊するイベントを実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="485 1133 916 1435" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right; font-size: small;">まちなか歴史クイズウォーク 総経理 信長公からの指令</p> <p>① 総構の土塁</p> <p>戦国時代、総構と呼ばれる土や石で作った堀や壁で、城下町をぐるりと囲んで、城や町を守っていました。現在、総構の跡はどうなっているでしょうか。</p> <p>ヒント 現在、この上を車が走っております!</p> <p>さ) 「堀防」 し) 「三重塔」 す) 「ロープウェイ」</p> <p style="font-size: x-small;">このカードは、2020年11月14日～15日実施のイベント用のクイズ用紙です。 主催：岐阜市 協賛：岐阜市にぎわいまち公社</p> </div> <div data-bbox="951 1133 1410 1435">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="651 1442 772 1469" style="text-align: center;">出題クイズ</div> <div data-bbox="1054 1442 1321 1469" style="text-align: center;">クイズに挑戦する参加者</div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜公園周辺にある豊かな歴史をイベントにより楽しみながら知ってもらうことで、岐阜市の誇る歴史的価値や魅力を効果的にPRすることができ、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致、岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

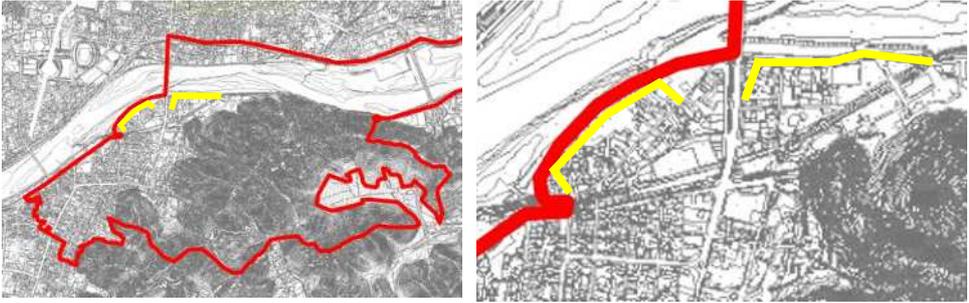
事業の名称	⑩ ぎふ長良川の鶺鴒伝承事業 継続
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	
事業の概要	<p>1300 年以上の歴史を持ち、岐阜の夏の風物詩として受け継がれている「ぎふ長良川の鶺鴒」の特徴と魅力を、様々な展示や空間演出を用いてわかりやすく多くの人々に伝え、長良川鶺鴒文化を発信する拠点として、国の支援を受けて、整備した岐阜市長良川鶺鴒伝承館(長良川うかいミュージアム)において、文化の伝承及び、観光の振興に寄与することを目的に、各種事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長良川うかいミュージアム市民講座(月 1 回) ・鶺鴒により「鶺鴒の実演」「鶺鴒の説明」 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>市民講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鶺鴒の実演</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜市を代表する伝統文化である「ぎふ長良川の鶺鴒」の価値を通年で、分かりやすく紹介・情報発信することは、伝統文化の価値の再認識や再発見につながり、ぎふ長良川の鶺鴒と鶺鴒匠の家まつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑰ ふるさと大好き鶺鴒事業 継続
事業主体	岐阜市(教育委員会学校指導課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成13年度～
事業箇所	長良川河畔一体
事業の概要	<p>鶺鴒観覧の体験を通して、ふるさとを愛する心情を育成するとともに、ふるさとを誇りに、自信をもって生きぬく資質と態度を養うことを目的として実施する。</p> <p>各学校による企画・運営で、おもに小学校5年生が、鶺鴒観覧を行う際に必要な観覧船乗船料の半額を補助する。</p> <div data-bbox="740 810 1104 1299" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">鶺鴒観覧</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜市の代表的な伝統文化である「ぎふ長良川の鶺鴒」を子供のうちに観覧することで、歴史や文化に対する知識や興味が湧き、ふるさとを愛する心情や、シビックプライドの醸成がはかられ、岐阜市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑱ 岐阜城天守閣運営管理事業 新規
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課)
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	昭和 31 年度～
事業箇所	金華山山頂 岐阜城天守閣および岐阜城資料館 
事業の概要	<p>金華山山頂に立地する岐阜城天守閣は、市民等の寄附により昭和 31 年(1956) 7 月 25 日に再建された鉄筋コンクリート造の復興天守で、年間 20 万人以上の有料入場者が訪れる岐阜市を代表する観光施設である。観光事業の一環として、住民の福祉を図り、郷土の史蹟の保存のため、岐阜城天守閣を運営する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>岐阜市のシンボルである岐阜城を運営管理することで、歴史資産を活用した地域経済の活性化につながるるとともに、歴史資産を後世に引き継ぐことにもなり、シビックプライドの醸成がはかられ、岐阜市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(4) 歴史的資産の周辺環境整備に関する事業

事業の名称	⑱ 長良川水辺拠点整備事業 新規
事業主体	岐阜市(ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課、鶺鴒観覧船事務所) ※国事業あり
事業手法 (支援事業名)	都市構造再編集集中支援事業(～令和7年度)、 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(令和8年度～)
事業期間	令和6年度～令和9年度(予定)
事業箇所	
事業の概要	<p>洪水から鶺鴒観覧船を守り、鶺鴒観覧船事業の安全・安心な実施に向け、河川増水時に観覧船等を迅速に陸揚げするための坂路整備を行う。</p> <p>また、国においては、河川整備計画による流下能力の確保に向け、砂礫河原広場及び護岸を整備するほか、観覧船陸揚時の転回等のスペースに加え、イベントを行うとした場合でも利用可能な平場整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>長良川の水辺拠点を整備することにより、鶺鴒の漁場周辺の環境が向上し、ぎふ長良川の鶺鴒と鶺鴒匠の家につながる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑳ 無電柱化推進事業 新規
事業主体	岐阜市(基盤整備部道路維持課)
事業手法 (支援事業名)	都市構造再編集中支援事業
事業期間	令和5年度～令和12年度
事業箇所	市道 上材木町鏡岩線ほか1路線 L=830m W=4.5～6.8m 
事業の概要	<p>市道上材木町鏡岩線ほか1路線において、電線共同溝による無電柱化整備を行い、歴史公園である岐阜公園の再整備に合わせて、景観に配慮した道路修景整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">整備イメージ(川原町通り)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 整備前 整備後 </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	無電柱化の実施により、安全で快適な通行空間の確保を図るのみでなく、景観阻害要因が取り除かれることにより、岐阜城下町や川原町の歴史的景観が醸し出され、岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致、岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町家にまつわる歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定方針

歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物について、これまで岐阜市では調査に基づく価値付けを行うとともに、その価値に応じて文化財保護法、文化財保護条例または市独自条例に基づく指定または登録による保護を講じてきた。

今後、さらに岐阜市の歴史的風致の維持及び向上を積極的に図るため、重点区域内に分布する国指定の文化財以外の建造物でその歴史的価値が認められ、かつ歴史的風致の形成に寄与しているものについて「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保護を図っていく。

なお、重点区域内については、歴史的建造物の調査を継続して実施し、歴史的価値が認められたものについては、随時追加指定を図るものとする。

「歴史的風致形成建造物」の指定においては、以下のいずれかに該当するもののうち、その意匠性、技術性が優れたもの、歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの、または外観が景観上の特徴を有し区域の良好な景観形成に寄与するものとし、建築後概ね50年を経過している建造物とする他、芸術的価値または学術的価値の高い記念物を対象とし、市長が必要と認めるものとする。

○文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条に基づく登録有形文化財

○岐阜県文化財保護条例(昭和29年条例第37号)第2条に基づく指定文化財

○岐阜市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第4条に基づく指定文化財

○景観法(平成16年法律第110号)第19条に基づく景観重要建造物

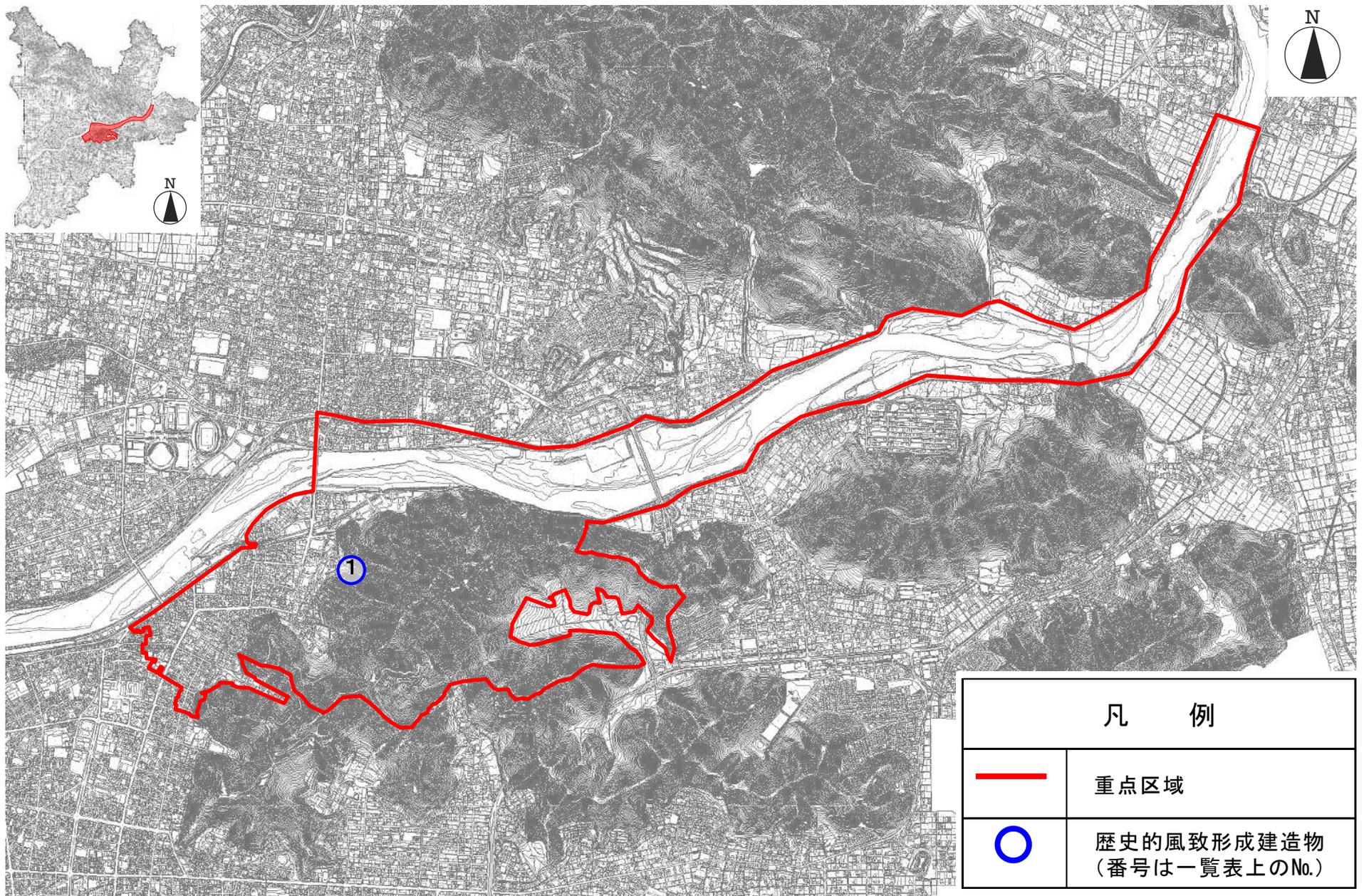
○岐阜市都市景観条例(平成7年条例第54号、平成22年1月岐阜市景観条例に改正)第19条に基づく都市景観重要建築物

○その他、当該区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要がある建造物で、市長が必要と認めるもの

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所在地	指定等区分	関連する歴史的風致
①	岐阜公園 三重塔※		槻谷 (岐阜公園内)	登録有形 文化財	岐阜まつりと岐阜城下町 にまつわる歴史的風致
	築年		所有者		
	大正6年 (1917)		岐阜市		

※岐阜市歴史的風致維持向上計画(第1期)においても指定した建造物



図Ⅶ-1 歴史的風致形成建造物候補の位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者や管理者には、歴史まちづくり法において、その建造物を適切に管理することが義務付けられている。また、増築、改築、移転及び除却の際には30日前までに市長に対して届出を行わなければならないとされ、届出があった場合において、必要がある場合、設計の変更等必要な措置を講ずべきことを勧告することができると規定されている。

また、歴史的風致形成建造物としての価値に鑑み、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。

2 個別事項

○県又は市指定文化財

県又は市の文化財保護条例に基づくそれぞれの指定文化財については、建造物の外観及び内部ともに、その現状保存を基本とする。また、増改築等に関しては、原則として行わないことを基本とし、公開、活用に際しての防災措置等のやむを得ない事情がある場合にのみ行い、修理に際しては、痕跡に基づく修理を原則とする。

○登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とする。

○景観重要建造物、景観重要公共施設

景観法に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設については、地域の景観を形成する重要な要素として良好な景観を形成する役割があるため、その外観について維持及び保存することを基本とする。

○都市景観重要建築物

岐阜市都市景観条例（平成7年条例第54号、平成22年1月岐阜市景観条例に改正）に基づく都市景観重要建築物については、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とする。

○その他歴史的風致形成建造物として指定される建造物

その他歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要がある建造物については、その歴史的価値を毀損しない範囲内での改変を認めることとする。また、文化財保護法、県又は市の文化財保護条例、景観法等の諸法令に基づいた指定等が受けられるように努める。

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条に基づく届け出不要の行為は以下のとおりとする。

○県又は市指定文化財

岐阜県文化財保護条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請及び岐阜市文化財保護条例に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

○登録有形文化財

文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合。

○景観重要建造物、景観重要公共施設

景観法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

○都市景観重要建築物

岐阜市都市景観条例（平成 7 年条例第 54 号、平成 22 年 1 月岐阜市景観条例に改正）第 20 条に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

（参考資料）岐阜市の指定等文化財一覧

（令和7年4月1日現在）

国指定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (工芸)	金銅獅子唐草文鉢(国宝)	奈良	1	長良雄総194-1	護国之寺
重要文化財 (絵画)	絹本着色斎藤道三像斎藤義龍像	室町	2	梶川町9	常在寺
〃	裸婦図<山本芳翠筆/油絵 麻布>	明治	1	宇佐4-1-22	岐阜県
〃	絹本着色兜率天曼荼羅図	鎌倉	1	伊奈波通1-43	誓願寺
重要文化財 (彫刻)	木造薬師如来立像	平安	1	岩井2-1-25	延算寺
〃	木造千手観音坐像	平安	1	溝口中138-1	慈恩寺
〃	木造千手観音立像	平安	1	鏡島中2-8-1	乙津寺
〃	木造毘沙門天立像	鎌倉	1	鏡島中2-8-1	乙津寺
〃	乾漆十一面観音立像	奈良	1	美江寺町2-3	美江寺
〃	木造釈迦如来坐像	平安	1	三輪778-1	真長寺
〃	木造毘沙門天立像	鎌倉	1	岩滝東3-421	岩滝山奉賛会
〃	木造韋駄天立像	鎌倉	1	鏡島中2-8-1	乙津寺
重要文化財 (工芸)	太刀 銘景依造	鎌倉	1	伊奈波通1-1	伊奈波神社
〃	太刀 銘兼氏	室町	1	(岐阜市内)	(個人所有)
重要文化財 (書跡)	寸松庵色紙(ふみわけて)	平安	1	(岐阜市内)	(個人所有)
重要文化財 (古文書)	楽市楽座制札附織田信長百姓婦住制札	戦国	5	神田町6-24	円徳寺
重要文化財 (考古)	老洞1号窯出土品印文「美濃」	奈良	1259	大宮町2-18-1	岐阜市
史跡	琴塚古墳		1	琴塚3-5-37	国、岐阜市ほか
〃	老洞朝倉須恵器窯跡		1	芥見6丁目及び諏訪山1丁目	岐阜市ほか
〃	加納城跡		1	加納丸の内	国、岐阜市ほか
〃	岐阜城跡		1	金華山国有林ほか	国、岐阜市ほか
天然記念物	中将姫誓願ザクラ		1	大洞1-21-2	願成寺
重要有形 民俗文化財	長良川鵜飼用具		122	大宮町2-18-1	岐阜市
重要無形 民俗文化財	長良川の鵜飼漁の技術			(岐阜市内)	岐阜長良川鵜飼保存会

国選定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化的景観	長良川中流域における岐阜の文化的景観	—	—	大宮町1丁目ほか	国・岐阜市ほか

県指定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (絵画)	絹本着色涅槃図	室町	1	小野598-1	正法寺
"	絹本着色涅槃図	室町	1	"	"
"	絹本着色刀八毘沙門天像	室町	1	大洞1-21-2	願成寺
"	紙本水墨仙厓筆老子騎牛図	江戸	1	粟野2339	大龍寺
"	紙本水墨仙厓筆狗子仏性図	江戸	1	"	"
"	絹本着色当麻曼荼羅図	鎌倉	1	西荘3-7-11	立政寺
"	絹本着色十一面観音像	室町	1	"	"
"	絹本着色阿弥陀如来像	鎌倉	1	"	"
"	絹本着色善導大師像	鎌倉	1	"	"
"	絹本着色十三尊仏像	室町	1	"	"
"	絹本着色五大力菩薩像	鎌倉	1	"	"
"	絹本着色親鸞聖人御絵伝附紙本墨書蓮如裏書	室町	5	茜部本郷3-116-2	浄性寺他河野六力寺組共有
"	紙本着色白隠筆白沢図・観音像	江戸	2	粟野2339	大龍寺
"	絹本着色親鸞聖人御影	室町	1	長森本町1-12-7	願養寺
"	絹本着色如覚上人像	室町	1	"	"
"	紙本着色鷹図六曲屏風	江戸	1	長良雄総194-1	護国寺
"	絹本着色涅槃図	室町	1	三輪778-1	真長寺
"	絹本着色文殊菩薩像	室町	1	"	"
重要文化財 (彫刻)	木造金剛力士立像	鎌倉	2	大洞1-21-2	願成寺
"	木造四天王立像	鎌倉	1	粟野西8-175	済法寺
"	木造地藏菩薩立像	鎌倉	1	"	"
"	木造十一面観音立像	平安	1	"	"
"	木造不動明王立像	鎌倉	1	"	"
"	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	1	福富647-1	浄土寺
"	木造聖観音立像	平安	1	"	"
"	木造十一面観音立像	鎌倉	1	大洞1-21-2	願成寺
"	木造阿弥陀如来坐像	平安	1	"	"
"	木造大日如来坐像	鎌倉	1	"	"
"	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	1	江崎24-12	立江寺
"	石造狛犬	安土桃山	1	伊奈波通1-1	伊奈波神社

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (彫刻)	籠大仏附木造薬師如来坐像	江戸平安	1	大仏町8	正法寺
"	木造阿弥陀如来坐像	平安	1	"	"
"	木造釈迦如来坐像	平安	1	城田寺1821	舎衛寺
"	塑造仏頭及び残欠	奈良	1	長良雄総194-1	護国之寺
重要文化財 (工芸)	太刀 銘国宗	鎌倉	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	太刀 銘備前国長船住右近庄監保弘造	鎌倉	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	短刀 銘信国	室町	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	鰐口(銘 乾元二年)	鎌倉	1	大洞1-21-2	願成寺
"	華瓶及び関伽桶	鎌倉	6	"	"
"	太刀 銘助真作	鎌倉	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	太刀 銘兼氏	鎌倉	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	銅製鰐口(銘応永)	室町	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	銅製鰐口(銘文和)	室町	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	木造獅子頭	江戸	1	伊奈波通1-1	伊奈波神社
"	木造獅子頭	鎌倉	1	日野北1-6-5	諏訪神社
"	朱根来瓶子	室町	1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	刀 銘近江守源久道	江戸	1	御手洗393	岐阜護国神社
"	金銅割五鈷杵	鎌倉	1	城田寺1821	舎衛寺
重要文化財 (書跡)	美濃国第三宮因幡神社本縁起	室町	2	伊奈波通1-1	伊奈波神社
"	紙本墨書念誦次第	鎌倉	5	大洞1-21-2	願成寺
重要文化財 (典籍)	春日版大般若経	鎌倉	320	"	"
重要文化財 (考古)	銅造経筒	平安	1	大宮町2-18-1	岐阜市
重要文化財 (建造物)	延算寺本堂	江戸	1	岩井2-1-25	延算寺
"	八幡神社社殿	桃山	1	芥見2-93	八幡神社
"	日吉神社社殿	桃山	1	"	日吉神社
"	岐阜別院本門	江戸	1	西野町3-1	本願寺岐阜別院
"	岐阜別院裏門	江戸	1	"	"
"	護国之寺宝篋印塔	鎌倉	1	長良雄総194-1	護国之寺
史跡	智通光居墓		1	西荘3-7-11	立政寺
"	獅子庵		1	山県北野681番地	獅子門

岐阜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
史跡	宝曆治水工事義没者墓		1	岩崎3-15-1	霊松院
〃	土岐成頼墓		1	寺町19	瑞龍寺
〃	斎藤妙椿墓		1	〃	〃
〃	悟溪国師墓		1	〃	〃
〃	厚見寺跡		1	〃	〃
天然記念物	鏡岩		1	加野1762-1	(個人所有)
〃	白山神社のスギ		1	福富2011-1	白山神社
〃	大智寺のヒノキ		1	山県北野668-1	大智寺
有形民俗文化財	手漉美濃和紙製造用具		135	大宮町2-18-1	岐阜市
無形民俗文化財	手力雄神社火祭り			蔵前6-8-18	手力雄火祭り奉賛会

市指定文化財

種別	名稱	時代	員數	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (繪畫)	絹本著色豊臣秀吉像		1	大宮町2-18-1	岐阜市
"	絹本著色悟溪国師頂相		1	栗野2339	大龍寺
"	絹本著色瑞翁国師頂相		1	"	"
"	絹本著色快川国師頂相		1	"	"
"	紙本水墨白鷺蓮盧図		1	大宮町2-18-1	岐阜市
"	絹本著色阿弥陀如来像		1	江崎24-12	立江寺
"	絹本著色勢至菩薩像		1	長良雄総194-1	護国之寺
"	絹本著色蓮台阿字		1	"	"
"	絹本著色阿弥陀如来像		1	"	"
"	絹本著色十三仏像		1	"	"
"	絹本著色釈迦十六善神像		1	"	"
"	絹本著色愛染明王像		1	"	"
"	絹本著色不動明王像		1	"	"
"	絹本著色兩界曼荼羅図		2	"	"
"	絹本著色妙観察智弥陀像		1	城田寺1821	舎衛寺
"	絹本著色悟溪宗頓像		1	山県北野668-1	大智寺
"	絹本著色玉浦宗珉像		1	"	"
"	絹本著色不動明王二童子像		1	下鷯飼1422-1	下鷯飼区
"	紙本著色斎藤妙椿像		1	寺町19	開善院
"	絹本著色亀姫像		1	加納奥平町1-22	盛徳寺
"	絹本著色亀姫像		1	加納西広江町2-28	光国寺
"	紙本墨画二起二睡図		1	大宮町2-18-1	岐阜市
"	絹本著色聖徳太子六臣像		1	西荘2-17-8	敬念寺
"	絹本著色十字名号		1	"	"
"	非情成仏絵巻		2	長良福光2403-1	崇福寺
"	紙本水墨白隠筆白衣観音像		1	岩井2-1-25	延算寺
"	板戸絵		6	"	"
"	絹本著色奥平信昌像		1	加納奥平町1-22	盛徳寺
"	絹本著色涅槃図		1	伊奈波通1-43	誓願寺
"	絹本著色当麻曼荼羅図		1	"	"

種別	名 称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (絵画)	絹本着色土岐成頼像		1	寺町19	瑞龍寺
	絹本着色悟深宗頓像		1	〃	〃
	絹本着色五大尊像		1	三輪778-1	真長寺
	絹本着色釈迦十六善神像		1	〃	〃
	絹本着色涅槃図		1	長良福光2403-1	崇福寺
	絹本着色釈迦三尊十六羅漢図		1	〃	〃
	絹本着色三十番神像		1	矢島町1丁目55番地	法華寺
	絹本着色十二天像附三幅(水天・梵天・地天)		9	大宮町2-18-1	真長寺
重要文化財 (彫刻)	木造延命地藏菩薩坐像		1	大門町23	慈恩寺
	石造救世観音立像		2	野一色8-18-3	白龍観音
	木造僧形神像		2	蔵前6-8-22	手力雄神社
	木造薬師如来坐像(薬師寺)		1	中屋西	薬師寺
	木造尼僧像(薬師寺)		1	〃	〃
	木造芭蕉像		1	大門町23	慈恩寺
	木造阿弥陀如来立像		1	島栄町3-43	真蔵寺
	木造神像		5	三輪965	三輪神社
	木造不動明王立像		1	大洞1-21-2	願成寺
	木造弘法大師坐像		1	〃	〃
	木造阿弥陀如来立像		1	(岐阜市内)	(個人所有)
	木造閻魔王坐像		1	金華山	岐阜市
	木造不動明王及二童子立像		3	長森岩戸944-99	弘峰寺
	木造十一面観音坐像		1	柳津町高桑3-174	慈恩寺
	正蓮寺の欄間		3	柳津町上佐波1-94	正蓮寺
	木造大日如来坐像 付木札		1	石原3-60-1	石原区
	木造両頭愛染明王坐像		1	三田洞131	法華寺
	木造阿弥陀如来立像		1	〃	〃
	木造阿弥陀如来立像附関連文書二通		1	木造町10	蓮生寺
	木造四天王立像		2	岩井2-1-25	延算寺
木造十一面観音立像		1	芥見2-91	真聖寺	
木造釈迦如来坐像		1	伊奈波通1-8	安乘院	

岐阜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像		1	美江寺2-3	美江寺
"	木造菩薩坐像		1	"	"
"	木造不動明王半跏像		1	"	"
"	石造狛犬		1	茜部寺屋敷3-35	茜部神社
重要文化財 (工芸)	丹波焼茶入 銘 柴の戸		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	梵鐘		1	神田町6-24	円徳寺
"	鐺		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	神酒壺		1	蔵前6-8-22	手力雄神社
"	美濃彫		2	(岐阜市内)	(個人所有)
"	後藤派目貫		5	(岐阜市内)	(個人所有)
"	三十三間堂通矢図小柄		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	松上舞鶴二所物		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	銀箔押烏帽子形兜		1	神田町6-24	円徳寺
"	刀 銘 藤原利隆作関住兼定同作		1	大宮町2-18-1	岐阜市
"	刀 銘 濃州岐阜住兼外作		1	"	"
"	猩々面		1	美江寺2-3	美江寺
"	木造獅子頭		1	"	"
重要文化財 (書跡)	金銀切箔散料紙墨書歌集断翰松葉切(ないかしの)		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	金銀切箔散料紙墨書歌集断翰松葉切(松すきの)		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	専福寺文書		3	加納新町47	専福寺
"	本願寺顕如消息		1	神田町6-24	円徳寺
"	快川国師書跡		1	粟野2339	大龍寺
"	淡墨の繪旨		1	西荘3-7-11	立政寺
"	本寺末寺聖教僧衆弘通定置事智通筆		1	"	"
"	松尾芭蕉筆 城跡や		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	禁制 禁札		2	東川手1-7	正福寺
"	紙本墨書唄銘 白隠筆		1	福富1072	少林寺
"	舎衛寺縁起		1	城田寺1821	舎衛寺
"	護国之寺縁起		1	長良雄総194-1	護国之寺
重要文化財 (典籍)	大般若經		300	太郎丸597-1	上諏訪神社

種別	名稱	時代	員數	所在地	所有者・管理者
重要文化財 (典籍)	大般若經		600	長良雄総194-1	護国之寺
"	兩界念誦次第		2	城田寺1821	舎衛寺
重要文化財 (考古)	須恵器		1	(岐阜市内)	(個人所有)
"	龍門寺古墳出土品 1号墳		7	大宮町2-18-1	岐阜市
"	龍門寺古墳出土品 12号墳		2	"	"
"	龍門寺古墳出土品 13号墳		3	"	"
"	龍門寺古墳出土品 14号墳		1	"	"
"	龍門寺古墳出土品 15号墳		3	"	"
"	史跡岐阜城跡(織田信長居館跡)出土金箔飾り瓦		一括	"	"
"	椿洞第1古墳群2号墳出土土圭頭大刀		一式	"	"
歴史資料	丸窓電車(モ513号車)		1	橋本町1-100	岐阜市
"	稲葉城趾之囿		1	伊奈波通1-1	伊奈波神社
重要文化財 (建造物)	三輪神社社殿		1	三輪965	三輪神社
"	岐阜別院経蔵		1	西野町3-1	本願寺岐阜別院
"	三輪神社石鳥居		1	三輪965	三輪神社
"	護国之寺楼門		1	長良雄総194-1	護国之寺
"	護国之寺奥之院		1	長良雄総194-1	護国之寺
"	延算寺鐘樓		1	岩井2-1-25	延算寺
"	名和昆虫研究所記念昆虫館		1	大宮町2-18	名和昆虫研究所
"	妙照寺本堂		1	梶川町14	妙照寺
"	妙照寺庫裡		1	"	"
"	正法寺大仏殿		1	大仏町8	正法寺
史跡	道三塚		1	長良福光2495	岐阜市
"	土岐政房墓		1	茜部寺屋敷	(個人)
"	成就院跡		1	"	(個人)
"	黒野城跡		1	黒野388	岐阜市
"	織田信長父子廟		1	長良福光2403-1	崇福寺
"	切通陣屋跡		1	切通	(個人)
"	奥平信昌夫妻墓		1	加納奥平町1-22	盛徳寺
"	隠山円照禅師墓		1	寺町19	瑞龍寺
"	伝織田塚改葬地		1	神田町6-24	円徳寺

岐阜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

種別	名 称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
史跡	賀夫良命塚		1	金町5-3	金神社
"	御園の榎		1	若宮町1-8	榎森神社
"	森田草平生誕の地		1	鷺山390-1	岐阜市
"	鎧塚古墳		1	粟野西	(個人)
"	岩崎1号墳		1	岩崎字山手	(個人)
"	日野1号墳		1	日野東1丁目	(個人)
"	石谷1号墳		1	石谷字北山610-3	八幡神社
"	正法寺跡		1	薬師町25	正福寺
"	智照院古墳		1	岩田西3-476	智照院
"	西山4号墳		1	長良六本松	(個人)
"	畑繫堤跡		1	柳津町丸野2-173	畑繫堤跡保存会
"	上城田寺第4古墳群		1	城田寺字大平	(個人)
"	瑞龍寺山頂遺跡		1	上加納山4700-1ほか	財務省ほか
"	織田塚		1	霞町18番地	岐阜市
"	則武輪中跡・尉殿堤跡		1	則武565-1ほか	天神社
"	長山城跡		1	芥見緑山1-6106-1ほか	芳野神社
名勝	真長寺の石庭		1	三輪778-1	真長寺
"	法華寺庭園		1	三田洞131	法華寺
天然記念物	三輪神社のスギ		1	三輪965	三輪神社
"	円龍寺の大イチョウ		1	大門町18	円龍寺
"	延算寺のヤマモモ		1	岩井2-1-25	延算寺
"	次木のツバキ		1	次木	(個人)
"	次木の藤九郎ギンナン		1	次木	(個人)
"	上宮寺の大イチョウ		1	大門町12	上宮寺
"	日置江のモミジ		1	日置江	(個人)
"	古津のサザンカ		1	長良古津	(個人)
"	三田洞弘法のボダイジュ		1	三田洞131	法華寺
"	福満寺のサルスベリ		1	石谷478	福満寺
"	真聖寺のサザンカ		1	芥見2-91	真聖寺

岐阜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

種別	名 称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
天然記念物	高桑のムクノキ		1	柳津町高桑1-167	神明神社
"	天満神社のシイ		1	福富2137	天満神社
"	大洞のシデコブシ群落		1	大洞緑山	岐阜市
"	深坂神社のスギ		1	洞726	深坂神社
"	岩滝のヤマモモ		1	岩滝東	(個人)
"	延算寺のコバノミツバツツジ群落		1	岩井2-1-25	延算寺
"	大洞のコバノミツバツツジ群落		1	大洞2-324	岐阜市
"	真性寺のサルスベリ		1	長良129-1	真性寺
有形民俗文化財	山車		4	伊奈波通1-1	伊奈波神社
"	"		1	加納天神町4-1	加納天満宮
"	木造町神輿		3	木造町49	木造町東西自治会
無形民俗文化財	三輪神社稚児山の芸能			三輪965	三輪まつり保存会
"	高桑太鼓			柳津町高桑2-156	高桑太鼓保存会
"	獅子門正式俳諧			山県北野681番地 獅子庵	獅子門
"	鵜匠家に伝承する鮎鮎製造技術			長良	岐阜長良川鵜飼保存会
"	長良川鵜飼観覧船造船技術			湊町391	(個人)
"	長良川鵜飼観覧船操船技術			湊町1-2	長良川鵜飼観覧船 操船技術保存継承会
"	鵜飼装束(藁製品)製作技術			長良	岐阜長良川鵜飼保存会
"	伊奈波神社祭礼に伴う岐阜まつり行事			伊奈波通1-1	伊奈波神社 岐阜まつり宵宮実行委員会

登録有形文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
建造物	名和昆虫博物館	大8	1棟	千畳敷大道西308-1	名和昆虫研究所
"	鏡岩水源地旧エンジン室	昭5	1棟	鏡岩408-2米麩谷1-2	岐阜市
"	鏡岩水源地旧ポンプ室	昭5	1棟	鏡岩408-2米麩谷1-1~2	岐阜市
"	岐阜公園三重塔	大6	1棟	槻谷13-2	岐阜市
"	葛西家住宅主屋	明28	1棟	敷島町	(個人)
"	葛西家住宅長屋門	明28	1棟	敷島町	(個人)
"	震災記念堂	明26	1棟	若宮町	(個人)
"	旧松喜仏壇店舗兼主屋	明44	1棟	白木町	(個人)
"	旧櫻井銘木店舗兼住宅	明後半	1棟	元浜町	(個人)
"	旧櫻井銘木店土蔵	明前半	1棟	元浜町	(個人)
"	空穂屋店舗兼主屋	明25頃	1棟	靱屋町	(個人)
"	空穂屋土蔵	明中期	1棟	靱屋町	(個人)
"	抱石庵(久松真一記念館)	大2	1棟	長良福光	(個人)
"	藤田家住宅家屋	明45頃	1棟	東材木町	(個人)
"	藤田家住宅土蔵	昭4	1棟	東材木町	(個人)
"	旧青木家住宅(エグゼクス・ガーデン)表門	明2	1棟	日置江	サン・ワード株式会社
"	市原家住宅主屋	明16	1棟	古市場	(個人)
"	市原家住宅長屋門	明6	1棟	古市場	(個人)
"	後藤家住宅主屋	明28	1棟	芥見	(個人)
"	後藤家住宅離れ	大前期	1棟	芥見	(個人)
"	後藤家住宅旧郵便局舎	昭12	1棟	芥見	(個人)
"	後藤家住宅土蔵	江末期	1棟	芥見	(個人)
"	後藤家住宅門	昭12	1棟	芥見	(個人)
"	後藤家住宅地蔵覆屋	明初期	1棟	芥見	(個人)
"	真龍寺本堂	明14頃	1棟	長良2509-1	真龍寺
"	真龍寺玄関及び茶室	大後期	1棟	長良2509-1	真龍寺
"	真龍寺鐘楼	明31	1棟	長良2509-1	真龍寺
"	真龍寺山門	昭23	1棟	長良2509-1	真龍寺
"	岡本家住宅茶室	大2頃	1棟	金屋町	(個人)
"	岡本家住宅待合	大2頃	1棟	金屋町	(個人)
有形民俗	岐阜提灯の製作用具及び製品		1004	大宮町2-18-1	岐阜市

岐阜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

令和8年3月

岐阜市 都市建設部 歴史まちづくり課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

